# 令和3年

# 会津美里町議会会議録

(含:予算特別委員会)

定例会3月会議

3月2日開議~3月19日散会

# 会津美里町議会

# 令和3年会津美里町議会定例会3月会議会議録目次

第1日 3月	2 H	(火曜	H)
--------	-----	-----	----

○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出欠席議員
○説明のため出席した者
○事務局職員出席者
開 議 (午前10時00分)
○開議の宣告
○諸般の報告
○会議録署名議員の指名
○町長の施政方針演説
○議案の上程及び提案理由の説明
○議案第34号の議題、説明、質疑、討論、採決
○予算特別委員会の設置について
○議案の予算特別委員会付託について
○散会の宣告
散 会 (午前11時44分)23
予算特別委員会第1日 3月2日(火曜日)
○出欠席委員
<ul><li>○説明のため出席した者 ····································</li></ul>
○事務局職員出席者
開 会 (午後 1時00分)27
○開議の宣告
○議案第 2 5 号
○散会の宣告
散 会 (午後 2時03分)30
第2日 3月8日 (月曜日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件

〇出欠席議員
○説明のため出席した者
○事務局職員出席者 ····································
開 議 (午前10時00分)33
○開議の宣告
○町長の退職の件
○報告第3号の議題、説明、質疑
$\bigcirc$ 議案第 $1$ 4号の議題、説明、質疑、討論、採決
○議案第15号の議題、説明、質疑、討論、採決
○議案第16号の議題、説明、質疑、討論、採決41
○議案第17号の議題、説明、質疑49
○議案第35号の議題、説明、質疑、討論、採決
○総括質疑
○議案の常任委員会付託について
○散会の宣告
散 会 (午後 2時17分)65
予算特別委員会第2日 3月15日(月曜日)
○出欠席委員
○説明のため出席した者
○事務局職員出席者 ····································
開 議 (午前10時00分)
○開議の宣告
○議案第25号
○延会の宣告
延 会 (午後 3時18分)
予算特別委員会第3日 3月16日(火曜日)
○出欠席委員
○説明のため出席した者 ····································
○事務局職員出席者 ····································
開 議 (午前10時00分) ··········121 ○開議の宣告 ·········121

○議案第25号
○延会の宣告
延 会 (午後 2時02分)
予算特別委員会第4日 3月17日(水曜日)
〇出欠席委員
○説明のため出席した者
○事務局職員出席者 ····································
開 議 (午前10時00分)162
<ul><li>○開議の宣告 1 6 2</li></ul>
○議案第 2 5 号
○閉会の宣告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・198
閉 会 (午後 2時11分)
第3日 3月19日(金曜日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出欠席議員
○説明のため出席した者
○事務局職員出席者
開 議 (午後 2時00分)204
○開議の宣告
○常任委員会委員長の報告
○予算特別委員会委員長の報告
○議案第 5 号の議題、討論、採決
○議案第6号の議題、討論、採決
○議案第7号の議題、討論、採決
○議案第8号の議題、討論、採決
○議案第9号の議題、討論、採決
○議案第10号の議題、討論、採決
○議案第11号の議題、討論、採決
○議案第12号の議題、討論、採決
○議案第13号の議題、討論、採決

○議案第1	7号の議場	題、討論、	採決	2	1	4
○議案第1	8号の議場	題、討論、	採決	2	1	4
○議案第1	9号の議場	題、討論、	採決	2	1	5
○議案第 2	0号の議場	題、討論、	採決	2	1	5
○議案第 2	1号の議場	題、討論、	採決	2	1	6
○議案第 2	2号の議場	題、討論、	採決	2	1	6
○議案第2	3号の議場	題、討論、	採決	······································	1	7
○議案第2	4号の議员	題、討論、	採決	······································	1	8
○議案第2	5号の議場	題、討論、	採決	2	1	8
○議案第2	6号の議場	題、討論、	採決	2	1	9
○議案第2	7号の議員	題、討論、	採決	2	1	9
○議案第2	8号の議員	<b>夏、討論、</b>	採決	2	2	0
○議案第2	9号の議場	題、討論、	採決	2	2	1
				2		
				2		
○議案第3	2号の議员	<b>運、討論、</b>	採決	2	2	2
				2		
○同意第1	号の議題、	質疑、診	討論、:	採決	2	3
○同意第2	号の議題、	質疑、診	<b>討論、</b>	採決2	2	4
○同意第3	号の議題、	質疑、訴	討論、:	採決	2	5
○日程の追	加	•••••	•••••	2	2	6
○議案第3	6号、議	案第37号	骨の議	題及び提案理由の説明2	2	6
○議案第3	6号の議場	題、説明、	質疑	、討論、採決2	2	6
○議案第3	7号の議場	題、説明、	質疑	、討論、採決2	2	8
				討論、採決		
○散会の宣	告		•••••	2	3	2
散	会	(午後 3	時3	4分) ····································	3	2

# 定例会3月会議

(第 1 号)

# 令和3年会津美里町議会定例会3月会議

### 議事日程 第1号

令和3年3月2日(火)午前10時00分開議

#### 諸般の報告

- ①議長の報告(出席した会議等別紙のとおり)
- ②議長の提出物の報告(別紙のとおり)
- ③説明員の報告(別紙のとおり)
- ④一部事務組合議会結果報告
  - ・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告
- ⑤町長の行政報告
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 町長の施政方針演説
- 第3 議案の上程及び提案理由の説明
- 第4 議案第34号 財産の処分について
- 第5 予算特別委員会の設置について
- 第6 議案の予算特別委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員(15名)

1番	野	中	寿	勝	君	10番	佐	治	長	_	君
2番	村	松		尚	君	11番	根	本	謙		君
3番	小	島	裕	子	君	12番	根	本		剛	君
4番	渋	井	清	隆	君	13番	山	内	須力	1 美	君
5番	堤		信	也	君	14番	横	山	知 世	世志	君
6番	石	JII	栄	子	君	15番	山	内		長	君
7番	鈴	木	繁	明	君	16番	谷	澤	久	孝	君
9番	横	山	義	博	君						

# ○欠席議員(なし)

# ○説明のため出席した者

副町	長	鈴	木	直	人	君
会計管理	者	舩	木	宗	徳	君
総 務 課	長	國	分	利	則	君
政策財政調	長	鈴	木	或	人	君
産業振興調	長	金	子	吉	弘	君
町民税務調	長	横	山		優	君
健康ふくし訳	果長	原		克	彦	君
建設水道課	長	鈴	木	明	利	君
教 育	長	新	田	銀	_	君
教育文化調	長	松	本	由 佳	里	君
選挙管理委員書 記長 (兼		國	分	利	則	君
農業委員事務局長(兼	会 <b>(</b> )	金	子	吉	弘	君
代表監查委	員	鈴	木	英	昭	君

### ○事務局職員出席者

 事務局長
 髙
 木
 朋
 子
 君

 総務係長
 歌川
 和
 仁
 君

#### 開議 (午前10時00分)

#### ○開議の宣告

○議長(谷澤久孝君) ただいまから令和3年会津美里町議会定例会3月会議を開きます。 初めに、副町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。 副町長、鈴木直人君。

#### 〔副町長(鈴木直人君)登壇〕

〇副町長(鈴木直人君) おはようございます。皆様既にご承知のとおり、2月25日、本町渡部英敏町長が官製談合防止法違反の疑いで逮捕されました。責任ある自治体の長が逮捕されたことは誠に遺憾であり、事態を重く受け止めております。また、社会の信用を傷つけ、町民の皆様をはじめ多くの方々にご心配、ご迷惑をおかけしたことに対し、この場をお借りしまして深くおわびを申し上げます。

現在、県警の捜査に対し全面的に協力をしているところでございます。町長不在という非常事態ではありますが、職員一丸となって行政の責務を果たすとともに、信頼回復に努めてまいりますので、 議員各位におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(谷澤久孝君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

#### ○諸般の報告

○議長(谷澤久孝君) 諸般の報告を行います。

議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりです。

次に、一部事務組合議会結果報告を行います。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を10番、佐治長一君、報告願います。 佐治長一君。

#### 〔10番(佐治長一君)登壇〕

○10番(佐治長一君) おはようございます。会津若松地方広域市町村圏整備組合議会には村松尚議員、根本剛議員と私が派遣されておりますが、私が代表して12月会議以降の会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する結果報告を申し上げます。

1つとして、令和3年1月13日午後1時30分、全員協議会が開催され、高田工業団地に建設予定されている会津美里消防署についての説明がありました。令和3年度に建設が始まり、4年度に完成の予定であります。

次に、令和3年2月、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会2月定例会が2月12日から2月22日までの会期で開催されました。管理者提出案件は、条例案件2件、予算案件4件の計6件です。議会側提出案件は、単行案件1件、報告案件1件の2件です。

まず、議案第2号 会津若松地方広域市町村圏整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例ですが、この議案は新型コロナウイルス感染症に対する感染症予防等業務手当の追加等 について所要の処置を講じようとするものであります。

次に、議案第3号 会津若松地方広域市町村圏整備組合火災予防条例の一部を改正する条例です。 この案件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制 定に関する基準を定める省令の改正に伴い、急速充電設備の安全対策について所要の処置を講じよう とするものであります。

議案第4号 令和2年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算(第3号)ですが、 今回の補正予算は、民生費において介護認定審査会システム改修経費を計上し、衛生費において繰越 明許費を設定するとともに、歳入において新しいし尿処理施設整備運営費に係る財源として措置をし ようとするものであります。

次に、議案第5号 令和2年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計補正予算 (第3号)ですが、今回の補正予算は、本年度の整理予算として措置しようとするものであります。

次に、議案第6号 令和3年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計予算であります。本年度の一般会計予算については、衛生費において新たなごみ焼却処理施設及び最終処分場の整備に要する経費を計上するとともに、引き続き廃棄物処理施設整備事業の進捗を図るほか、消防費においては消防施設整備計画に基づき会津美里町消防署新築事業に係る経費を計上したほか、各種消防車両の整備、更新費用等を計上したものであり、これらをはじめとする事業執行に当たっては、厳しさを増す構成市町村の財政状況を踏まえ、経常経費のさらなる抑制を図るとともに、財源の重点的かつ効果的な配分に意を用い、予算編成に努めたものであります。

次に、議案第7号 令和3年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計予算です。 本年度の水道用水供給事業会計予算については、水道用水供給事業長期財政計画に基づき、新たに取 水ポンプ場電気設備等更新事業については2か年の継続事業債として計上するほか、引き続き経営健 全化に留意しながら水道施設の適切な維持管理を図り、構成団体へ水道用水を安全かつ安定に供給す るための経費等について予算措置をしたものであります。

次に、議会提出案件、議案第1号 令和3年度会津若松地方広域市町村圏整備組合議会行政調査の 実施についてでありますが、本組合議会の参考に資するため、行政調査を実施しようとするものであ ります。

以上、議案7件、報告1件は、監査委員より議長に対し監査の検査報告があったため、報告するものであります。22日、議会最終日の本会議で環境衛生委員会、総務消防委員会、水道供給委員会から付託された議案審議の報告があり、全ての案件が委員長報告のとおり、質疑、討論なく、原案のとおり可決されました。本会議終了後、全員協議会が開催され、完成した新し尿処理場の内覧を現地において実施し、現地において、終了、解散となりました。

以上で報告を終わります。

○議長(谷澤久孝君) 次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりで

あります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

#### ○会議録署名議員の指名

○議長(谷澤久孝君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

13番 山内須加美君

14番 横山 知世志 君

の両名を指名いたします。

#### ○町長の施政方針演説

○議長(谷澤久孝君) 日程第2、町長の施政方針演説を行います。 副町長、鈴木直人君。

〔副町長(鈴木直人君)登壇〕

○副町長(鈴木直人君) それでは、令和3年度施政方針を代読いたします。

本日ここに、令和3年度一般会計当初予算をはじめとする、緒議案を提出するに当たりまして、私の令和3年度の町政運営に対する基本方針と施策の概要を申し上げ、議員の皆様のご賛同を賜り、併せて町民の皆様に一層のご理解とご協力をいただきたいと思います。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、我が国においても3月に第1波、7月に第2波、12月には第3波の感染拡大が発生し、社会経済へ多大な影響を与えているところであります。本町においても、町内の経済活動の縮小、消費の冷え込みなど住民生活に大きな影響が生じているところであります。

令和3年度は、新たにスタートする「会津美里町第3次総合計画後期基本計画」及び2年目となる「第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」の目標達成に向けた施策展開を図ることはもとより、新型コロナウイルス感染症対策や、冷え込んだ町内経済の活性化対策など、各種課題についても柔軟に対応してまいる考えであります。

また、平成30年度より着手した博士トンネル掘削工事につきましては、会津美里町側の掘削は無事完了し、昭和村側においても軟弱地盤による遅れはあるものの、令和3年度前半には貫通する見込みであります。開通までには、いましばらくかかりますが、長年の悲願でありました会津美里―昭和間の難所、博士峠がトンネル化され一年を通して行き来できることが目前であり、開通後は人と物の流れが大きく変わるものと確信しております。

「令和3年度政策方針」の策定に当たりましては、町地域創生・人口減少対策有識者会議等からの で意見を参考に、限られた財源と人材を最大限に生かし、各課横断的な取組を効果的かつ効率的に実 施するため、事業等の効果検証に基づく成果重視の改革改善により、総合的かつ戦略的な行政運営の 議論を行い、「令和3年度政策方針」を定めたところであり、政策方針を踏まえ3つの重点プロジェ クトである「元気づくりプロジェクト・里づくりプロジェクト・人づくりプロジェクト」を総合的か つ戦略的に展開してまいります。

令和3年度当初予算編成においては、3つの重点プロジェクトを着実に進めることはもとより、国の施策等を十分に調査・活用するとともに、新型コロナウイルス感染症対策等にも留意したところであります。

まず、国の基本姿勢でありますが、令和3年度一般会計歳入歳出概算において、「新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない局面に直面し極めて厳しい状況にある」とし、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、デジタル・ガバメントの加速や優先課題の設定などめり張りをつけ、経済・財政一体改革を推進し質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現していくこととしています。

地方財政においては、一般財源総額で63.1兆円、前年度比0.3兆円の減となり、その要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる見込みであることから、地方税・地方譲与税において、39.9兆円、前年度比3.6兆円の減としているところであります。しかし、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災・国土強靭化の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方特例交付金等と地方交付税合わせて、17.8兆円、前年度比で1.1兆円の増としているところであります。

さらに、臨時財政対策債にあっては、国の加算など地方交付税の原資を最大限に確保し、臨時財政 対策債の増加額を可能な限り抑制し、5.5兆円、前年度比2.3兆円の増としているところです。

この地方財政対策を受け、本町の予算編成における歳入予算につきましては、依存財源である普通交付税において、令和2年度実施の国勢調査人口の減少や一本算定により、令和2年度実績と比較し約1億4,200万円、率にして約3.0%の減となる見込みであります。これを踏まえ、臨時財政対策債を限度額まで見込み、普通交付税と臨時財政対策債の合計で約4,800万円、率にして約1.0%の増としたところであります。さらに、自主財源である町税収入につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、企業活動の縮小、消費の低迷、さらには人口減少に伴う課税客体、納税義務者数の減少により、町税全体で令和2年度と比較し約4,300万円、率にして約2.7%の減を見込んだところであります。

歳出予算におきましては、令和2年度と同様に厳しい財政状況が見込まれる中、「令和3年度政策方針」に掲げる重点プロジェクトや人口減少対策及び産業振興への取組、新型コロナウイルス感染症への対応、そして継続して取り組んできた各種事業を中心に、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、現在策定を進めている長期財政計画の下、将来の財政運営を見据えた予算編成としたところであります。

以上のことから、令和3年度の施策・事務事業を遂行するために必要な一般会計当初予算の総額を114億6,600万円とし、令和2年度当初予算と比較し、4億3,200万円、率にして約3.9%の増となるものであります。また、各特別会計の予算規模につきましては、合計で58億6,880万4,000円となり、令和2年度当初予算と比較し、1億3,735万円、率にして約2.4%の増としたところであります。

そして、公営企業会計である水道事業会計の収益的支出と資本的支出を合わせた予算額につきましては、6億7,312万1,000円で、令和2年度当初予算と比較し、1,346万1,000円、率にして約2.0%の減とし、下水道事業会計の収益的支出と資本的支出を合わせた予算額については、10億3,387万4,000円で、令和2年度当初予算と比較し、4,810万円、率にして約4.4%の減としたところであります。これらを踏まえながら、全ての政策・施策における令和3年度の方針を次のとおり定めたところであります。

第1は、「自然に配慮した環境づくり」であります。

恵まれた自然環境を、町民共有の財産として認識し、次世代へ引き継いでいくとともに、自然と調和した快適で住みやすい環境整備を進めてまいります。

その1は、「自然・生活環境の保全」であります。

自然と調和した、環境を大切にする心を育み、快適で衛生的な環境の下で生活ができるよう、豊かな自然に配慮した環境の保全を図ります。

廃棄物対策につきましては、令和2年10月からの選別収集開始以降、生活系燃やせるごみと燃やせないごみの排出量は、前年同期間比で約14%の減、リサイクル率では10%から14%へ上昇し、一定の成果が現れてきているところであります。

引き続き選別収集を中心としまして、「生ごみの水切り」の徹底によるごみの減量化に取り組むとともに、「プラスチック製容器包装の資源化」の周知啓発、そして「リユース展示場開設」による循環的な利用を推進し、より一層ごみの資源化に努めてまいります。

また、ごみ収集運搬においては、住民サービスの向上とごみの減量化及び再資源化を図るため、現在、2週間に1回収集している資源ごみを2週間に2回へと変更し、ごみの適正排出につながるよう努めてまいります。

さらに、不法投棄の対策につきましては、不法投棄監視員との連携を強化し、不法投棄をさせない ための環境整備等に引き続き取り組んでまいります。

その2は、「生活基盤の整備」であります。

都市計画事業につきましては、適切な土地利用、建築物等の新設や改修、広告物等の設置に関して、 法令等に基づく規制誘導を行ってまいります。

公園等管理につきましては、豊かな自然環境の中で休息、鑑賞、散策、遊戯、運動等、町民の憩いの場としての利用を図るとともに、安全かつ快適に使用できるよう適正な維持管理に努めてまいります。

特にあやめ苑に関しましては、令和4年度に予定している、あやめサミットの開催に向け、あやめの肥培管理の徹底、周辺施設の改修等を行ってまいります。

水道事業につきましては、引き続き高田地域における老朽管更新工事を推進するとともに、水道事業における資産管理に関する中長期的な視点に立ったアセットマネジメントに基づき、水道施設の更新と資金確保に努めてまいります。

また、漏水調査を実施し、老朽管更新工事と併せて漏水解消を図るなど、施設の維持補修を計画的に行い、有収率向上と水道水の安定供給に努めてまいります。

水道事業会計の経営状況につきましては、平成29年度から新料金体系に移行したことにより、当面 は経常利益が見込めますが、人口減少や節水型社会の到来等による給水収益の水需要は減少傾向にあ り、財源となる給水収益においても将来的な減少が予想されるため、今後とも効率的な維持管理に取 り組むとともに、費用削減等による経営の安定に努めてまいります。

公共下水道整備につきましては、全体計画に基づき早期完成に向け、計画的に下水道管渠埋設工事等を進めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、令和2年度に策定した、施設の機能診断調査を踏まえた最適整 備構想に基づき、経済的かつ合理的に施設の機能保全に努めてまいります。

また、公共下水道・農業集落排水施設への接続につきましては、「公共下水道等接続促進事業助成金制度」の周知徹底と、接続率向上のための普及活動を行うとともに、浄化槽計画区域においても「合併処理浄化槽設置整備費補助金制度」の活用促進を図り、合併処理浄化槽の普及向上を目指し、河川等の水質保全と衛生的で快適な生活環境の実現に向け努めてまいります。

下水道事業、農業集落排水事業及び個別合併処理浄化槽事業につきましては、令和2年4月1日より地方公営企業法を適用し、収入や支出を含む全ての財産の増減の変化を、その発生時点で記帳する発生主義を採用した会計方式へ移行しました。それにより、経営状況や財政状態がより明確化され、計画的な施設の維持改善や長寿命化を図り、健全かつ持続可能な下水道事業経営に取り組んでまいります。

さらには、水道未普及地域における町民の生活用水確保対策支援として、平成28年度より実施して おります「水道未普及地域生活用水確保対策事業補助金制度」の周知を図り、支援を継続してまいり ます。

町営住宅管理につきましては、住宅困窮者に対し、所得に応じた低廉な家賃で良好な住宅を提供するとともに、「町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長期にわたり良好な住宅環境を維持するため 修繕等を実施してまいります。

昨年に引き続き、令和3年度も布才地団地の公共下水道接続工事を行ってまいります。

また、入居者の住環境の維持・向上を目指し、老朽化した住宅の入居者を対象に、「町営住宅住替 移転補助金制度」の活用により、引き続き住み替えを促進してまいります。 空き家対策につきましては、令和3年度より「町第2期空家等対策計画」がスタートいたします。

「空き家・空き地バンク」にあっては、第1期計画の取組結果として、物件登録件数及び利用希望登録件数ともに順調に増えており、特に利用希望登録にあっては、物件登録件数を上回る状況にあることから、利用希望者の意向に添えるよう、引き続き力を入れて取り組んでまいります。

また、「空き家改修補助金」の活用や「空き家セミナー」の開催等を通じて、空き家の適正管理について意識づけを図ってまいります。

さらに、倒壊等のおそれがある危険な空き家につきましては、「特定空家等」に認定するとともに、 所有者に対し段階的に、助言・指導、勧告等を行い、除却支援制度等の適正な運用により、早期除却 を促し、安全・安心な住環境の形成に努めてまいります。

その3は、「交通体系の充実」であります。

地域公共交通網形成計画に掲げる基本理念「安心して住み続けられる便利で持続可能な公共交通網の形成を目指す」に基づき、利用者ニーズを踏まえ地域内交通及び地域間交通の維持・充実を図るとともに、広域交通を担う路線バスにおいては、新たな交通拠点や目的施設を経由するなど、運行ルートを見直したことにより、便利で持続可能な公共交通網を形成したところであり、引き続き利用者ニーズの把握に努めてまいります。

町道の整備につきましては、国道401号から高田中学校間の町道12009号線の整備に取り組むとともに、町民の道路交通の利便性、安全性の確保のため、経年劣化等により傷んだ箇所の補修や狭隘道路の改良等を継続して行ってまいります。

また、冬期間の積雪時の交通障害を解消し、道路交通の安全を確保するため、効率的な除雪作業を実施するとともに、老朽化した除雪機械の計画的な更新を行ってまいります。

次に、橋梁の維持管理につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、危険度の高い橋梁から順次補修を行うとともに、令和3年度より2巡目となる橋梁点検を行い、安全確保と延命化を図ってまいります。

本町の北の玄関口となる新鶴スマートインターチェンジにつきましては、今後も地区協議会を中心 に、さらなる利用促進に努めてまいります。

第2は、「安心で安全な暮らしづくり」であります。

全ての町民が、安全に安心して暮らすことができるまちづくりを目指してまいります。

その1は、「防災・消防体制の充実」であります。

防災につきましては、近年、地球温暖化による異常気象に伴い、災害は必ずやってくるとの認識の下、町民の生命や財産、地域の暮らしを災害から守るため防災体制の整備や町民の防災意識の向上に 努めてまいります。

まずは、防災・減災の要となる、自らの身は自らが守る「自助」、自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る「共助」の防災体制を構築するため、災害時の避難誘導等の核となる、自主防災組織の

設立支援などを出前講座の活用や集落支援員と連携し、積極的に推進してまいります。あわせて、災害時に備える非常食等の行政備蓄につきましても、「災害時備蓄計画」に基づき順次整備するとともに、家庭内備蓄の必要性についての啓発に努めてまいります。

さらに、町防災訓練につきましては、近年の大規模災害を教訓に、子供から高齢者までが参加する、 より実践的な防災訓練を実施してまいります。

消防体制の充実につきましては、建物火災から貴い命を守るため、広域消防と連携し、いち早く火 災の発生を知らせてくれる住宅用火災警報器の設置を積極的に啓発してまいります。

また、消防団においては、継続して予防消防の啓発に努めるとともに、消防資器材・施設の充実を 図ってまいります。

さらには、災害時において的確な行動が取れるよう、消防設備の定期的な点検の実施や火災をはじめ、様々な災害に対応した訓練を実施してまいります。

その2は、「交通安全・防犯体制の充実」であります。

交通弱者と言われる子供や高齢者等の交通安全教育の徹底を図るとともに、家庭、学校、地域、警察、交通教育専門員及び交通関係団体と連携し、引き続き町総ぐるみ交通安全運動を実施してまいります。

あわせて、全国的に高齢者ドライバーによる交通事故が社会問題化していることから、引き続き高齢者の運転免許自主返納の支援を実施してまいります。

防犯体制の充実につきましては、「架空請求、フィッシング」詐欺等の、新たな手口による犯罪被害に遭わないための情報提供や注意喚起を行うとともに、消費生活相談員による相談窓口の継続設置と利用していただくための周知に努めてまいります。

また、全ての町民が犯罪や事件、事故に巻き込まれることがないよう、被害の未然防止に向け警察、地域、関係団体等との連携を密にし、安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

さらに、自然環境への配慮や節電対策として、防犯灯のLED化に対する支援を引き続き実施して まいります。

第3は、「健やかで人にやさしいまちづくり」であります。

子供からお年寄りまで、町民が地域で健やかに暮らすことができるよう、子育てや医療、福祉の体制づくりを進めるとともに、一人一人の人権が尊重され、誰もが生き生きと社会参加できるまちづくりを目指してまいります。

その1は、「保健体制の充実と医療の確保」であります。

将来にわたり、安心して住み続けられるまちづくりを推進するため、地域医療体制の中核である高田厚生病院への支援継続と、両沼郡医師会との連携・協力による、平日夜間及び休日の初期救急医療体制の維持について引き続き努めてまいります。

生活習慣病の予防など、住民の健康を守るための健康づくり推進につきましては、「第3次健康増

進計画・自殺対策計画・食育推進計画」に基づき、住民一人一人が自らの健康を守るため、健康づくりに対する取組と積極的な参加を推進し、生涯を通じて健康で自立した生活が送れるよう、引き続き関係機関と連携し事業を進めてまいります。

特に、「健診結果詳細分析」「管理栄養士による食事指導」「重症化予防に向けた保健師による戸別 訪問」に集中的に取り組み、生活習慣病の重症化予防と死亡率減少につなげ、健康寿命の延伸を図っ てまいります。

その2は、「高齢者福祉の充実」であります。

第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の基本理念に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、適正な高齢者福祉サービスの提供体制確立と、高齢者の自立に向けた各種支援の充実及び要介護状態の重度化の抑制、認知症に対する正しい理解の促進に向け、さらに力を入れて取り組んでまいります。

また、高齢者の尊厳を保持するため「自助、互助、共助、公助」を組み合わせ、その人がその人ら しい生活を人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的 に提供される地域包括ケアシステムの深化及び推進を図り、地域共生社会の実現へ向けた取組を進め てまいります。

介護保険事業につきましては、要介護状態の重度化予防に重点を置き、介護予防事業及び保健事業 との連携・推進に向けた施策を展開してまいります。

具体的な取組としましては、従来の介護予防事業では実施していなかった、口腔歯科予防について 集いの場を中心に実施してまいります。

また、地域支援事業で実施している介護予防・日常生活総合支援事業において、訪問型の短期集中リハビリテーションサービスを本格的に展開してまいります。

次に認知症対策につきましては、認知症対策サポート会議を中心に関係機関と連携し、「福島県一認知症に優しい町」の実現に向け、ボランティア団体オレンジの会と連携・協力しながら、積極的に 事業を展開してまいります。

その3は、「子育て支援の充実」であります。

令和3年度は、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の2年目となりますので、中間年度である 令和4年度の計画の見直しに向け、事業の進捗や施策の効果を検証しながら、積極的に事業に取り組 んでまいります。

妊娠期から子育で期にわたる総合的相談や支援を実施する「子育で世代包括支援センター」と、児童虐待防止強化対策としての「子ども家庭総合支援拠点」を一体的に設置し、関係機関との連携、相談体制の強化を図り、切れ目のない支援体制で安心して子育でができる環境を整えてまいります。

また、不妊治療の経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療費に対する助成を引き続き実施してまいります。

さらに、地域の子育て支援拠点施設であります子育て支援センターにつきましては、より一層のサービスの充実を図るため、施設整備に向けた検討を進めてまいります。

認定こども園に関しましては、昨年度より新鶴こども園の園舎改築に着手しておりますが、令和4年4月の開園を目指し、引き続き安全な工事施工に努めてまいります。

放課後児童対策につきましては、受託事業者の資質の向上と支援員の待遇改善を含め、安心して子供を預けられる環境整備に努めてまいります。

その4は、「障がい者福祉の充実」であります。

「第3期障がい者基本計画」及び令和3年度が初年度となります「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、年齢や障がいの種別にとらわれずに一人一人が自立し社会参加ができるよう、適切なサービスの提供に努め、障がいのある方やその家族が安心して暮らすことができるよう支援してまいります。

また、重度心身障がい者医療費給付につきましては、給付方法を8月受診分から変更し、医療機関窓口での医療費支払いを原則無料化することにより、受給者の感染症予防及び経済的負担等の軽減を図ってまいります。

その5は、「支えあい尊重される社会の実現」であります。

お互いの人権を尊重し合う社会へ向けて、人権の重要性や人権を正しく理解していただくため、人権教育等の普及啓発活動や人権擁護員による相談活動が円滑に推進できるよう支援に努めてまいります。

認知症高齢者、知的・精神障がい者等、判断能力の不十分な方が日常生活において不利益を被らないよう、本人の財産や権利を守り、支援するため「成年後見人制度」や「日常生活自立支援事業」の周知と、相談窓口の利用促進に努めてまいります。

また、「地域見守りネットワーク事業」の充実を図り、地域住民が互いに支え合い、地域全体で見守り合える地域共生社会の実現へ向けて取り組むともに、「虐待防止ネットワーク事業」において、関係機関とのさらなる連携強化を図り、虐待防止及び適切な支援に努めてまいります。

第4は、「元気と賑わいのある産業づくり」であります。

働く人々の就労環境が向上し、所得が増し、安定した生活ができるよう、活力ある産業づくりを進めるとともに、様々なニーズに応じた働き方ができる環境づくりを目指してまいります。

その1は、農業の振興であります。

農業後継者対策につきましては、町外からの就農者への住居支援を拡充し、農業を担う人材の育成と確保に努めてまいります。

また、農産物生産振興につきましては、意欲ある農業者等に対し学びの機会から作付・生産までを総合的にサポートすることで園芸作物はもとより、水稲生産の省力化や果樹の新植・改植に取り組む方々を引き続き支援してまいります。

さらに、地域資源を活用した六次産業化を支援するため「六次産業化支援事業」を拡充し、農作物の高付加価値化を進めてまいります。

近年、有害鳥獣による農地・農作物への被害拡大が見られることから、「有害鳥獣防除事業」「多面的機能支払交付金事業」「中山間地域等直接支払事業」に取り組み、農業施設等を適切に管理し、野生鳥獣とのすみ分けを行うとともに、有害鳥獣を捕獲し個体数を減少させることで、被害の低減に努めてまいります。

その2は、林業の振興であります。

本町は豊富な森林資源を有しておりますが、木材価格の低迷により、森林整備や林業生産活動が停滞しております。

このため、資源の有効活用と林業振興を図るため、会津地域13市町村での一体的な取組を進め、町内に必要とされる木材施設整備の推進や効率的な木材収集搬出システムの構築を目指します。

また、「森林資源活用計画」策定の中で本町の課題とされた林道不足を改善するため、林道整備を進めるとともに、適切な維持管理により森林からの木材搬出コスト低減に努めます。

さらに、森林経営管理制度に基づき森林環境譲与税を活用し、間伐や路網整備などの森林整備を推 進してまいります。

特用林産物につきましては、新規生産者や規模拡大を支援してまいります。

また、野生動物との共生森林の整備や森林環境学習などを継続し、森林の整備・保全に対する理解の醸成に努めてまいります。

その3は、「観光の振興」であります。

観光情報発信のための人材育成を継続するとともに、「観光振興計画前期基本計画及び前期アクションプラン」により実施してきた事業を検証し、より効果的な事業の絞り込みを行った「観光振興計画後期基本計画及び後期アクションプラン」により、観光推進体制の再構築と併せて関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、民間団体等が観光産業の活性化や「おもてなし」の向上を目的として実施する事業に対し助成制度を創設いたします。

アフターコロナを見据えた外国人観光客を誘致するため、近隣市町村との広域連携により「会津ブランド」の知名度向上に向けたプロモーションを引き続き実施してまいります。

温泉施設等につきましては、令和2年度末に民間事業者へ売却予定の本郷温泉湯陶里に続き、その他の温泉施設等につきましても「温泉施設利活用処分方針」に基づき町民の理解を得ながら、効果的・効率的な利活用を行うため引き続き取り組んでまいります。

その4は、「商工業の振興」であります。

本町の中小企業者を支援していく「創業事業継続支援事業」では、中小企業者の設備の近代化、経営の安定化のために、商工会及び町内金融機関と連携し、中小企業振興基金の活用を促進してまいり

ます。あわせて、小規模事業者の活力発揮につなげるため「経営発達支援制度」により経営支援や、 国による認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、新たな需要や雇用の創出等を図るために、新規 創業者や事業承継者への支援を行ってまいります。

また、「企業誘致促進支援事業」においては、町内の中小企業等が地元産の農産物等を活用し、六次化商品を開発する取組を支援するための助成制度を創設いたします。

伝統工芸でもある地場産業の会津本郷焼振興につきましては、関係機関と連携しながら支援してまいります。あわせて、地域おこし協力隊制度を活用し、伝統工芸を支える人材の確保及び育成を行ってまいります。

さらに、町内の中小企業等が行う町内農産物の商品開発、販路拡大等を支援するとともに、合同企業説明会を開催するなど、雇用の場の確保と創出に努めてまいります。

第5は、「学びあい未来を拓く人づくり」であります。

地域の未来を担う子供たちをみんなで見守り、育てる地域づくりとともに、一人一人が生きがいや 心の豊かさを感じることができるまちづくりを目指してまいります。

また、令和3年度は、第3期教育振興基本計画の初年度となるため、第2期計画を継承して4つの 基本施策を掲げ、様々な教育施策に精力的に取り組んでまいります。

その1は、「子ども教育の充実」であります。児童生徒の情報教育の基礎となる情報活用能力が身につけられる環境を整備することで、思考力や理解力の向上を図るとともにICT支援員を配置し、ICT機器を有効に活用した授業を実施し、学校教育の充実を図ってまいります。

運動遊びや体育の授業を充実させ運動習慣を身につけ「健やかな体」と「豊かな心」の育成に努めてまいります。

その他施設整備としまして、令和3年1月より工事に着手した学校給食センターにつきましては、 令和4年4月からの供用開始に向け整備を進めてまいります。

その2は、「生涯学習の充実」であります。

公民館と生涯学習センター、図書館が連携し、町民が生涯にわたって積極的に学習ができるよう、 情報の提供や機会の創出、施設等の整備を進めながら、生涯学習推進体制の整備に努めてまいります。 また、複合文化施設の利活用促進を図ってまいります。

図書館におきましては、「本のある暮らしの拠点」として誰でも気軽に利用でき、親しまれる施設を目指し、継続的に蔵書整備を図るとともに、様々な情報の発信や利用者に応じたサービスの提供を行い、「町民みんなの本棚」つくりに努めてまいります。

また、「学校」「家庭」「地域」が一体となり、地域ぐるみで子供を育てる地域学校協働活動推進のための体制整備を図ってまいります。

その3は、「生涯スポーツの充実」であります。

健康づくりや交流を促進するため、「いつでも、どこでも、誰もが」生涯にわたってスポーツやレ

クリエーション活動に親しむことができる環境の整備を継続してまいります。

公民館や各生涯学習センターでは、地域の現状を考慮しながら各種スポーツ事業の充実を図ってまいります。

また、「ふれあいウォーク」などのスポーツによる交流を継続実施するとともに、総合型地域スポーツクラブと連携しながら、様々なスポーツイベントやスポーツ教室を開催してまいります。

その4は、「地域文化の振興」であります。

文化財の保存・活用のため町指定文化財の現状把握や新たな文化財の掘り起こしに努め、地域に根差した文化財活用の取組、子供たちを対象に歴史副読本を活用した地域教育の推進を図ってまいります。

また、歴史文化基本構想における基本理念の実現のため、民族資料を中心とした歴史資料を適切に 保管するとともに、資料の展示や調査結果等の情報を発信する拠点施設として、(仮称)郷土資料館の整備を進めてまいります。

向羽黒山城跡調査につきましては、昨年度に引き続き「二曲輪地区」の調査と整備を進め、山城の 実態確認と調査成果の情報発信に努めてまいります。

第6は、「魅力と個性のある地域づくり」であります。

地域のことは地域に住む町民自らが考え、主体的な活動ができるような環境づくりと、人々の交流 を通じた、町民主体の地域づくりを目指してまいります。

その1は、「地域活動の推進」であります。

地域活動は、まちづくりに必要不可欠なものであり、集落機能の維持やまちづくり団体等が抱える 課題の解決を図るため、集落支援員による地域活性化に向けた支援を引き続き行ってまいります。ま た、地域づくり活動が安定的・持続的に展開できる人材の育成・確保及びその活躍を推進します。

また、地域おこし協力隊につきましては、現在活動している隊員が地域住民との交流を図りながら、 存分に活動に取り組むことができるよう支援してまいります。

さらには、地域おこし協力隊制度の活用について、専門家等の意見を取り入れながら、町の課題解決と定住・関係人口の創出を図るため、持続的な地域おこし協力隊受入れ態勢の構築を進めてまいります。

その2は、「多様な交流と連携の推進」であります。

都市交流の推進につきましては、姉妹、友好都市に対し、観光、物産などの本町の魅力を積極的に 発信するとともに、コロナ禍においても実施可能な民間レベルの交流が図られるよう支援を行ってま いります。

移住・定住対策につきましては、引き続き移住・定住コーディネーターを配置し、多様な情報発信ときめ細かい相談体制を確保するとともに、オンラインでの移住相談の開催や移住定住ポータルサイト等を活用しながら、本町の魅力をPRし移住・定住人口の増加を図ってまいります。

また、若者世代や子育て世代の定住を促進し、地域の活性化を図るため、本町に居住している若者の住宅取得を支援する「若者定住促進制度」や町外の方の住宅取得を支援する「住宅取得支援制度」により、町内への移住・定住を促進するほか、「吹上台住宅団地取得支援制度」のさらなる周知を図り、分譲住宅地の販売促進を継続してまいります。

さらに、この町ならではの潜在資源を活用した新たな価値創造による、にぎわいと雇用の両立を目指す民間主導の仕組みづくりを支援することで、地域による自主的なリノベーションまちづくりに取り組む人材を育成してまいります。

そして、これらの6つの政策実現の基盤として掲げた「町民に信頼される行政の推進」であります。 健全な財政運営と町民に信頼される町政運営を基本に、透明性の高い行政経営システムの確立を目 指すとともに、「会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例」を基に、町民の行政への参加を 積極的に進めることで、まちづくりの課題を町民と行政が共有し、互いに連携協力しながら解決を図 ってまいります。

その1は、「健全な財政運営の推進」であります。

普通交付税にあっては、令和3年度から一つの地方公共団体としての普通交付税算定となり、今後、 今まで以上に厳しい財政運営が求められるところであります。

引き続き、適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を図るために、増加する経常経費をいかにして削減していくかが重要な課題であり急務でもあります。

令和2年度策定の「公共施設長寿命化計画(個別施設計画)」及び「学校施設長寿命化計画(個別施設計画)」に基づく公共施設の適正化に取り組むとともに、「長期財政計画」を基本にさらなる行財政改革に取り組み、健全財政を確保しつつ持続可能な財政運営に努めてまいります。

町税収納事務につきましては、徴収基本方針に基づき行うとともに、引き続き、福島県会津地域地 方税滞納整理機構と相互連携を図りながら、収納率の向上に努めてまいります。

その2は、「効率的な行政運営」であります。

行政評価につきましては、評価結果を次年度以降の施策や予算に反映させ、効果的な行政サービス につながるよう活用してまいります。

また、公共施設の有効活用に向け、多様な生活スタイルに応じた働き方を可能とする、テレワーク やサテライトオフィス等のニーズの把握に努めてまいります。

その3は、「町民参加の推進」であります。

町民が知りたい情報を得ることができ、分かりやすい情報をより効果的・効率的に発信していくと ともに、「会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例」に基づく町民参加手続の適正な運用を 図り、町民主体のまちづくりを推進してまいります。

以上、令和3年度会津美里町の町政運営に対する所信と予算の大綱並びに主要な事業について申し上げましたが、各種施策につきましては、実施計画に計上させていただいております。

本町におきましては、大変厳しい財政運営の中での予算編成であり、今後の執行に当たりましては、 議員の皆様をはじめ、町民各位のご理解とご協力を賜りながら、誠心誠意町民の負託に応えるべく全力で取り組んでまいる所存であります。

本定例会への提出案件は、専決処分の報告1件、条例の一部改正9件、条例の廃止1件、計画の策定2件、令和2年度各会計補正予算8件、令和3年度各会計予算9件、財産の処分2件、人事案件3件の合計35件であります。

慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、私の施政方針の表明といたします。

○議長(谷澤久孝君) これをもって町長の施政方針演説は終わります。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

休 憩 (午前11時05分)

再 開 (午前11時15分)

○議長(谷澤久孝君) 再開いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長(谷澤久孝君) 日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第3号、議案第5号から議案第35号、同意1号から第3号までの計35議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副町長、鈴木直人君。

〔副町長(鈴木直人君)登壇〕

〇副町長(鈴木直人君) 本定例会にご提案申し上げます報告1件、議案31件、同意3件の提案理由 をご説明申し上げます。

初めに、報告第3号は、専決処分の報告についてであります。本件は、会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。傷病手当金の支給に関し、新型インフルエンザ等対策特別措置 法等の一部改正に伴い、町条例における所要の改正を2月13日付で専決処分したものであります。

次の議案第5号は、会津美里町表彰条例の一部を改正する条例であります。本案は、表彰の基準に 定める役職を削るなど所要の改正をするものであります。 次の議案第6号は、会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、福島県の改正内容に準じ、超過勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に寒冷地手当を加えるものであります。

次に、議案第7号は、会津美里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、福島県の改正内容に準じ、新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者に接して作業に従事した職員に対し、特例で感染症防疫等作業手当を支給することについて所要の改正をするものであります。

次の議案第8号は、会津美里町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、独り親家庭の健康と福祉の増進を図るため、18歳に達した日の在学の有無にかかわらずひとしく医療費助成を受けられるよう、児童の定義について所要の改正をするものであります。

次の議案第9号は、会津美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例であります。本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、国に準拠した内容で町管理道路に係る占用料の額を改定するとともに、 所要の改正をするものであります。

次に、議案第10号は、会津美里町営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。本案は、老朽 化した町営住宅の一部を用途廃止するため、所要の改正をするものであります。

次の議案第11号は、会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例であります。本案は、令和3年度から令和5年度における介護保険料率を令和2年度と同率に据え置くため、所要の改正をするものであります。

次の議案第12号は、会津美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例であります。本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、町が指定する地域密着型サービス等事業の人員、設備及び運営基準について所要の改正をするものであります。

次の議案第13号は、会津美里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、第1号、いわゆるパートタイムの会計年度任用職員に対し、週休日等に勤務した場合において時間外勤務手当を支給することについて所要の改正をするものであります。

次の議案第14号は、会津美里町ふるさと観光物産館条例を廃止する条例であります。本案は、当該施設で行っている観光案内、地場産品等の展示、販売、飲食物の提供等の業務は、周辺の観光施設において代替できることから、本条例を廃止するものであります。

次の議案第15号は、第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画の策定についてであります。 本案は、平成28年3月に議決をいただいた基本計画が本年度をもって5年間を経過することから、引き続き令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする後期計画について、地方自治法第96条第2項及び会津美里町議会基本条例第8条第2号の規定により議会の議決を求めるものでありま す。

次に、議案第16号は、第3期会津美里町教育振興基本計画の策定についてであります。本案は、平成28年3月に議決をいただいた第2期計画が本年度をもって終了するため、引き続き令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする第3期計画について、地方自治法第96条第2項及び会津美里町議会基本条例第8条第2号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次の議案第17号は、令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第12号)であります。既定の歳入歳 出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,673万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を147億8,047万 円とするものであります。

次の議案第18号は、令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)であります。 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,749万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 24億8,335万6,000円とするものであります。

次の議案第19号は、令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第5号)であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,940万円を増額し、歳入歳出予算の総額を30億9,958万3,000円とするものであります。

次に、議案第20号は、令和2年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ252万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億6,046万3,000円とするものであります。

次の議案第21号は、令和2年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,892万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億2,735万7,000円とするものであります。

次の議案第22号は、令和2年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2号)であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,116万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を732万8,000円とするものであります。

次に、議案第23号は、令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算(第6号)であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の営業収益予定額を800万8,000円増額、営業外収益予定額を43万6,000円減額し、水道事業収益予定額を4億8,015万2,000円とし、収益的支出の営業外費用予定額を543万5,000円増額し、水道事業費用予定額を4億3,782万2,000円とするものであります。また、資本的収入の予定額を511万円減額し、資本的収入合計で1億1,062万9,000円とし、資本的支出の予定額を864万円減額し、資本的支出合計で2億4,403万1,000円とするものであります。

次の議案第24号は、令和2年度会津美里町下水道事業会計補正予算(第6号)であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を317万2,000円減額し、収益的収入合計で6億1,660万4,000円とし、収益的支出の予定額を121万1,000円減額し、収益的支出合計で6億1,508万5,000円とするものであります。また、資本的収入の予定額を865万9,000円減額し、資本的収入合計で3億4,355万円と

し、資本的支出の予定額を392万4,000円減額し、資本的支出合計で4億5,700万1,000円とするものであります。

次の議案第25号から議案33号までは、令和3年度の一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計予算であります。予算の概要につきましては、先ほど申し上げました施政方針に沿ったものであります。歳入歳出予算の総額につきましては、議案第25号 令和3年度会津美里町一般会計予算は114億6,600万円、議案第26号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計予算は25億1,373万円、議案第27号 令和3年度会津美里町介護保険特別会計予算は29億6,842万3,000円、議案第28号 令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計予算は2億5,622万2,000円、議案第29号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計予算は1億1,213万3,000円、議案第30号 令和3年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計予算は1,811万6,000円とするものであります。

議案第31号 令和3年度会津美里町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出の予定額を収入4億7,233万2,000円、支出4億2,722万8,000円と資本的収入及び支出の予定額を収入1億2,744万6,000円、支出2億4,589万3,000円とし、収入が支出に対して不足する額1億1,844万7,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,106万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億738万4,000円で補填をするものであります。

議案第32号 令和3年度会津美里町下水道事業会計予算は、収益的収入及び支出の予定額を収入5億9,740万6,000円、支出5億9,333万4,000円と資本的収入及び支出の予定額を収入3億1,987万9,000円、支出4億4,054万円とし、収入が支出に対して不足する額1億2,066万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額731万1,000円、過年度分損益勘定留保資金3,300万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金8,034万1,000円で補填をするものであります。

議案第33号 令和3年度永井野財産区特別会計予算は18万円とするものであります。

次の議案第34号は、財産の処分についてであります。本案は、旧本郷温泉湯陶里の土地、建物を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

次に、議案第35号は、財産の処分についてであります。本案は、高田工業団地内の販売用地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

次の同意第1号は、会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、現委員の長嶺庄一氏について、その職責を十分に果たされており、再度委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は令和3年4月1日から令和6年3月31日までとなります。

次の同意第2号は、会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、現委員の記野良平氏について、その職責を十分に果たされており、再度委員

に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。 なお、任期は令和3年4月1日から令和6年3月31日までとなります。

次の同意第3号は、会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、現委員の千代タケ子氏について、その職責を十分に果たされており、再度委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は令和3年4月1日から令和6年3月31日までとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第34号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第4、議案第34号 財産の処分についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、金子吉弘君。

〔産業振興課長(金子吉弘君)登壇〕

○産業振興課長(金子吉弘君) それでは、議案第34号 財産の処分についてご説明申し上げます。 議案書41ページ、併せまして提出案件資料の6ページ下段から7ページ上段を御覧いただきたいと 存じます。この案件につきましては、本郷温泉湯陶里の土地及び建物を売却することにつきまして、 地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例第3条の規定によりまして議決の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明申し上げます。まず、土地についてでありますが、2筆ございまして、まず現在の温泉施設が建っている箇所の所在につきましては、福島県大沼郡会津美里町字六日町甲4106番7でありまして、地目は宅地でございます。地積につきましては1,928.20平方メートルでございます。

次に、駐車場等にしている箇所の所在につきましては、福島県大沼郡会津美里町字六日町甲4111番でありまして、地目は雑種地でございます。地積につきましては1,032平方メートルでございます。

次に、建物についてでありますが、まずは公衆浴場部分の所在につきましては、福島県大沼郡会津 美里町字六日町甲4106番地7でありまして、構造は、鉄筋コンクリート、鉄骨、木造造り二階建てと なっておりまして、延べ床面積は857.75平方メートルでございます。

次に、車庫部分の所在につきましては、福島県大沼郡会津美里町字六日町甲4106番地7でありまして、構造は軽量鉄骨造り平家建てとなっておりまして、延べ床面積は16.41平方メートルでございます。

なお、建物には給排水施設やボイラー等の附帯設備等が含まれます。

売却価格につきましては、土地、建物一帯で1,600万円でございます。

相手方につきましては、岩手県花巻市西宮目第11地割1番地、ニューデジタルケーブル株式会社、

代表取締役、佐野浩一でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○予算特別委員会の設置について

○議長(谷澤久孝君) 日程第5、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第25号 令和3年度会津美里町一般会計予算については、議長を除く議員 全員で構成する予算特別委員会を設置して審議することにしたいと思いますが、これにご異議ござい ませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については予算特別委員会を設置して審議することに決しました。

お諮りいたします。予算特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第9条により委員会の互選によると規定されておりますが、議会運営委員会で協議済みの正副委員長のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

#### [「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

それでは、予算特別委員会委員長は5番、堤信也君、副委員長は2番、村松尚君にお願いいたします。

#### ○議案の予算特別委員会付託について

○議長(谷澤久孝君) 日程第6、議案の予算特別委員会付託についてを議題といたします。 お諮りいたします。本件は、別紙審査付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり予算特別委員会に付託することに決しました。

#### ○散会の宣告

○議長(谷澤久孝君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。

散 会 (午前11時44分)

# 予算特別委員会

(第 1 日)

# 令和3年会津美里町議会(予算特別委員会)

第1日

令和3年3月2日(火)午後1時00分開会	令和3年3	月2日	(水)	午後1時(	) () 分開会
----------------------	-------	-----	-----	-------	----------

委員長	堤		信	也	君	副委員長	村	松		尚	君
○出席委員(:	14名)										
1番	野	中	寿	勝	君	9番	横	山	義	博	君
2番	村	松		尚	君	10番	佐	治	長	_	君
3番	小	島	裕	子	君	11番	根	本	謙	_	君
4番	渋	井	清	隆	君	12番	根	本		岡「	君
5番	堤		信	也	君	13番	山	内	須 加	工美	君
6番	石	Щ	栄	子	君	14番	横	山	知 世	也 志	君
7番	鈴	木	繁	明	君	15番	山	内		長	君

# ○欠席委員(なし)

# ○説明のため出席した者

副	町	長	鈴	木	直	人	君
総	務課	長	國	分	利	則	君
政员	策財政課	果 長	鈴	木	國	人	君
町」	民税 務 誤	果 長	横	山		優	君
健原	表ふくし 記	果長	原		克	彦	君
会	計管理	者	舩	木	宗	徳	君
産業	業振興調	果長	金	子	古	弘	君
建調	設水道課	果長	鈴	木	明	利	君
教	育	長	新	田	銀	_	君
教	育文化調	果 長	松	本	由 佳	里	君
代表	表監査委	· 員	鈴	木	英	昭	君

# ○事務局職員出席者

 事 務 局 長
 髙
 木
 朋
 子
 君

 総 務 係 長
 歌
 川
 和
 仁
 君

#### 開会 (午後 1時00分)

○副委員長(村松 尚君) ただいまから令和3年会津美里町議会定例会3月会議予算特別委員会を 開会いたします。

○委員長(堤 信也君) お疲れさまです。いろいろ難題がある町政ではございますけれども、大事な令和3年度の予算でございます。皆様の慎重審議な意見をいただきながら、粛々と令和3年度の予算を決定していきたいと思います。皆様のご協力よろしくお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました案件は、議案第25号 令和3年度会津美里町一般会計予算の1議案でございます。

お諮りいたします。説明の方法は、説明員は着席のまま、歳入については事項別明細書等により要点のみを説明し、歳出については会津美里町第3次総合計画により、新規事業や重点プロジェクト事業を中心とし、継続事業でも事業費が拡充するものについて簡潔に説明を願います。

なお、歳入については一括して政策財政課長に説明を求め、歳出については担当課長から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長(堤 信也君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進めてまいります。

議案第25号 令和3年度会津美里町一般会計予算を議題といたします。

歳入歳出について説明願います。

初めに、政策財政課長から歳入の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〇政策財政課長(鈴木國人君) それでは、議案第25号 令和3年度会津美里町一般会計予算につきまして内容をご説明いたします。

議案第25号 令和3年度会津美里町一般会計予算 歳入

(数字説明)

○委員長(堤 信也君) 歳入の説明が終わりました。

続きまして、歳出の説明に入ります前に会津美里町第3次総合計画実施計画について政策財政課長 より説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

○政策財政課長(鈴木國人君) それでは、会津美里町第3次総合計画実施計画の記載内容について 若干ご説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。実施計画に掲載している事業につきましては、 3の実施計画の内容に記載してございますが、第3次総合計画後期基本計画に掲載の主な事務事業で ございます。それから、重点プロジェクト事業、その他各施策の中で特に重要だと思われるような事 業を掲載してございます。

なお、現在調整中の長期財政計画の見直しとの整合を図るとともに、令和3年度の予算編成は、より実績を踏まえたものとしてございます。このようなことから、ちょっと先になりまして、8ページ以降のシートでございますが、8ページを御覧いただきたいと思います。このシートで右側に年度別事業費・財源内訳の記載がございます。このうち令和4、5年度の事業費につきましては、令和3年度を基本といたします。今までの過去平均の伸び率でありますとか、自然増減の比率というのは極力使いませんで、制度の改正もしくは設備機器の更新、事業の終了など、具体的な増減理由があるものに関しまして、3年をベースに4年、5年と見立てたところでございますので、例年とはちょっと違う見通しをしているということでございます。

それから、ちょっと前後いたします。 3ページにちょっとお戻りいただきたいのですが、 3ページをお開きください。 3ページは、実施計画掲載事業の総括表であります。一番下の合計欄の記載のとおり、掲載事業については全部で81事業であります。事務事業につきましては、機構改革に伴いまして政策部門と財政部門が政策財政課として統合されたため、行政評価と予算を連動させ、成果の方向性とコスト投入の方向性から施策にひもづける整理を行ってまいりました。例えば負担金は評価対象外でしたが、事業の統合等によりまして1つの事業の中に入ります。よって、成果の方向性だとか、コスト投入の方向性など、評価対象となってまいります。また、施設の管理経費についても、経常経費ということで評価対象外でありましたが、これも事業をまとめたことによりまして評価対象となります。このように、今までよりも広く全体的に捉えるということができるということにいたしました。

次に、3ページ右側の重点プロジェクトでありますが、合計欄記載のとおり18事業ございます。この重点プロジェクト事業は、その次のページの4ページから6ページまで記載がございますが、令和3年度の政策方針に基づきまして計上したものでございます。18事業ということでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと存じます。これは、重点プロジェクトだけを抜き出しした総括表であります。この総括表は、各部門が連携をして、施策を推進すべき事業の一覧でございまして、新たに掲載をさせていただいたところであります。左から重点プロジェクト名、元気づくり、里づくり、人づくりがございます。重点プロジェクトの戦略名として、これは今ほどの政策方針に基づいたカテゴリー分けになっております。その次の重点プロジェクトを飛ばして、事務事業名が今の81事業の具体的な事業名になります。それを重点プロジェクトとして一体化させたのが真ん中の重点プロジェクト事業名になりまして、18事業というふうにまとめたというところでございます。極力重点プロジェクトを分かるように表を追加させて、このような形で整理をさせていただいたところでございます。

それでは、これから8ページ以降の実施計画の説明となりますが、ご説明をさせていただきますのは、81の事業のうち、今ほどの重点プロジェクトの18事業と施策の中で特に説明すべき事業などを合わせまして20事業でございます。

実施計画の順序によりまして、担当課長から順次説明をいたしますが、説明に当たりましては、下にページ番号を打ってありますので、ページ番号、それから8ページ以降左側にナンバー1、2、3、4と振ってあります。この番号。ページ数、左側の番号、それから政策名、それから施策名、政策が同じ場合は省略させていただきます。政策名、施策名、事務事業名、それから事業内容、次に重点プロジェクトの場合はその旨を申し上げまして、最後に令和3年度の事業費を読み上げて説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 説明が終わりました。 それでは、町民税務課長より歳出について説明を始めてください。
- ○町民税務課長(横山 優君)

自然に配慮した環境づくり 自然・生活環境の保全 廃棄物減量対策事業 (数字説明) ○建設水道課長(鈴木明利君)

自然に配慮した環境づくり 交通体系の充実 道路新設改良等事業 (数字説明)

○総務課長 (國分利則君)

安心で安全な暮らしづくり 防災・消防体制の充実 災害対策事業 (数字説明)

○健康ふくし課長(原 克彦君)

健やかで人にやさしいまちづくり 保健体制の充実と医療の確保 健診等事業 (数字説明) 健やかで人にやさしいまちづくり 子育て支援の充実 子ども家庭総合支援拠点事業 (数字説明)

#### ○教育文化課長(松本由佳里君)

健やかで人にやさしいまちづくり 子育て支援の充実 子育て支援センター管理運営事業 (数字説明)

#### ○産業振興課長(金子吉弘君)

元気と賑わいのある産業づくり 農業の振興 農業生産力強化支援事業 (数字説明)
元気と賑わいのある産業づくり 農業の振興 新規就農者・担い手育成事業 (数字説明)
元気と賑わいのある産業づくり 農業の振興 六次産業化支援事業 (数字説明)
元気と賑わいのある産業づくり 農業の振興 有害鳥獣防除事業 (数字説明)
元気と賑わいのある産業づくり 林業の振興 森林資源活用推進事業 (数字説明)
元気と賑わいのある産業づくり 林業の振興 林道整備維持管理事業 (数字説明)
元気と賑わいのある産業づくり 商工業の振興 企業誘致促進支援事業 (数字説明)

#### ○教育文化課長(松本由佳里君)

学びあい未来を拓く人づくり 子ども教育の充実 教育研究事業 (数字説明) 学びあい未来を拓く人づくり 子ども教育の充実 小学校 I C T 教育環境整備事業

(数字説明)

学びあい未来を拓く人づくり 子ども教育の充実 中学校ICT教育環境整備事業

(数字説明)

学びあい未来を拓く人づくり 地域文化の振興 文化財保存・活用事業 (数字説明)

○政策財政課長(鈴木國人君)

魅力と個性のある地域づくり 地域活動の推進 地域おこし協力隊事業 (数字説明)

魅力と個性のある地域づくり 多様な交流と連携の推進 移住促進事業 (数字説明)

町民に信頼される行政の推進 効率的な行政運営 地域振興事業 (数字説明)

○委員長(堤 信也君) 歳出の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。

散 会 (午後 2時03分)

# 定例会3月会議

(第 2 号)

# 令和3年会津美里町議会定例会3月会議

#### 議事日程 第2号

令和3年3月8日(月)午前10時00分開議

- 第1 町長の退職の件
- 第2 報告第 3号 専決処分の報告について(会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 第3 議案第14号 会津美里町ふるさと観光物産館条例を廃止する条例
- 第4 議案第15号 第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画の策定について
- 第5 議案第16号 第3期会津美里町教育振興基本計画の策定について
- 第6 議案第17号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第12号)
- 第7 議案第35号 財産の処分について
- 第8 総括質疑
- 第9 議案の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## ○出席議員(15名)

1番	野	中	寿	勝	君	10番	佐	治	長	_	君
2番	村	松		尚	君	11番	根	本	謙		君
3番	小	島	裕	子	君	12番	根	本		剛	君
4番	渋	井	清	隆	君	13番	山	内	須力	卩美	君
5番	堤		信	也	君	14番	横	山	知世	世志	君
6番	石	Ш	栄	子	君	15番	山	内		長	君
7番	鈴	木	繁	明	君	16番	谷	澤	久	孝	君
9番	横	山	義	博	君						

## ○欠席議員(なし)

# ○説明のため出席した者

副 町 長	鈴	木	直	人	君
会計管理者	舩	木	宗	徳	君
総務課長	或	分	利	則	君
政策財政課長	鈴	木	國	人	君
産業振興課長	金	子	吉	弘	君
町民税務課長	横	山		優	君
健康ふくし課長	原		克	彦	君
建設水道課長	鈴	木	明	利	君
教 育 長	新	田	銀		君
教育文化課長	松	本	由佳	里	君
選挙管理委員会書記長 (兼)	或	分	利	則	君
農業委員会 事務局長(兼)	金	子	吉	弘	君
代表監査委員	鈴	木	英	昭	君

## ○事務局職員出席者

 事務局長
 髙
 木
 朋
 子
 君

 総務係長
 歌川
 和
 仁
 君

#### 開議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(谷澤久孝君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○町長の退職の件

○議長(谷澤久孝君) 日程第1、町長の退職の件を議題といたします。

町長、渡部英敏君から即時退職したいという旨の申出がありました。

お諮りいたします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

町長、渡部英敏君の退職に同意することに決定いたしました。

ここで、10時10分まで休憩いたします。

休憩 (午前10時00分)

再 開 (午前10時10分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

○報告第3号の議題、説明、質疑

○議長(谷澤久孝君) 日程第2、報告第3号 専決処分の報告について(会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、原克彦君。

〔健康ふくし課長(原 克彦君)登壇〕

○健康ふくし課長(原 克彦君) 報告第3号 専決処分の報告について(会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例)をご説明申し上げます。

議案書1、2ページ、提出案件資料1ページ上段、併せまして提出案件参考資料新旧対照表、1ページを御覧ください。本件は、インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例附則第8条第1項中、新型コロナウイルス感染症の定義についての改正を行い、公布の日から施行するため、2月13日に専決処分をしたところでございます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があれば、これを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号を終了します。

○議案第14号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第3、議案第14号 会津美里町ふるさと観光物産館条例を廃止する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、金子吉弘君。

〔産業振興課長(金子吉弘君)登壇〕

〇産業振興課長(金子吉弘君) それでは、議案第14号 会津美里町ふるさと観光物産館条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

議案書38ページ、併せまして提出案件資料の4ページ中段を御覧いただきたいと存じます。この案件につきましては、平成18年度より当該施設で行っておりました観光案内及び地場産品等の展示、販売、飲食物の提供等の業務につきましては、周辺に複数の民間飲食店が存在することや、近年オープンしまして営業を行っております民間飲食施設もあること、さらには町の温泉施設も立地していることから、周辺施設より観光物産館において担っておりました役割の代替が可能であるため、本条例を廃止させていただくものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和3年4月1日とさせていただくものでございます。 説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があれば、これを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してく

ださい。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第15号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第4、議案第15号 第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画 の策定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、横山優君。

[町民税務課長(横山 優君)登壇]

〇町民税務課長(横山 優君) それでは、議案第15号 第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画 後期計画の策定についてご説明申し上げます。

議案書39ページ、提出案件資料4ページから5ページ、別冊になっております第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画でございます。議案書の39ページをお開きください。本案は、第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画の策定につきまして、会津美里町議会基本条例第8条第2号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

別冊の議案第15号 第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画によりご説明いたします。 57ページをお開きください。本計画策定の経過であります。令和2年8月7日の第2回会津美里町廃棄物減量等推進審議会へ第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画の策定につきまして諮問をし、令和3年1月21日に内容について適切であると答申をいただいたものでございます。その間、令和2年11月8日の町民懇談会、令和2年12月4日から令和3年1月10日までのパブリックコメントを行いまして策定した計画となってございます。

後期計画についてでありますが、本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画策定からおおむね5年が経過しましたことから、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする後期計画を定めるものであります。第1部にごみ処理基本計画、第2部として生活排水処理基本計画の構成となっております。

初めに、第1部のごみ処理基本計画についてご説明いたします。1ページをお開きください。第1

章、計画策定の背景で、1、廃棄物をめぐる社会情勢でございます。大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、自然環境に対してその復元力を大きく超える負荷を与え続けた結果、地球規模の環境問題に直面しています。そのため、町は引き続き廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用、適正な処分による循環型社会の実現を目指すものとしたところでございます。

3ページをお開きください。下の図になります。計画期間は、令和3年度から令和7年度になります。

7ページから10ページが平成27年度から令和元年度までのごみ処理の推移について記載しております。

11ページをお開きください。前期計画における数値目標の成果であります。 1人1日当たりのごみ排出量ですが、令和元年度の目標値987グラムに対し実績値は1,025グラムであり、リサイクル率においても、令和元年度の目標値14.5%に対し実績値は11.0%で、ともに目標を達成することはできませんでした。また、事業系を除いた生活系の1人1日当たりのごみ排出量を比較しますと、令和元年度835グラムに対し実績値829グラムで、目標値を達成していますが、リサイクル率では17.1%に対し13.6%と目標値の達成には至りませんでした。

13ページからは、第5章、ごみ処理基本計画後期計画でございます。

15ページをお開きください。本計画における数値目標を定めています。 1 人 1 日当たりのごみの排出量については、平成30年度実績値から174グラムの削減を目標に、最終年度である令和7年度に866グラムとすること、またリサイクル率については平成30年度実績値から3.3ポイントの増加を見込み、最終年度である令和7年度の目標値を14.8%に設定しました。

20ページをお開きください。ごみ減量施策になります。4つの柱を基に施策を推進します。

21ページをお開きください。施策1の廃棄物排出抑制の推進になります。4R運動の実施、生ごみ減量の促進、食品ロスの削減、抑制推進員の整備について取り組みます。

22ページをお開きください。施策2の普及・啓発活動の推進になります。情報発信の充実、ごみカレンダーの配布、出前講座の実施、環境学習の促進、若年層への意識啓発について取り組みます。

23ページをお開きください。施策3の再生利用の推進になります。生活系古紙類の分別化では、選別収集を中心としまして、適正分別に向けて取り組みます。事業系一般廃棄物の資源化では、事業所から排出される事業系一般廃棄物を減量するために、事業者との個別ヒアリング、ごみ搬入検査や立入検査などに取り組みます。使用済み小型家電のリサイクル促進では、家電リサイクル法の周知を図りながら、並行して小型家電リサイクルの回収に取り組みます。

24ページをお開きください。施策4のごみ処理有料化への検討になります。令和元年度に会津若松地方広域市町村圏整備組合ごみ減量実施計画を策定しまして、構成市町村全体で目標削減量を掲げ、ごみ処理有料化について検討することとしています。このことから、本町では、生活系と事業系の燃やせるごみを平成30年度1人1日当たり843グラムを令和7年度に677グラムと目標値を設定いたしま

すので、目標値達成に向けて取り組みながら、構成市町村と連携しまして有料化導入についても検討 していきます。

25ページからは、ごみ減量化のための住民、事業者、町の役割について記載しております。

29ページからは、ごみの適正処理として、ごみの種類及び分別の区分、収集、運搬計画について記載しております。

32ページからは、災害廃棄物基本方針、仮置場、災害廃棄物の収集、運搬と体制について記載して おります。

続きまして、第2部、生活排水処理基本計画についてご説明いたします。基本的事項はごみ処理基本計画と同じでございます。39ページをお開きください。第2章の生活排水処理施設整備状況等の前期実績評価でございます。1の実績評価の考え方としましては、総人口に占める水洗化生活を送っている人口の割合である生活排水処理率と生活排水処理施設の整備実績を検証することとしています。

2の実績評価では、平成27年度から令和元年度までの、②、生活排水処理率の推移を記載しております。

41ページをお開きください。生活排水処理施設の整備実績としまして、公共下水道、農業集落排水、 合併処理浄化槽の使用可能人口の割合である生活排水処理施設普及状況を示す汚水処理人口普及率の 推移を記載しております。

42ページから43ページが生活排水処理施設の整備状況、公共下水道、農業集落排水の接続状況、合併処理浄化槽の設置件数を記載しております。

44ページをお開きください。3の前期計画の総括としまして、生活排水処理率は令和元年度で46.0%となっており、増加傾向にはありますが、前期計画の目標値からは0.5%下回っております。令和元年度末の公共下水道事業の整備率につきましては、特定環境保全公共下水道である境野地区の15ヘクタールを含む高田処理区で81.6%の進捗率、本郷処理区で95.3%の進捗率、公共下水道全体で86.1%の進捗率となっております。農業集落排水事業、市町村設置型合併処理浄化槽事業においては、整備が完了しており、接続促進及び適正な維持管理に努めてまいりました。また、個人設置型合併処理浄化槽整備事業においては、新規設置数に減少傾向が見られました。

4の後期計画に向けた課題を整理しますと、公共下水道、農業集落排水処理施設への接続件数の伸び悩み、公共下水道区域内の整備の遅れ、合併処理浄化槽設置件数の減少傾向が挙げられます。

45ページをお開きください。第3章、生活排水処理基本計画後期計画でございます。2の施設整備の基本方針は、①から④の4項目とし、公共下水道、農業集落排水の整備完了区域においては接続促進を図り、公共下水道の区域内の未整備区域について令和7年度までの整備完了を目指します。また、合併処理浄化槽については、個人設置型浄化槽設置整備事業の補助金交付による整備を継続して推進するとともに、浄化槽の適切な維持管理方法について周知啓発していきます。

46ページをお開きください。5の生活排水処理基本計画、(1)、処理の目標としましては、令和7

年度数値目標を生活排水を処理する人口を1万170人以上、生活排水処理率は57.1%と設定しました。

50ページをお開きください。②、整備目標としましては、公共下水道は令和7年度までに特定環境保全公共下水道を含む公共下水道の整備率100%を目指します。合併処理浄化槽については、令和7年度までの累積整備基数を1,250基とし、整備目標率を47.1%とします。③の接続目標としましては、当初計画同様、令和7年度の目標値として、特定環境保全公共下水道を含む公共下水道全体で56.4%、農業集落排水施設全体で78.5%とします。

51ページをお開きください。6のし尿・汚泥の処理計画ですが、より一層公共下水道、農業集落排水の接続促進を図り、排出し尿の減量を図ります。(2)、し尿・汚泥の排出状況については、人口推移予測により令和7年度の人口推計値が当初基本計画策定時より増加したため、数値目標を表のとおり見直しました。

52ページをお開きください。7の住民・事業者・行政の取組について記載してございます。

53ページには、町内各地域の排水処理方式概要図を掲載しております。

本計画の説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

大変失礼しました。説明冒頭の議案書の説明の際にちょっと漏れたところがあったので、訂正させていただきます。「本案は、第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画の策定につきまして、地方自治法第96条第2項及び会津美里町基本条例第8条第2号の規定により議会の議決をお願いするものでございます」というふうに訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があれば、これを許可いたします。質疑はありませんか。

11番、根本謙一君。

○11番(根本謙一君) この計画、大変よくできていると基本的には思っています。ただ、今までの実績を見ますと、なかなか計画どおりにはいかない現実もありました。そういう中で、広域圏のごみ処理焼却場の更新に今緒に就いているわけですけれども、広域圏で決めた削減率20%、これも当初厳しい数字だなとは思いましたけれども、全国的に取組を見ますと、やっているところはやっている、成果を上げているところは上げているということが見えます。そういう中で、この計画書どおりにやった場合にはすばらしい成果が上がると予想はされるのですけれども、ただ目標値設定が私は少し甘いかなというふうに思うところもございます。ただ、これからのことですから、どんどん進化をさせていくという取り組み方は可能だと思っています。新年度、来年度予算の中でも少し深掘りをしたいとは思っておりますけれども、ここでお伺いしたいのは基本的な考え方として承っておきたい。と申しますのは、このリサイクル率、前期の目標からは大きく伸びるということはありませんでした。全国平均は20%ですよね。ご存じのように、鹿児島県の大崎町、ここでは82%という数字を毎年度上げているのです。これ日本一のところですけれども、そういうすばらしい先進事例があるところ、分別は27種類でやっているというふうに聞いております。この取り組み方を参考にするだけでも相当な、

本町としての取組は可能だなというふうに思います。先ほど言いましたように、基本的な考え方としてこれから本当にこの計画どおりにやっていくということでしっかり認識を共有していただけるのかどうなのか、そこを確認させてください。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 昨年の10月から始まりました選別収集というものの取組をしているのですが、これによって資源の排出量は相当増えています。ただ、今現在27品目の分別まで考えるのかといいますと、今8項目ですか、の分別をやっている中で、これが定着をした上でであれば細かくすることもできるのでしょうが、今はまだ8項目で分別をして、さらにそれを定着させるという取組をしておりますので、さらに分別を細分化するといったことは考えていません。ただ、これから先分別が進んでいけば、そういったこともこれから考えていかなくてはならないというふうには考えています。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) この計画つくりましたから、それから目標設定数値も出されていますから、それに基づいての答弁だというふうに理解しますけれども、8 品目の分別収集が根づいてからという、それはやっぱり同時進行でどんどん進化していかないと。住民の、我々もそうなのですけれども、それは話しすればなるほどと理解してもらえます。やっているところはやっているなりの事例もお示ししながら、しっかり同時進行で理解をしていっていただくと。この計画は、8 品目でいって、それから考えますという話ではないと私思っています。この計画が私はターニングポイント的なものになっていってほしいので、そこは強く踏み込んでいってほしいなというふうに思います。再度の答弁を求めます。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 繰り返しになります。選別収集を始めて、今資源が相当多く出されるようになりました。まだ8品目の分別については住民の皆さんが全て適切にやっているという状況にはなっていないというふうに思っています。まだまだこれから先この分別を徹底させるというのが当面の目標であります。そういったところで、細分化というのですか、13品目なり、27品目なりというのはまだ時期が早いのではないかというふうに考えているところでございます。なお、8品目の分別が進んで、見通しが立ったときには再度考え方は変わる予定、予定というか、変えたいとは思っていますけれども、今はまだ時期が早いのではないかというふうに考えています。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 早くはないです。理解は一度進むとどんどんと進化しますから、もっと住民、町民の皆さんを信じて、町が本気度を示せば住民だってちゃんと返していただけます。私はそう信じているから、これを申し上げたい。1月のリサイクル率が17%と実績を上げているではないですか。

これを根づいてからなんていうのんきなことを言っている場合では私はないと思っていますから、しっかり取り組んでいくべきだというふうに最後に申し上げます。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) ご意見非常に理解はできます。今後ごみの分別といいますか、資源物を増やす取組というのはこれからもどんどん前向きに取り組んでいきたいというふうには考えております。今の分別、選別収集がまだ軌道に乗ったばかりです。こういった状況を見極めながら、また新たにリサイクル率の向上に向けて取り組んでいきたいというふうには考えております。よろしくお願いいたします。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本剛君。
- ○12番(根本 剛君) 1点お伺いしたいと思います。

この後期計画に際しては、美里町廃棄物減量等推進審議会の意見をいただきながらとあります。この審議会の中で、近年話題になっておりますSDGs等々の資源ごみの再生可能な利用とか、そういう話題性というか、この審議会でSDGsの考えを網羅すべきではないかという等々の意見があったかないかの、そこをちょっと、審議会の中身教えてください。あったかどうか。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 審議会の中ではSDGsの話題といいますか、そういうのが上ったことはないと記憶していますが、しかし今減量推進審議会で取り組んでいる内容、ごみの減量化というのはSDGsの考え方に全く同じ方向で進んでいるということでございますから、4R運動にしても、そういった話で、今は審議会の中でSDGsは出てきませんが、中身は、つまりリサイクルの推進であるとか、そういうのをやっておりますので、方向的には一緒だというふうには私は思っています。
- ○議長(谷澤久孝君) ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第16号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第5、議案第16号 第3期会津美里町教育振興基本計画の策定について を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里さん。

〔教育文化課長(松本由佳里君)登壇〕

○教育文化課長(松本由佳里君) それでは、議案第16号 第3期会津美里町教育振興基本計画の策 定についてご説明申し上げます。

議案書40ページ、提出案件資料6ページ上段、別冊、第3期会津美里町教育振興基本計画を御覧ください。本案は、教育基本法第17条第2項の規定により教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策、その他必要な事項について基本的な計画を定めるもので、平成28年3月に策定しました第2期計画が令和2年度をもって終了するため、令和3年度からの第3期計画を策定するものであり、地方自治法第96条第2項及び会津美里町議会基本条例第8条第2号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、別冊の計画書を御覧ください。2枚おめくりいただきますと目次がございます。本計画は、第1章、総論から第5章、計画の推進のためにまでの5つの章に分かれております。

1ページを御覧ください。第1章は、総論と題しまして、計画策定の背景と趣旨、会津美里町第3次総合計画後期計画を上位計画としての本計画の位置づけ、令和3年度から7年度までの5年間の計画期間について記載しております。

3ページを御覧ください。第2章では、これまでの取組と今後の方向性といたしまして、第2期計画5年間の取組状況を振り返り、現在の課題抽出及び今後の進むべき施策の方向づけについて検証しております。

4ページに第2期計画の体系図がございますが、子ども教育の充実、生涯学習の充実、生涯スポーツの充実、地域文化の振興の4つの教育施策の下、15の基本施策、47の施策に取り組んでまいりました。町内全ての幼稚園、保育所が認定こども園となるなど、幼児教育の充実に努めるとともに、一層の園、小、中連携を図りました。また、複合文化施設のオープンに伴う図書館の開館や公民館の組織

再編に伴う生涯学習センターの設置など生涯学習の拠点としての整備に加え、地域の特性や多様化するニーズに対応した事業を展開しました。

33ページからの第3章では、会津美里町の目指す教育のすがたと題しまして、第2期計画から引き 続き学びあいこころ豊かでたくましい未来を拓く人づくりという基本理念とその実現のための4つの 基本目標を設定しております。

35ページからの第4章では、施策の体系と展開と題しまして、基本理念に基づく施策の体系として、第2期計画と同様に子ども教育の充実、生涯学習の充実、生涯スポーツの充実、地域文化の振興の4つの分野ごとの基本目標の達成に向けた各種施策の展開について記載しております。

38ページからの子ども教育の充実では、自ら学ぶ、知・徳・体のバランスのとれた「美里っこ」の育成を基本目標とし、幼児教育の充実をはじめとして10の基本施策を展開することとしております。特に本計画ではどの子も学べる環境づくりとし、特別支援教育の充実や不登校への対応、いじめ防止など様々な困難や課題を抱える子供たちの心を支える支援や教育環境を高める人的配置や施設設備の整備について、またコミュニティ・スクールの導入を含め、学校、家庭、地域が一体となった教育の推進、さらには時代に対応できる教育体制の整備について推進してまいります。

50ページからの生涯学習の充実では、生涯にわたって積極的に学べる環境づくりを基本目標に、家庭教育の推進や青少年の健全育成に大きく関わってくる地域学校協働本部事業の立ち上げなどについて記載しております。

53ページからの生涯スポーツの充実では、生涯スポーツに親しめる環境づくりを基本目標に、健康のための運動等の支援に努めます。

57ページからの地域文化の振興では、文化財の保存・活用と地域文化の継承を基本目標に、文化財の保存や活用の取組等と併せ、文化財に携わる人材の確保と育成を図ります。

第5章では、計画の推進のためにと題し、第3次総合計画の教育関係政策の指標と本教育振興基本計画の施策の指標を示しております。学校教育の基本は、学力向上であるとの考え方から、第2期計画から引き続き標準学力検査、NRTの偏差値を成果指標の一つに設定し、子供たちの確かな学力の育成に努めます。また、全ての町民が生涯を通じて学び、自己を磨く指標として目標を持って学習を行っている町民の割合を成果指標の一つに設定し、町民の意識を把握し、生涯学習の推進に努めます。

この計画を基に目標達成に向け様々な教育施策に取り組んでまいります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があれば、これを許可いたします。

石川栄子さん。

○6番(石川栄子君) ご説明いただいた中で4点質問させていただきます。

1点目が45ページ、いじめの防止対策の推進についてです。それから、2点目としましては、48ペ

ージ、基本施策の9番の安全・安心の確保、3点目ですけれども、60ページ、これが基本施策3番の芸術・文化活動の推進、4点目が65ページ、第3期町教育振興指標についてお伺いします。

まず、1点目です。1点目と2点目に関しましては、今回議会のほうに学校のほうから、町連合父母と教師の会のほうから提出されております令和2年度学校教育に関する要望書のほうの要望の内容とのマッチングの考え方についてお伺いします。

45ページのいじめ防止対策の推進ですけれども、これに関しましては、まず新鶴小学校さんのほうから補助制度について、新鶴小学校さんの単独、独自の取組なのかと文章からは読み取れますけれども、弁護士会による出前講座を受けておられます。これがこの要望の中には補助制度創設及び町内一律開催の考えも併せてこの件についてお伺いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 弁護士会での出前講座等の開催についてでございますが、学校の必要に応じて各種講座の講師については予算化をするように努めておりますので、各学校でそのような講座を開きたいということであれば補助制度といいますか、講師について一緒に検討してまいりたいと思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 石川栄子さん。
- ○6番(石川栄子君) ちょっといただいた答弁、この学校の要望とは何か合っていないと思うのですけれども、ちなみに学校さんの要望では、弁護士によるいじめ防止のための出前講座を実施しています。弁護士という立場から法的根拠を基にいじめ問題について説明していただけるので、いじめ防止対策としては大変効果的な事業かと考えます。その後、ぜひ町としてもこの事業に賛同していただき、予算化を図っていただきたいという考えの下に要望を出されておられます。ということは、私はこの文章からはここに対しての補助というのは受けていただいていないのかなと、そのように受け止めておるのですけれども、いかがですか。

それからもう一つ、3問だけでしょうから。先ほど申し上げましたように、今いじめ問題大変いろいるな学校で起きております。このいじめ防止のための出前講座、大変これは成果を上げておられるようですので、やはり町内一律に、せめて小学校だけでも全校にこういったものを対策は取っていただけたらなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。

〔「休憩をお願いします」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質問の途中ですけれども、ここで11時10分まで休憩します。

休 憩 (午前10時57分)

再 開 (午前11時10分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) 失礼いたしました。先ほどのご質問についてでございますが、道徳教育推進事業補助金という補助金が各学校10万ずつ今年度予算化いたしました。次年度につきましてもそのように考えておりますが、その中でいじめ等についても対応できるように、各学校でそういった講座等開きたい場合はそういうものも使えるということがございます。また、町全体として例えば町連合PTA等でそういったことを開きたいということであれば今後併せて教育委員会のほうといたしましても検討してまいりたいと思います。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 石川栄子さん。
- ○6番(石川栄子君) はい、了解しました。継続を望みます。

2点目、48ページになります。児童生徒の安全・安心の確保というところですけれども、こちらのほうでも要望ではできるだけスクールバスですとか、あとは通学路の標識がなかなか見えないとか、そういったような要望が出ております。このページの一番最後に追記になっておりますけれども、熊や不審者等が出没する現状を踏まえ、児童生徒の安全、安心がより確保できるような地域としての支援の在り方を検討していきますと、そのようになっております。これは5年間の計画ですので、5年間かけて検討されていてもなかなか今この時代、非常に親御さんたちが心配しておられます。できるだけ5年間の中の早い時期にこういった検討をされて、早い時期に保護者さんですとか、地域に示していただくのが筋ではないのかなと思われますけれども、考え方をお伺いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまの議員おっしゃるとおりで、5年間をかけて検討だけしていくということではございませんので、できるだけ早く検討をして実際実施に移していきたいと思っております。
- ○議長(谷澤久孝君) 石川栄子さん。
- ○6番(石川栄子君) では、計画の中で随時追いかけさせていただきたいと思います。

次、60ページになります。芸術・文化活動の推進であります。今このコロナ禍において、芸術、文化に触れる機会が大変狭められているという現状があります。じかに昨年クリスマスコンサートなどでも急遽中止になって、その後ユーチューブで配信されたといったようなことも伺っております。これからの時代ですと、結局DXとかそういったのの展開によりオンライン配信というのもいろいろなところで検討されております。今これから子供さんたちがオンラインの勉強もされていかれる中で、こういった生の演奏ですとか、講演ですとか、そういったものをこの計画の中にも今後位置づけられていってもいいのではないかなと思われるのですけれども、考え方をお伺いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまのご質問についてでございますが、昨年度からのコロナ

対策でいろんなことが中止になったり、延期になったりということで、芸術、文化活動につきましてもかなり中止になった部分もございます。ただ、やはり議員おっしゃるとおり、今いろんな形で、クリスマスコンサートの際にも後日ユーチューブ配信ということをいたしましたが、オンラインでできるようなこと等につきましては、やり方をいろいろ、公民館、生涯学習担当のほうでも検討しておりますので、今後中止ということではなく、できることをできるようなやり方でというようなことで検討してまりたいと思っております。

- ○議長(谷澤久孝君) 石川栄子さん。
- ○6番(石川栄子君) 町の事業は一応基本無料でやられておりますので、そういった提供の仕方もあるかと思いますので、ぜひ前向きに進めていただければと思います。

最後、65ページになります。こちらのほうは指標についてお伺いします。1番の子ども教育の充実です。この表の最後のほうになりますけれども、不登校出現率、これが5年後には0.25、中学校で1.20、ちょっと注目したかったのその上です。その上のところで学級集団に対して満足している割合と不満がある場合、現状値、小学校1.8、これが7年でゼロ、そして中学校が17.8からこちらも目標値はゼロ、こちらが満足度がそれなりにあれば当然不登校というのは私はあってほしくないなと思うのですけれども、こちらの目標値はゼロにならなかった、ゼロにできなかった、その背景がありましたら教えてください。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 学級満足度につきましては、Q一Uという学級集団のアンケート 調査によりまして満足の度合いを調査するものでございます。この不満足群がゼロになりましても不登校がゼロに設定できなかったということにつきましては、不登校の理由が学級集団、学校だけでは ない場合もございます。いろんな課題を抱えている場合がございますので、本当でしたら不登校出現 ゼロにしたいところでございますが、そういったことで、学校、学級に係るものだけではないという こともありましたので、ゼロではない数字を上げさせていただいております。できるだけゼロに近いような形にしてまいりたいと思っております。
- ○議長(谷澤久孝君) 石川栄子さん。
- ○6番(石川栄子君) 分かりました。5年後子供たちが元気に、学校を楽しみにして、全員そろって出られるような、そんな日常を望みたいと思います。

終わります。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 2点確認の意味で伺いたいと思います。

まず、1点目は、42ページの⑥の読書活動の充実についてです。2点目は、49ページの中で学校規模適正化・適正配置等の検討、このことについて確認の意味で伺いたいと思います。

まず、読書活動の充実ですけれども、ここで読書手帳という文言が入っております。この活用によ

りということで。利用促進を図りたい。パブコメを見ますと、反映概要のところで、これは幼稚園ですね。こども園ですか、こども園、それから小学校、中学校への読書手帳等の活用の周知について記載したいという書き込みになっております。この活用の周知について書き込みしたいというにしては本計画の中ではなかなか読み取りづらいところがございます。どういう考え方なのか伺いたいのと、読書手帳という言い方と、もう一つ読書通帳という言い方があります。同類で話出る場合があるかもしれませんけれども、本質的な同じは別にして、活用の仕方あるいは生かし方についてはやっぱり違っているのではないかなというふうに私は思っておりまして、私は読書通帳のほうが有効的な仕組みかなというふうに思っております。いずれにしても、読書手帳でもそれにかなう効用はかなえられるとは思いますけれども、そこのところをどういうふうに認識されているか伺いたいと思います。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。

〔「休憩、ちょっとお待ちください」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 休憩します。

休憩 (午前11時20分)

再 開 (午前11時22分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) 大変失礼いたしました。ただいまのご質問でございますが、まずパブコメにありました読書手帳の活用についての周知についての記載という点でございますが、こちらに書いてある記載で読書手帳の活用によりという部分でしか書いてはございません。文章表現として足りないのではないかということかと思いますが、各学校、こども園、そして図書館と併せてつくっております子ども読書活動推進計画の中にそういった部分も折り込んで記載してございますので、この計画にはございませんが、子ども読書活動推進計画の中でそういった部分を記載してございます。

読書手帳と読書通帳の違いについてでございますが、本町では図書館開館の前に読書手帳がいいか、読書通帳がいいかという部分についてはいろいろと検討したところでございます。そのときに話になりましたのが、読書通帳は銀行の通帳のようなものを図書館で導入する機械、システムのところに入れますと、その図書館で借りた本が記帳できるような仕組みになっているというような説明でございました。その図書館でしか、図書館なら図書館、生涯学習センターなら生涯学習センターの図書室でしかできないものでございましたので、町としましては読書手帳というほうを導入いたしまして、読書手帳ですと、学校の図書室、町の図書館、そして各生涯学習センターの図書室で借りたものについて自分でも記入することもできますし、また印字してもできるというようなことで、各図書館関係の施設、そちらのほうでどこででも使えるというようなことで、またその本についての自分のコメントなんかも書き込みもできるというようなことで、こちらのほうがより活用しやすいのではないかとい

うことで判断しまして、読書手帳というものを導入いたしました。これにつきましては、今後一層利用していただけますよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) おおむねその理解でいいのかもしれませんけれざも、ただ1点私の認識と違う点があります。その発行している図書館しか使えないという通帳は今ありません。今システム上その町内で町としてこの通帳を使っていきますよといえばネットワークを組んで自動的に印字されるようなシステムがつくり上げられています。全国の自治体でどんどん取り入れ始まっている。こういうことをやることによってどれだけの本が、どれだけのお金、本代がありますよね。何冊読めば幾らぐらいになっていくと。そういう例えば50万、100万という数字がまさに出てくる。それが通帳なのです。それによってそれだけの価値のある本を私は読んできたというインセンティブになっていく。それから、コミュニケーションのツールにもなっていく。いろんな取り組み方が、それぞれの効用があるのです。通帳なり、手帳なりは。そのいいところを活用していけばいいというふうに私は基本的に思っているので、お尋ねしました。ただ、認識は、そこはもう一度調べておいていただきたいと思います。いいですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 先ほども申し上げましたが、図書館の開館前に読書通帳にするか、 手帳にするか、どういったものを導入するかという検討をしております。より皆さんに使っていただ けるものということで現在読書手帳のほうを活用しておりますので、今後またシステムの入替えであ ったり、いろいろとやり方を検討していく中でそういった部分については随時検討してまいりたいと 思います。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- 〇11番(根本謙一君) 次は、49ページです。学校規模適正化と適正配置等の検討ですけれども、これパブコメで修正されました。私もこれで基本的にいいとは思いますけれども、ただ教育長にお伺いしておきたい点は、この義務教育学校も含めて新しい仕組みを取り入れる場合に相当住民の皆さんの理解がないとなかなか厳しいところがあるかと思います。その点の認識と、それからもう一点は地域に学校がなくなるということのその影響の大きさをどのぐらいご認識をお持ちかなと。ましてや会津美里町は合併自治体ですので、各地域に、地区にあった公民館が統合されて本当に厳しいご意見もいただいてきた中で進めてきたところがございます。ましてや学校となればその地域が本当にどういうふうになっていくかというのが想像に難くないところなのです。北海道の研修視察地でもこのことが話題になりまして、伺ってきましたけれども、その地域住民が大運動を起こして学校を残したというすばらしい地域もあります。そのぐらいに厳しい認識でこの問題は取り組まなければならないのでは

ないかなと思いますけれども、教育長の基本的な考え方を伺っておきたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。
- ○教育長(新田銀一君) 学校統合で義務教育学校設置等というふうに書いてありますが、これは一つの方法であって、現在これに定めていきたいとか、そういう考えは今のところ私持っていません。 これから検討委員会とまたは地域の方々の意見等聞きながら、どの学校システムがいいのかこれから検討していきたいというふうに考えております。それが1つ目です。

それから、2つ目としては、学校がなくなることの地域に対する影響というのですか、これについてはやはり私もあちこちの小学校とか、そういうのがなくなった話を聞いております。その中で、やはり例えば小学校においては一つのコミュニティーということで地域の文化というか、集まりというか、そういう一つの場になっていると聞いておりますので、小学校、それから中学校は地域にとって本当に大切だというふうに認識しております。ただ、学校教育においてはどれがいいのか、それについても地域における小学校、学校の立場を考えながらやっぱりこれから検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) ありがとうございます。私はここで改めて伺いたいのは、地域の皆さんの声を聞いて検討していくというの当然のことなのですけれども、ややもすると行政、とりわけ教育長の考え方がやはり一番肝になっていくだろうというふうに私は思っています。ですから、この5年間でそこの緒に就くとは思っておりませんけれども、ここに書き込んだ以上はしっかりした教育長の理念とか、ビジョンとか、そういうものがしっかり語られた上で皆さんの声を伺って決めていく、整理していくという姿であってほしいと思うのですけれども、そこのところの認識だけもう一度確認させていただきたいと思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育長。
- ○教育長(新田銀一君) 学校の統廃合、それから小学校、中学校のそれぞれの学校における立場、 影響、そういうのを十分意識しながら、そしてなおかつ地域の方々の意見もいただきながら、もちろ ん教育長としてのビジョンも掲げながらそういうのを進めてまいりたいというふうに思っています。
- ○議長(谷澤久孝君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第16号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

休憩 (午前11時34分)

再 開 (午後 1時00分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

○議案第17号の議題、説明、質疑

○議長(谷澤久孝君) 日程第6、議案第17号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第12号) を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長(鈴木國人君)登壇〕

○政策財政課長(鈴木國人君) 議案第17号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第12号)に つきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料 9 ページから37ページを御覧ください。予算書の表紙でございます。第 1 条におきまして、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億6, 673 万1, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147 億8, 047 万円とするものでございます。

第2条は繰越明許費、第3条は地方債の補正でございます。

3 枚おめくりください。第2表、繰越明許費でございます。2 款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、 事業名、戸籍管理事務642万4,000円、同じく事業名、住民基本台帳管理事務242万円でありますが、 国外転出者のマイナンバーカード利用に係る戸籍システム及び住民基本台帳システムの改修委託事務 につきまして、国の共通様式仕様書の策定に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、 繰越明許費を設定するものでございます。

次に、5款農林水産業費、2項林業費、事業名、ふくしま森林再生事業6,536万8,000円でありますが、ふくしま森林再生事業の穂馬地区年度別計画策定業務において、急峻な地形から測量及び設計業務に不測の日数を要し、また栃沢地区森林整備業務においても、土地所有者との協議に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

事業名、森林資源活用推進事業(林道開設)4,941万7,000円でありますが、林道整備事業において、森林所有者や国有林の施業計画調整に不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化補修事業370万円でありますが、橋梁点検委 託業務につきまして、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

事業名、道路新設改良等事業5,195万2,000円でありますが、道路新設改良工事におきまして、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、事業名、農地等災害復旧事業527万3,000円でありますが、国の災害査定手続等に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費、事業名、土木施設災害復旧事業1,389万1,000円でありますが、国の 災害査定手続等に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するも のでございます。

次のページでありますが、第3表、地方債補正でございまして、追加であります。次のページの上段まで県営事業負担金に係るものでありまして、一括してご説明いたします。まず、県営農業用河川応急対策事業負担金でありますが、県営農業用河川改修事業の早期着工に伴う追加負担金でございます。

次に、鶴沼川防災ダム管理負担金でありますが、県営防災ダム改修事業の早期着工に伴う追加負担 金であります。

また、その下の農地整備事業負担金でありますが、梁田地区圃場整備事業の早期着工に伴う追加負担金でございます。

次のページに参りまして、県営ため池整備事業負担金でありますが、県営ため池改修事業の早期着工に伴う追加負担金でございます。

これらは、国の補正予算に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の対象となることから、新たに起債対象事業として追加するものでございます。

その下の減収補でん債でありますが、地方消費税交付金等につきまして、新型コロナウイルス感染 症の影響により、標準税収入額に対し減収が見込まれるため、減収補でん債の起債対象となることか ら、新たに設定するものであります。

なお、限度額、利率などそれぞれ記載のとおり追加するものでございます。

次のページは、地方債の変更であります。旧高田庁舎解体事業に係る合併特例事業債につきまして、 事業費の確定により減額するものでございます。

次に、高田児童館大規模改修事業、次ページに参りまして、道路新設改良等事業、道路維持管理事業、次のページの橋梁長寿命化補修事業に係る過疎対策事業債につきましては、それぞれ事業費の確定により限度額を記載のとおり変更するものでございます。

次のページを御覧ください。地方債の廃止であります。企業誘致促進事業に係る過疎対策事業債に つきましては、工場等用地取得費補助金に係る地方債でございますが、売払い先の企業が補助金の対 象とならなかったため、廃止するものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。なお、各課等の補正内容につきましては提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明をさせていただきます。

歳入でございます。4段目、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金411万8,000円の増額の主なものにつきましては、1節の保険基盤安定負担金でございまして、事業費の確定見込みにより増額するものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金4億413万4,000円の増額につきましては、次のページに参りまして、1節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第二次交付額の確定により増額をするものでございます。

2目民生費国庫補助金458万7,000円の増額の主なものでありますが、まず感染症対策子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の確定によりまして、2節の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金で232万円の減、子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金で165万5,000円の減、同じく2節でございますが、次世代育成支援対策施設整備交付金で856万2,000円の増でございまして、これは高田児童館大規模改修工事が国庫補助金の対象となったことから、新たに計上させていただくものでございます。

3 目衛生費国庫補助金190万9,000円の減額でありますが、個別合併浄化槽設置整備費補助金の確定により1節の循環型社会形成推進交付金を減額するものでございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金4,923万5,000円の減額の主なものにつきましては、3節の施設型給付費負担金でございまして、私立認定こども園入園見込み児童数の減によりまして5,260万3,000円を減額するものでございます。また、4節保険基盤安定負担金国保分及び後期高齢者分につきまして、事業費の確定見込みによりそれぞれ記載のとおりでございますが、合わせまして

302万1,000円を増額するものでございます。

5ページを御覧ください。2項県補助金、1目総務費県補助金150万円の減額でありますが、1節のふくしま移住支援金給付事業補助金でございまして、移住実績がなかったため、減額するものでございます。

2目民生費県補助金464万6,000円の増額の主なものにつきましては、3節の福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金でありまして、児童福祉施設における感染症対策用品について県補助金の対象となったことから、484万6,000円を新たに計上するものでございます。

3目衛生費県補助金525万7,000円の減額でありますが、1節の合併処理浄化槽設置整備費補助金につきまして、補助金の交付決定見込みにより256万8,000円、除染対策事業交付金の確定により268万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

4目農林水産業費県補助金2,243万2,000円の減額の主なものにつきましては、補助金交付額の確定により、1節の環境保全型農業直接支払交付金108万3,000円、農業次世代人材投資事業補助金326万5,000円、機構集積協力金452万2,000円の減、2節に参りまして、事業費の確定に伴い林道整備事業補助金1,329万4,000円を減額するものでございます。

6 ページに参りまして、16款寄附金、1 項寄附金につきましては、令和2年10月1日から令和2年12月31日までにお寄せいただきました寄附金でございまして、1 目一般寄附金でありますが、6 件55万円、2 目ふるさと納税寄附金、681件で1,572万8,000円、3 目民生費寄附金、4件で20万8,000円、4目教育費寄附金、3件で2,005万円をそれぞれ増額するものでございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正における一般 財源調整分として2億2,589万3,000円、基金を充当している各事業費の確定に伴い、5目過疎地域自 立促進基金繰入金で770万円、6目公共施設等整備再生基金繰入金で1,970万円をそれぞれ減額するも のでございます。

続きまして、7ページでございます。2項特別会計繰入金、4目工業団地造成事業特別会計繰入金でありますが、工業団地売却額確定により1億6,892万5,000円を増額するものでございます。5目住宅用地造成事業特別会計繰入金699万1,000円の減額でありますが、住宅団地分譲地の確定見込みにより減額をするものでございます。

19款諸収入、4項雑入、3目過年度収入1,844万円の増額の主なものにつきましては、令和元年度の施設型給付費国庫県費負担金等の確定により増額するものでございます。

20款町債、1項町債でありますが、先ほど第3表、地方債補正でご説明申し上げました内容でございまして、1目総務債2,480万円及び2目民生債850万円の減額、4目農林水産業債1,360万円の増額、8ページに参りまして、5目商工債400万円及び6目土木債2,570万円の減額、10目減収補てん債1,430万円を増額するものでございます。

22款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金2,000円の増額でありますが、令和元年度の税

制改正により廃止されておりますが、今回追徴課税分が交付されたため、新たに計上するものでございます。

9ページに参ります。歳出でありますが、なお各款項目にございます2節給料、3節職員手当等及び4節共済費につきましては、分限休職及び退職、育児休業による減額、会計年度任用職員の給与額等の確定による減額などでございますので、人件費の補正につきましては23ページの次に添付している給与費明細書を御覧いただきまして、人件費以外の主な内容についてご説明を申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の第二次交付額が確定いたしましたので、 今般の補正で該当する事業に充当することとなります。そのため、財源振替のみの目が多くございま すので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、中ほどでありますが、2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費3億9,578万6,000円の増額の主なものにつきましては、10節の光熱水費で普通財産及び庁舎における光熱水費の確定見込みにより393万9,000円の減、12節清掃委託料で事業費の確定見込みにより323万6,000円の減、10ページに参りまして、14節普通財産解体工事で事業費の確定見込みにより2,606万1,000円を減額するものでございます。また、24節の財政調整基金積立金3億1,464万1,000円の増額でありますが、今回の補正予算における一般財源調整のため、基金へ積み立てるものでございます。ふるさと振興基金積立金1,627万8,000円の増額でありますが、歳入でもご説明いたしました令和2年10月1日から令和2年12月31日までお寄せいただきました一般寄附金、ふるさと納税寄附金につきまして、ふるさと振興基金へ積み立てるものでございます。公共施設等整備再生基金積立金1億円の増額でありますが、将来の公共施設整備に対応するため、積み立てるものでございます。

7目企画費105万2,000円の減額の主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金でございますが、申請実績がなかったあいづみさと移住支援金及び生活交通路線運行維持対策事業補助金の事業費の確定、11ページに参りまして、まちづくり団体活動支援事業補助金につきましても、申請実績がなかったことから、それぞれ記載のとおり計上させていただくものでございます。

12ページを御覧ください。5項統計調査費、5目国勢調査費100万2,000円の減額につきましては、 事業費の確定により、1節報酬から13節使用料及び賃借料までそれぞれ記載のとおり減額するもので ございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,148万4,000円の増額の主なものにつきましては、27節国民健康保険特別会計繰出金1,127万5,000円の増額でございまして、保険基盤安定負担金の確定見込みにより増額するものでございます。

4目老人福祉費1,393万2,000円の増額でありますが、保険給付費の増額見込み等により27節の介護 保険特別会計繰出金を増額するものでございます。

14ページをお開きください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費7,529万9,000円の減額の主なものにつきましては、感染症対策子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の事業費確定により、12節の

システム改修委託料138万円、18節の子育て世帯への臨時特別給付金232万円をそれぞれ減額、19節扶助費で事業費の確定見込みにより施設型給付費6,708万円を減額するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費763万8,000円の減額につきましては、事業費の確定によりまして18節の水道未普及地域生活用水確保対策事業補助金を減額するものでございます。

2目予防費416万4,000円の減額の主なものにつきましては、事業費の確定見込みによりまして12節の妊産婦健診・新生児聴覚検査委託料207万3,000円、16ページに参りまして、予防接種(個別)委託料185万1,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、2項清掃費、3目合併浄化槽整備費912万7,000円の減額でありますが、事業費の確定により 18節合併処理浄化槽設置整備費補助金を減額するものでございます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費924万2,000円の減額の主なものにつきましては、18節の機構集積協力補助金452万1,000円、環境保全型農業直接支払交付金144万2,000円、農業次世代人材投資事業補助金326万4,000円につきまして、事業費の確定見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

5 目農地費1,014万1,000円の増額でありますが、農地整備事業の確定により12節調査設計業務委託料149万9,000円の減、また歳入でもご説明いたしました県営事業の早期着工に伴う負担金の決定によりまして、18節の鶴沼川防災ダム管理負担金319万7,000円、福島県営農業用河川応急対策事業負担金44万3,000円、農地整備事業(経営体育成型)負担金800万円につきまして、それぞれ増額するものでございます。

18ページをお開き願います。 2 項林業費、3 目林道整備事業費1,899万2,000円の減額の主なものにつきましては、林道開設事業の事業費の確定により12節の調査設計業務委託料1,823万5,000円を減額するものでございます。

次に、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費417万6,000円の減額でありますが、住宅用地造成 事業特別会計の事業費の確定見込みにより27節住宅用地造成事業特別会計繰出金について減額するも のでございます。

2目観光費238万6,000円の減額の主なものにつきましては、18節の観光対策事業補助金でありますが、事業の確定により408万2,000円の減、22節国庫・県支出金返還金でありますが、令和元年度の原子力災害対応雇用支援事業国庫補助金の額の確定により169万6,000円を新たに計上するものでございます。

19ページに参りまして、3目企業誘致促進費405万円の減額につきましては、高田工業団地の用地取得者について補助対象とならなかったことから、18節の工場等用地取得費補助金を減額するものでございます。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費333万円の減額の主なものにつきましては、

橋梁長寿命化補修事業の確定見込みにより、12節の橋梁点検委託料370万円の増額及び14節の橋梁補修工事337万4,000円の減額、道路維持管理事業の確定見込みにより、12節の調査設計業務委託料114万円、14節の町道維持管理修繕工事200万円をそれぞれ減額するものでございます。

2目道路新設改良費1,596万2,000円の減額でありますが、改良舗装等事業などの確定により、12節の測量・登記委託料462万1,000円、16節の用地購入費207万3,000円をそれぞれ減額、また道路新設改良等事業の確定見込みにより14節の道路改良工事829万3,000円を減額するものでございます。

20ページをお開きください。8款消防費、1項消防費、2目消防施設費421万円の減額でありますが、18節の水道管布設替え工事に伴う消火栓設置工事負担金の確定見込みにより減額するものでございます。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1,921万8,000円の増額の主なものでございますが、歳入でもご説明いたしました令和2年10月1日から令和2年12月31日までお寄せいただきました教育費寄附金につきまして、教育振興基金へ積み立てるため、24節教育振興基金積立金2,005万円を増額するものでございます。

21ページに参りまして、3項中学校費、2目教育振興費340万2,000円の減額の主なものにつきましては、デジタル教科書導入による事業費の確定見込みにより17節の教材備品293万1,000円を減額するものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、23ページを御覧ください。23ページー番下でありますが、12款諸支出金、1 項公営企業費、2 目公営企業会計補助金330万1,000円の減額の主なものでございますが、下水道事業会計の営業活動に係る収入の増額及び経費の減額に伴い18節の下水道事業会計補助金273万2,000円を減額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。まず、歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。 根本謙一君。

○11番(根本謙一君) 4点お伺いしたいと思います。

まず、1点目、収入の部で減収補てん債について。2点目が案件資料によりますと19ページになります。戸籍管理事務について。3点目が観光事業補助金、案件資料の28ページで観光対策事業について。4点目が31ページの一般単独事業(改良舗装等事業)についてです。

1点目の減収補てん債ですけれども、この起債についてはしばらくなかったといいますか、起債する必要がなかったということなのですけれども、今回1,430万円の起債というふうになっております。 国の三次補正で、消費税等でこれも発行対象になるということでこの額になっているというふうな説明だったかと思います。この1,430万という額、その積算根拠をもう少し明らかにしていただければありがたいと思っております。この元利償還金の75%は後年度基準財政需要額に算入されるというこ とで理解しておりますけれども、それでも例年の実績からすると減収になることは予想されますし、 そのつもりでおられるかと思いますけれども、その辺のご認識も伺っておきたいと思います。

以上、1点目。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 減収補てん債の今回の該当につきましては、令和2年度に限り対象税目が追加されると。新型コロナウイルス感染症の影響により消費や流通に関する税に減収が生じるということから、令和2年度に限った措置ということで、地方消費税交付金でありますとか、軽油引取税交付金でありますとか、そういったものが追加されて対象税目になったということであります。起債額の算出方法につきましては、収入見込みから基準税額を引いて、おっしゃるとおり75%ということになります。合計といたしましては1,430万であります。一応そういう計算式で成り立ってございます。

それから、今ほど申し上げましたが、交付税算入率は75%ということでございます。あくまで今年度、令和2年度に限って追加された部分の今回補正をさせていただいているということでございます。 以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- 〇11番(根本謙一君) 随分見ていない起債だったので、私なりにも勉強させていただきましたけれども、標準的な捉え方からすると、減収補填債の額はいわゆる基準財政収入額に、前年等の、いつもある基準財政収入額を満たすほどの額にはなりませんよね。そういう意味では、今年度の実績としては相当低くならざるを得ないというふうに見ていいのか、そこの認識を伺いたかったわけです。それを踏まえての次年度予算編成ということだというふうに理解していいのかどうか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) そもそも減収補てん債、今までの現行でありますと、法人住民税割、利子割交付金、それから法人事業税交付金、特別法人事業譲与税ですか、が対象になってございました。今回は令和2年度だけの措置ということで伺ってございますが、今申し上げました地方消費税交付金と軽油引取税交付金、不動産取得税、都道府県たばこ税、市町村たばこ税交付金、そういったものが追加で交付されるようになったということです。今後法人税も当初予算の中では減収という形で、減額という形で見込んでございます。それらが今回反映されてくるのだと思いますけれども、令和2年度においては、あくまでも今の追加になった部分がありますので、それについて積算をして1,430万という数字を出しているということでございます。収入見込額の全体でありますが、先ほど来ご質問あります基準税額、75%で5億4,282万4,000円、減収見込額が1,453万円というふうに算出したところでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) では、2点目ですけれども、戸籍管理事務の中でマイナンバーカード、新聞

紙上等では相当滞っている自治体もあるというふうにお読みいただいているかと思うのですけれども、本町においてこの取得の状況はどういうふうになっているのか、その点を教えていただきたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) この戸籍事務の、いわゆる管理事務の説明ということではなくて、マイナンバーの交付率の話でしょうか。

#### [何事か言う人あり]

- ○町民税務課長(横山 優君) これは、いわゆるシステム改修の話なのです。国が進めておりまして、令和5年度までの計画で改修を進めています。今回国のほうからメールが入りまして、会津管内でいいますと17市町村のうち9町村が次年度へこの予算を繰り越すことになるということになります。この改修の中身については、まず社会保障手続でマイナンバー制度を利用して戸籍謄抄本の提出を省略することができる。2つ目、戸籍の届出事業を受ける戸籍謄抄本の提出が不要になる。3番目として、本籍地以外での市町村で戸籍謄抄本の発行ができると。日本全国どこででも戸籍謄抄本が取れるようになるというようなシステム改修をする事業でございまして、国のスケジュールが示されているのですが、今回相当遅れているということで会津17町村のうち9町村は繰越しとかということでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) そういうことであろうということで、では実態として、窓口業務としてそのマイナンバーカードの、我々にも案内が来ておりますけれども、その登録申請の取得率はどのようになっていますかと。現在。滞ることなく窓口では進めておられるということなのか。町民の方からよく伺われるのです。本当に取得していいものだろうか、どうなのだろうかということ。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 大変申し訳ございません。今手元に資料を持ち合わせておりません ので、具体的な数値は今ここではお示しすることはできないのですが、後から……
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 観光対策事業のほうですけれども、408万2,000円の減ということで、私の理解に間違いなければ、このコロナ禍の中でコロナ対策として、新たな事業を構築するに当たって各種の中心事業から流用されているというふうに思っておりますけれども、この400万何がしの減額は相当大きい額だなというふうに思うわけです。内容的にはそれぞれの各対策事業が効果あったというふうに私は一定程度評価しているものですけれども、これだけの減額補正となりますと、内容的にはどういうことなのかというところを教えていただきたい。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのご指摘でございますが、まず観光協会の補助金がコロナ

の状況によりましてかなりやっぱりイベント等が中止になったということで、議員おただしのとおり、Go To MISATO等のコロナ禍での事業に振り向けてございます。ただし、これにつきましては、年度当初予定しておりましたお茶会並びにあやめ祭りの経費を充てさせていただきまして、流用させていただきましてGo To MISATOの事業に流用したというふうなことになっております。その後第二弾的な予定もあったわけでございますが、ただコロナの全国的な蔓延、感染拡大によりまして、いわゆる外出の制限ですとか、そういったものが発出されたことによりまして、後段のワイン祭り、あとは大俵引き、ここの部分のイベントの事業経費がどうしても余ってしまったというふうなところで今回減額をさせていただいておるものでございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 1点確認させていただきますけれども、今課長自らおっしゃいました第二弾 も検討したような話でありますけれども、一応そういう検討はしたけれども、どうしても実現には至らなかったという理解でよろしいですか。それは来年に当然総括的なことは生かしていかなければならないと思いますけれども、そこのところを確認させてください。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 根本議員のおただしのとおりでございまして、ここは第二弾的な部分の、そういう方法については十分検討はさせていただいたところでございます。ただ、先ほども申し上げましたとおり、そのタイミングでどうしても全国的にコロナが拡大してしまったというふうな実態がございます。当然今もこのような1都3県に関しましては制限かかっているような状況でございますので、アフターコロナを見据えたような、いわゆる観光誘客のための取組というのを今から考えていく必要があるというふうに考えております。
- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 分かりました。

議長、4点目に参ります。案件資料の31ページ、一般単独事業、改良舗装等の事業について、中で 事業見直しによる減額となっております。用地購入費を含めて、委託料もすごく減額になっておりま すけれども、この内容について、場所も含めて少し教えていただきたい……

- ○議長(谷澤久孝君) ちょっと内容聞こえなかったのですけれども。大きい声で、マイクに近づけて。
- ○11番(根本謙一君) この減額、事業見直しという説明になっております。その内容についてもう少し詳しく教えていただきたい。場所も含めて。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) それでは、内容についてご説明をさせていただきたいと思います。 まず、委託料の登記委託料のほうでマイナス97万5,000円というところでございますけれども、そ の内訳としましては、1点目としまして、47万5,000円については職員で嘱託登記をやったがために

減額できたというところでございまして、次、それ以外に50万円ということで減額をしておりますが、 それについては現在の区長と次期の区長との協議の末、事業実施を来年度にしていただきたいという ことで要望があったために50万円を減額しまして、合計で97万5,000円減額したというところでござ います。

次に、401万9,000円の減額でございますけれども、それについても令和3年度に事業を繰り越してほしいという地区との要望に応えたものが150万円ございます。あとは、実際に今年度事業を実施しまして、用地買収が必要だと思われた箇所が、実際に測量をしました結果、用地買収が必要ないというところがございまして、それについても約80万円ほど減額しておるというところでございます。あと、それ以外については実際なかなかその登記について難しいところがございまして、進捗を図ろうとしまして、用地立会い等を求めてはいるのですけれども、実際なかなか進まなかったというところもございまして、401万9,000円の減額というところでございます。

次の用地買収費でございますが、今ほど申しました実際に測量をしてみまして用地買収が必要はないという箇所もありましたし、あとは追加で買収しようというところで考えておった地区もあったのですが、それについてもなかなか用地立会い等を依頼してもお願いできなかったと、立会いをしていただけなかったという箇所もございまして、それで207万3,000円の減額をしたというところでございます。

以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本謙一君。
- ○11番(根本謙一君) 今のお話を伺っていますと、その前提的にしっかり調整がされていなかったようなニュアンスで受け止めたのです。いろいろな事情があったということの説明かとは思いますけれざも、事前調整がしっかりできていなかったことが一つ起因としてあるのかなというふうに今の説明では受けました。そこはどのような認識なのか。それから、差し支えなければ場所も併せて教えていただければというふうに思います。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) 議員おただしのとおり、事前調整というところでございますが、その事前調整についても至らなかったという点はあろうかと思います。しかし、地区のほうから来年にしてほしいという要望が実際にありました。それについて、例えばでありますが、藤田地区についてそのような要望があったというところがありますし、実際予想できないような事態もございましたので、その点はご理解していただきたいというふうに思っております。
- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- 〇4番(渋井清隆君) 18ページの款 5、項 2、目 3 の林道整備事業費、14節の林道開設工事44万円が上がっております。増額補正。総務課長からの説明では、事業費の確定による減額だということの説明、あとはいろいろなものについては、増額についても事業費の確定だということの説明がござい

ました。この44万円、これなのですが、節的にも上がるということは、考えられるのは工期の変更により繰越明許費、こちらのほうに連動してくるような感じと思われるのですが、そのように理解してよろしいのかお伺いします。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、議員おっしゃるとおり、実は29ページのほうの森林資源活用推進事業(林道開設)のほうに計上させていただいております4,941万7,000円のこの繰越事業の中に入ってまいります。内容的には、これは大滝線支線の開設工事でございますが、基本的に今の工事の概要といいますのは、現道を利用させていただいて、線形を決定しているような感じでございます。一部その計画、工事区域に尾根が張り出しておりまして、どうしてもそこを通りますとかなり急傾斜地で危険な箇所がございます。そのために間を割って道路を造る必要があるというふうなことでございまして、その分、掘り割り構想といいますが、そのような形に変更する必要があることから、この44万円分を増額させていただいておるものでございます。

以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。
- ○4番(渋井清隆君) 内容は理解したとおりですが、節的に、林道ですから、既にこれは分かっていると思うのです。もう少し早めな補正、分かっている、もう既に確定しているわけです。今もってやるものではないと思うのです。もう少しよく精査をして、それに合ったような予算の出し方、それをお願いしたい。よろしくお願いします。

以上です。

- ○議長(谷澤久孝君) 山内須加美君。
- ○13番(山内須加美君) 1点お願いします。

歳入についてなのですが、寄附の関係なのです。答えていただける範囲内で結構でございますが、 よろしくお願いいたします。今回大口、ありがたいことに2,000万という寄附でございます。この方 は町にゆかりのある方という表現がいいかどうかなのですが、その辺の関係と、教育のほうに、目的 のほうに2,000万ということ計上されていますので、その辺、ご本人コメントといいましょうか、要 望というのでしょうか、何かもし説明していただける範囲の中でよろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまの教育費寄附金の件でございますが、本町出身の方でございます。特に本郷小中学校の整備、特に図書関係ですとか、子供たちが使う、子供たちの活動ができるようなものにというようなことでお話はいただいたところでありまして、本郷小中学校だけではなく、教育施設にということで話はいただいているところでございます。
- ○議長(谷澤久孝君) 町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 先ほどの根本謙一議員の質問でございましたマイナンバーカードの

交付率ということですが、14.7%でございます。今現在3,100件強ということでの交付でございます。 ○議長(谷澤久孝君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって歳入歳出の質疑を終了し、議案第17号を終了いたします。

○議案第35号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第7、議案第35号 財産の処分についてを議題といたします。 ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、金子吉弘君。

〔産業振興課長(金子吉弘君)登壇〕

○産業振興課長(金子吉弘君) それでは、議案第35号 財産の処分についてご説明申し上げます。 議案書42ページ、併せまして提出案件資料の7ページ中段を御覧いただきたいと存じます。この案件につきましては、高田工業団地内の販売用地を売却することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

内容についてでございますが、まず土地の所在地につきましては福島県大沼郡会津美里町字宮里97番1でありまして、地目が宅地でございます。地積につきましては2万2,663.91平方メートルで、売却価格は2億397万5,190円でございます。相手方につきましては、福島県会津若松市滝沢町5番51号、株式会社トーホク、代表取締役、田﨑幸男でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。 質疑があれば、これを許可いたします。質疑はありませんか。

佐治長一君。

- ○10番(佐治長一君) これは、工業団地のこれで全部売却済みというようなことになるのですか。 まだ残はあるわけですか。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- 〇産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、ここの土地以外にもあと約2 第1万平米ほど残地がございます。失礼しました。1万平米残地があるのは間違いはないわけでございますが、そのうち4,500平米については、今仮の申込書といいますか、それは頂いておる企業がございます。大変失礼しました。
- ○議長(谷澤久孝君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、2時10分まで休憩いたします。

休 憩 (午後 1時56分)

再 開 (午後 2時10分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

○総括質疑

○議長(谷澤久孝君) 日程第8、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質問事項を告げ、その後質問事項ごとに一問一答方式で行います。総括質疑は、所管ごとの議案順に一括して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第5号 会津美里町表彰条例の一部を改正する条例、議案第6号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 会津美里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 会津美里町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号 会津美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、議案第10号 会津美里町営住宅管理条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号 会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例、議案第12号 会津美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、議案第13号 会津美里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第18号 令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第19号 令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第5号)、議案第20号 令和2年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号 令和2年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号 令和2年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2号)を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号 令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算(第6号)、議案第24号 令和2年度会津美里町下水道事業会計補正予算(第6号)を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計予算、議案第27号 令和3年度会 津美里町介護保険特別会計予算、議案第28号 令和3年度後期高齢者医療特別会計予算を一括審議に 付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計予算を審議に付します。 質疑はありませんか。

根本剛君。

- ○12番(根本 剛君) 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計の5ページ、節、工事請負費なのですけれども、この近辺、近くに広域消防署の会津美里消防署移転新築工事が4月以降に制限付入札等でいろいろ始まるわけです。令和3年度。それで、この工事請負費道路改良工事なのですけれども、一般的なスケジュールを教えていただきたいと思います、まず。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、工事請負費6,050万円の部分でございますが、これにつきましては、議員おただしのとおり、消防署が建設される予定地の東側に通ります道路建設工事費分でございます。これに対するスケジュールでございますが、今のところ考えてございます予定でございますが、まず6月の議会におきまして議決をいただきまして、6月着工、12月、年内の完成を予定しておるところでございます。いずれにいたしましても、周辺立地企業様に迷惑をかけることなく、打合せを密にしまして実施してまいりたいというふうに考えてございます。
- ○議長(谷澤久孝君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号 令和3年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計予算を審議に付します。 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号 令和3年度会津美里町水道事業会計予算、議案第32号 令和3年度会津美里町 下水道事業会計予算を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号 令和3年度永井野財産区特別会計予算を審議に付します。 質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

#### ○議案の常任委員会付託について

○議長(谷澤久孝君) 日程第9、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

#### ○散会の宣告

○議長(谷澤久孝君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。

散 会 (午後 2時17分)

# 予算特別委員会

(第 2 日)

## 令和3年会津美里町議会(予算特別委員会)

第2日

令和3年3	月 1	5 H	(月)	午前1	0 時 0	0分開議

委員長	堤		信	也	君		副委員長	村	松		尚	君
○出席委員(14名)												
1番	野	中	寿	勝	君		9番	横	山	義	博	君
2番	村	松		尚	君		10番	佐	治	長	_	君
3番	小	島	裕	子	君		11番	根	本	謙	_	君
4番	渋	井	清	隆	君		12番	根	本		岡「	君
5番	堤		信	也	君		13番	山	内	須 加	工美	君
6番	石	Щ	栄	子	君		14番	横	山	知 世	也 志	君
7番	鈴	木	繁	明	君		15番	山	内		長	君

## ○欠席委員(なし)

## ○説明のため出席した者

副町	長	鈴	木	直	人	君
総 務 課	長	國	分	利	則	君
総務課課長裕	甫佐	児	島	隆	昌	君
総 務 防災情報係	課 長	<b></b> 兩	藤		優	君
政策財政調	果長	鈴	木	國	人	君
政策財政課長 補	課佐	平	山	正	孝	君
政策財政課長 補	課佐	猪	俣	利	幸	君
政策財政政策企画係		Ш	田	浩	泰	君
町民税務調	果長	横	山		優	君
町 民 税 務課 長 補	課佐	竹	本	朋	恵	君

町 民 税 務 生活環境係	課 長	栗	城	嘉		則	君
健康ふくし課	!長	原		克		彦	君
健康ふくし課 長 補		安	部	賢		辰	君
健康ふくし保険年金係	課 長	芥	JII	豊		和	君
健康ふくし介護保険係	課 長	谷	澤	貞		倫	君
健康ふくし健康増進係	課 長	大	堀	貴		子	君
会計管理	者	舩	木	宗		徳	君
産業振興課	長	金	子	吉		弘	君
産業振興課長補	課 佐	荒	Ш	佳		_	君
産業振興課長補	課 佐	小	林	隆		浩	君
産業振興農 政係	課 長	佐	藤	健	太	郎	君
産業振興 農林土木係	課 長	佐	藤	文		彦	君
産業振興 商工観光係	課 長	小	林	正		裕	君
建設水道課	長	鈴	木	明		利	君
教 育	長	新	田	銀		_	君
教育文化課	長	松	本	由	佳	里	君
教育文化課長補	課 佐	渡	部	雄		<u>-</u>	君
教 育 文 化 こども教育係	課 長	鈴	木	聖		崇	君
農業委員事務局長(兼	会 E)	金	子	吉		弘	君
農業委員事務局次	会長	$\overline{\underline{\gamma}}$	JII			昇	君
代表監査委	員	鈴	木	英		昭	君

## ○事務局職員出席者

 事務局長
 高木
 朋子君

 総務係長
 歌川
 和仁君

○委員長(堤 信也君) これから本日の会議を開きます。

予算特別委員会2日目の質疑を行います。これより施策・事務事業の質疑を行います。本日の質疑は、政策ごとに7回に分けて行います。政策の切り替え時にはその都度休憩を取り、説明員の入替えをいたします。

質疑順については、さきに配付いたしました施策・事務事業質問表の順に質疑を進めます。なお、 1 質問に対し答弁は3回までとし、質疑時間の制限はいたしません。質問、答弁とも簡潔、明瞭にお 願いいたします。

これより政策名「自然に配慮した環境づくり」の質疑を行います。

まず、施策名の「自然・生活環境の保全」、「廃棄物減量等推進事業」について、1番、野中寿勝委員。

- ○1番(野中寿勝君) それでは、廃棄物減量対策事業について質問いたします。 ごみステーションからの情報発信支援に係る予算計上内訳と具体的な整備方策を伺います。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、町民税務課長、横山優君。
- ○町民税務課長(横山 優君) おはようございます。それでは、ただいまの質問についてお答えします。

令和2年10月からの選別収集は、町民の皆様のご理解とご協力により、燃やせるごみと燃やせないごみの排出量は減量し、資源物への増量と適正排出が実行されております。直近の数字では、燃やせるごみと燃やせないごみは15.4%減少し、資源物では25.2%増加するなど、廃棄物対策の効果が見られていると分析しているところです。要因の一つとしまして、町民の皆様がごみ排出者であるという当事者意識と責任を持っていただいているからであり、その動機づけにつながったのが各自治区の創意工夫による注意喚起チラシや広報紙等のごみステーション掲示であり、町民の方々へ適正排出を呼びかけていただいているからだと認識しています。

このような機運の高まりの中、自治区が主体的にごみステーションを拠点に情報発信等に取り組む活動に対して支援するごみステーション維持管理活動補助金制度を新設するものです。予算計上内訳としましては、上限額を5万円とし、事業費に要する2分の1以内を補助率としまして5自治区を計画しています。具体的な支援方策としましては、自治区内で廃棄物等の共通意識を醸成していただきながら、適正排出が継続するよう看板を設置する費用ですとか、不法投棄につながるかかる処分費等を支援する補助事業でございます。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 野中委員。
- ○1番(野中寿勝君) ありがとうございます。ちょっと分けて、ちょっと理解ができないので、まず情報発信というのがどういうことなのか。自治区が主体的にということなのですが、自治区内の区

民というか、町民の方にということなのか、まず情報発信の具体的な方法を、補助制度では看板とかという、あと不法投棄があった場合の処分費を助成するという話ですけれども、看板だけを想定しているのか、その情報発信というのがいまいち理解できないので、もうちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 2つに分けるのだったら、一緒に言ってしまったほうがいいのではないですか。2つに分けて、もう一つ言ってしまったほうがいいのではないですか。言ってしまったほうがいいです。
- ○1番(野中寿勝君) 情報発信のもう少し具体的な中身を教えてもらいたいのと、あと分けて支援 の部分で果たしてそれだけ、看板とか不法投棄の分だけの支援、お金だけの支援、もっとソフト面で の支援とか、そういうのはないのか、そこをお伺いしたいと思います。
- ○委員長(堤 信也君) 町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 今想定しているのはごみステーションの場所、そこに広告物ですと か看板を設置するようなことを想定しています。不法投棄については、今まで地区のほうで処分をお 願いしていたと、なかなか大変なので、そうはいってもそこに対してももし処分する場合には町が支援をしたいということで今回予算計上したものでございます。

大変申し訳ないです。少し中身が具体的な細かい内容になっていますので、ちょっと係長のほうから答弁させてみたいと思います。お願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 栗城係長。
- ○町民税務課生活環境係長(栗城嘉則君) まず、情報発信についてでございますが、ごみステーションには各世帯の方が必ず1週間に1回はごみステーションのほうにごみを排出するという行為がなされておりますので、そのごみステーションの場所に看板を設置する費用に対する支援をするだとか、チラシを作るということに対して、自治区のほうで創意工夫によるごみステーションを使った情報発信をするに対して支援をするというものになります。あとは支援の内容でございますが、お金、ソフトというご質問だったと思うのですが、支援の内容はお金、補助金に対して、例えば看板を作った際の経費の2分の1を支援するというようなことを想定しているところでございます。
- ○委員長(堤 信也君) 野中委員。
- ○1番(野中寿勝君) 今の支援の部分で、ソフトの部分の支援はないのかということも、チラシを作るとか、そういったときに行政のほうでお手伝いしてくれるのかどうか、自治区が主体でやったとしてもなかなか自分の地区の中にチラシをまきたいとか、そういった部分でのお手伝いとか、そういったケアはするのか。そういったことも含めて相談に乗って対応してくれるのかというのを確認したいのが1つ。

それからあと、不法投棄に関しては一応5万上限の5団体5地区分ですけれども、そういうのがも し使い切った後に不法投棄、ごみステーションに誰も分からないうちに捨てられたものがあって処分 しなければならないというときには、それはまた別個その後対応、5団体以外にも年度内に対応して くれるのかどうかというのが2点。

もう一点は、地区でいろいろ工夫して地区で啓発するのですが、それを地区内にとどまらず、例えばこういったごみについてはこういうふうに処分しましょうとかという課題があった場合について、それを地区だけじゃなくて町のほかの地区にもホームページを使うなり、いろいろ手段はあるかと思うのですけれども、今ラインによるAIのチャットの部分で新年度からシステムが構築されるのですが、そういうときの情報発信もしてやったほうが町民全体として啓発活動になるのではないかと思うのですが、そういうことまでは取り組まないのか。

3点再度確認します。

○委員長(堤 信也君) 栗城係長。

○町民税務課生活環境係長(栗城嘉則君) 失礼しました。まず、チラシの作成に対する町の協力ということでございますが、当然地区のごみステーションの場所、状況、その町場だとか山のほうだとかによってもごみステーションの捨てられるような状態が様々でございますので、そのごみステーションに合うような対策のチラシについては町のほうで区長さんと相談をしながら、こういったチラシを作りましょう、それを自治区内に全戸配布しましょう、回覧しましょう、ごみステーションに掲示しましょうというものは、当然自治区のほうと一緒にやっていきたいというふうには思っております。

2点目の不法投棄に関しましてですが、ごみステーションに出される地区外の方の投棄というものは大体ある程度決められているような場所になっておりますので、そういったところに不法投棄がされないようなためのごみステーションの環境づくりもしないといけないというふうに思っておりますので、そういったものを自治区内で相談をしながらこの事業を使っていただいて対策をするということで、あとは一旦事業を使い切って、新たにまた不法投棄をされた場合でございますが、今現在考えている要綱の中では3年間に使えるのは1回のみというふうに、3年間で5万円の上限ということですか。年度5万円なので、それが使えるのは3年間に1回というようなことをしておりますので、そういったことが継続されないためにそういった環境整備も整えていただきたいというふうに考えております。あと、地区外から出されましただとか、こういった間違ったごみの排出をされていますというようなことは町のホームページ、広報紙等で、あと問合せですか、こういったものがありますよというのは随時町民の方に情報をフィードバックしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### 〔何事か言う人あり〕

○町民税務課生活環境係長(栗城嘉則君) 失礼いたしました。今のところ想定しているのは、現在 5地区のみということになり、予算の範囲内でということを考えておりますので、今のところは 5地 区というふうに考えているところでございます。申し訳ありません。

- ○委員長(堤 信也君) 政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) チャットボットの利用の件ありましたが、今Q&Aという形で取り組んでおりまして、今後必要に応じて内部調整を図りながら、的確な情報が出し得るように構築していきたいというふうに考えております。今のところ、まだQ&Aで対応しているということでございます。
- ○委員長(堤 信也君) これで野中寿勝委員の質問を終わりました。 次に、同じく「廃棄物減量対策事業」について、6番、石川栄子委員。
- ○6番(石川栄子君) 私も、ちょっと野中委員に重ねて質問させていただきます。

まず1つ目としましては、ただいま質問されていた内容にもう少し深くお伺いしたいと思います。 まず、具体的内容というのはある程度は把握できました。その中で、まずごみステーションからの情 報発信というのは、結局今おっしゃったように看板ですとかポスター、広告物、そういったものを掲 示してごみステーションに分別関係はこんなふうにするのですよといったような内容であったのか。

それから、もう一点、環境整備です、不法投棄の。この不法投棄の環境整備というのは、当初課長のご答弁ですとごみステーションの中に捨てられた不法投棄に対する処理の仕方ですか、それに対する環境整備なのかと思われたのですけれども……

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員、ちょっとよろしいですか。 1 問目は質問の趣旨をまず読んで、 答弁をいただいてからですよね、流れとしまして。
- ○6番(石川栄子君) 読んでですね。それでは、提出させていただいた内容を読み上げます。中略 してあるところも全て読まさせていただきます。

まず、1点目です。ごみ分別ガイドの作成やスポーツ用品リユース展示場の開設など、循環的利用を啓発する。さらに、中略も入れています。

- ○委員長(堤 信也君) これ質問、出したやつとちょっと違うのですけれども、内容が。質問の趣旨、内容が違うようなのですけれども。施策表で出しましたよね。それが1問目です。質問です。
- ○6番(石川栄子君) では、略したままでいいですね。
- ○委員長(堤 信也君) 略したままというのは。
- ○6番(石川栄子君) では、略したままでいきます。

[何事か言う人あり]

○6番(石川栄子君) 通告どおり伺います。では、事業名、廃棄物減量対策事業に対して2点出させていただいています。1点目です。ごみ分別の作成云々、それから環境整備を行うとあります。この内容が抽象的過ぎてちょっと理解しにくいということで具体的内容をお示しください。

それから2点目ですけれども、収集車の費用や……施政方針では、資源ごみ収集回数を増やすと述べられてあります。収集車の費用や、地区の管理負担が増すのではないでしょうか。町民への理解と協力依頼をどのように考えているのかお伺いします。

○委員長(堤 信也君) 答弁、町民税務課長、横山優君。

○町民税務課長(横山 優君) まず、廃棄物減量対策事業の具体的内容についてですが、主な内容としまして1点目は平成29年度に全戸配布しましたごみ分別ガイド保存版を改訂しまして、新たに全戸配布するものであります。2点目は、部活動等で使用するスポーツ用品の循環的利用を促進していくために、スポーツ用品リユース展示場運営業務を委託するものであります。3点目は、ごみステーションを拠点として情報発信等に取り組む自治区の活動を支援するごみステーション維持管理活動補助金の新設であります。そして、不法投棄を抑制するための環境整備としまして、引き続き監視カメラ等の設置を行うものであります。

次の資源ごみ収集回数を増やすことについてですが、現行は瓶、ペットボトル、缶、古紙と衣類、紙製容器包装の5分類を資源物の指定日に排出していただいているところです。それを瓶、ペットボトル、缶の3分類と古紙と衣類、紙製容器包装の2分類を2回に分けて指定日に排出していただくものです。収集車の費用でございますが、現行1回での収集台数は平ボディー車1台、パッカー車2台、ダンプ車3台の計6台で収集運搬をしていますが、今後は平ボディー車1台、パッカー車2台、ダンプ車1台の4台で収集運搬することになります。このように収集効率化を図るものであります。地区の管理負担についてですが、あくまでも現行の指定曜日は基準として残した上で1回増やしますことから、最小限の管理負担をお願いすることになると想定しております。町民の方への理解と協力依頼についてですが、今回の進展は燃やせるごみ、もしくは燃やせないごみで排出していた資源物を適正に分別して排出していただいていることから、町民の方が一度に排出する資源物の重量を軽減することが目的であります。廃棄物の減量が着実に成果に結びついていますことから、引き続き広報紙とホームページから周知するとともに、お問合せをいただきましたらご理解をいただくような説明をしていく考えです。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) それでは、まず1点目のほうからお伺いします。

先ほどありましたように、ただいまのご答弁からちょっと方向を変えていきます。まず、スポーツ 用品リユース展示場の開設をこれから考えていらっしゃると。リユース用品、特に小さいお子さん向 けなんかは、下の1階の通路のところにありますけれども、まずこのスポーツ用品とかそういったも のは特にお子さんたちがこれから使われるのに大変ありがたいことなのかななんていうふうに思いま すけれども、この辺なんかはどのような今後開催の方法を考えていらっしゃるのか。

それから、先ほどちょっと途中まで申しましたけれども、ごみステーションからの情報発信、これにつきましては、看板というのはまた新しい方法なのかなと思われますけれども、今特に私が見かける限りではごみステーションには通常家庭に配られるようなポスターが張ってあります。そうですと今と何ら変わりないのかなと、そのように思われたのですけれども、まずこの2点についてお伺いし

ます。

- ○委員長(堤 信也君) 栗城係長。
- ○町民税務課生活環境係長(栗城嘉則君) まず、スポーツ用品のリユース展示場の運営業務の委託 でございますが、これから衣替えというか、大掃除の時期に入りますので、5月ぐらいには開設をしていきたいというふうに考えております。業務委託をしますので、当然町のほうからもこういった事業を始めますというようなことはPRをして、あとは業務を受託する側のほうからもその状況に合った趣向を凝らした情報発信をさせていただいて、町民の皆様がスポーツ用品を燃やせるごみ、もしくは燃やせないごみの選択肢しかなかったものに対して、スポーツ用品に関してはリユースもできますよというような選択肢がありますよというようなことも町民の皆様のほうにはPRをしていきまして、積極的なご活用をいただきたいなというふうに思います。

あとは、2点目のごみステーションに今現在町が全戸配布しているごみカレンダーが貼ってあるというご質問だったと思いますが、各地区のごみステーションにはもう既に、例えば新鶴の上小沢の地区なんかはでっかい看板なんかも掲示しているということもございます。そういったものも踏まえて、各自治区のほうの創意工夫によって、看板だけではなくて人感ライトなんかも設置をして、ごみステーションをより環境のよいステーションにしていただいて、ごみ分別が促進されるような事業に対して地区の支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) 今ほどのスポーツ用品のリユースに関しては委託ということで、5月頃ですとまだ計画そのものは進んでいない、場所ですとか、そういったものが進んでいないのかどうか。それから、ごみステーションの情報発信、これに関してもこの後自治区長の総会とか、そういったものがありますけれども、今回想定されているのが対象地区5地区ということで、ほかの地区に関しても地元のほうから何か意見があればこの後どのような取り上げ方をされていかれるのかお伺いします。
- ○委員長(堤 信也君) 栗城係長。
- ○町民税務課生活環境係長(栗城嘉則君) 大変失礼いたしました。スポーツ用品の開設する場所でございますが、当然スポーツ用品でございますので、そういった嗜好品を使われて会場を利用する高田体育館を想定しております。あそこの高田体育館は部活で使われている、もしくは各種大会がそれなりに頻繁に開催されておりますので、そういった会場にお越しの方に目に届かれるような場所に開設する目的で高田体育館を想定しております。

あとは、ごみステーションの補助でございますが、今春の区長会総会等で情報発信をする、または 4月15日のお知らせ版で新たな補助事業を立ち上げますよというようなことを発信をしていきなが ら、より多く活用していただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長(堤 信也君) これで石川栄子委員の質問は終わりました。 次に、同じく「廃棄物減量対策事業」について、11番、根本謙一委員。

○11番(根本謙一君) それでは、私の質問をまず読まさせていただきます。

廃棄物の減量は、喫緊の課題であります。循環型社会の実現に向け、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用、適正な処分を促進し、廃棄物減量に努めるとしております。この取組の選別収集開始から4か月の成果として、リサイクル率今年度最高の17%は大変評価できるものであります。しかし、日本第1位リサイクル率は約82%、全国平均は20%であるという情報もあります。さらなる向上策に踏み出せるのではないかというふうに考えますので、所見を伺いたいと思います。

○委員長(堤 信也君) 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長(横山 優君) リサイクル率17%についてでありますが、家庭ごみ総排出量に占める資源物の割合であり、選別収集実施前の令和2年9月のリサイクル率が12.3%であったものが、選別収集実施後の10月では14.0%、11月で13.4%、12月で15.9%、1月には17.1%と選別収集の目的でありますごみの出し方の再確認、再認識のご理解が深まり、実践していただいていると分析しているところであります。引き続き選別収集に取り組みながら、次年度からは新たに資源ごみ5分類を3分類と2分類に分けて排出する取組についても展開していきます。ごみの排出については、町民の皆様がごみ排出者であるという当事者意識とその責任を持つ必要があると考えており、町はその責務を理解していただき、ご協力をいただけるように普及啓発活動をこれまで以上に積極的に行ってまいる考えであります。引き続き町民の皆様からご理解をいただけるような新たな施策も展開しつつ、廃棄物減量に関する達成数値とお問合せの多い事項については、広報紙とホームページからフィードバックしまして、喫緊の課題であります廃棄物の減量に向けては成果につながる事業を実践してまいります。あわせて、リサイクル率日本一の大崎町については調査研究してまいります。

以上です。

○委員長(堤 信也君) 根本委員。

〇11番(根本謙一君) いみじくも課長のほうから日本一のリサイクル率を誇っております、12年間連続、大崎町、研究してまいるということなので、それはぜひやっていただきたいなというふうに思います。詳しくは述べる必要はないかなと思いますけれども、ここは27種類で分類しています。20年近く前から始めています。現在が12年連続80%を超えています。いきなりここにいったわけではなくて、やっぱりここも大変苦労されております。ただし、町の根本政策として掲げて、このリーダーシップで成し遂げてきてるわけです。それには、どうしてもやらなければならない理由があったわけです。埋立て処分場がすぐいっぱいになると、ほかに場所もなかなか見つけられない。それでは、分別で頑張るしかないなということです。そういうインセンティブが働いての取組なのです。それはそれとして、一気にはいかないと思いますけれども、一応今般の所管としてのこのごみ減量化の取組によって一定程度の成果が上がっているということで、町民の皆さんはやることはやらなければならない

のだなという意識は醸成されてきていると思います。これを足がかりにして、少し分別の種類を増やしていく、年次計画的に増やしていくということをこの機にやっぱり踏み込んだほうがいいのではないかなというふうに思います。これは、会津広域での喫緊の課題でもあるわけですので、美里町として率先してその姿勢を示すことによって他地域にも影響を及ぼしてくる。結果として最終処分場あるいは焼却場の効率化、維持可能性にもしっかり寄与していくということにも可能としていけるのではないかなというふうに思うわけです。今つくろうとしている基本計画、これはこれできめ細かくつくられていますので、私は賛成しますけれども、もう一歩やっぱり先を見た踏み出しも、今の次期課長がこういう意識の高まりの中でしっかり次につなげていくという役割を担っていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょう。

○委員長(堤 信也君) 町民税務課長。

○町民税務課長(横山 優君) 分別の5分類、今分別をしております。去年の10月から選別収集ということで取り組んでいます。今住民の皆さんのご協力をいただいて、ようやくその成果が数字で現れ始めたところです。今の段階で、例えば数を増やすということを皆さんにお願いするのはまだ早いと思っています。実は、今この選別収集になってからまだこの8品目ですか、5分類の分別が決定されたわけではないというふうに見ています。しばらくはこの5分類8品目に専念をさせていただきたいと思います。分別の種類を増やす、ましてや27品目というふうになってきますと、今住民の皆さんがやっと8品目をだんだん分かってきていただいている中でそういったお話をしたのでは住民の皆さんが混乱してしまうと思いますので、今はその8品目の分別を徹底することを考えております。

以上です。

○委員長(堤 信也君) 根本委員。

〇11番(根本謙一君) 基本はそれでいいと思います。ただし、皆さんもご家族いらっしゃるのですから、ご家族の点でもお話伺ってみたらいいと思いますけれども、やり始めるとそんなに苦にはならないなと。私も実際手伝うようになりまして、それが常に意識の中にあります。そういうことが、そんな大変だなと思わなくなってきている自分にもびっくりしています。これは、町民の皆さん、この前もお話ししましたけれども、私は信頼して、今年から増やしていきますよということではなくて、こういうことなのですから、成果が上がりますので、順次こういうことを考えていくということは今からPRしていったほうがいいと、町の姿勢をしっかり出していったほうがいいというふうに思うわけです。最後にそこだけ伺っておきます。

○委員長(堤 信也君) 町民税務課長。

○町民税務課長(横山 優君) 大変ご協力いただいて、皆さんに感謝をしているところなのですが、 今の根本委員のおっしゃったことは大変貴重な意見だと思っています。さらなる減量を進める上では、 いずれそういったことにも取り組まなくてはならない時期が来るのかなということは考えておりま す。したがって、今後そういった状況になったときには早めに住民の皆さんにお知らせをしたいと思

- うのですが、しばらくの間は今の8品目で続けたいというふうに思っています。大変申し訳ないです。 以上です。
- ○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。 次に、「廃棄物処分事業」について、1番、野中寿勝委員。
- ○1番(野中寿勝君) 廃棄物処分事業で質問いたします。

施政方針において、資源ごみの回収を2週間に1回から2回に変更するとあるが、変更する理由と 予算措置の内容等を伺います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 資源ごみの回収を1回から2回に変更する理由についてですが、ま ず現行の収集運搬パターンですが、火曜日、水曜日、金曜日と地域指定しています。次に、現行の資 源物品目は瓶、ペットボトル、缶、古紙と衣類、紙製容器包装の5分類に設定しています。変更後の 収集運搬パターンは、地域指定している火曜日、水曜日、木曜日の曜日はそのままに、新たに月曜日 と金曜日を増やす計画であります。変更後の資源物品目は瓶、ペットボトル、缶の3分類を一くくり、 古紙と衣類、紙製容器包装の2分類をして一くくりとしまして、資源物5分類を3分類と2分類の2 回に分けて排出していただく計画であります。このことから、火曜日と水曜日と木曜日には瓶、ペッ トボトル、缶を、月曜日と金曜日には古紙と衣類、紙製容器包装を排出していただくことにします。 変更する理由につきましては、選別収集実施後、資源物を適正に分別して排出していただいているこ とにより、直近の令和3年1月では67.2トンの資源物が排出され、令和2年1月と比較しますと約10ト ンもの多い量になっているところであります。このことから今までの5分類を一体で排出するのでな く、3分類と2分類を2回に分けて排出していただくことで町民の方の一度に運ぶ量の軽減、排出時 の混合化の防止、回収時間短縮と未回収等への不安解消を目的に変更するものであります。予算措置 については、1回の収集運搬に要する収集車と作業員は6台で12名の現行に対し、変更後は4台で8 名となります。労務単価が上昇している中、こういった効率化を図ることによって委託設計額は下が るようになります。今後もこういった効率化を図り、住民サービスを向上していくものであります。

先ほどの説明で大変申し訳ございませんでした。曜日の関係でちょっと間違いがありましたので、 訂正させてください。先ほど現行の収集運搬パターンで火曜日、水曜日、金曜日と説明しましたが、 火曜日、水曜日、木曜日の誤りでした。訂正させてください。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 野中委員。
- ○1番(野中寿勝君) 曜日はともかくなのですが、変更するのは分かりましたので、私これ質問したのは収集運搬ということで予算書の委託料が若干ですけれども、昨年度の当初よりちょっと下がっているというところで、収集をお願いして回数を増やすのに委託料が下がるってどういうことなのかなと、どういう仕組みで収集を的確にされるのかなという疑問があったので質問したのです。中身説

明いただいて分かったのですが、今答弁いただく中で単純に変更する理由としては分別をさらにしていきたいということなのですが、今実績で何トンとかというお話だったのですが、令和3年度当初として目標数値、例えばリサイクル率のパーセントでもいいですし、トン数でも構わないのですが、令和3年度どういう目標を設定して取り組もうとしているのか。ただ回数は増やしたけれども、選別収集とかそういうのをしていただければしようがないので、目標値があれば、あってほしいのですけれども、目標値があれば教えてください。

もう一つは、今の1回の部分で当面はいくような話だったように私聞いたのですが、いつから2回収集に移行するのか、それをいつの時点で町民の方に十分説明するのか。今の説明で分別の混合を防ぐとか、1回に出す量を減らし、負担を住民の方がステーションに持っていく量を減らす、負担を軽減するというのですが、回数が増えると逆にそれが果たして町民の方にとっての軽減なのかなというのもあるので、2点目は具体的にいつから実施して、そのための周知、町民の方に理解を得るのはどんなふうにいつからやるのか、大きく2点お願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 町民税務課長。これは課長説明だと思うよ。
- ○町民税務課長(横山 優君) まず、リサイクル率ですが、令和3年度については12.2%という目標を設定しております。

それから、回数が増えるのになぜだという質問だったと思うのですが、これは錯覚をされていると思うのですけれども、5分類を今一遍に出しているわけです。それを2つに分ける。回収するのが、そのうちの瓶、ペットボトル、缶、これを先に回収します。それで1台でずっと回収してきます。しかし、紙と衣類というのが別の日に回収するのですが、物に対しては2回になっていないです。1回ずつなのです。回数が増えるのだけれども、台数は減るのです。車の台数は減るのです。

それから、住民に対する周知でございますが、本日ごみカレンダーを配布します。それから、4月 1日の広報紙、こういったもので周知をしていくことになっています。

- ○委員長(堤 信也君) 栗城係長、補足。目標値の明示ね。あと、今後2回にする分について説明 はどういった形でやるかという質問だから。いつからやるかということは。
- ○町民税務課生活環境係長(栗城嘉則君) 令和3年度のまず目標値を申し上げます。燃やせるごみ4,100トン、燃やせないごみ372トン、粗大ごみ67トン、資源ごみ658トン、生活系の小計で5,197トン、あとは集団回収量で150トン、事業系ごみで1,291トンですので、総排出量のごみの合計ですが、6,638トンを計画しております。リサイクル率においては、令和3年度が12.3%を目標にしております。

次の2回の収集についてですが、4月1日から開始をするというふうに考えております。周知においては、本日3月15日の広報お知らせ版を配布しますので、本日全戸配布で新年度のごみカレンダーをお配りするようになりますので、そこでまず一旦2回になりますよというようなアナウンスをさせていただいて、4月1日の広報でごみの出し方が変わりますよというような周知の流れで進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 野中委員。
- ○1番(野中寿勝君) 私の認識がちょっと足りないところで質問なのですが、リサイクル率の目標 12.2って低くないのですか。いろいろ選別収集始めてずっと来て、実はかなり余っているのに、目標 が12.2というのはちょっと低過ぎるし、逆行しているのではないかなと思うのが1点、そこを再度お願いします。

それからあと、今日カレンダー配布してということでありますが、先ほど課長の説明だと、区長さんなんかにも十分その辺説明をしながらというようなだったので、4月当初ではなくて、ある一定期間置いてからになるのかなと思ったらもういきなり4月からということで、十分ご理解いただけるのかなという心配があるので、これは何ともしようがないのですけれども、2回になることによって、例えばですけれども、高齢者の方なんかは車に乗せながら出しに行っていたりするのです。かえって回数が多くなることによって、ステーションが家の前にあるとは限らないので、なかなか不自由な方も中にはいらっしゃるということも想定して、総合的に勘案した中で大きな目標に向かっては回数を増やすというのはベターだという選択をされたのだと思うのですが、そういう方もいるということでいろいろ、要は2回にすることについて実際出される町民の方の状態とかも勘案して実施をするという方向に至ったのか、その辺の検討はしたのかどうか。

2点、最後お願いします。

○委員長(堤 信也君) 栗城係長。それで、その前に先ほど課長の答弁で12.2%だったのね。係長が12.3%と言ったのだけれども、その整合性、どっちが正しいのか、それだけまず答えていただいて。 ○町民税務課生活環境係長(栗城嘉則君) 失礼しました。まず、リサイクル率ですが12.2%になります。

今まで答弁させていただいたリサイクル率、これはいわゆる町民の皆さんにご協力をいただいて選別収集をしていただいていますので、生活系ごみのみのリサイクル率が今まで答弁させていただいた内容になります。そこに今度は事業系のごみが入りますと、令和3年度のリサイクル率の目標は12.2%の目標にしているということになります。今後事業系ごみに対してもいろいろ施策を打ってきますので、事業系ごみに対する選別収集を含めて、町全体のリサイクル率を高めていきたいというふうに考えてございます。

次の2回に分けての内容でございますが、高齢者の皆さんに対する配慮ということだと思いますが、 今後高齢化率が高まるというふうに予想しております。令和2年度が39%に対して、令和7年度が43% まで高齢化率が高まるということになりますので、高齢者の皆さんが車で運ぶ分では何ら問題はない かと思うのですけれども、歩いて持っていくという方も多く見られますので、そういった人たちが一 度に運ぶ量を少なくしたほうがいいのではないかというような話も当然あったことから、こういった 対策をしたほうがいいのではないかという検討をした結果、このような2回に分けるというふうな結 論に至ったものでございます。

以上です。

○委員長(堤 信也君) これで野中寿勝委員の質問を終わりました。 以上で政策名「自然に配慮した環境づくり」に関する質問は終了しました。 質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) 以上で「自然に配慮した環境づくり」に関する質問は終了します。 ここで次の政策に移りますので、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時49分)

再 開 (午前10時50分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

政策名「安心で安全な暮らしづくり」の質疑を行います。

まず、施策名「防災・消防体制の充実」、「消防団員活動事業」について、1番、野中寿勝委員。

- ○1番(野中寿勝君) それでは、消防団員活動事業で質問いたします。消防団地域防災アプリの内容及び消防団員活動の円滑化を図るための活用方策を伺います。
- ○委員長(堤 信也君) 総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、ご説明申し上げます。

導入を予定しております消防団地域防災アプリの内容でございますが、消防本部からの出動命令情報を直接団員のスマートフォンに通知するとともに、火災現場、さらには水利情報も地図上に表示される仕様となってございます。また、団員の出動の把握についても把握する、活用することができるものと想定しております。このようなアプリを活用することによりまして、団員の情報伝達の円滑化、さらには土地カンがないところでも火災発生現場や水利の場所が把握でき、初期消火につながる導入効果があると期待しているところでございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 野中委員。
- ○1番(野中寿勝君) 分かりました。それで、私前に一般質問をちょっとさせてもらった中で、町の災害対策本部と団員との情報共有というのが図られるか、要するに一般質問をやったときには双方向でやり取りは可能となるものも必要ではないかということだったのですが、今回の場合、このアプリの現状では情報は団員全部共有できますけれども、双方向で、例えば火災だけではなくて、土砂災害とか河川とかなったときに、現場に向かった団員の人がスマホを使うのであれば、その状況を画像で撮って災害対策本部と共有して、対応をいろいろ入れるというふうにこの防災アプリを使えるようにしたほうがいいのではないかという質問を前にしていたのですが、それは可能なのかどうか、そう

いった双方向のことは可能なのかどうか確認させてください。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) ただいまのご質問でございますが、お互いの情報を双方でできるかと、こちらで想定してありますのは今説明したように、こちらの発生状況なりを団員のほうに通知するという内容でございます。では、消防団員のほうからの情報はというご質問だと思うのですが、現在のところこのアプリについてはそこまでの仕様はございませんが、このアプリも開発されて3年から4年とまだ浅いものでございますので、そういった町からの要望もある程度応えてくれるのかなと思っております。
- ○委員長(堤 信也君) 野中委員。
- ○1番(野中寿勝君) 3回目ですよね。当初予算の部分もあるので、その運用というか、それはいつから使えるようになるのか。私もちょっと理解不足なところあるのですが、アプリを使うことによって通信料とか、そういった団員の負担というのは出てくるのか、もし負担があるのであればある程度そういうのの手当てというか、対応は考えているのか、お願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) まず、1点目のいつからということでございますが、当然4月以降とは考えておりますが、導入する際のそのアプリをお持ちのスマートフォンにまずは落としていただいて、その後操作の説明等も必要でございますので、さらに諸般の情報の中の仕組みも町のほうである程度美里町仕様にしなければいけないという部分がございますので、実際の運用は6月以降かなということで予想しております。

あと、費用の件でございますが、確かに若干の通信料は発生すると思いますが、年間そう大きくない金額と思いますので、それに係る費用の負担というのは現在のところは考えてございません。

- ○委員長(堤 信也君) これで野中寿勝委員の質問は終わりました。 次に、同じく「消防団員活動事業」について、6番、石川栄子委員。
- ○6番(石川栄子君) 同じく消防団員活動事業についてお伺いします。

活動の円滑化を図るため、消防団地域アプリの導入を行うとあります。アプリに入る情報の範囲の 想定をまずお伺いして、導入による活用におけるメリットと課題があればお示しください。

- ○委員長(堤 信也君) 総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、導入を予定しております消防団地域防災アプリに入る情報でございますが、消防本部からの出動の指令情報、さらには火災現場や水利情報を地図上に表示し、団員の出動状況の把握などが挙げられると思っております。導入によるメリットでございますが、まず団員への情報伝達の円滑化、次に土地カンのないところでも火災発生の現場や水利の場所が把握できることから、初期消火につながるものと思っております。課題につきましては、全団員が対象であることから、アプリの操作方法をいかに円滑にできるかと、その辺が課題かなと思っております。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) 大体把握できました。1点だけお伺いします。

まず、本部からラインへということで回答をいただいていますけれども、災害ですとかそういったときにはそれでもいいのかもしれないのですけれども、特に消防、火災活動、こちらに関してはそれぞれの分団ごとに、やはりポンプ車を持っているところであれば人数の把握とかそういったものも分団ごとに分からなければ、ちょっと調べたところによりますと消防車が出るまでに間に合わないときには現場へ直行するといったような、そんな活動も認められているようですけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

- ○委員長(堤 信也君) 総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、このアプリの仕様の中身でございますが、若干もう少し説明 させていただきたいと思います。

アプリの中身でございますが、自分が出動できるかどうかというのをまず通知することができます。まず、そこが1点でございます。例えば班ががまとまったときに、あと何分くらいで現場に、何班があと何分くらいで着きますよという情報が流せます。さらに、うちの班はちょっと行けませんとか、そういう情報も流すことができます。そうすることによって、本部のほうでも、では今後何分以内にどのくらいの消防車なりポンプが集まってくるのかというのをまず把握できます。あとは団員におきましても出動できる、できないとか、そういった情報も共有することができますので、ですからかなり役には立つのかなと思っております。

○委員長(堤 信也君) これで石川栄子委員の質問を終わりました。 次に、「災害対策事業」について、6番、石川栄子委員。

○6番(石川栄子君) では、災害対策事業についてお伺いします。

まず、里づくりプロジェクト戦略  $\Pi-1$  には、課題、少子高齢化や、中略で、困難になってきている。これに対して、対策として地域内の自助から、中略で、暮らしを守るとあります。これは、自主防災組織設立で体制強化がされれば、消防団減少を補完できると解釈しているのかをお伺いします。
〇委員長(堤 信也君) 総務課長。

○総務課長(國分利則君) それでは、ただいまのご質問でございますが、まず自主防災組織の設立で期待される効果といたしましては、地域内の自助、共助の認識を共有することが挙げられます。地域内のみならず、活動を一とします消防団員の役割と地区内の地域住民が連携し、防災活動を行う自主防災組織の役割は一部重複するところはございます。しかしながら、役割としては異なるものと認識しておりまして、自主防災組織の設立により共生の体制の強化が直接消防団員の減少を補完できるとは現在考えてはございません。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 石川栄子委員。
- ○6番(石川栄子君) 実は、消防団員の不足により今合同でやっている地区もあります。今後課題の中にありますように、少子高齢化とか生産年齢人口の減少、こういったものがこれから大きく響いてくると思います。合同の消防団組織よりは私はむしろこの自主防災組織がそれぞれの地区にあることによって、特に今回東日本大震災の特集でいろいろ出ていますけれども、ここで大きな力になったのがこの自主防災組織と、そのように受け止めております。現状に甘んじることなく、もっとこういった効果をしっかりと訴えていただいて、やはりこの自主防災組織というのはできるだけ細かくそれぞれの地区でそれぞれに合ったような対策を講じながら活動していくべきではないかなと思うのですけれども、今後の推進についてもお伺いします。
- ○委員長(堤 信也君) 総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) おっしゃるとおり、確かにこの自主防災組織は災害時には非常に役立つといいますか、大事になってくる組織だと思っております。しかしながら、やはり地域の実情、少子高齢化、さらには世帯数の減少等いろいろ、様々な課題が現在あることは承知しております。現在設立している自治区、さらにはまだ設立しない自治区ございますが、やはりその地区に合った課題がございますので、その辺の課題もきめ細かく聞きながら、こういった自主防災の組織の設立に向けて説明なりを頻繁に行いまして、ぜひ理解いただきながら、地域と協力しながら設立に向けて努力していきたいと考えております。
- ○委員長(堤 信也君) これで石川栄子委員の質問は終わりました。 以上で政策名「安心で安全な暮らしづくり」に関する質問は終了いたしました。 質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) 以上で「安心で安全な暮らしづくり」に関する質問を終了します。 ここで次の政策に移りますので、説明員入替えのため11時15分まで休憩といたします。

休 憩 (午前11時02分)

### 再 開 (午前11時15分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

これより政策名「健やかで人にやさしいまちづくり」の質疑を行います。

まず、施策名「保健体制の充実と医療の確保」、「健康づくり推進事業」について、6番、石川栄子 委員。

○6番(石川栄子君) それでは、保健体制の充実と医療の確保の事業名、健康づくり推進事業についてお伺いします。

2点に分けてお伺いします。1点目、町の健康づくり活動の見直しとして、健康パスポート事業の

推進と健康づくり推進員の活動の支援とあります。この内容についてお伺いします。

では、2点、分けてでなくて。

- ○委員長(堤 信也君) 先ほどと一緒です。
- ○6番(石川栄子君) 分かりました。また、支援内容は情報として健康づくり推進協議協議会との 連携に生かされるべきと考えますが、いかがでしょうか。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 具体的な支援策につきましては、会津美里町第3次健康増進計画に定める、自分の健康は自分で守ることができる住民の増加を目指し、自分の地域の健康を自分たちで守ることができるという目標に向かって、健康づくり推進員と地区担当保健師が協働し、地区の健康づくりの企画調整を行ってまいります。特に専門的知識が必要な内容に関しましては、資料作成や事例調査など地区担当保健師が全面的に支援してまいります。

次に、健康づくり推進協議会との連携につきましては、協議会は町における健康づくりに関し重要な事項を調査、審議する機関であることから、それぞれの地区の健康課題の集積が町の課題であると解されるため、協議会、推進員が一体となり、町の健康づくりを進めてまいります。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) まず、健康づくり推進員の活動の支援とさせていただいております。ただいまの内容をお伺いしますと、健康づくり推進員の皆さんと、それからどのようなこれから、多分本部のほうだと思うのですけれども、レベルアップのための資料づくり、そういったような内容でお伺いしましたけれども、この推進員の皆さんというのは短くて1年、それ以上の地区もあると思いますけれども、この方々たちが活動する支援としてどのようなものを位置づけていらっしゃるのかお伺いしたかったです。

それから、もう一つ、健康づくり推進協議会、こちらのほうにはもちろんそういった支援の内容というのも情報として追加されていくべきと思います。その連携についてなのですけれども、先ほどおっしゃったような資料づくりの情報がこちらに入ってきても、本当に微に入り、細にわたった地区の健康活動というのが、推進活動というのが見えてこないのではないかと、そのように思われるのですけれども、2点について再質問させていただきます。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 1点目の健康づくり推進員のレベルアップ、活動支援策ということかと思いますけれども、毎年替わるというわけではございません。それは委員もご承知のとおりかと思うのですが、現在おおむね大体地区に147名の方いらっしゃいまして、春先にまた委嘱状交付という形を取ります。その際にそれぞれの役割であったり、地区での課題ということを考えていただきながら、特に健診の必要性というものを前面に押し出しまして説明をさせていただく、そして健診の

重要性から地区の住民の方が受診していただけるように勧奨していただくというような内容で活動に 対する町のほうの姿勢を示してまいりたいと考えておりますし、地区に合った支援策を考えてまいり たいという考えでございます。

2点目の協議会でございますけれども、先ほどお答え申し上げましたように、それぞれの地区の健康課題の集積、それが町の課題であるというふうに考えてございます。当然地区から上がってきたものを協議会のほうにもフィードバックしまして、町全体として健康づくりの課題というものを考えてまいるという考えでございます。

○委員長(堤 信也君) 石川委員。

○6番(石川栄子君) 健康づくり推進員というのは、私以前からずっと発言させていただいておりますけれども、本当に私は形だけしかなっていないのではないかと。例えば研修にしても、総会的なものを年に1回開かれていますけれども、このときにちょっとした説明があって、それで終わっているのかなと。地区のほうに本当に健康推進のための内容が浸透するには、やはり自治区長と一緒になって健康教室とか、そういったものを開催して、できるだけ地区の中にそういったものが伝わるように行っていかなければ、この健康づくり推進員の皆さんのレベルアップも含めて、地区のほうにはなかなか伝わっていかない。私は、今までずっと感じてきております。その大本になるのは、やはり常々申し上げておりますけれども、自治区長の総会のときにしっかりとそういった健康推進づくりというものをそれぞれの自治区にメニューとして取り入れていただいて、できるだけそういった活動を推進員の方と合わせてやっていかなければ、やはり高齢者から子供までの健康づくりというのが本当に地区に浸透しないのではないかなと、そのように考えるのですけれども、この健康づくり推進員の皆さんへのレベルアップの方策としては、資料を配ってこれを読んでください、それでは全く浸透しないのではないかと思うのですけれども、3問目ですからこれまでなのですけれども、またさらなる発展したご回答をいただきたいのですが。

○委員長(堤 信也君) 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長(原 克彦君) 今までと違いまして、このコロナ禍ではございますけれども、地区ごとの座談会というようなことも現在想定してございます。それぞれの地区の問題を出し合っていただきまして、委員おっしゃるとおり区長さん、そしてこの推進員の方々が一体となりまして、今ほど申し上げたように地域ごとの介護を踏まえまして、地区での健康相談に専門職である保健師も入って考えてまいりたいというふうに今考えているところでございます。

○委員長(堤 信也君) これで、石川栄子委員の質問は終わりました。 次に、「健診等事業」について、11番、根本謙一委員。

○11番(根本謙一君) それでは、お願いします。

令和3年度は、健康寿命延伸推進事業で健診結果を最大限活用して、3項目を集中的に取り組むと しております。充実策と推察するわけですけれども、今までとどのような違いになるのか、また目標 数値は持っているのかを伺いたいと思います。

○委員長(堤 信也君) 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長(原 克彦君) 今までとの違いにつきましては、一人一人の生活に応じた保健指導とするため、健診会場での個別指導体制を整え、健診結果による特定保健指導や重症化予防のための医療機関との連携、さらには管理栄養士、保健師による重点指導を行ってまいります。また、近年指摘されている高齢者にとって口腔健康の維持増進は心身の健康にも影響し、認知症予防につながるとのことから、歯科衛生士によるポピュレーションアプローチや個別指導を行ってまいります。目標数値につきましては、健康増進計画に目標値を定めており、一例を申しますと胃がん検診受診率の向上、令和5年度まで50%、中性脂肪の未治療者の割合の減少、令和5年度まで2.4%といった内容となっております。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) 根本委員。

〇11番(根本謙一君) 先日渡されましたデータヘルス計画、それから第3期の特定健康診査等実施計画の中間評価、これを見させていただきました。直近で渡されたので、これを踏まえないで質問は出しております。ですから、多少違うことになるかもしれませんけれども、少しお伺いします。

この評価を見ますと、改善ということで一定程度成果が上がっているというふうに理解、受け止め たいと思います。内容も見ますと、いわゆるアウトプットは相当きめ細かくやっているなという印象 も持ちます。数字も多少なりとも伸びておることは、見て明らかになっております。そういう中で、 3年度は最大限に活用してということで今まで以上にやる。先ほどの説明では、口腔検査も始めてい くということ、これはまた大事な部分だというふうに受け止めますけれども、3点ここに伸びており ますね、事業内容として。健診結果詳細分析、2番目に管理栄養士による食事指導、3番目には重症 化予防に向けた保健師による戸別訪問、これ今までもやっているというふうに私は受け止めておりま した。また、折に触れてしっかり取り組んでいるというふうに思っていましたので、さらなることは 何だろうかなということで質問をいたしました。この中で、特に特定健診で国の目標である60%には なかなか遅々として届かないところではありますけれども、一定程度の成果を上げつつ、今後の取組 の中で未受診者の分析結果を用いて対象者を絞ることにより、効果の高い電話勧奨等において効果的 な受診勧奨を行うということです。これは、今までもやっていたことではなかったかというふうにも 思うのですけれども、未受診者の分析結果というのはどういうことなのですか。受診されていない方 の分析というのは、健康的なことの分析ではなくて、行動に移せないことはなぜだろうかとか、何か 別な理由があってのことかとか、そういう外的要因の分析のことを言っているのか、少し意味が理解 できませんでしたので、このことを伺いたいと思います。いずれにしても、3年度はこれを最大限に 生かしたいということですから、しっかり進めることは予想できますけれども、その点のところも含 めてもう一度確認の答弁をお願いしたい。

- ○委員長(堤 信也君) 健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 委員おっしゃるとおり、今までやってきたことではないのかということでございますが、当時のことながら今ほどお話もありましたように、分析を基にさらに力を入れてまいりたいという考えでございます。その分析の内容でございますけれども、システムを活用しまして医療レセプト、あるいは健診の中には後期高齢者の部分も含みますけれども、そして介護レセプトのデータ等の分析を行いまして、一体的実施の事業対象者の抽出、そして地域の健康課題を明確にするというような内容の分析を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) 休憩します。

休憩 (午前11時31分)

再 開 (午前11時35分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

答弁、健康ふくし課長。

- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 大変失礼いたしました。健診の内容の分析ではございませんで、 健診を受けなかった理由ということでの分析でございます。大変失礼いたしました。
- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) そんなに問題視しているわけではなくて、今までも当然これはずっと課題と してあったわけで、なぜだろうかなという。わざわざ分析をしていかなければならないほどのことで はないのではないか。いろんな想定はされるだろう。事業の実施状況、この中間評価の表あります。 事業の実施状況ということで、表に書かれて出しておられます。未受診者への受診勧奨、それから実 施内容と実施結果というところがあります。こういう細かいことまで数字的に押さえておきながら、 どうしてかなというのは当然話としてこんなことでいけないとか、いや、俺は大丈夫だと思っている からわざわざ行くまでもないとか、そういういろんなリアクションが返ってきているはずなのです。 そういうのは、当然皆さん所管としては一定程度は押さえてあるだろうというふうに思っておりまし たので、そこに改めてこういう文言があちこちに散見されますと相当深掘りした分析に入ってくるの かなというふうに思ったのです。相当熱が入っているなというふうにも受け止めたわけです。いずれ にしても、私ども地区内で何人かにお声かけしたときに、今度行ってみるという人は本当になかなか 言葉を返してもらえません。いや、大丈夫だ、大丈夫だという。ただ、年は重ねていく、そして自分 の体験からもあまりたかくくってはいけないということも併せて考えますと、これは大事なことなの だというふうに思うからこそ一度お聞きしたかった。分析はしていなかったと受け止めますと、ちょ っとそれは詰めが甘かったのかなとも思われなくもないのですけれども、それはそれとしてこの取組 はぜひ大事な部分かなと。一定程度の数字まではいきますけれども、受診率がそれ以上はなかなか伸

びないということを踏まえますと、ここにも入っていかざるを得ないというのは確かです。ぜひ充実 策として新たな手間はかかるわけですけれども、皆さんの熱意として受け止めます。ぜひご努力をお 願いしたいと思います。再度の答弁をお願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 今ほどおっしゃられたように、いろいろ健診を受けなかった理由はございますけれども、そんな中でAIを用いまして過去に受診された方、受ける可能性がある方に関しましてはがきでの受診勧奨を行ったり、新たな取組というようなことで町としましてもいろいろ考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策名「高齢者福祉の充実」、「生活支援体制整備事業」について、この山内 須加美委員の質問ですが、この質問は介護保険特別会計のほうにありましたので、削除させていただ きたいと思います。山口委員、了解していただけますでしょうか。

- ○13番(山内須加美君) 取り下げさせてください。
- ○委員長(堤 信也君) 申し訳ございませんでした。

それで、次の施策に移ります。「子育て支援の充実」、「子ども家庭総合支援拠点事業」について、11番、 根本謙一委員。

○11番(根本謙一君) では、始めます。

母子保健事業は時代的重要事業と考えたときに、一般論ではなく本町の実態としての課題は何なのか。また、緒に就いた取組と認識しますけれども、分かりやすい取組内容の説明をお願いしたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 母子保健事業に関する本町の課題につきましては、仕事と子育ての両立に関する悩み、女性一人が子育てに奮闘することにより孤立感や閉塞感、自分の子育てに自信が持てず、様々な不安を抱え、虐待へつながってしまうといったことが挙げられます。このことから、令和3年度は子育て総合支援事業として子ども家庭支援員を配置し、虐待予防、防止の観点から本町の課題に対応してまいります。なお、子ども家庭支援員は窓口での相談受付、9から10か月健診と1歳6か月健診の間の期間での家庭訪問、認定こども園での児童の様子確認などを行い、虐待の疑いがある時点で保護者への早期支援や関係機関とのタイムリーな連携対応をしてまいります。

以上であります。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 内容は想定内ではありますけれども、窓口を1つにしたことによってという ことでありましょう。情報共有も、それから解消も機敏にできていくということだろうというふうに

受け止めます。この支援員の技術向上とありますけれども、支援員、当然乳児も含めてそれぞれ保健師さん等が各戸別訪問の中で一人一人の生育状況、あるいは家庭環境等も含めてしっかり把握しているというふうに受け止めてよろしいのでしょうか。プライベートなこともありましょうけれども、そこはしっかり把握しているというふうに私ども受け止めていいのかどうなのか。何かあったときには、我々も含めてこの窓口に行けば情報提供あるいは情報共有もしっかりいただけるというふうに受け止めていいのか。そういうことなのかお尋ねします。

○委員長(堤 信也君) 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長(原 克彦君) まず、1点目の支援員の技術向上でございますが、当然保健師はそういった実情について把握しているところでございます。この支援員の技術向上といいますのは、保健師1名と今後もう一名配置する予定になっておりますが、そういった担当者の専門的研修のことでございます。情報提供でございますが、虐待ということでございますので、件数等はお示しすることはできますが、その具体的中身については個人情報ということで、その辺はご勘弁いただきたいと考えております。

以上であります。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 最後になりますけれども、最初の質問で本町の実態としての課題は何かということに対してはしっかり答弁はいただいていないかと思います。先ほどの2問目で、各戸別訪問の中で全てのこの本町の宝であります子供たちの状況はしっかり把握していますよ、一定程度の状況は把握はしていますよということを当局として言えるのかどうなのか、その点も答えていませんので、お願いいたします。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 状況の把握でございますけれども、当然保健師のほうではそういった状況について把握しているところでございます。戸別訪問での把握、あるいは母子手帳の発行時の相談、あるいは予防接種時の相談、その他乳児訪問、今まで申し上げました実際にご家庭に行った場合、あるいは子育て相談ということでの相談も受け付けておりますので、実態のほうは把握しているところでございます。

以上であります。

〇委員長(堤 信也君) 根本委員、1問目、当初の質問の中で、1問目の答弁の中で、町の実態ということで、課題については答弁があったのですけれども、もっと詳細に、再度ということでよろしいですね。

健康ふくし課長。

○健康ふくし課長(原 克彦君) 今ほどお答えしましたように、それぞれの保健師が乳児訪問あるいは各種相談ということで、予防接種等の相談を踏まえまして、その中でそういった課題、相談事が

ございます。これに関しましては、先ほどもお話し申し上げましたけれども、仕事と子育ての両立に 関する悩み、あるいは女性一人が子育てに奮闘することによる孤立感や閉塞感等がございますという ことで先ほどお答えしたところでございます。

以上であります。

○委員長(堤 信也君) ちょっと足らないみたいだな。1問目のは分かったのだけれども、もうちょっと詳細を、委員からの質問に対してもう少し詳細的なやつは言うべきだ。

根本委員。

- 〇11番(根本謙一君) 質問ではありません。言わんとするところは分かるのです。では、それにどういうふうにしてくのだ、だからその取組をということで聞いているのですけれども、ただこれは事業内容を見ますと傾聴という言葉を使っています。寄り添って、よくお話を聞いて相談に乗るということだというふうに私は受け止めます。だから、そこに力を入れていくのだなということは読み取れます。そういうことを、所管としてしっかり口に出すことによって再確認できるではないですか。私は、それを求めていたのです。
- ○委員長(堤 信也君) 健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 本町の課題ということで先ほど答弁申し上げたところでございますが、中でもその方たちの一人一人のお話をじっくり聞くということ、傾聴ということが一番大事であるというふうに考えているところでございます。
- ○委員長(堤 信也君) 問いに対しての回答がちょっと違うみたいなのだけれども、それ以上は説明できないの。

休憩します。

休 憩 (午前11時51分)

再 開 (午前11時52分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、「児童クラブ管理運営事業」について、1番、野中寿勝委員。

○1番(野中寿勝君) では、児童クラブ管理運営事業について質問いたします。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業に係る予算内訳、事業内容等をお伺いいたします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業につきましては、 放課後児童支援員1人につき月額1万円を支給します。また、各児童クラブにおいて2支援単位でま とめるマネジメント的立場にある支援員1人につき月額1万5,000円を支給するものであります。予 算内訳は、放課後児童支援員22名分の264万円と3児童クラブのマネジメント的立場にある者54万円

を計上しております。なお、国、県の子ども・子育て支援交付金を活用し、歳出予算の3分の2である212万円を歳入予算で見込んでおります。事業内容は、放課後児童支援員認定資格研修を修了している支援員を配置し、児童の安全、安心な居場所を確保するとともに、研修実績に応じた支援員の処遇の改善を図るものです。また、経験年数がおおむね10年以上でマネジメント的立場にある支援員を配置し、各児童クラブの運営改善を図るものであります。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) この事業、ちょっと長い事業の名称なので、言葉を区切って確認させてください。支援員さんのキャリアアップというのは、どういうキャリアアップを図る事業なのか。それと、それが健全育成事業の充実につながるわけですけれども、子供たちにそれがどのように還元されていくのか、この事業の意義というか、そこのところを2点お願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) まず、キャリアアップ処遇改善事業のキャリアアップという点でございますが、国や県で実施いたします研修を受講しまして修了している方ということでキャリアアップということでございます。そして、もう一点につきましては経験年数が10年以上ということで、キャリアを積んでいらっしゃる方ということで10年以上でマネジメント的立場にある、児童クラブの総括的な立場にある方についての処遇改善ということでございます。もう一点につきましては、子供たちへどういうふうに影響するかということでございますが、やはり児童支援員としての資質向上を図り、子供たち、そしてご家庭の方にも安心して子供を預けられるように研修を重ねていただくということと、あとマネジメントの立場にある方をきちっと配置するということで、いろんな相談や苦情等について窓口をそちらのほうに一本化しまして、子供たち、そしてご家庭が安心して子供を預けられる場というふうに想定しております。
- ○委員長(堤 信也君) ここでお諮りいたします。

間もなく昼食の時刻となります。この質問が終了するまで延刻したいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### [「異議なし」と言う人あり]

- ○委員長(堤 信也君) 異議なしと認め、この質問が終了するまで延刻いたします。 野中委員。
- ○1番(野中寿勝君) キャリアアップのキャリアの中身で、研修は分かりました。では、どういった研修をするのかというのが1つ。それからあと、これ委託料で計上されているわけですけれども、処遇改善なりキャリアアップの研修等で回数を実施したからいいというものではないような気がするのです。結局その事業の効果検証、評価というか、そういったものもきちっとしていく必要があるのですが、その効果検証というか、それはどのように実施していくのか、2点お願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 今回のキャリアアップ処遇改善事業に係ります研修につきましては、放課後児童支援員の資格認定の研修でございます。申し訳ありません。いろいろな資質向上の研修ということでは、いろんな機会を捉えまして、県で実施するもの、町で実施するもの、いろいろとありますので、そちらにつきましては各支援員さん、あるいは補助的な立場の方につきましても併せてそういう機会を設けていきたいとは思っております。今回のキャリアアップ処遇改善事業は、あくまでも国で言っております放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を受けまして、本町におきましても児童支援員においての処遇改善を図るものでございますので、その検証という部分につきましては、効果検証については特に実施するものではないということでございます。
- ○委員長(堤 信也君) これで野中寿勝委員の質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休 憩 (午前11時59分)

再 開 (午後 1時00分)

- ○委員長(堤 信也君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 次に、同じく「児童クラブ管理運営事業」について、13番、山内須加美委員。
- ○13番(山内須加美君) それでは、質問を申し上げます。

施政方針11ページにあります受託事業者の資質の向上と支援員の接遇改善についての記載がございます。この件についてお伺いしたいことと、具体的にまた課題と改善点についても併せてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 現在児童クラブにつきましては、本郷児童クラブ、宮川児童クラブ、新鶴児童クラブのそれぞれ2支援単位ずつを会津美里町社会福祉協議会へ運営委託しております。また、高田児童クラブについては認定こども園ひかりに2支援単位の指定管理と1支援単位の運営委託をしております。社会福祉協議会では、6支援単位を運営しておりますが、各児童クラブに対して組織としての対応ができていないことが課題となっています。また、各児童クラブにおいてもパートタイムの支援員のみで、フルタイムの主となる支援員の配置がないため、運営に支障を来している状況であります。令和3年度から子ども・子育て支援交付金を活用し、フルタイムのマネジメント的立場の支援員を配置し、家庭や学校との連絡及び情報交換を行うなど、各児童クラブの運営形態を見直し、円滑な運営を図るとともに、さきの質問にもお答えしましたように、支援員の経験や研修実績に応じた処遇改善を図るものであります。

以上です。

○委員長(堤 信也君) 山内委員。

○13番(山内須加美君) それでは伺います。

今お話のほうは、教育文化課のほうで答弁をいただいております。現在予算的には健康福祉課のほうの民生費のほうでほとんど7,000万以上の予算を計上してあるというこの件について、社会福祉協議会というようなお話がございました、委託のほうは。教育文化課と健康福祉課の部分の仕事割合というか予算の配分、どの辺の位置づけになっているのか、ほとんど健康福祉課のほうではないのかなと思うのですが、社会福祉協議会として、私想像するのですが、窓口が2つになってやりにくいというか、支障があるのではないのかなという点が1点と、あといろいろ課題がございました。これは、2年前にも質問させてもらった、児童クラブ組んで、やっぱり職員の方が、担当課がもう少し社会福祉協議会の委託のほうに任せるのではなくて、もう少し現場に職員の方たちが足を運んで実態を調査しながら把握するというのは、やっぱり子供さんのための支援員の方たちの状況というのは一番大事だと思うのです。やっぱりそこには風通しのいい部分はございますので、その辺も併せてひとつ今の現状、今後の改善点についてお伺いをしたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 先ほどの予算計上という部分でございますが、教育文化課としまして児童福祉費、児童福祉総務費のほうで児童クラブ管理運営事業という部分で、こちらから直接社会福祉協議会のほうに委託しておりますので、健康福祉課との予算の関係というのは特にないものでございます。児童クラブについては、全て教育文化課のほうで予算計上しております。

2点目の職員が児童クラブのほうにもっと現場のほうに関わるべきではないかというご意見でございましたが、あくまでも委託先である社会福祉協議会のほうを通しまして、各児童クラブのほうに各児童クラブの実態を聞いたり、またいろんな支援をしたりということでやっております。ただ、児童クラブの現場の支援員さんたちが実際の子供たちの対応について困る部分もいろいろとありますので、そういった部分につきましては教育文化課のほうで指導主事であったり、学校教育専門指導員であったり、子供たち個々の特性に応じた対応の仕方等については相談に乗っているようなところでございます。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○13番(山内須加美君) 問題は、再度申し上げますけれども、健康福祉課のほうの部分の社会福祉協議会の関係と教育文化課との社会福祉協議会の関係と、そこら辺の仕事の役割分担、その辺についてはもう少しやっぱり改善していく余地があると思うのです。社会福祉協議会のほうの意向もいろいろあると思いますけれども、その辺は中身もう一歩突っ込んで、やはり最終的には子供さんたちの改善がよくなればいいことなので、そこはぜひひとつ担当課としてを突っ込んで改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○委員長(堤 信也君) ちょっと休憩します。

再 開 (午後 1時09分)

- ○委員長(堤 信也君) 再開します。
  - 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまのご質問でございますが、児童クラブに関するものについては全て教育文化課のほうで担当しておりまして、予算計上も全て教育委員会、児童クラブの分については全部こちらのほうで予算計上して担当しております。健康福祉課との重なっているような部分とか、そういった関係というのは特にございません。
- ○委員長(堤 信也君) これで山内須加美委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策名「支えあい尊重される社会の実現」、「男女共同参画推進事業」について、6番、石川栄子委員。

- ○6番(石川栄子君) それでは、事業名、男女共同参画推進事業について質問させていただきます。 第四次行動計画には、実現可能な数値目標の設定が必須であると考えます。策定に当たり、人員構成、時期、検証公表の考えをお伺いします。ちなみに、今般のオリパラ事業問題では、人種、性差を超えたアファーマティブアクションが世界中を駆け巡った経緯がございます。お願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長、鈴木國人君。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 第四次行動計画につきましては、社会情勢の変化を踏まえ、多様な性を含むジェンダー平等やセクシュアリティーの視点も取り入れていく必要があると考えております。計画策定に当たりましては、男女共同参画推進まちづくり条例の規定によりまして、町民の代表者、事業者だとか各種機関の代表者の方、学識経験者の10名以内で構成する審議会に諮問をいたしまして、年5回程度審議会を開催いたしまして協議を行っていくというふうに考えてございます。今回は、さらに福島県の市町村支援プログラムというのがございまして、それを活用させていただいて、アドバイザーを派遣していただいて地域課題の洗い出し、推進策のアドバイス等の支援を受けて、数値目標の検討も含めて計画を策定し、令和3年12月会議のほうに上程させていただきたいというふうに考えてございます。また、検証結果の公表につきましては、引き続きホームページ等で公表させていただきたいというふうに考えてございます。それから、令和3年度新たに男女共同参画推進審議会の委員を任命するということになりますが、条例におきましては男女どちらかが4割を下回らないように定めてありますので、今後も女性の視点を広く取り入れ、男女共同参画の推進に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) 今後定められていくでしょう数値、目標達成、それから是正、これは手段で

あります。格差による貧困、虐待、社会的地位、防災の対応と広きにわたって多様なニーズが洗い出されていくべきだと思います。対等に尊重される社会づくりは、多様な意見が反映されて形づくられていくものと思います。町も人口の半分は女性です。やはりより広い人材発掘が可能でありますので、財産とも言えるこの女性の力をもっともっと広く町政に反映されるような、そんな計画づくりを望むところですけれども、核となるところはどのようなものになるでしょうか、お伺いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 冒頭申し上げましたとおり、いわゆる多様な性を含むジェンダー平等だとか、そういった部分が、前回も規定をされてございますけれども、SDGsのイメージも十分入ってくるのだと思います。定めるに当たっては、福島県の指導もいただいていくということで申し上げました。そういった全体的な広がりの中での会津美里町の役割も含めまして、取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。
- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) 本年度せっかくアドバイザーも要請されます。この是正の方向性を広くいろいろな方向からたぐっていただきたい。以前にも提案で申しましたクオータ制もそうです。ある程度の割当てというものも各種審議会、委員会などでだったらばある程度そういった位置づけることも可能ではないのかなと、そういったところで広く意見を求めていっていただきたいと思いますけれども、再度ご回答をお願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) いろいろ議論させていただいた中で、地方自治法に基づく委員会の構成の中の女性の登用という部分では、審議会などは3割超えておりますけれども、委員会等では8.6%と多分申し上げまして、教育委員会、選挙管理委員会、それから監査委員の方、それから農業委員ということになりますとなかなか下回ってしまうということでございます。そういった部分は、今後とも検証していく必要があろうかと思いますので、そういった部分も含めまして我々啓発啓蒙努めていくということで今後進めてまいりたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) これで石川栄子委員の質問は終わりました。 以上で政策名「健やかで人にやさしいまちづくり」に関する質問は終了いたしました。 質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) 以上で「健やかで人にやさしいまちづくり」に関する質問を終了します。 ここで次の政策に移りますので、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1時16分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

これより政策名「元気と賑わいのある産業づくり」の質疑を行います。

まず、政策名「農業の振興」、「農業生産力強化支援事業」について、15番、山内長委員。

○15番(山内 長君) 今ほどありました農業生産力強化支援事業について質問いたします。

まず、認定農業者が行う水稲生産の省力化や園芸作物の生産面積を拡大するための機械購入費用などについて支援を行うとしておりますけれども、詳細について教えてください。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) それでは、お答えさせていただきます。

農業生産力強化支援事業におきます水稲生産省力化支援につきましては、育苗資材や労力の減少が見込まれる直播、密苗、あと密播などに関連する機械や農薬等散布時間の短縮や労力の軽減が図れますドローンなど、直播栽培の省力化に関する機械等の購入費が支援対象となります。省力化を伴わない機器の更新や刈取り、乾燥調製に関するものは除かれます。対象者は、水稲作業面積が10ヘクタール以上の認定農業者、認定新規就農者、認定農業者または認定新規就農者が加入する組織となります。補助率は3分の1以内でございまして、補助額の上限は150万円となります。園芸作物の生産面積を拡大するための支援といたしまして、園芸作物用農業機械の購入費が支援対象となります。機器購入の補助要件といたしまして、対象作物の作付面積を500平方メートル以上の新規または規模拡大する必要がございます。補助率は3分の1以内でございまして、補助額の上限は30万円となります。なお、農業用機械購入支援につきましては、過去にこの支援を受けた方につきましては対象外となります。また、園芸作物用パイプハウスの購入費が支援対象となります。ハウス導入の補助要件といたしましては、100平方メートル以上を新設または増設する必要がございます。補助率は3分の1以内でございまして、補助額の上限は10万円となります。機械及びハウスの補助対象者につきましては、いずれも認定農業者、認定新規就農者となります。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○15番(山内 長君) ありがとうございます。まず、直播関係の機械については10へクタール以上 ということでございました。あと、団体という形でありますが、今おっしゃいました直播なり密苗な りドローンなりというおっしゃった以外についての省力化機械等は認めないのかということが1点 と、あと園芸作物の生産拡大においては500平米以上ということですが、これについての対象者につ いては、多分これ言っていなかったと思うのですが、認定農業者になるのか。

あと、パイプハウスについては、例えば3分の1とおっしゃいましたが、2反とか3反作りますと 結構なお金かかるのですが、上限10万とおっしゃったと思うのですが、これについても10万上限で締め切ってしまうのかというところと、あとあわせまして令和3年度については重点プロジェクトであ る産業活性化支援としまして、水稲の生産省力化のための補助を増額するということでおっしゃって います。これについては、この中身を教えてください。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 初めの直播の関連でございますが、これにつきましては直播関連機器のみだけではなくて、いわゆる省力化に資するようなものであれば対象としてございます。

次に、園芸の関係に関しましては対象の作付面積を500平米以上としておりますが、その対象者に つきましては認定新規就農者と認定農業者となります。

パイプハウスの件でございますが、パイプハウスにつきましては、これにつきましてはやはり補助の上限につきましては10万円というふうにさせていただいているところでございます。

最後につきましては、令和3年度の予算をつけて重点プロジェクト化するというふうになっているけれども、その予算の部分に関しましては、中身はちょっとそもそものメニューそのものは変わってはいないのですが、対象者をちょっと多く見込んで予算計上させていただいているところでございます。

○委員長(堤 信也君) 山内委員。

○15番(山内 長君) まず、水稲生産省力化については、直播、密苗おっしゃったものにかかわらず、省力化に対しての補助を機械は行いますよということでありましたが、実は例えば昨年、これ昨年とこれ変わったのかどうか分からないのですが、フレコンを導入した方とかいらっしゃるのですけれども、当初は補助オーケーというような話があったのですが、実際はフレコンにしますと、2トンフレコン、省力化相当なるのですけれども、実際は駄目というような結果を得たということもありまして、その辺についてこの経過と今後それは大丈夫なのかということ。

あと、先ほどパイプハウス10万の上限とありましたけれども、例えば2反歩をやれば300万とかかかるのです。3分の1と言っておきながら、10万で切るというのはちょっとどんなものかなと思うのですけれども、この辺の経過についてもお知らせいただきたいと思います。

あと、先ほどの水稲生産省力化のための補助を増額するということについては、メニューは同じで 人を増やすとおっしゃいましたけれども、金額的には増額がないということでよろしいのか、確認を したいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 初めに、省力化の補助の部分でございます。密苗等、直播関連以外に省力化の取組をした場合の補助につきましては、あくまでこの事業につきましてはいわゆる生産分までを対象としている事業でございまして、刈取り以降の部分については対象となってございませんので、ちょっとフレコンに関しましてはその刈取り以降の部分になってまいりますので、対象にはしてございません。

あと、2点目のパイプハウスのいわゆる補助の上限についてでございますが、確かに委員おっしゃるとおり、実際の導入に当たってはかなり高額な金額もかかってくるというふうな実態もあろうかというふうに私ども考えておりますので、ここら辺につきましては十分ちょっと検討させていただいて、使いやすい補助となるように今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

最後でございますが、補助の増額の件でございます。補助の増額につきましては、ここら辺についてもちょっと補助のメニューに関しましても今後状況をよく調査させていただきながら検討してまいりたいというふうに思いますが、令和3年度につきましては先ほど申し上げましたとおり、このメニューをやるといいますか、メニューの内容につきましては変わりがないというふうなところで、対象者をちょっと多くしてございますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

#### 〔何事か言う人あり〕

- ○産業振興課長(金子吉弘君) すみません。ちょっと説明不足で大変申し訳ございませんでした。 対象者は、あくまで新規就農者と認定新規就農者でございます。その中で補助額を増額するというふ うなことでございます。大変失礼いたしました。
- ○委員長(堤 信也君) これで山内長委員の質問は終わりました。 次に、「新規就農者・担い手育成事業」について、15番、山内長委員。
- ○15番(山内 長君) 続きまして、新規就農者・担い手育成事業でございますが、経営確立、営農 継続に要する経費に対して補助するとしております。例年との違いはあるのかお伺いします。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 新規就農者・担い手育成事業におきます例年との違いについてでございますが、当町に転入しまして認定新規就農者として営農を開始された方の住居支援としまして、賃貸住宅の家賃月額の2分の1、または2万5,000円を上限に家賃補助を予定してございます。
- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○15番(山内 長君) そうしますと、移住の就農者に対しての住居支援ということで、これの内容を2分の1もしくは2万5,000円にしたというところが変わったというふうに理解します。定住支援ということで町はしているわけなのですが、定住をしていただいて農業をやっていただきたいということで補助しているわけなのです。特別に進めていきたいとしておりますが、どこでも、どの地域でも、町でもやっていると思うのです。この辺の近隣の自治体関係とは当然差別化をしているというふうに思うのですが、その辺の内容も教えていただければと思います。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのご質問でございますが、確かに近隣市町村と同じことを しておったわけではちょっと人が集まりませんので、この家賃補助を導入いたしまして生活の基盤を 安定していただくというふうなところで、ひとつ我が町に就農していただける環境を整えてまいりた いというふうに考えてございます。近隣でこの事業を実施しておりますのは、猪苗代町というふうに

伺っておるところでございます。

- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○15番(山内 長君) しっかりと頑張っていただきたいと思います。最後、ちなみにこの予算3,750万4,000円、令和3年度組んでおりますが、見込みとしては何名くらいということでの数字を教えていただければと思います。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ちなみに、令和3年度見込んでおります町外からの新規就農者につきましてはお一人を予定してございます。
- ○委員長(堤 信也君) これで山内長委員の質問は終わりました。 次に、「六次産業化支援事業」について、6番、石川栄子委員。
- ○6番(石川栄子君) それでは、六次産業化支援事業についてお伺いします。

この重点プロジェクト、産業活性化支援事業の一つに位置づけられております。 販路拡大の支援と してオンライン販売やインバウンドマーケティング等の新たな販売促進活動に注力するとあります。 町が支援する範囲を示されるとともに、実績報告の時期をお示しください。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) それでは、お答えさせていただきます。

六次産業化支援事業におきまして、町が支援する範囲につきましては町内の生産者や地域商社を対象にしまして、マルシェ等へ参加し、町内農産物の販売PRを行う活動やウェブ上やSNS等のオンラインで行う販売、またインバウンドマーケティング等の販売促進活動に対し支援を行うものでございます。実績報告の時期でございますが、年度末には実績報告を提出していただく予定としてございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) 一般会計予算のほうに委託料330万というのが出ております。この販売促進活動に対してのようですが、この委託に関してはどちらを予定されておられるのか、あとは成果が出るまでの時期、その点をお伺いします。

それから、実績報告としましては創意工夫の結果を評価するものですので、大変大事なものだと思っております。今現在予定されているようなところがあるかどうかも併せてお伺いいたします。

○委員長(堤 信也君) 石川委員、予算書のことなので、それはいいですね。予算のときに聞いてください。

石川委員、2問目、もう一度はっきりと。

○6番(石川栄子君) 今ほど申し上げましたように、この六次産業化というのは創意工夫が結果と して現れたものだと考えております。商社にしてもそうですけれども、この結果を……SNSですと かインバウンドマーケティングにのせるともおっしゃっておられますけれども、この結果が年度末に 出てくるとおっしゃいましたけれども、年度末どのような形で表されるものなのか、これをやる気に ぜひ結びつけていただきたいと思いますので、今予定されている時期がお分かりでしたらばお願いい たします。

あと、すみません、先ほど漏れました。実績報告もそうなのですけれども、この販売促進活動でも う既に先ほど申しましたように一般会計にも載せておりますけれども、対象事業者、個人の団体さん もあろうかと思いますけれども、もし今お分かりになるものでしたらばお知らせください。

○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長(金子吉弘君) 1点目の六次産業化支援事業の事業展開かなというふうに思ってございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたとおりオンライン販売、いわゆる……あとはオンラインマルシェですとか、そういったことを実施しながら、本町の作物のよさを知っていただく取組を強化してまいりたいというふうに考えてございます。インバウンドマーケティング等につきましては、ちなみに顧客、いわゆるお客様のほうから興味を持っていただくような、そういう事業展開を予定しておりまして、具体的には例えば一つの例でございますが、旬の野菜を使った、いわゆる地元ならではお料理といいますか、レシピを紹介しまして集客を、そこにアクセスしていただく人の数を増やすというふうなことですとか、あとそれに併せてそのお料理に合うような地元産のお酒なんかも紹介するような取組、さらにはユーザーさん、顧客に一応口コミを書いていただけるように、そういうふうにちょっと仕掛けていくような取組、そういったことをちょっと考えてございます。こちらのほうから一方的にいわゆるPRというか、DM、ダイレクトメールなんか送るような、あとチラシなんかを送るような感じではなくて、お客さんのほうから自らホームページなりにアクセスしていただいて、興味を持っていただくような、そういう取組、そういうことを展開していきたいなというふうに考えております。

あとは、いわゆるマルシェ等への参加者につきましては、町内の、これは従来どおり、農家さんですとか、あとは法人さんですとか、そういった方々を積極的に町外に出ていただいて、自社の商品を、あとはPRしていただくような取組に対して、どんどん支援してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) 石川委員。

○6番(石川栄子君) 先ほど伺った中で、町が支援する範囲ということなのですけれども、実際にこれ六次化されたものというのは、本来ならば農家さんと同じように自ら手がけて、自ら販売する、そこで実績を得るというのが本来の道筋かと思います。町が、先ほどもちょっとコロナ禍にありますけれども、促進をするには委託をされると、そのような予定になっておるようですけれども、この委託の範囲と町がどの程度までのどのような関わり方、最終的には補助金と同じようにいずれは独り立

ちして、農家さんが直接そういったものをされるとか、あとはもしくは小さいところであれば連携して、活動団体でそういった活動展開をされていく、こういうふうに持っていくのが本来の展開なのかなとは思われるのですけれども、この辺町がどの点まで関わられるのか教えてください。

- ○委員長(堤 信也君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 再度のおただしでございますが、いわゆるオンラインショップですとか、ネット通販等のその仕組みの構築に関しまして、町のほうでは支援をしてまいりたいというふうに思っております。当然成果としましては、専用のページができるですとか、そういったところが実績につながってくるのかなというふうに思っておりますので、そういったところで町として委託をしまして構築のほうをお願いしたいなというふうに思っているところでございます。
- ○委員長(堤 信也君) これで石川栄子委員の質問は終わりました。 次に、同じく「六次産業化支援事業」について、11番、根本謙一委員。
- ○11番(根本謙一君) 同じく六次産業化支援事業について質問します。

行政評価を踏まえつつ、かつ決算特別委員会での議論から関連事業が統合されたと理解しております。令和3年度は、産業活性化支援事業として取組が述べられております。ナンバー37でも述べており、これは事業の範疇はどのようになっているのかお願いしたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) それでは、六次産業化支援事業につきましては、今年度より農作物 販路拡大PR支援事業と六次産業化支援事業等を統合いたしまして、地産地消を推進する取組から販売促進、販路拡大のためマルシェ等へ積極的に参加する農家を支援する取組、さらには首都圏におきまして農産物と加工品をPRし販路拡大につなげる委託事業を展開してきたところでございます。令和3年度は、従来からの活動に加えまして、地域商社を活用いたしましたオンラインでの販促活動やインバウンドマーケティング等の新たな手法に取り組みまして、コロナ禍やアフターコロナを見据えた事業展開を図ってまいりたいというふうに考えてございます。さらには、産業活性化支援事業といたしまして、経営の省力化を推進し生産力向上を図ります農業生産力強化支援事業、後継者や担い手の確保を図るための新規就農者担い手育成事業、中小企業が行う町農産物の付加価値化への取組を支援します企業誘致促進支援事業に六次産業化支援事業を加えまして、4つの事業を重点プロジェクト化させていただきまして、一体的に事業展開することで課題解決を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。
- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 分かりました。統合して一体的に、事業内容を見ますと、例えば軽トラ市の開催、それからマルシェ等への積極参加、首都圏への販売PR、結局地産地消に力を入れなければならない中での委託事業になっております。今までの参加者の推移を見ますと、やっぱり個人的といいますか、そう大きな、作り手側の活動あるいは規模がなかなか大きくなっていけない難しさがござい

ます。そういう中で、この支援事業としていま一段のアップを図るための取組であってほしいなというふうに思っております。いわゆるここで頑張るということも必要ですけれども、それは基本的なこととして、ただしもうちょっとくくりを大きくして、一体的に出ていくという体制が、私はこの先にしっかり見ておかないと、毎度毎度同じような取組で一定程度の成果を得たとしてもそこからなかなか抜け出せていけない。そこには、一定程度成果があったとしても、いわゆるモチベーションがなかなか上がっていかないのではないかなというふうに思います。町では、当然その環境整備にずっと支援してきておりますけれども、もう一段、もうそろそろなければという時期になっていると思います。もう10年以上ですよね。六次化、六次化とこの町で言ってきております。そこを見ながらの3年度の予算執行であってほしいというふうに思うのです。そこはどのように捉えているのかな。大きな窓口を、例えばオンラインで設けたとしても、果たしてそれに堪え得るだけの内容がしっかりあるのですかというところが今度問われると思うのです。そこはどのように考えているのか、3年度の取組として大変ターニングポイントになっていると思うので、何いたいと思います。

○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、やはり今回産業活性化支援事 業というふうに4つの事業を一体的にさせていただいたということは、まず今現在10年くらいこの六 次産業化事業は委員おっしゃるとおりやってきたわけでございますが、農商工の連携ですとか、さら には今ですと福祉との連携が望まれているところでございますが、現状がなかなか進んでいっていな いというふうなところがございます。このため、今の後継者の問題でありますことから、やはり新規 就農者のほうから手厚く支援しまして、我が町に来ていただいて一人前の農業者に育っていただくよ うなサポート、地域の担い手として育っていただくようなサポートの支援とあとはいわゆる農業者に 限定されていました加工業への挑戦事業につきましては、やはり商工業者へも拡大することによりま して、それぞれの持つ、いわゆる商売をなされている方につきましては実際どのようなものがお客様 から求められているというふうな実態もつかんでいらっしゃいますし、またはそれを売り抜ける、そ ういう販路も持ってございます。そういったところに手を支援することによりまして、いわゆる商工 業者も新たな分野への挑戦が可能となります。それにありまして、農家の方もいわゆるそこに農作物 を卸すことによって収入アップにつながるというふうなメリットもございます。さらには、今町に地 域商社がございますが、地域商社がなかなかそういった実績につながっていっていないというふうな 実態もございますので、そこら辺総合的に事業展開していくことによりまして、それぞれの持ついわ ゆる強みというものを最大限生かさせていただいて、事業展開を図っていきたいというふうに考えて おりまして、さらに一歩踏み込んだような展開を考えておるところでございますので、ご理解を賜り たいというふうに思います。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 大筋で見ているところは、私もそれでいいのかなというふうに思っておりま

す。今いみじくもおっしゃった地域商社がそこでやっぱりプロデューサー的に事業展開でやっていただかないと、これ行政主導はやっぱりうまくいきませんよ。官庁で行政としてやらなければならないことを、これはあまりね市から外に出してしまうよりは、やっぱり地域商社つくったのですから、地域商社がポイントになってくると思っています。プロデューサーとしてのフットワークを地域商社に私は求めていくべきではないかなというふうに思っております。総合的に、総体的に情報を共有していく。個々のよいところを生かして、みんながかぶさり合う、連携し合う、これ大事だと思うのです。そこは、共有できているかなと思いますので、再度確認、地域商社に私は頑張っていただきたい。そこを行政としての努力を願いたいと思いますけれども、再度答弁をお願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 再度のおただしでございます。確かに委員おっしゃるとおり、地域商社につきましてはこれまでの取組実績というものがございまして、地域の農家とのつながりですとか、商工業者の方とのつながりもございます。そういった地域商社の持っている強みというのを最大限、言葉悪いのですが、活用させていただいて、行政としてもしっかりと支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。
- ○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。 次に、「有害鳥獣防除事業」について、15番、山内長委員。
- ○15番(山内 長君) 有害鳥獣防除事業についてお伺いします。

令和3年度は、豊かな森林づくり事業としてイノシシ捕獲報償を新設するとありますが、内容をお 伺いいたします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) イノシシ捕獲報償の内容につきましては、イノシシによります農林業及び生活環境への被害の拡大防止を図るために狩猟期間内にイノシシを捕獲した方に対しまして報償金を交付するものとなります。報償金の支給要件につきましては、福島県猟友会美里支部の会員である方、または狩猟登録をした方が狩猟期間内においてイノシシを捕獲、埋設した場合に対象とさせていただく予定でございます。なお、給付金につきましては1頭当たり1万3,000円となります。なお、この報償金につきましては福島県イノシシ捕獲管理事業の対象となり得ることから、県の補助金を活用させていただきまして事業を実施してまいりたいというふうに考えておるところでございます。
- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○15番(山内 長君) 今ほど1万3,000円ということでありました。私まだちょっと調べていなかったのですが、新聞報道等では県で8,000円の補助を出すというような新聞を見たような気がしていたのです。あと、国のほうでも処置しますと8,000円で、町で8,000円、2万4,000円かななんて勝手に思っていたのですが、その辺の流れ、予算の1万3,000円の内訳を教えてください。あと、狩猟期

間については地域もあると思うのですけれども、いつからいつまで、美里町全部の地域がそのようになるのか、ちょっと分かれるのか、その辺も教えてください。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 初めに、給付金額の1頭当たり1万3,000円の内訳でございますが、これにつきましては町単独でお支払いする額といたしまして1万3,000円を予定しておるところでございます。県のほうの報償金につきましては、いわゆる狩猟期間にかかわらず県の指定管理ということで、イノシシを捕獲するそういう事業がございますので、そちらのほうに登録されて指導をされてイノシシを捕られた方に関しては2万3,000円ほど出るというふうなところは話を伺っておりますが、あくまでそれとは別に今回の事業につきましては町単独で1頭当たり1万3,000円を足して、個体をなるべく少なくしてまいりたいというふうなところでございます。狩猟期間につきましては、11月15日から3月15日までに捕獲したものに限らせていただくというふうな内容でございます。
- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○15番(山内 長君) 確認します。そうしますと、会津美里町は11月15日から3月15日が狩猟期間で一律だということと、あと町単独事業として今回は予算計上したということです。そうしますと、県、国の補助を使うこともできると思うのですけれども、その辺のなぜ併せてやらないのか、その県、国との期間等々もあると思うのですが、なぜできないのかの理由を教えてください。

あと、3回目ですので、熊、鹿も問題になっているのですが、熊と鹿についてはこの対象は別、何も考えていないのか、この辺についての状況、熊、鹿についてはどのように考えているのかということと、あとあわせまして駆除隊員の養成をしなければいけないと思うのです。大分高齢化していますし、人数も減っているということで、その辺の駆除隊員の養成方法、目標というのを定めていらっしゃるのか。

あと最後に、射撃練習場が多分閉鎖していたのが今回また開場したと思うのです。その辺の射撃練習場に対するニーズというのが相当あると思うのですけれども、当たらなくてはしようがないので、練習をやっぱりしなければいけないと思うのですが、その辺についてのどうなっているのか、その辺町として個人的にやるのか、補助対象として進めてやっていくのか、その辺の流れをちょっと教えてください。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 再度のおただしでございます。初めに、ちょっと先ほどの説明で私言葉が足りませんでした。最後に福島県イノシシ捕獲管理事業の対象となることから県の補助金を活用して報償金給付を行いますと申し上げましたが、これにつきましてはあくまで町の事業でありますが、県の財源の裏づけといたしましてここの補助事業に手を挙げさせていただいて、なるべく町負担が少なく、こういった補助金を活用してこの事業を実施させていただきたいというふうな趣旨の発言でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

その次の熊と鹿の取扱いに関しましては、これにつきましては熊に関しましては人が襲われるような事案が全国で出ているような状況でして、かなり凶暴性といいますか、かなりそういった危険性が伴う専門的な知識が必要とされる捕獲にならざるを得ないというふうな、そういったこともございます。鹿につきましては、最近多くなってきているのですが、通常の捕獲でもっていわゆる対応はできるのかなというふうに考えてございますので、これにつきましては従来どおり自治体による捕獲を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、隊員の養成につきましては、確かに委員おただしのとおり、年々実施隊員が少なくなってきてございます。これにつきましては、町としましても非常に危惧しておるところでございまして、今猟友会のほうとどういった支援が必要なのかというふうなことをいろいろと協議をさせていただいておるというふうなところで、さらに突っ込んだ話となるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、いわゆる射撃の練習に関してのお話でございますが、射撃練習に関しましては自治体を対象に例年河東にありますクレー射撃場で練習をさせていただいておるところでございます。今般、今度はライフル等にもライフルスラック弾の練習場もそこに令和3年度から併設されるような予定も立ちましたので、今ライフルの射撃場がなかったわけでございますが、そういったものを今後は活用できて射撃精度の向上に寄与できるのかなというふうに思っておるところでございます。ですから、そういったところを活用しながら射撃の腕も磨いていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) ここで2時20分まで休憩いたします。

休 憩 (午後 2時04分)

再 開 (午後 2時20分)

○委員長(堤 信也君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで産業振興課長、金子吉弘君から訂正の弁があるということなので許可します。

産業振興課長。

○産業振興課長(金子吉弘君) 先ほどの質問番号の16番、山内長委員の新規就農者担い手育成事業に対します答弁の中で、私の発言に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

この中で、家賃補助の対象者は何人かというふうなおただしがございました。これに対しまして、 当初私は1人というふうにお答えさせていただいたところでございますが、対象者は2人の誤りでご ざいましたので、おわびして発言を訂正させていただきたいと思います。大変申し訳ございませんで した。

○委員長(堤 信也君) それでは、次の施策に移ります。

施策名「林業の振興」、「森林環境整備促進事業」について、15番、山内長委員。

○15番(山内 長君) 森林環境整備促進事業についてお伺いします。

森林所有者の経営管理意向調査や経営管理権の取りまとめにより経営管理を委託するとあるが、詳細を伺う。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) それでは、ご説明申し上げます。

森林環境整備促進事業の詳細につきましては、町が候補地を選定いたしまして、地区ごとに説明会を開催した上で、森林所有者を対象に管理の意向調査票を送付させていただく予定となってございます。この調査によりまして、所有する森林の管理履歴や現状、今後の予定などを伺うこととしております。個々で森林所有者自身で経営管理を行うことができないというふうな場合につきましては、町に委託することができます。その意向につきましても、確認をさせていただくこととしてございます。その後町への委託希望、森林のまとまり具合を確認させていただきまして、効率的な森林整備が可能というふうに判断された場合につきましては、森林整備の計画を立てまして、森林経営者のほうに委託をさせていただくというふうな流れになってございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○15番(山内 長君) 令和3年度につきましては、そうしますと旭三寄字箕作地区と赤留字中ノ山、佐賀瀬川字仏沢地区、ここの計画作成と東尾岐北原地区と上平字下原地区の意向調査を進めるということであります。結局先ほどの旭三寄等については、計画の作成ということで作成までで、実際の作業については今申し上げたところについて、林業事業体に経営管理を委託するというところまではいっているものはないという理解でいいですか、3年度については。実際に作業している場所はないということでよろしいでしょうか。
- ○委員長(堤 信也君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのご質問でございますが、委員のおただしのところでございまして、作業に入っているところは今のところございません。
- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○15番(山内 長君) そうしますと、これはすると計画を立てているところと、あと意向調査をしているという、そういう段階だということで、例えばこれは3年度でそれぞれの調査と意向が終わって、4年度からは実際の作業に入るという流れであるということで理解してよろしいでしょうか。
- ○委員長(堤 信也君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 再度のおただしでございますが、3年度に意向調査並びに計画を立てるというふうな作業に入るところもございます。令和4年度からは、実際に整備に入るところもあるというふうなことでございます。

○委員長(堤 信也君) これで山内長委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策名「観光の振興」、「観光対策事業」について、11番、根本謙一委員。

○11番(根本謙一君) それでは、私は観光対策事業についての質問を申し上げます。

令和3年度は、後期アクションプログラム、リーディングプロジェクトである利用者目線による情報発信体制の構築のため、観光協会のホームページ、ミサトノの改修をするとある。今までとどう変えるのか伺いたいと思います。

また、コロナ禍不透明感の中、基本的な観光施策実施の考え方を伺いたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 観光対策事業における観光協会ホームページ、ミサトノの改修につきましては、後期観光振興計画を策定する際に行われましたワーキンググループでも町観光情報の窓口となるミサトノをもっと見やすく分かりやすいホームページに改修することが重要であるとのご意見もいただいたところでございます。ミサトノを全面改修することによりまして、利用者が必要な情報を簡単に得られることはもちろんのこと、関係者との連携を密にいたしまして、旬な情報をタイムリーに発信することや、将来的には体験プログラムの販売サイトの構築を目指してまいりたいと思っております。

また、コロナ禍不透明な中、基本的な観光施策実施の考え方につきましては、積極的な観光誘客の再開にめどが立たない状況でもありますが、後期観光振興計画アクションプランにおきまして、次のステップへの展開を図る先導的な事業となりますリーディングプロジェクトに選定されている観光協会のホームページ、先ほど申し上げましたミサトノの改修や観光百人衆の拡充、さらには外部サポーターの形成によりましてアフターコロナに向けた情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長(堤 信也君) 根本委員。

○11番(根本謙一君) まず、ホームページ、ミサトノですけれども、随分久方見ていませんでした。 最近見させてもらったら随分古い情報が載っておりまして、つい笑ってしまいました。どこで管理しているのかなということをまずお伺いしたいのと、これはホームページは常に更新ですよね。これがポイントですよね。常に新しいもの、変わったら即載せるというその体制はもうとっくにできているのかなと思ったら、そうでないのが明らかになった。そういうこともあってのことなのかなというふうに踏まえますと、しっかりやってもらわなければならない。予算でどのぐらいかかるのかと、通常の観光事業を今年も一応予定しているのかなというふうには思いますけれども、まだまだコロナの終息が見えない中で、厳しい中でいろんな事前策を当然考えておかなければならないというふうに私は思います。昨年Go To MISATOということで一定程度の評価もいただいて、成果が上がっているというふうに踏まえますけれども、今年もしっかりこれに対応すべく、物をしっかり準備しようとしているのか、準備考えて検討するということになるのか、併せて通常の施策、事業とともに考

えているということなのか、そこを確認させてください。

○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長(金子吉弘君) まず、観光ホームページ、ミサトノの管理の件でございますが、これにつきましては観光協会のほうに委託してございます。大変ちょっと古い情報等が掲載されているというふうな状況は、私どものほうでも把握はしておりまして、その情報の更新をお願いしているというふうなところでございます。

さらに、2問目でございますが、コロナ禍でのいわゆる今年の事業展開についてでございますが、これにつきましては今現状やはりコロナが鎮静化しない中で、通常のイベント等につきましてはなかなか実施しにくいというふうに実際思っております。これに関しましては、私どものほうで観光協会のほうと打合せをさせていただいておりまして、昨年度実施いたしましたGo To MISATOに代わるようなといいますか、またちょっと同じような事業展開かもしれませんが、そういったことで通常のイベントなんかをそちらのほうに振り向けて実施できないかというふうなところを今話合い、協議を進めているような状況でございます。

あと、先ほどの1点目の回答に漏れましたが、ホームページのいわゆる改定作業につきまして、どのぐらいの予算を見ているのかというふうなことでございますが、これにつきましてはホームページの改修で100万円を予定して予算措置をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) 根本委員。

〇11番(根本謙一君) ホームページの改定ですけれども、先進事例を見ますと、進んでいるところを見ますとすごいです。よくいろんなことでこういうお話しさせていただきますけれども、やはり皆さんそれが仕事ですので、しっかりどういうものが一番すばらしいのか、どういうものがチョイスされやすいのか、どういう見方が必要なのか。当然コンサルというか、業者はある程度のノウハウを持っているでしょうけれども、やっぱり自ら皆さんがしっかりある程度のものを会得して、こうあるべきだ、こうやってくれというふうにやらないと望ましいものにはなっていかないのではないかなというふうに思うところでございます。そこは、しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、通常のイベントのことですけれども、まさに本当に判断が問われる厳しい状況は続かざるを得ないのかなと私も思っております。ただ、去年当初うまくいくかどうか分からないままにGoTo MISATO展開しました。結果的にはある程度成果があったということで、ここはやっぱり真剣なアイデア出し、知恵出しの問われるところなのです。ですから、皆さんが町の実態をしっかり見ていただいて、事業を構築してやって、果敢に適時にタイミングがずれることなくやってほしい。当然観光協会と連携密にしましてやっていただきたい。情報発信の仕方ですけど、百人衆、それから町のサポーターの皆さんを増やそうとして努力していることは承知しております。これがうまくいっ

ているのかどうなのか、私にはよく見えないところでございまして、ここまで仰々しく掲げてやらなければならないものかな。私厳しいような言い方をするようですけれども、町職員200人近くの方がおられて、その方々が一人一人が一生懸命に情報発信したら、何ほどかそのパワーはすごいものになるのではないかなと常日頃思っています。それを見させられたのが那須町です。亡くなられた前町長さん、リーダーシップ取ったようですけれども、そこはちょっと考えていってもいいのではないかなと。やっぱり人頼みでは限界があるのではないかなという思いからです。その点について、考え方を伺いたいと思います。

○委員長(堤 信也君) 産業振興課長。

○産業振興課長(金子吉弘君) 再度のおただしでございます。まず、1点目のホームページの件でございますが、私どもとしましても先進地のホームページについては拝見させていただいております。当然町の観光ホームページというのは、観光の一番の入り口であるというふうに思っております。当然そこをいわゆる観光の入り口、プラットホームとしましてそこにアクセスしていただく、さらにそこからどんどん中に入っていただいて、いわゆる深掘りした情報を見ていただいたり、情報として収集していただくというところが非常に理想であるというふうに思っております。さらには、そういったいわゆるツアーなんかもそこの中で最終的には造成させていただいて、そこの中からツアーを購入いただくとか、そういったところまで先進地でやっているところもありますので、そういったことを最終的な目標としてなるべく時間をかけずにやっていきたいなというふうには思っておるところでございまして、その辺はしっかりと協議をさせていただいて、町のほうからいろんな提案をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

Go To MISATO等、コロナ禍での事業展開の部分に関しましては、昨年度実績といたしましてかなり好評だったというふうな部分はございます。さらにその辺生かすところは生かして、反省すべきところは反省しまして、さらにパワーアップしたような事業展開が図られるように、これも協会、関係機関としっかりと早急に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、観光百人衆、さらにはサポーターの増員についての職員の活用というのがいかがかという ふうなおただしだったと思いますが、これにつきましてはやはり職員が町の内情といいますか、一番 やっぱり分かっている立ち位置にいるというふうなことも踏まえまして、これからそういったSNS とかの活用によって町をPRしていくというふうなところをしっかりと内部でも検討してまいりまし て、観光行政が盛り上がるようにしっかりに早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、「観光誘客事業」について、11番、根本謙一委員。

○11番(根本謙一君) 次に、観光誘客事業について質問いたします。

令和3年度は、アフターコロナを見据えた外国人観光客を誘致するため、近隣市町村との広域連携 により会津ブランドの知名度向上に向けたプロモーションを引き続き実施するとしております。コロ ナ禍不透明感の中で国内誘客に比重を置くべきかとも考えますが、所見を伺いたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) コロナ禍不透明の中、国内誘客に比重を置くべきとの考え方につきましては、インバウンド対策といたしましては引き続き近隣市町村で構成いたします外国人観光客誘致を目的といたしましたデジタルDMOによりプロモーションを実施してまいりますが、国内誘客につきましてもアフターコロナに向けまして情報発信に努めさせていただきながら、後期観光振興計画アクションプランにより実施する神社仏閣や中世の歴史の魅力を深掘りするモニターツアーや、新たな実行委員会形式により運営いたしまして若い世代なども楽しめるイベント等を実施することによりまして、国内からの誘客に努めてまいりたいというふうに考えてございます。
- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- 〇11番(根本謙一君) 私この質問を出して、後でじっくりいろいろ考えていたら、私勘違いして質問してしまったのかなというふうに思いました。ただ、事業内容の書き込みの中でデジタルDMOを使っての取組だから、当然外国人のお客様をお呼びしたいのが中心になっては当たり前だなということなのです。ただ、観光誘客という大きなくくりで考えた場合に、昨年の反省からあまりに日本全国あっちこっちに行ってPRすればいいというものではないのではないかという問題提起もさせていただきました。やはり今回専門誌もちょっとのぞいてみますと、国内のお客を呼ぶことの重要さ、これは私どこでも述べています。外国人だけがお客様でないのだと。これは、やはり波があります。ましてやコロナ禍ですから、当然国内にもっと目を向けて情報発信をする必要があるだろうというふうに思います。今の答弁で私は問題があるとは思っておりませんけれども、そういった意味でも先ほどの観光対策事業がとても重要になってくるというふうに思いますので、そこを再度確認させてください。〇委員長(堤 信也君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのご質問でございますが、確かにデジタルDMOは広域的な取組といたしまして、より会津の魅力を知っていただくための取組として今まで実施してまいったところでございます。これにつきましては、やはりアフターコロナに向けまして継続的な取組、令和3年度で終了の予定でございますが、これはそのまま続けさせていただきまして、さらに町のアクションプラン、観光誘客のためにやはり国内のお客様を誘客するというのは、これは基本でありまして、非常に大事なことだというふうに思ってございます。先ほどの対策に基づきまして、その辺が実現できるように、しっかりとその基盤をつくってまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。
- ○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。 次に、「観光まちづくり推進事業」について、11番、根本謙一委員。
- ○11番(根本謙一君) 次に、観光まちづくり推進事業について質問いたします。

令和3年度は、福島県地方創生総合支援事業(サポート事業)を活用し云々と述べております。事

業採択と思うので、具体的な事業内容について説明を求めたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 新たな補助事業の具体的な内容についてでございますが、本町における観光産業の活性化やおもてなしの向上を図ることを目的に、福島県地域創生総合支援事業、サポート事業と申しますが、この事業を活用し、新たな事業に取り組む観光まちづくりを推進する民間団体に対しまして、事業に係る設備等に要する費用について上限150万円を交付し、支援する補助事業でございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- 〇11番(根本謙一君) そうしますと、これはそういう民間の団体があるということですか。これ観光協会を指しているのですか。いまいちちょっと分かりにくいのです。当然具体的な内容も含めて申請しての採択かなというふうに思いますけれども、その辺がまだはっきりご答弁いただいていないかなと思うので、お願いいたします。
- ○委員長(堤 信也君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) それでは、事業の詳細な内容についてでございますが、この事業の対象者でございますが、これにつきましては先ほど申し上げました民間団体にはNPO法人ですとか社団法人、あと商工会、観光協会、さらには任意の観光まちづくり団体も含まれるものでございます。対象の事業といたしましては、観光まちづくりを推進するために町の観光振興計画に基づきまして、自ら考え行動する事業に係る施設ですとか設備に要する費用、いわゆる県のサポート事業の対象にならない部分を考えてございます。県のサポート事業の補助対象外の経費を見込んでおるところでございます。どんなものが対象になるのかというふうなことでございますが、施設のいわゆる改修費用ですとか、あと備品の購入費、こういったものが対象というふうになります。一応補助率及び補助金の額でございますが、補助対象経費の2分の1以内でございまして、限度額は150万円、または150万円のいずれか低いほうの額とさせていただくというふうに考えておるところでございます。
- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- 〇11番(根本謙一君) 全く想定外の内容なので、今びっくりしていますけれども、この財源のほうを見ますとこれは一般財源、町単独の事業だということですね。事業内容を見ますと、支援事業を活用しなっているのです。だから、当然県の財源を活用しながら、町も合わせてそこに出して展開させていくということだと思っていましたけれども、どういうことなのかよく分かりません。というのは、だって積算根拠をどうやって出したのでしょうか、これ。相当いろんな団体、民間団体等を想定しているようですけれども、当然来年度の予算ですのでいく当てがなければ当然予算化もできないというふうに思うわけですけれども、そこはどうなっているのでしょうか。これ3問目であとお聞きできないので、どうしてそこまで詳しくここに出さないのですかというのも私は不親切だなというふう

に言わさせてもらいます。よろしくお願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) すみません。説明不足で大変申し訳ございませんでしたが、この事業につきましてはあくまで福島県のサポート事業に乗っかる必要がございます。ここで賄い切れなかったいわゆる費用分を町単独事業といたしまして、それ以外の経費をしっかり支援してまいりたいというふうな趣旨の補助金でございます。いわゆるサポート事業に関しましては、ハード的な整備がなかなか認められないというふうなところがございます。そういったところで、かなりの高額な費用を要するというふうな、そういう中身でもございますので、そういうハード整備に関してしっかり町のほうで負担することによって、それが継続的に事業が実施できるというふうなことになってまいりますので、そういった意味で創設させていただいた新たな補助事業となりますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。
- ○委員長(堤 信也君) 積算根拠は。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 大変失礼しました。積算の根拠でございますが、限度額であります 150万円を限度といたしまして2団体を予定しておるところでございます。これにつきましては、あくまで想定で予算取らさせていただいておりますので、この後4月、予算執行の段階になりましたら要望を取らせていただいて実施してまいりたいというふうに考えてございます。
- ○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策名「商工業の振興」、「企業誘致促進支援事業」について、1番、野中寿 勝委員。

○1番(野中寿勝君) では、企業誘致促進支援事業についてお伺いいたします。

空き工場等の利活用処分に対する助成制度創設の目的と制度の内容等を伺います。

また、中小企業等が町農産物を活用した新たな商品開発に対する助成制度について、施策名、農業の振興、事務事業名、六次産業化支援事業の六次産業化支援事業補助金との相違と創設の目的と制度の内容等をお伺いいたします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) まず、空き工場等の利活用処分に対する助成制度の創設の目的と制度内容につきましては、新たな産業と雇用を創出するため、町内の空き工場等を活用し、工場等を建設する企業等に対しまして、空き工場の利活用処分に係ります工事費用の一部を助成するものでございます。

次の中小企業等が町農産物を活用しまして新たな商品開発に対する助成制度と、施策名、農業振興によります六次産業化支援事業補助金との相違と創設の目的と内容につきましては、一次産業以外の中小企業等が町内農産物を加工いたしまして商品開発、販路開拓、販売促進を行う事業に対し、その費用に対して補助金を交付するというふうな中身になっております。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) 野中委員。

○1番(野中寿勝君) ちょっと理解を深めたいので再度お聞きしますが、まず空き工場等については、工場ではないのですが、空き家に関する改修補助金とか、特定空き家の除却の補助事業とかあるのですが、それの工場版というか、そういうニュアンスで、空き工場になって周辺環境がやはりよくないというようなところを所有者の方に改修してもらいたい、またはその空いている工場を使って、町外の会社がそこを使って起業をしたいというか、工場として使いたいというような場合の支援というふうに、大きな制度としての意味合いは空き家対策、それから定住でもないですが、企業誘致という視点での制度なのだというふうに理解していいのか、そこが1点。

それからあと、特に今回質問したかったのは、農業政策のほうでも六次産業の補助金があって、何でここでまた中小企業の補助金で、結局主たる目的は町の農産物を活用して六次化をする、販売拡大につなげるという同じ視点であれば、わざわざ補助金を分けなくても農業振興が中心であればそちらのほうで、制度的に企業の方が関わる部分についても補助対象としながらやりますという制度でも、一本化した制度でもいいのではないかなというふうに思ったのですが、その考え方が2点目ということで2つお伺いします。

○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、初めにこの空き工場利活用処分支援補助金に関しましては、一つの思いといたしまして環境問題というふうな点も考慮したところでございます。ただし、産業振興課というふうな所管でやっておりますので、いわゆる企業誘致、工場誘致というふうな観点を重要視したところでございまして、そういったことでちょっとうちの所管に補助金として設置をさせていただいたところでございます。確かに今町内にはかなりの数の空き工場がございまして、それがいわゆる景観を悪くしているというふうな実態がございます。こういった補助金が一つの起爆剤になりまして、企業が進出してきていただければ雇用も生まれますし、町にとっても非常に有益と考えまして、この補助事業を創設させていただいたものでございます。

2点目でございますが、農家等が行ういわゆる六次化補助のほうもございます。確かに産業振興課でもありますので、一緒にするかどうかというふうなところの議論もあったわけでございますが、しっかりそれを後押しするためには、やはり関係機関のほうにある程度こういった新たな助成制度ができましたというふうなところで周知する必要もあるかなというふうに思っております。農家、農業者の方ですとやはり農協さんですとか、大体お話しする団体さんというのは決まってきます。商工事業者に関しましては、やはり商工会と機関もちょっと別なこともございますので、そういった周知の関係もございまして、今回分けさせていただいたというふうなことでございます。ただ、このまま別でいくのかというふうに言われると、ある程度事業が定着した後には一緒にまとめて実施するというふうなところも可能性としてはあるのかなというふうに今のところ考えているところでございます。

- ○委員長(堤 信也君) 野中委員。
- ○1番(野中寿勝君) 最後に、空き工場等の場合、令和3年度何件ぐらい予算上想定されているのかと、中小企業、この六次化の部分ですが、何団体というか、何法人というか、何企業というか、何件ぐらいを想定しているのか、令和3年度分でどうなのか、そこだけお伺いして終わります。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 再度のおただしでございます。想定のいわゆる件数だと思いますが、まず空き工場利活用処分等補助金に関しましては想定件数が1件を見込んでいるところでございます。あと、中小企業が行います六次化支援補助金につきましても1件を見込んでいるところでございます。
- ○委員長(堤 信也君) これで野中寿勝委員の質問は終わりました。 次に、同じく「企業誘致促進支援事業」について、6番、石川栄子委員。
- ○6番(石川栄子君) 同じく企業誘致促進支援事業についてお伺いします。

次の助成制度の内容についてお伺いします。1点が空き工場等の利活用処分に対する助成制度、そして2点目が中小企業等が町農産物を活用した新たな商品開発に対する助成制度、この2点です。また、この助成制度を創設して重点プロジェクトに位置づけた根拠をお伺いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) それでは、お答えいたします。

まず、空き工場等の利活用処分に対する助成制度の内容につきましては、新たな産業と雇用を創出するため、町内の空き工場等を活用し、工場等を建設する企業等に対しまして、空き工場の利活用処分に係る工事費用の一部を助成する中身となってございます。中小企業等が町農産物を活用した新たな商品開発に対する助成制度の内容につきましては、一次産業以外の中小企業等が町内農産物を加工いたしまして商品開発、販路開拓、販売促進を行う事業に対し、その費用に対する補助金を交付するものでございます。

空き工場等の利活用処分に対する助成制度を重点プロジェクトに位置づけた根拠でございますが、 工場跡地を新たな産業用地資源といたしまして位置づけまして、有効利用することが重要であること から重点プロジェクト事業として位置づけたものでございます。また、中小企業等が町農産物を活用 した新たな商品開発に対する助成制度につきましても、同じ重点プロジェクトである六次産業化支援 事業と連携しまして、農商工連携によりまして新たな産業を創出していくことが重要であるというこ とから、同じく重点プロジェクト事業として位置づけたものでございます。

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) 1点目は、同僚委員の説明でもよく理解できました。

この2点目なのですけれども、先ほどもお話ありましたように、六次化産業のところ、施策と非常に似通ってきておるのです。中小企業等が町農産物を活用した新たな商品開発をされている企業、私

はちょっと見当たらないのですけれども、1件ということで先ほど回答ありましたけれども、この1件というのが中小企業としての位置づけ、これに対してどのようにこちらのほうで把握したらいいのかちょっとお伺いしたいと思います。実際に六次化産業の支援事業も、企業誘致の支援事業も、どちらも重点プロジェクトとして位置づけられているのですけれども、六次化産業は、この企業誘致の促進支援に対しての重点プロジェクトというのは、これまでもちょっと記憶にないのですけれども、特別ここに力を入れたいという、産業と雇用の創出というのは大変大事な部分だとは思うのですけれども、空き工場も1件、それから中小企業も1件というこの位置づけがちょっといまいち理解できないところがあるのですけれども、もう一度ご説明いただけますか。

○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしについてでございますが、いわゆる1件という想定でございますが、これにつきましては誘引、これは活用実績……大変失礼しました。1件の根拠でございますが、これにつきましては活用実績があって、この事業を対象者ありきで構築したわけではございませんで、あくまで産業活性化につながるというふうな、そういった可能性がある事業だということで構築をさせていただいたところでございます。そのような状況ですので、予算というのは必要最小限度の予算措置をさせていただいておるところでございます。想定といたしましては、想定される事業主といたしましては、町内にあります食品の関連会社様がいろいろとございますので、そういったところで新たな取組として考えられるのではないかなというふうなところを意図してございます。

以上です。

○委員長(堤 信也君) これで石川委員の質問は終わりました。 次に、同じく「企業誘致促進支援事業」について、11番、根本謙一委員。

○11番(根本謙一君) 私も同じく企業誘致促進支援事業について質問いたします。

令和3年度からは、空き工場等の利活用処分に対する助成制度、及び産業活性化支援事業として中小企業等が町農産物を活用した新たな商品開発に対する助成制度を創設すると述べております。実情的に活用機会があってなのか、誘引支援策としてなのか伺いたいと思います。先ほど同僚委員2名の質問の中で、大方は分かってきましたけれども、それでもまた疑問が残っているところがありますので、説明を伺った上で再度2問目に入らせていただきます。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) それでは、お答えいたします。

2つの助成事業につきましては、実情的に活用規定があってなのか、誘引策としてなのかのおただ しについてでございますが、どちらも誘因策として創設しておるところでございます。空き工場等の 利活用処分に対する助成制度につきましては、将来の空き工場等を活用いたしまして工場等を建設す る企業等を誘引することを目的としてございます。また、中小企業等が町農産物を活用した新たな商 品開発に対する助成制度につきましても、町内農産物を加工し、商品開発、販路開拓、販売促進の取組を行いたい企業を誘引することを目的としているものでございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) では、2問目。私、着眼点はいいなと思ってこの事業を見ました。ただし、当然今までのいろんな取組の中でいろんな各事業者、あるいは事業会社等々でいろんなコミュニケーションがあったと思います。そこの中で、所管としての情報の中からこういうことを望んでいるなという何かインセンティブが働いてのことかなと私は思いました。ある意味そういうニーズを感じ取っての誘引策かなというふうに思ったわけです。着眼点は私もいいと思います。農産物を活用するということにおいても。企業誘致ですから、空き家の利活用も町なかでやるよりは外から呼び込んだほうがいいには決まっているのですけれども、そういうことも含めてある程度の確かなものが生かされる、この政策が生かされるものがちゃんと根拠があってのことでないと、やっぱりよく言うあれもこれもになっていってはいけないのではないかなという懸念です。そこは、どのように所管として考えられましたか。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしについてでございますが、実際企業のほうから そういう要望があったのかというふうなお話かというふうに思いますが、これにつきましては直接要請されているとかというふうなことではございません。ただ、毎月企業訪問等を行っております。それによって、新たな事業に取り組む際の何か支援策があったらいいよねというふうな、そういった正式なオファーではないのですけれども、いわゆるそういう協議の中でのお話は二、三あったというふうに報告を受けているところでございます。さらに、空き工場の部分に関しましても何らか町の支援策があることによって、今まで何社かからなのですが、いわゆる空き工場に対する問合せというのは実際ございました。その中で、企業が入ってきやすいというふうなところは、やはり町の支援というのも実際必要なのかなというふうに考えまして、この事業を構築させていただいたものでございます。ただ、あくまで相談を受けているというふうなことで、そういう段階でございますので、必ずしもこういった事業展開を図るので来てくださいとかいうふうな具体的な話にはなっていないというふうなものが実態でございます。
- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- 〇11番(根本謙一君) 分かりました。それを、今のことを初めに言っていただかないと。そうすると余計なことを聞かなくて済みます。一定程度の感触は持っているから、それではこういうのはどうだ、ああいうのはどうだというアイデアを出した中でこれが構築されたというふうに言われるのですよね。なるほどと、それはやってみる価値があるよねということで応援もしたくなるということがあるではないですか。そこは、ちゃんと説明されたほうがいいのかなというふうに思います。

確認ですけれども、予算額の内容ですけれども、事業費の、教えてください。

それから、農産物だけの利活用でないとこの助成については当然駄目だということになりますよね。 そうした場合に、そうするといわゆる業種的に限られるかなと思いますけれども、要は限る必要ない です。やっぱり事業意欲の高い企業に対しては、どんどん仕掛けていってもらいたい。今それ可能な 時代ですので、ぜひこれを活用していただくように働きかけをどんどんPRしてもらいたいな。その 2点お願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 再度のおただしでございますが、まず1点目のそれぞれの事業内容といいますか、どういったものが対象になるのだというふうなおただしかなというふうに思います。まず、空き工場のほうにつきましては、空き工場の改修にかかります費用、あとは解体にかかります費用、さらには空き工場を解体しましてそれらを処分する費用、運搬費、そういったものが該当になります。

中小企業等六次化支援補助金のほうでございますが、これにつきましての対象となる範疇でございますが、まず農産物加工機械などの購入費用、さらには六次化を推進するための広告宣伝費、さらには加工機械の導入に係ります施設の改装経費が対象でございます。

2点目のこれを農産物に区切る必要はないのではないかというふうなおただしでございますが、これにつきましてはいわゆる産業活性化事業として考えるならば、やはりある程度町内の農産物をその加工品を作りたい企業様が買っていただきまして、それで農家のほうも収入につながるというふうなメリットもございますので、当面はこのスタイルで始めさせていただきまして、ある程度それ以外、企業のほうの要望もお伺いしながら、もっとさらに発展的にしたほうがいいだろうというふうなことになりましたら、そこら辺の区分けを取り払いまして事業展開してまいりたいというふうに考えてございます。

#### 〔何事か言う人あり〕

- ○産業振興課長(金子吉弘君) 大変失礼いたしました。呼びかける、周知を図っていく段階におきましては当然業種を絞るというふうな考えはございませんので、広く町内企業様に対して、PRをしてまいりたいというふうに考えてございます。
- ○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。 以上で政策名「元気と賑わいのある産業づくり」に関する質問は終了いたしました。 質問漏れはございませんか。

#### 〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) 以上で「元気と賑わいのある産業づくり」に関する質問は終了します。 お諮りします。本日はこれにて延会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

#### [「異議なし」と言う人あり]

○委員長(堤 信也君) 異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。延 会 (午後 3時18分)

# 予算特別委員会

(第 3 日)

## 令和3年会津美里町議会(予算特別委員会)

第3日

令和3年3	月 1	6 H	(vk)	午前1	0 時 0	0分開議

委員長	堤		信	也	君	副委員長	村	松		尚	君
○出席委員(1	4名)										
1番	野	中	寿	勝	君	9番	横	山	義	博	君
2番	村	松		尚	君	10番	佐	治	長	_	君
3番	小	島	裕	子	君	11番	根	本	謙		君
4番	渋	井	清	隆	君	12番	根	本		剛	君
5番	堤		信	也	君	13番	山	内	須力	卩美	君
6番	石	Щ	栄	子	君	14番	横	山	知 世	せ志	君
7番	鈴	木	繁	明	君	15番	山	内		長	君

## ○欠席委員(なし)

## ○説明のため出席した者

副町	長	鈴	木	直	人	君
総務課	長	國	分	利	則	君
総務課課長補	佐	渡	部	朋	宏	君
総務課課長補	佐	児	島	隆	昌	君
総務係	課 長	髙	橋	力	也	君
総 務 管財契約係	課 長	榎	森	正	典	君
政策財政課	長	鈴	木	或	人	君
	課 佐	平	山	正	孝	君
	課 佐	猪	俣	利	幸	君
政策財政 策企画係	課 長	Ш	田	浩	泰	君

政策財政財 政係	課 長	大	竹	淳	志	君
政策財政人口減少対策係		國	分	政	和	君
町民税務課	長	横	山		優	君
町 民 税 務課 長 補	課 佐	後	藤		淳	君
会計管理	者	舩	木	宗	徳	君
産業振興課	長	金	子	吉	弘	君
産業振興課長補	課 佐	小	林	隆	浩	君
教 育	長	新	田	銀	<b>-</b>	君
教育文化課	長	松	本	由 佳	里	君
教育文化課長補	課 佐	渡	部	雄	二	君
教育文化課長 補	課 佐	鵜	JII		晃	君
教育文化課会 美里町公民館 兼 図 書 館	津 !長 長	福	田	富美	代	君
教育文化総務係	課 長	佐	藤	勝	利	君
教育文化文化 保	課 長	梶	原	畫	介	君
代表監査委	員	鈴	木	英	昭	君

## ○事務局職員出席者

 事務局長
 高木
 朋子君

 総務係長
 歌川
 和仁君

## 開議 (午前10時00分)

○委員長(堤 信也君) これから本日の会議を開きます。

予算特別委員会3日目の質疑を行います。

これより政策名「学びあい未来を拓く人づくり」の質疑を行います。

まず、施策名「子ども教育の充実」、「小学校管理運営事業」について、13番、山内須加美委員。

○13番(山内須加美君) おはようございます。それでは、質問させていただきます。

小学校管理運営事業について、設備の保守委託、管理に係る修繕、工事の実施内容と令和3年度末の整備率と現状認識についてお伺いをいたします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) それでは、設備の保守委託の主なものにつきましては、エアコンや暖房の空調設備保守委託、自家用電気工作物点検保守委託、プール循環装置保守委託、エレベーター点検保守委託、消防設備点検保守委託等を計上しております。

次に、管理に係る修繕の主なものにつきましては、高田小学校においては側溝修繕、暖房機修繕、宮川小学校は東側石積み擁壁修繕、ガス器具修繕、本郷小学校につきましてはエレベーター設備修繕、暖房機修繕等を予定しております。また、工事請負につきましては、高田小学校防球ネット設置工事を予定しております。学校施設につきましては、学校と連絡を取り合い、十分認識しておりますが、修繕工事については個別計画とともに全体の優先順位により整備を行ってまいります。なお、児童の安全、安心を第一に学習活動に支障のないよう施設整備を実施してまいりたいと考えております。以上です。

- ○委員長(堤 信也君) あと整備率ね。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 整備率につきましては、年度末には3年度に予定する工事につきましては全て終わる予定でございます。
- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○13番(山内須加美君) おおむね予定どおりということでございますが、まず二、三お伺いしたいのは、課長のお話の中にはある程度入っておりますが、令和3年度分の学校関係、PTAの連合会ですか、PTAのほうから要望が来ておると思うのです、町のほうに。その分についての対応が半分くらいはできるのかなと思うのですけれども、その辺の要望に対しての考え方をもう一度お願いしたいと思います。

それで結構です。よろしくお願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 高田小学校の防球ネット設置工事につきましては、以前よりPT Aのほうから要望が上がってきていたものでございます。その工事だけです。
- ○委員長(堤 信也君) ほかにないの。要望が上がってきて動いているとか何かというのは。

## 休憩 (午前10時04分)

再 開 (午前10時04分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) 今年度の要望につきましては、当初予算編成後にPTAの要望をいただきましたので、まずは学校から上がってきた要望に対しまして予算措置をした分でございます。 以上です。

[何事か言う人あり]

○委員長(堤 信也君) 休憩します。

休 憩 (午前10時05分)

再 開 (午前10時10分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) 申し訳ありませんでした。町連合PTAからの学校に対する要望書ということでいただいている分につきましては、今年度は1月にいただきましたので、予算には反映できませんでした。昨年度から要望していただいている分では、今回この高田小学校の防球ネット、小学校の東側、7号線沿いのところでございますが、そちらの防球ネットにつきましては前年度より要望がありましたので、その分については予算措置しております。あと、PTAの要望につきましては、PTAの要望の学校施設についての要望についてはほぼ対応ができているところでございます。ほかに交通安全とかいろんな要望がありますので、学校施設についての要望ということではほぼ対応ができております。

- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○13番(山内須加美君) 整理しますと、何年か前にはその辺の時期的なPTAの上がってくる部分、やっぱり予算に反映しなくてはならない。今課長言ったように、継続が結構あったわけです、いろんな面で。ソフトの面も、今おっしゃった交通安全の問題等々ありますので、その辺は一つはこれだけ話しして分かると思いますけれども、やっぱり早めにPTAのほうと打合せしながら、いつまでに、先方の都合もあるでしょうけれども予算に反映するのにはいつまでということで、これは言うまでもないですけれども、まずそれを確認すること。いろいろ細かい点、今課長が話ししましたけれども、あえて言わせてもらうのであれば、今回見ますと宮川小学校辺りのコウモリの駆除なんていうのは本

当に環境の問題、今おっしゃった部分、こういうのなんかは以前からなので、予算あるなしにかかわらず、細かいようになりますけれども、かえって環境問題から言わせればこの問題、コウモリの問題。あとは、宮川小学校に関しては昇降口なんかは開校当時から暗いのです、あそこ。先生方も父兄も子供さんたちも昇降口部分が暗いのです。先生方もいつも心配しているわけです。そういうものは、先生方の声というのは入ってこないのかなと思うくらいに、そういう面からいけばやはり職員の方たちも時々学校に行かれて、いろいろ先生、何かないのですかくらいの気持ちがあっても学校側としては非常に助かると思いますよ。その辺の補助をこれから検討していただきたいことと、最終的にあとスケジュール的に順調にいっているような形で課長お話ししていますけれども、そういう細かいスケジュール的に計画表をもう少し学校側と打合せをして、やっぱり明確に分かるような形でお互いに信頼関係を持っていかないと言っても駄目なのだというふうになったら一番困る問題ですので、今進んでるような状況というのは常に学校側と連携を取るということは大事だと思いますが、それについてお伺いします。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 宮川小学校のコウモリの問題につきましては、来年度詳しい対策について再度検討する方向で今進めております。今の宮川小学校の昇降口の件は、今まで要望とか学校の先生方から話が出たことがございませんでしたので、私のほうで今初めて聞いたところなので、再度学校のほうに確認してまいりたいと思います。学校からは、いろんな修繕の要望については随時こちらのほうで受け付けております。大きいものについては次年度の当初予算に計上する、そして細かいものについてなるべく早く対応できるようにということで修繕の対応をしているところでございます。委員おっしゃるとおり、PTAとも連携を取りながら早めの予算対応ということを心がけていきたいと思います。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) これで山内須加美委員の質問は終わりました。 次に、「小学校 I C T 教育環境整備事業」について、11番、根本謙一委員。
- ○11番(根本謙一君) それでは、私の質問をさせていただきます。

小学校ICT教育環境整備事業についてですけれども、GIGAスクール構想の実現に向けて緒に就く本町として、令和3年度はICT教育環境整備事業でネットワーク通信の運用保守を実施し、ICT支援員による授業支援や機器操作指導により充実した教育環境整備に取り組むとしております。準備の進捗といいますか、これ来年度予算ですので、進捗といっても限度はありましょうけれども、どのような現状になっているか、考え方も含めてお伺いしたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) GIGAスクール構想に基づく大容量通信ネットワーク環境整備

及びタブレット端末等のICT機器の配置が、2月に完了したところでございます。令和3年度は、これらの機器を有効に活用しながら事業を実施するため、通信ネットワーク環境保守、またICT支援員による授業支援を実施してまいります。現在各学校において教職員向けのICT機器操作研修会を実施し、ICT支援員がマニュアルや学習事例集の準備をしておりますが、小学校におきましては発達段階により使用内容が異なりますので、各学校においてICT支援員と相談しながら対応してまいります。引き続きICT支援による支援を受けながら、より分かりやすい授業、学習への準備を進めてまいります。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) それで、再度の質問ですけれども、2024年にデジタル教科書が使われていくようなことになっているかと思います。もう来年度から実証実験事業も始めると国の方針として聞いております。そういう中で、このICT支援員は本町ではどのような、何人配置を考えているのでしょうか。先進事例としてよく上がってきますね、県内の新地町、ここでは各学校に複数支援員を配置したという。これ10年前の話ですから。本町では、どのようなことを配置の仕方考えているのか。当然子供ですからね、一、二度経験すればもうどんどん覚えていくというのは想像できますけれども、どのようになるのでしょうか。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 総務係長より答弁いたします。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務係長。
- ○教育文化課総務係長(佐藤勝利君) 今ほどのご質問でございますが、ICT支援員に関しましては2名、現在ですが、委託予定で考えております。どのような形態でということでございますが、その2名を各学校を巡回する形になりますけれども、月ごとに割当てをしまして、授業のある場合その準備ですとか、あとICT機器を使うときの準備のほうに携わっていただきたいと考えております。以上でございます。
- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 2名で、これは小学校ですよね。小学校で今聞いています。2名で巡回、本町には4校ございますね。それで十分に対応していけるのかなというふうに今伺って思いました。これ、デジタル教科書を使うということがもうすぐ来ます。そういう中で、早く対応させる、子供になじませておく、十分に習得、技術習得、活用の仕方も含めて習得させるには本当に2名で大丈夫ですかというふうに私は思います。先ほど言いましたように、先進事例は各校に複数支援員を配置ですよ。これ10年前の話です。このぐらいに必要なときはやっぱり集中的にやるということは考えるべきではないかなと思ったのですけれども、その辺は大丈夫でしょうか。最後ですので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務係長。
- ○教育文化課総務係長(佐藤勝利君) 配置の形態でございますが、まずその学校に対しまして一日いてもらう場合と、あとその日に午前の部は例えば高田小学校、午後の部は宮川小学校というような、学校の希望に沿った形態で支援を行ってまいる予定でございます。あと、常に2名で対応しておりますので、場合によっては1名が緊急な場合には対応に行くことも考えておりますので、先生方の授業の支援に携わっていくように考えております。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。 次に、「中学校管理運営事業」について、13番、山内須加美委員。
- ○13番(山内須加美君) それでは、中学校管理運営事業についてお伺いをいたします。

同じように設備の保守委託、管理に係る修繕工事の実施内容と3年度末の整備率と現状認識についてお伺いをいたします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 設備の保守委託の主なものにつきましては、エアコンや暖房の空調設備保守委託、自家用電気工作物点検保守委託、エレベーター点検保守委託、消防設備点検保守委託等を計上しております。

次に、管理に係る修繕の主なものについては、高田中学校においては側溝修繕、床修繕、本郷中学校はインターホン修繕、新鶴中学校は体育館床修繕等を予定しております。また、工事請負については、高田中学校家庭科室ガス器具交換工事、女子トイレ洋式化改修工事を予定しております。学校施設につきましては、学校と連絡を取り合い十分認識しておりますが、修繕工事につきましては個別計画とともに全体の優先順位により整備を行ってまいります。なお、生徒の安全、安心を第一に学習活動に支障のないよう施設整備を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長(堤 信也君) まだ整備率言っていない。 教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) 申し訳ありませんでした。整備率につきましては、今年度、3年度当初に予定したものにつきましては全て100%整備する予定でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○13番(山内須加美君) おおむね小学校管理のほうでお話しさせてもらったのですが、若干中学校の部分で今回の要望、高田中学校、家庭、美術関係のエアコン関係、特別室、これ特別暑い南側でというようなことでございます。さらに、新鶴中学校ではこれ新しく今年度お願いしますけれども、机、椅子の老朽化というようなことが示されているのですけれども、この辺については現場を把握されて

いるのでしょうか。この辺の確認と、いずれにしても予算には伴うわけでしょうけれども、計画は計画としてはお持ちではあるのでしょうけれども、基本的にはやはりあまり先送りするのではなくて、気持ちの上ではやっぱり前倒しぐらいの感覚で進めていくということが今後重要なことだと思うのですけれども、その辺併せてお伺いいたします。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) エアコンにつきましては、一昨年ですか、整備をする際に特別教室でも使用頻度の高い理科室であったり、あと家庭科室、音楽室等、音楽室は特に音が漏れるということもありましたので、そういったことでいろいろ教室、特別教室の使用目的であったり、使用頻度によって全て入れたわけではなく、頻度の高いところと、あと夏場も活用しなければならないような特別教室にエアコンを設置したところでございます。学校から図工室、美術室ですか、エアコンの要望が上がってきているところでございますが、夏場の暑い期間につきましては別な教室でエアコンの効いている教室で対応していただくなり、あるいは時期をちょっとずらしていただくなりということで対応していただけるように学校にはお願いしているところでございます。

新鶴中学校の机、椅子等につきましては、机、椅子も見させていただいておりますが、そちらにつきましては今後計画的に対応してまいりたいと考えております。各学校から上がってきました要望につきましては、先ほども申し上げましたが、学校からの要望については随時対応しておりますので、またこのPTAからの要望につきましても計画的に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 現場を確認していますかということ。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 現場につきましては、総務係の職員がそれぞれ各学校に出向いて、 学校から連絡があった際に出向いて確認しております。

- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○13番(山内須加美君) 特別室のエアコン関係のことを、課長のお話なのですけれども、課長のお話すれば、学校側とお話しすれば私は要望というのは上がってこないと思うのです、裏を返せば。だから、やっぱり上がってこないような説明、対応するということが、そこら辺がポイントだと思うのです。もう少し学校側と。要は上がってくるということは、町側としてはそうなのでしょうけれども、学校側では納得していないというか、なかなか困っているということで上がってくるというふうに考えれば進めるべきだろうというふうに私は思いまして今回質問させているわけなので、その辺はやっぱり今後しっかりとやっていただければと思いますが、以上、よろしくお願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 今委員おっしゃるとおり、学校側とよく話合いをし、協議を重ね

- て、お互いに理解して使っていけるような形に進めたいと思います。
- ○委員長(堤 信也君) これで山内須加美委員の質問は終わりました。 次に、「中学校 I C T教育環境整備事業」について、11番、根本謙一委員。
- ○11番(根本謙一君) それでは、私の質問をいたします。

中学校ICT教育環境整備事業について、GIGAスクール構想の実現に向けて緒に就く本町として、令和3年度はICT教育環境整備事業でネットワーク通信の運用保守を実施し、ICT支援員による授業支援及び機器操作指導により充実した教育環境整備に取り組むとしております。小学校同様、準備の進捗ということなのですけれども、先ほどの小学校のところで内容は一応何いましたけれども、再度の説明を求めたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 先ほども申し上げましたが、GIGAスクール構想に基づく大容量通信ネットワーク環境整備及びタブレット端末等のICT機器の配置が2月に完了しております。令和3年度は、それらの器械を有効に活用しながら授業を実施するため、通信ネットワーク環境保守、ICT支援員による授業支援を実施してまいります。現在各学校において教職員向けのICT機器操作研修会を実施し、ICT支援員がマニュアルや学習事例集の準備をしております。引き続きICT支援員による支援を受けながら、より分かりやすい授業、学習への準備を進めてまいります。以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 今度中学校の生徒さん対応ですので、また小学校とは違う充実、濃密な支援内容を希望いたします。先ほどの話ですと、支援員は2名ということでした。1名が急遽休んでも1名で対応できるというような話でしたけれども、それはいろいろ習得が進んでいっての中での話なら分かるのですけれども、この時点で来年度からスタートするわけですよね。相当スケジュール的に、しっかりしたもので進める必要がある。特に中学生の場合は、主体的で対話的な深い学びを目指すところですよね。GIGAスクール構想そのものもそうなのですけれども。そうしますと、教員の研究会もあるということで当然のこととは思いますけれども、本当にその支援員2名で大丈夫ですかというのはどうしてもまだ不安があります。その支援員はどういう方なのか、当然専門員でしょうけれども、教員で経験豊富な方もいるというお話も伺っています。どういう方を活用していくのか、その点も何いたいと思います。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ICT支援員につきましては、今年度、令和2年度も12月から既に学校に入っておりまして、大分いろいろと支援をしていただきながら、学校のほうでもその使い方についていろいろと研修をしたり、いろいろと勉強が進んでおりますので、令和3年度につきましても同じ方、2名の方で学校のほうを回っていただいて、先生方も大分いろんなことに活用できるよう

になりまして、先日は卒業式なんかもリモートで卒業式をしたなんていうこともありますので、それ ぞれ使い方につきましては、かなり習得したかなという部分もあります。ただ、さっきおっしゃられ ましたとおり、デジタル教科書の導入ですとかいろいろとありますので、今後も専門的な知識を持っ ている支援員の方にその使い方について分かりやすい授業での使い方についてを支援していただきな がら進めてまいりたいと思っております。

### 〔何事か言う人あり〕

○教育文化課長(松本由佳里君) すみません。ICT支援員につきましては、ICT支援員が授業をするわけではないので、教員免許を持っているとかそういうことではなく、あくまでも学校の先生が授業するサポートとしてICT機器の操作方法であったり、つくり方といいますか、授業の展開であったり、そういうことを支援するためにいるものですから、特にそういった教員免許等の専門的な知識ということではなく、ICT機器に関して優れた知識を持っている方ということで支援員をお願いしているところでございます。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) それは存じ上げています。ただ、全国的に見ますと民間でもなかなか人を探せないと、人が不足しているという実態があるとマスコミの情報を見ました。本町ではしっかり確保していると、準備も進めているという話を伺って少しほっとしましたけれども、当然免許はないですから、民間の人が授業に深く関わるということはないでしょうけれども、ただ活用の仕方のスキルはしっかり持っていただかないと生徒に対するいろんなプレゼン、それのよしあし、濃淡が出てくるということがありますので、支援員の質もこれは重要だと思いますので、重ねて伺った次第です。当然推移を見させていただきますけれども、2名でいいのかというのはやっぱり少し問題意識を持って私は見詰めていきたいと思います。最後に、そこはどのように考えるか伺って終わります。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまの支援員2名という点でございますが、今年度12月から 支援員を導入しまして、導入した当初はかなり学校に行っていただくことも多く回数を設定できまし た。来年度につきましても支援員を2名、各学校回っていただきながら、やはりこちらとしましても 学校での授業を見学したり、現場を確認しながら、また先生方の声を聞きながら支援員2名がいいの か、もっと必要なのかという部分につきましては今後とも検討してまいりたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。
- 次の施策に移ります。施策名「生涯学習の充実」、「生涯学習センター活動事業」について、6番、 石川栄子委員。
- ○6番(石川栄子君) それでは、生涯学習センター活動事業についてお伺いします。

高田地域の地区公民館が分館となって3年目に入ります。昨年はコロナ禍に明け暮れ、年ごとにまた高齢化は進んでおります。センターの指導員の行動範囲の実態と処分利活用に照らして、中間考察の報告をお示しください。また、生涯学習センター活動の今後の展望をどのように見据えて計画を立てていかれるかお伺いいたします。

○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。

高田地域の地区公民館であった施設については、平成31年4月よ ○教育文化課長(松本由佳里君) り生涯学習センター分館として地域住民の活動の拠点として利用していただいており、また生涯学習 センター事業である成人講座や運動教室などを実施してまいりました。各指導員には青少年、成人、 高齢者などの対象別の担当を持つほか、各地区担当を受け持っており、各地区の運動会やスポーツ大 会についての地区実行委員会の事務を担当しております。しかしながら、今年度は新型コロナウイル ス感染症拡大防止対策により各地区でのスポーツ行事を全て中止とし、各種講座については延期し、 時期を見て人数を制限して実施するなどしてまいりました。また、休館中は各分館内の書類整理や不 用物品等の処分をするなど、重点的に環境整備に努めてまいりました。生涯学習センター分館につい ては、令和5年度末をもって廃止するとしており、今年度は当該地区の代表である自治区長の皆様と の懇談会を実施いたしました。懇談会では、令和5年度末をもって分館を廃止するとする公民館事業 等整理方針の説明や施設の維持管理費や利用状況をまとめた資料を提示し、現状の共通理解を図り、 現段階において分館の継続利用の意向確認をさせていただいたところであります。活動の今後の展望 につきましては、地域住民のニーズ把握に努めるとともに、地域の特色を生かした事業など生涯学習 センターを拠点に実施し、また地域を超えての美里町民の交流を促進しながら生涯学習の充実を図っ てまいります。

以上です。

○委員長(堤 信也君) 石川委員。

○6番(石川栄子君) 中間考察のところで、区長さんたちとの懇談会を開かれたというのはよかったのかなと思っております。そういうときの区長さん方の5年、もう既に2年たちましたけれども、その5年後に結局分館がなくなるということに対して、もともとこの分館の5年延長というような区長さん方のほうから出された意見に基づいて実施されているとは伺っております。区長さん方もその当時からすれば人員も替わり、それぞれの地区の事情も変わってきているかと思います。そのときのその反応、区長さん方のどのようなご意見が得られたのかお聞かせください。

それから、もう一点はもともとその生涯学習センターが今小学校区ごとに置いてありますけれども、 私もその地域におりますけれども、分館の在り方というのが区長さん方の反応から、本当に今後5年 必要なのかということも私もちょっと最近は疑問に思っております。むしろ生涯学習センターとして もっと充実した活動に入っていくべきではないのかなと、そのようにも思っておりますけれども、お 考えをさらにお伺いします。 ○委員長(堤 信也君) 答弁、公民館長。

○教育文化課会津美里町公民館長兼図書館長(福田富美代君) まず、1点目の今年度区長さんを対 象にしまして各分館に係る懇談会を行いまして、10月から11月にかけまして高田地区と永井野地区を 除く5地区の区長さんたちと懇談会を開かせていただきました。実際先ほど委員さん申し上げられま したけれども、町民懇談会を行った時点の区長さんとやはりその場に集まらなかった区長さんという 方が多くいらっしゃいましたので、まず一から公民館の在り方方針からご説明させていただきました。 実際5年度をもって廃止するということについては、決定事項だということの理解は図られたと考え ております。ただ、やはり地域交流の場としてどうしても必要だということもおっしゃる地区の区長 さんもいらっしゃいます。また、公民館事業も今年は特にコロナ対策で事業のほうも中止させて、運 動会等の交流事業も全く実施しておりませんでしたので、本当の地域コミュニティーがなくなってし まうと危惧されるお声もありました。ただし、維持管理費等も提示させていただきましたので、その 中でこの後の地区管理のほうは難しい、また古い、もう耐用年数を過ぎている建物もございましたの で、古い建物を残されても困ってしまうというご意見もあったところです。ただ、地区の講座のほう につきましては分館でなくてもほかの場所でもできるということもありますが、またそのほか地区の 避難所ともなっているだろうというご意見もありましたので、今年度は教育委員会だけの説明会を持 たせていただきましたので、今後については教育委員会だけではなくて、町部局のほうとの協議も経 まして、また新たに毎年の地区のご意見を承りたいと考えているところでございます。

あと、2点目の分館廃止に向けて各生涯学習センターの充実と活動ということなのですが、実は昨年度から公民館1館体制となりまして、各4つの生涯学習センター、それぞれ指導員のアイデア、企画によって、それぞれの地域のほうで生涯学習事業を展開してまいりました。ただ、やはり1つになって何も変わらないということもございましたので、まず指導員の資質向上ということを目指しまして、今年度3回ほど各指導員さんを集めまして、町の生涯学習に関する重点事項の共通理解を図ったり、またそれぞれの指導員さんの意見公開、情報交換を踏まえまして、いろんなアイデアの出し合い、また反省、評価等に今後につながるような意見も出されたところです。そういった意味で、またそれぞれ各地区で実施しているいい事業については、他地区からの参加もオープンに開くというところも踏まえまして、町全体の生涯学習の充実に努めていきたいということで共通理解を図っております。以上です。

○委員長(堤 信也君) これで石川栄子委員の質問は終わりました。 次に、「図書館管理運営事業」について、11番、根本謙一委員。

○11番(根本謙一君) 私の質問をさせていただきます。

図書館管理運営事業について、令和3年度は蔵書整備のための図書購入や図書館イベント(講演会、読み聞かせなど)、読書推進事業を行うとしております。蔵書の現状、イベントの具体的な内容、ほかに読書推進事業で考えていることがあれば伺いたいと思います。

○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) 令和3年2月末現在の蔵書の現状につきましては、蔵書数3万321冊となっております。内容につきましては、令和2年度購入冊数が約3,600冊強、寄贈分が約1,900冊強、県立図書館からの贈与冊数が633冊という内訳でございます。また、そのほかに県立図書館の支援図書として約1,700冊を借用しております。令和3年度当初予算では、図書2,800冊、ほかにCD、DVD等110点の購入を予定しております。イベント等につきましては、講演会や朗読会の開催、図書まつりでは仕掛け絵本作りのワークショップなどを予定しております。読書推進については、ブックスタートの継続実施と読み聞かせボランティア団体の協力を得て、読み聞かせイベントYOMUYOの定期開催や館内の展示コーナーの充実を図りたいと考えております。また、図書館だよりや図書館ホームページ、ツイッターや町広報紙などをフルに活用した情報発信に努め、各生涯学習センター図書室と連携しながら図書館の利用促進を図りたいと考えております。また、こども園や小中学校、家庭での子供の読書推進をさらに図るため、今年度第2期子ども読書活動推進計画を策定するとともに、図書館がその支援を担ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長(堤 信也君) 根本委員。

○11番(根本謙一君) 分かりました。蔵書のほうは順調にといいますか、予定どおりに進んでいるのかなと、喜ばしいと思っております。それでも、まだまだ空いている書架が見受けられますので、早く埋まることを望みたいと思います。イベント、いろいろご苦労されてやっているなというのは、存じ上げているつもりですけれども、どうしてもあそこ、いつも思うのですけれども、入っていって思うのですけれども、やはり狭かったなというのがどうしても印象として持ってしまいます。最近になりますと、こちらのプロムナード、いわゆる休憩室、あそこにも書庫を置きまして、自由にどうぞというあのスタイル、私はお話を伺ってちょっと感動しましたけれども、とにかく施設を有効に使って、あちこちに本があるというのはすばらしいことだと思います。本に埋まっている庁舎というイメージもできていくのかなという、そういう夢想もしておりますけれども、ぜひそこは本町ならではの取組を進めていってもらいたいなと思います。

そこで、質問なのですけれども、当然ここの図書館だけが充実して喜んでいるのではなくて、各学校にもあります、地区公民館にも、生涯学習センター、そこにも図書室がございます。そことの入替えもやっぱり潤沢にやっていく必要があると。当然どういうものを望んでいるかというのもデータとして集積されていくでしょうから、そこもしっかり対応していっていただきたいなというふうに思いますけれども、考え方を伺いたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 図書館長。
- ○教育文化課会津美里町公民館長兼図書館長(福田富美代君) それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、各学校と各生涯学習センターの図書の充実をということでありますが、今回予算で計上され ております図書の購入につきましては、図書館のほうでまとめて生涯学習センター、新鶴、本郷生涯 学習センターの図書も一緒に購入させていただいております。各学校については別な予算にはなって しまいますが、実際図書システムのほうでは連携されているところなのですが、今回やはり今後の課 題といたしまして学校の支援といってもなかなかできておりませんので、今後については団体貸付け というサービスもございます。そういったことも、学校にない図書のほうでも積極的に購入いたしま して、その中で各学校に必要な、授業に必要な、さらには子供たち読書が楽しめるような本というも のも図書館の中で充実させて、それを団体貸付けで各機関ごとに回していくというようなことも考え ているところでございます。あと、生涯学習センターの図書室も含め、町の図書館につきましても今 年度、2年度まで県立の支援図書としまして、あづま号それぞれ500冊ずつお借りできています。た だし、令和3年度からそれがなくなりまして、1,500冊ということで減ってしまいますので、それを 目に見えて減るのではなくて、やはり少しずつ足しながら、また今ご寄附いただく図書も多くござい ますので、そういったところで全体的に図書の充実を図りながら、それぞれ学校の支援も踏まえなが らというところでやっていきたいと考えております。それで、学校だけではなくてこども園の図書に ついても団体貸付け等のほうのサービスで、町全体の読書推進を図っていきたいと考えております。 ○委員長(堤 信也君) 根本委員。

○11番(根本謙一君) 分かりました。いろいろ考えて、想定以上の取組をされているのだなという ことが分かりました。さらなるご尽力をお願いしたいと思います。

終わります。

○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策名「地域文化の振興」、「地域文化振興事業」について、11番、根本謙一 委員。

○11番(根本謙一君) 私の質問をさせていただきます。

地域文化振興事業について、令和3年度は公共ホール音楽活性化事業により、町の文化芸術のさらなる振興を図ると述べております。肝要な観点として、音楽に限らず一流にじかに触れる、鑑賞することであることから、多様な取組をしていくべきであろうというふうに考えますが、所見を伺いたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 公共ホール音楽活性化事業は、じげんホールの有効活用や周知ばかりが目的ではなく、学校と連携して子供たちが一流の音楽家とじかに触れ合える場を設けたりしながら事業を展開するものであります。子供たちがこのような体験を通して文化芸術に親しみを持つなど、地域の文化活動の推進につなげていきたいと考えております。また、音楽以外のジャンルの公演や展覧会を招致するなどして、町民の方々が一流の文化芸術を身近に鑑賞できる機会を設けることも

検討してまいります。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 分かりました。大事な点、やっぱり一流、田舎だからなかなか難しいという時代ではありません。どんどん一流を見ていただくということが、子供だけではなくて我々大人も当然必要になってくると思います。今いろいろ課長が具体的な、限りなく具体的に検討していくということでした。来年度の予算としては、音楽中心になってしまうのかなというふうにこの字面では想定しましたけれども、いわゆるそのほかのジャンルについての招致を来年度考えているというふうなニュアンスも感じたのですけれども、そこはどうなのですか。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課課長補佐。
- ○教育文化課課長補佐(鵜川 晃君) 今の根本委員のご質問にお答えいたしたいと思います。 来年度、令和3年度につきましては、公共ホール音楽活性化事業を展開する予定でございまして、 この事業につきましては通常3年間継続事業でございます。この3年間の間に課長から答弁させてい ただいたように、他のジャンルにつきましても同じような事業展開ができるかどうか検討してまいり

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) そこは柔軟な内容に、柔軟かつ多様な行事、催物になるようにぜひご協力お願いしたいなというふうに思います。期待していますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長(堤 信也君) 答弁はよろしいですか。

たいということで考えている次第でございます。

- ○11番(根本謙一君) はい。
- ○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。 以上で政策名「学びあい未来を拓く人づくり」に関する質問は終了しました。 質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) 以上で「学びあい未来を拓く人づくり」に関する質問は終了いたします。 ここで次の政策に移りますので、説明員入替えのため、11時10分まで休憩いたします。

休 憩 (午前10時57分)

再 開 (午前11時10分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

これより政策名「魅力と個性のある地域づくり」の質疑を行います。

まず、施策名「地域活動の推進」、「まちづくり活動支援事業」について、6番、石川栄子委員。 〇6番(石川栄子君) それでは、まちづくり活動支援事業について質問いたします。

協働のまちづくり推進に成果を期待したい大事な施策であるものですが、助成金の対象が見えにく くあります。目標が明確なSDGsのように、時代に必要な対象事業等の設定を示すべきではないで しょうか。お伺いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) それでは、まちづくり活動支援事業でございます。事務事業につきましては、第3次総合計画後期基本計画に合わせまして、行政評価と連動させ、成果の方向性とコスト投入の方向性から施策にひもづけた事務事業の整理を行ったところでございます。この中には、集落支援・町民活動支援事業、それからコミュニティー助成事業助成金交付事業、それからNPO法人設立認証等の事務事業の3つの事業が整理、統合されてこの事業になったところでございます。まちづくりを進める上での助成につきましては、一般財団法人自治総合センターが定めますコミュニティー活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成を行いますコミュニティー助成事業助成金と、町の部分でありますが、コミュニティービジネスにつながる事業で、地域の人材、資源を活用し、積極的、自発的な発案による地域の課題解決のためのまちづくり事業に対しましてまちづくり団体活動支援事業補助金がございまして、対象につきましては要綱に定めているところでございます。

なお、SDGsでございますが、SDGs自体は経済、社会、環境の3つの側面から町の課題解決に向けまして総合的に判断し取り組むということでございます。また、SDGsは法的拘束力はないというのも一つの特徴であります。従来のルールによる管理とは異なりまして、団体が抱える課題について解決の方法をSDGsの目標、17のターゲットと照らし合わせまして、解決策を見いだしていくことに意味を持つものというふうに考えてございます。そのため、町といたしましては課題解決に取り組む仕組みを団体と連携して構築することが重要であり、積極的、自発的な発案による地域課題の解決を目的としたまちづくり団体活動支援事業補助金は、まさにそのSDGsの諸課題に対応できるものと考えておりますので、そちらの積極的なご活用をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) このまちづくり活動というのは、本当に施策にあります地域活動の推進、まさしくもうこの町をどう維持して、どう継続していくかというところが大きな命題になっております。 ただ、今議会の3月補正では実績がなくて、減額の補正処理がなされました。大変これは残念なことだったなと思っております。 やはりその課題というか、目標が見いだせない、そういうところで非常に利用しにくいのかなと、そのようには思っております。 SDGs もそうですけれども、全てこのまちづくり活動の課題というのはまさしくこれにどのような取組をしても全て当てはまる、そういった

内容になっていきます。今現在やろうとしていることの活躍、結果ではなくて、やはり町がずっと維持して、それこそこちらの事業内容にもありますけれども、安定的、持続的につながっていく、そういった目標を考えれば、やはり30年といわず50年、ずっと続いていくような、そういったものに取り組んでいただける、そういったまちづくりの活動を期待したいところであります。昨年に続いて、同じ額面で補助金の設定をされておられますけれども、今現在来年度に向けて何かそういった活動の動き的なものがもしありましたら教えてください。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) ただいま2件ほど問合せがございまして、その団体のほうとなるべく我々もサポートしながら自立につながるような活動に対して支援をしていくという観点からいろいろご支援をさせていただいて、この補助事業使われますよう我々も推進してまいりたいというふうに考えてございます。
- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- 〇6番(石川栄子君) 分かりました。先ほど申し上げましたように、これから取り組んでいただくにはやはりそのSDGs、こちらの理解も本当に必要だと思います。今月末に一応まちづくり団体で推進員の方たちですかね、中心になってセミナーが行われる予定でありますけれども、例えばそこに参加できなくてもこういった内容が主ですよといったようなことを広報紙辺りで特に特集ページでもつくっていただいて、また新たな形で募集されたらいかがなのかなと。幸い来年度に向けて2件ほど引き合いがあるようで、少し先が見えるのかなと思われますけれども、そのような取組などもされてみてはいかがでしょうか。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 今月ですか、行います。ちょっとコロナの関係で一月ですかね、遅らせた関係がございますが、アナウンス等々は行ってございます。おっしゃられるように、いろいろ皆さんSDGs理解していただくためにも、その時期を捉えてと申しますか、そういった部分で広報紙でありますとかホームページを通じましてPRは今後とも続けてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。
- ○委員長(堤 信也君) これで石川栄子委員の質問は終わりました。 次に、同じく「まちづくり活動支援事業」について、11番、根本謙一委員。
- ○11番(根本謙一君) では、私の質問をさせていただきます。

同僚委員と趣旨はダブっておりますけれども、進めさせていただきます。まちづくり活動支援事業について、令和3年度からは町民の地域活動への参加意識を高め、地域づくり活動が安定的、持続的に展開できる人材の育成、確保及びその活動を推進するとしております。来年度の具体的な事業等あれば、予算の内容も併せて伺いたいと思います。

○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長(鈴木國人君) まず、国では人口急減地において地域社会が維持できないという深刻な状況にある中、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律を議員立法で成立がされまして、昨年の6月に施行されたところでございます。この法律につきましては、地域人口の急減に直面している地域におきまして、地域社会や地域経済の重要な担い手である地域づくりを進める人材が安心して活躍できる環境の整備をすることが喫緊の課題であるといたしまして、特定地域づくり事業を進め、地域づくり人材の確保、またその活躍の推進を図って地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的として施行された法律であります。

本町におきまして、事業者等からこの制度を活用したいという問合せは今のところございませんので、具体的な予算措置は行っておりません。地域づくりを行う上で重要な取組と考えておりますので、制度の普及、啓発を行うとともに、国や県との情報共有を図りながら年間を通じた雇用を創出する仕組みを地域全体で構築して、地域産業の担い手を必要とする事業者等への支援につなげたいというふうに考えているところでございます。ただ、あと予算的な部分でありますまちづくり活動支援事業、合計で1,965万9,000円を計上してございますが、中身は集落支援事業等々で事業費で215万9,000円、一般財源のほうに書いてあると思います。それから、コミュニティー助成事業の合計1,750万、記載があるかと思います。その事業で組んでおりまして、今回の特定地域づくり云々につきましては具体的に予算をつけたものでございません。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- 〇11番(根本謙一君) 分かりました。法律の施行に基づいて、また新たな展開をしていくというふうに受け止めさせていただきます。予算については、ちょっと気になったのは4年度、5年度が特段に減っております。減額されております。これどういうことかなということもあったので、伺った次第です。そのことについて、差し支えなければお伺いしたい。

それから、先ほど同僚委員の質問の中で2件の問合せがあるということでありました。即対応といいますか、しっかり対応していくということで受け止めましたけれども、予算化はこの数字には反映されていないということなので、後に必要ならばという対応が考えられるのですねという確認をさせていただきます。特にこの支援事業は、息の長い取組といいますか、プレゼンになっていくと思います。コミュニティービジネスも一時は想定されるところもありましたけれども、やはり見通し的にはどうなのかなという現実論からすると厳しい面もあります。しかし、手をこまねいている必要はないと思います。ここは所管としても粘り強く、根気強く意識を喚起していく取組が重要かなと思います。その辺のご認識も併せて伺いたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 事業費の件で、まず4年度、5年度との差でございます。今年度、 財源のその他に1,750万記載があるかと思います。これコミュニティー、宝くじ助成です。今年これ は大きいのです。1,750ということで、まだ決定したものではございませんが、計上させていただい

ておりました。それから、一般財源の255万9,000円の記載ございます。この中にただいまのコミュニティービジネス関係の町の補助事業が入ってございます。100万円、50万限度の2件で100万円を措置させていただいております。そんなことで予算は取っておりますが、今ほどの4、5年度との差につきましては今回そのコミュニティー助成事業が多いので、来年以降はいわゆる一般コミュニティー2件程度取りあえず計上して、失礼しました、例年並みに計上しましょうかということでありまして、一般財源につきましては就学支援事業でありますとか、今回のまちづくり団体補助等々をそのまま継続するものとして記載をしておるところでございまして、若干減っていくということになってございます。

それから、200万の件は一般財源の中に記載されてございます。先ほど申し上げました予算つけていないというのは、おととしですか、議員立法で決定し、昨年から施行されました法に基づく特定地域づくり事業協同組合につきまして、ようやく6月になりました。それから、県のほうでもこの3月にようやくその基準でありますとか、そういうものを整理して公表をしてございます。公表と申しますか、各市町村にこういう形でつくりましたいうことで連絡が参ってございました。そんなことも踏まえまして、まだ緒に就いたばかりなので、具体的な予算はつけておらないところでありますが、啓発、啓蒙を続けていきたいということです。ただ、今の地域づくり地域づくり事業協同組合につきましては、雇用を1年間通じて地域で行えないかという事業でありまして、1つの事業に1年間というわけにはいきません。何種か、夏はこんな事業、冬はこんな事業、春はこんな事業ということで、四季を通じ、2季でもいいのですが、80%以上同じ仕事はできないというふうになってございます。これは、今の海士町でありますとか、そういったところでも先駆的に協同組合できておりまして、いわゆる四季を通じて同一業種が確保できないような地域なんかで重宝されるのではないか。最終的には地域づくり協力隊の方々が3年たってなかなか自立できないだとか、そういった部分に関しましてこの制度に乗っかってそこで雇用され、腰掛けと申しますか、自立するまでの間そこで雇用される、そんなステージをつくっていこうという法律でございます。

コミュニティービジネスのお話がございました。まさしくいろいろコミュニティービジネス、自立 していくためにはやっぱり地域課題を解決しながらそれをビジネス化していかないとなかなか長続き しないと思います。そんな部分も含めまして、今回いろいろ今後ともそちらには委員おっしゃったよ うに粘り強く取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) よく分かりました。国の法律で新たな施行がされて、協力隊員のその後についてもしっかりフォローされてきているということは、これは大変すばらしいことだなと思います。 こういうことをしっかり活用して、この地域にしっかり落とし込んでいくということが重要なのだなとつくづく認識をさせられました。しっかり取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

終わります。

- ○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。 次に、「地域おこし協力隊事業」について、11番、根本謙一委員。
- ○11番(根本謙一君) 次の質問をいたします。

地域おこし協力隊事業について、令和3年度は地域活力創出事業として地域おこし協力隊の活動について、専門家等の意見を取り入れながらとはどういうことなのか。また、町の課題解決と定住関係人口の創出を図るため、持続的な受入れ態勢の構築に取り組み、継続した地域おこし協力隊の採用につなげると述べております。この字面だけがちょっと分かりにくいので、もう少し説明を求めたいと思います。お願いします。

○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長(鈴木國人君) 地域おこし協力隊事業についてでございます。まずは、その受入れに当たりまして、隊員が活動しやすい環境づくりが必要かと。任期途中での離職防止でありますとか、卒業後の定住、定着を図るために今回大学教授等の専門家をアドバイザーとして招聘し、勉強会だとかワークショップを通して協力隊の受入れ態勢の整備を行いたいというふうに考えてございます。美里町、これまで移住、定住の促進やワイナリー、図書館の開設等で協力隊を活用と申しますか、協力隊においでいただきました。隊員それぞれの分野で成果を上げ、町民の認知度も高まってきておりまして、隊員の定着にもつながっているところでありますが、一方で協力隊の○Bこれから増えていく。また、今いらっしゃいます○B、○G同士、現役隊員とのネットワークの形成でありますとか、任期後の仕事づくりに向けた支援が不十分であったり、募集事業でありますとか受入れ団体が少ない等の問題も分かってきたのかなというふうに感じております。地域おこし協力隊が地域と協働して地域支援活動を行いながら、地域への定住、定着を図るという本来の目的に向けまして、行政、地域、関係団体が協力隊に対して理解を深めていただく、また地域課題の整理や関係機関連携など受入れ態勢の構築を進めていくことで、継続した地域おこし協力隊の採用につなげていきたいという考えでございます。

以上であります。

○委員長(堤 信也君) 根本委員。

○11番(根本謙一君) 80%ぐらい理解が進みました。分かりました。この受入れ態勢というのがどうしてもちょっと分かりづらかったということです。持続的な受入れ態勢。先ほどその前段のまちづくり活動支援事業のところで出てきた新たな法律の施行、このフォローアップ策がこれに関連してくるのだなということが今私の中ではフィットしております。この最後の段で継続した地域おこし協力隊の採用につなげるというのは、3年間以降のことを指しているようにも受け止めましたけれども、初めこれを読んだときは毎年毎年地域おこし協力隊は採用していくのだと、どんどん移住、定住を図って誘引策にしていくのだということかなというふうに思ったのですけれども、そこが誤解があれば

再度聞かせておいていただきたいなというふうに思います。

○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長(鈴木國人君) 委員おっしゃるとおり、ちょっと説明が足らなかったかもしれません。毎年採用していきたいという思いでございます。毎年採用していく中では、地域課題を明確にする必要がありまして、また協力隊の方々が解決でき得るようなものをピックアップしていく必要があるということも含めまして、いろいろ大学の先生等の協力をいただきながら受入れ態勢の整備をしていきたいというふうに考えております。例えば西会津町の国際芸術村、NPO法人ございます。そこでは、今常時協力隊が10人ほどいらっしゃいますかね、という形でおりますので、毎年採用していって3年たちます。そうすると、その間そこで受入れをして、いろいろ地域課題をみんなが集まってそこでできないかなという思いが一つあります。さらに、ちょっとはっきり決まっていないかもしれませんが、地域おこし協力隊のマネジャー制度というのも今後つくっていくというような新聞報道もございました。そういったマネジャーを配置して、組織を回していくということも必要なのかなということで考えてございました。3年間その中でいろいろ磨き上げを行っていただいて自立、要は起業してもらえばありがたいのですが、とか就職してもらってもそれは構いません。ただ、まだどうしていいか分からないという人たちのために先ほど申し上げました特定地域づくり協同組合の中で、ちょっとそこで1年間を通じた作業に携わっていただいて、さらに自分の進路を決めていただく、そんなことを今回総合的にやっていきたいということでの事業でございました。

以上であります。

○委員長(堤 信也君) 根本委員。

○11番(根本謙一君) 構想、それから目指すところ、すばらしいと思います。これは、しっかり取り組んで、充実させていってほしいなというふうにつくづく思います。町内にもすばらしい人材はいらっしゃると思いますけれども、外からの志を持ってモチベーションを高めて入ってこられている方々ですから、やはり一つの取組による成功事例をしっかり確認して、その地域で根差したまた新たな事業展開を望むことは、これは願ってもないことでありますので、ここはしっかり取り組んでいただきたいなと。最後に、再度何か付け加える説明があれば伺っておきたいと思います。

○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長(鈴木國人君) 大変ありがとうございます。いわゆる覚悟を持って皆さんおいでいたがいております。そこは大きなところかなと、委員おっしゃるとおり。そういった人たちが、まさしく地域のプレーヤーが今までなかなか見つからなかったというところを補っていただけるのかなというふうに思っております。企業誘致という言葉がありますが、人材の誘致なのだろうというふうにも思ってございます。そういった覚悟を持った人を美里町に呼び入れて定着、定住を図っていただく、そういった環境を整えられますよう、今後とも一生懸命頑張ってまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

- ○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。 次に、同じく「地域おこし協力隊事業」について、13番、山内須加美委員。
- ○13番(山内須加美君) 地域おこし協力隊事業についてお伺いします。 地域活力創出事業の内容と、継続した協力隊採用の今後の取組についてお伺いをいたします。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) まず、1点目の地域活力創出事業でございますが、重点プロジェクト戦略であります本町に住み続けたくなる環境づくりに位置づけられておりますが、庁内横断的かつ地域や関係団体と連携し、地域課題の整理と解決策の検討を行い、地域おこし協力隊を活用したいわゆるローカルベンチャーと申しますか、コミュニティービジネス等々も含めましてそういったことができる基盤構築、それから中間支援機能の強化等を行いまして、地域活性化に向けた取組を進めるということでございます。

2点目の継続した協力隊の採用の今後の取組につきましては、地域おこし協力隊の受入れに当たりまして、隊員が活動しやすい環境づくり、任期途中での離職防止や卒業後の定住、定着を図るため、募集する地域おこし協力隊の任務内容でありますとか、受入れ態勢の整備、卒業後の生活を支援する仕組みづくりが必要であると考えてございます。このことから大学教授等の専門家によるアドバイスを受けながら、行政、地域、関係団体が協力隊に関する理解を深めていただいて、地域課題や運用条件の整理、関係機関の連携など、受入れ態勢の構築を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いします。

○委員長(堤 信也君) 山内委員。

○13番(山内須加美君) 先ほどの根本委員のご質問ありまして、おおむね大体かぶったような説明をしていただいて申し訳なかったのですが、ちょっと細かくなると思いますが、協力隊の活動そのものの明記がされておりますが、この中で地域住民との連携、町と地域住民と各種団体ということの活動の内容があるのですけれども、地域住民という部分についてはちょっと若干入ってはいたのですけれども説明の中にあるのですけれども、具体的に地域住民という部分について協力隊の関係をちょっと教えていただきたいことと、あとおおむね活動内容は分かりましたけれども、ちょっと感じるのはこの協力隊に活躍してもらうのはもちろんそのとおりなのですけれども、現在いる職員の方たちがいろいろ所管それぞれあるわけです。全部は網羅していませんけれども、その辺のすみ分けといいますか、私から言えば、外から言えば、もうちょっと協力隊だけでなくて、町の職員の方たちがもっと前面に出てやるということ、私はここに住んでる者としてはやっぱりもうちょっと見えてこないと、相乗効果ではないのですけれども、効果というのは発揮できないのではないのかなと外から見てちょっと感じるのです、今まで何年かたった中での。その件についてお伺いしたいと思います。

以上。

○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長(鈴木國人君) まず、地域おこし協力隊との住民の関わりの前に、庁内でまずいろんな課題をブラッシュアップしたいというのがございます。それから、今後事業を進めていく上で、今の協力隊事業で先ほど申しましたワイナリーでありますとか、ワイン栽培でありますとか、そういったところで町も十分職員が同行して間に入ったり、そんなことはやらさせていただいております。今回まちやどという事業を行わせていただいておりますが、本郷地域で、それは全町網羅的にやっていくということで、今そういったところでいろいろイベントに協力隊が参画したりしておりますが、あくまでつなぎ等々につきましては職員のほうで十分そこはつなぎながらやっているということで、さらにいわゆる協力隊活動に関しましては職員のほうも同行して、今後とも町民の方と接点を設けながらやらさせていただくつもりでおります。さらに、職員も表にもっと出るようにということでありますので、でも協力隊を自立促進させるためには、やはり本人たちが一生懸命フィールドに出ているんな人と話し合うという機会が必要だと思います。それはそれでやっていただいて、我々はそのつなぎをやっていきたいというふうに思ってございます。さらに、そういった中で地域住民との関わり、そんなものが広がっていって、またこういったところにも必要なのかなという議論が深まればというふうに考えているところでございます。

- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○13番(山内須加美君) 職員の方たちとのすみ分けは大事だと思いますので、ひとつ検証してほしいと思います。

あと、もう一点、最後なのですけれども、今後専門家の意見を取り入れてということで話ございました。先ほどの根本委員のほうの説明もありましたけれども、大学教授等が課題を見つけるわけなのでしょうけれども、それに併せて今後の採用ということなのですけれども、これはやっぱり所管課ごとというのでしょうか、課題を見つけるのは庁内としての、庁舎の中での所管があるわけですけれども、その課題の見つけ方、大学の先生も必要でしょうけれども、その意識というのはさっきとかぶりますけれども、やっぱり職員の方、町としてのどういう課題があるのかということも、そっちは全面的に私は出す必要があるのではないのかなというふうに感じましたのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) それぞれ各セクションにおいて課題についてはブラッシュアップしながら、翌年の政策だとか、そういったところには生かされているのだろうというふうに思っておりますが、今回協力隊を投入する場合の課題についてはまさしく行政課題もあれば、協力隊が担えるような課題、そういった部分を出してもらえればなというふうに、庁内でそれができればなというふうに思っているところでございます。それから、大学教授等々につきましては既にそういった組織化をしているような、協力隊の人たちが活動ができるような、そういったことをサポートしていただける、いわゆる地域の担い手受入れ態勢の構築支援事業という事業もございまして、福島連携復興センター

というところがあるのですが、そちらを通じて見識の高い、いわゆるそういったまちづくりでありますとか協力隊事業に詳しい先生方をお招きして、どんな体制だったら定着していくのか、地域課題についてこういった協力隊がそこで活動することで解決していった事例だとか、いろいろご指導いただきながらその中で取り組んでいきたいということで、今回事業化させていただいたものでございます。〇委員長(堤信也君) これで山内須加美委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策名「多様な交流と連携の推進」、「移住促進事業」について、6番、石川 栄子委員。

○6番(石川栄子君) それでは、移住促進事業について質問させていただきます。

まず、出だしですけれども、「昨年」を「今年度」に変えてください。今年度は、町の支援で地域による自主的なリノベーションまちづくりに取り組むとされておりました。今般人材の育成が追記されております。少し目的を明確にされたのかなと思われるのですけれども、2,000万円増に至った予算との関わり、それから人材育成の目標をどのように定められるのか、内容をお伺いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 移住促進事業でございます。まず、1点目の当該事業の2,000万円の増加の要因でありますが、令和3年度からのいわゆる事務事業を整理統合させていただきました。そんなことで、二地域居住促進事業分として499万5,000円、それから住宅取得支援事業分、これは800万、これは前年その事業がありました。これを統合したということです。若者定住促進事業分1,350万円の合計2,649万5,000円を新たにこの移住促進事業と合体させたので、事業費が2,000万程度膨らんだということでご理解いただきたいと思います。

それから、2点目の人材育成でありますが、重点プロジェクトの戦略といたしましては自主的にまちづくりや町民活動に取り組む人材の育成、確保の実現に向けまして、町の中の民間プレーヤーが中心となる新たな活躍の場や事業の機会を生み出していきたいというふうに考えております。令和3年度は、地方創生交付金を活用して取り組んでおりますまちやど、それからグリーンクラフトツーリズム事業が最終年度を迎えることから、この事業を実施していく中で民間プレーヤーの持続可能な事業運営に向けたスキルアップが図られる、新たな価値を見いだすリノベーションまちづくりに取り組む人材の育成にもつながるということから、ここでやっぱりフィールドワークを通じて磨きがかかってくるということから、相まって人材育成にもつながるということで事業を計上させていただいたところでございます。

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) ある程度分かりました。この人材につきましては、その前に地域おこし協力 隊なども実際には任期が切れた方もいらっしゃると思います。あとは、街なかでいろいろ資格とか、 そういったものを持っていらっしゃる方なども対象になるのでしょうか。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長(鈴木國人君) 地域おこし協力隊につきましては、いわゆるグリーンクラフトツーリズムでありますとか、広く会津美里町を見ていくということでやってございます。ただ、まちやども一つの玄関口というイメージなのですが、今手がけているところについてはちょっと宿泊所も兼ねた玄関口整備をしようかということで進めております、交付金で。そこには協力隊も関わっておりますが、実際そこのプレーヤーは別な方で、地元でそのために、そのためにと申しますか、起業して何とかそこを自分で運営したいというような人が出てきましたので、あそこをつくっていく上でいろんな関わりの中で建築士がいらっしゃったりとか、いろいろ議論されてきました。その中でようやく3年目を迎えるわけなのですが、ちょっとコロナ禍でこのまちやど事業は果たして今ゴーしたほうがいいのかということでも議論しておりますが、そういった多様な関わりの中でそこは地元の方がプレーヤーになりたいということ出てきていることでございます。それは、協力隊とはちょっと違う人でございます。そんなことで活躍をしていただいております。

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) 最近の動きの中で、よく女性がDIYの取組でいろいろ地方などに回って、その地方の魅力発掘とか、そういったようなところなどにも関わっていらっしゃる方がいらっしゃいます。外部からの人材を育成する、招いて、移住と併せた形でそういったような方たちの活用というのもありかなとも思われるのですけれども、いかがでしょう。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 今進めている地方創生推進交付金事業では、ワークヴィジョンズというところに契約をさせて、3年目なのですけれども、やってございます。その中でお世話になってやっているところなのですが、そこで有名な先生はいらっしゃいますけれども、ほぼ女性の方がいろいろプロデュースしていただいております。まさしく女性の参画もそこで図られているのかなというふうにも思いますし、今委員さんおっしゃったようなそういった方々との出会いだとかというのも十分必要かと思いますので、今後何かありましたらお寄せいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○委員長(堤 信也君) これで石川栄子委員の質問は終わりました。 以上で政策名「魅力と個性のある地域づくり」に関する質問は終了しました。 質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) 以上で「魅力と個性のある地域づくり」に関する質問は終了します。 ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休 憩 (午前11時50分)

再 開 (午後 1時00分)

○委員長(堤 信也君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより政策名「町民に信頼される行政の推進」の質疑を行います。

まず、施策名「健全な財政運営の推進」、「財政管理事業」について、11番、根本謙一委員。

○11番(根本謙一君) では、私の質問をいたします。

財政管理事業について、令和3年度以降は長期財政計画のローリング結果を示すとともに、長期財政計画に沿った健全な財政運営を維持すると述べております。新型コロナウイルス感染症の影響は甚大であります。不透明性が続くことも考え、慎重な財政運営が求められると思います。公共施設長寿命化計画等からも、経常収支比率の上昇はできるだけ抑えながら維持管理の財源確保を図っていく必要があると考えております。所見を伺いたいと思います。

○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長(鈴木國人君) まず、経常収支比率の上昇についてでございます。人口減少や終息が見込めない新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、町税収入、国の各種交付金、さらには国勢調査人口の減少に伴う普通交付税の減等によりまして一般財源の減収が見込まれる中、施設の維持管理費、安定した行政サービス継続のための経常的な支出、公共施設等長寿命化計画に係る大規模事業の地方債償還金の増額等を踏まえますと、この状況を継続した場合、経常収支比率の上昇は避けられないものと考えてございます。また、今後の公共施設等の長寿命化計画による大規模事業の実施につきましても、合併特例債の借入れ可能額等を考慮しますと合併特例債に代わる確保策と財政調整基金や公共施設等整備再生基金の計画的な運用が重要となります。

令和3年度の予算編成におきましては、今後の財政見通しを考慮した上で国県補助金、臨時財政対策債等、見込まれる歳入は最大限見込み、歳出におきましては予算要求額に対しまして実績ベースでの予算査定を行い、真に必要な事業につきましてその実績に見合った予算計上を行い、財政調整基金、公共施設等整備再生基金繰入額の圧縮に努め、後年度を見据えた予算編成を行ったところでございます。今後につきましても、可能な限り経常経費の圧縮、大規模事業については公共施設等整備再生基金等を活用した起債借入額の抑制を図り、またこれらの財源不足等を補う財政調整基金、公共施設等整備再生基金への計画的な積立てなど、持続可能な財政運営に取り組んでまいる必要がございます。そのように取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) 根本委員。

〇11番(根本謙一君) るる述べていただきました。基本的なご認識は、私とそんなに変わっているとは思っておりません。ただ、一般質問でもただしましたように、臨財債の使い方、そもそもの起こりからして変遷しているところもあるというふうに私は認識しております。直近の勉強会で分かったこともありますので、この質問を上げた次第です。願わくばこの後出てくるでありましょう長期財政計画、これを見させていただくとここまで問いただしをする必要もなかったのかもしれませんけれど

も、ややもするとこちらからすると、議員側からすると分からないままに、ただお題目的に財政健全化をお願いしますよみたいなことで終わってしまっては私はいけないと思っております。ですから、基本認識、それから来年度の歳入の在り方あるいは歳出のつくり方、先ほど実績に見合った、ベースにして予算化したというのはあるので、それはそのとおりだと思います。そこで、先ほども課長が述べられたように、公共施設等の長寿命化計画、これ見ても明らかなようになかなか財源の手当てが厳しくなることは分かっていながらも、当面は基金等がありますのでね回していけるだろう、10年か15年間。その後はどうなるのだということも併せて、今しっかり議論しておく必要があるだろうというふうに私は思っております。ですから、経常収支比率は今多分91%か92%ぐらいかなと思いますけれども、都市並みの経常収支比率です。これをできるだけ増やさないようにしていくべきで、財源を一定程度しっかり確保して、基金に振り向けていくという基本的な、ある意味ルール的なものを財政当局としてしっかりつくっておく必要があるのではないか、共通認識として、私はそう思うわけです。その点について再度ご意見、所見を何いたいと思います。

○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。

まず、今回臨財債の考え方でございます。委員おっしゃるとおり、 ○政策財政課長(鈴木國人君) 臨財債につきましてはいろいろ議論はあるところです。要は2001年から3年間の制度でありましたが、 もはや20年続いております。臨時なのかという議論もございますれば、今危惧されているように国庫 の考え方からどうなのだろうというような議論も起きているように見受けられます。ただ、臨財につ きましてはあくまで我々制度上交付税が満額もらえない、その部分の補完だということでありますの で、一般質問の中でもお答えさせていただいておりますが、このコロナ禍、それからどんな状況が今 後続くか分からないような状況の中、さらに人口減少で交付税も少なくなる、いろいろ考えたときに、 今回取りあえず国のほうでは、令和2年ですと大体2億ですかね、臨財債の上限値が。ところが、今 回3億幾らということで国のほうで上乗せして、ぜひこれ使ってくださいというふうに来たわけです。 なので、ちょっと見通せないという状況もありまして、臨財債上限額まで今回は予算のほうに計上さ せていただいているところであります。今後一本算定等々もなりましたし、そういうふうになってい く中で、やはり財源の確保が重要になるかと思いますので、制度上は十分使わせてもらいたいなとい うふうに考えておりますが、ただ委員がおっしゃるような危惧される部分も十分分かった上で国の制 度の在り方だとか国の状況を踏まえながら、そこは考えていきたいというふうに考えております。今 回はそういう形で上限額まで措置をさせていただいた。それから、実績を見据えたという形で、例年 ですと何年間かの平均値を取って予算を組んだというところもございますが、総計の後期基本計画の 初年度でありますし、また今回の長期財政計画の見直しということもございまして、まさしく今まで の令和2年度の実績見込みをベースに、令和3年度予算編成をさせていただきまして、制度の精度を 高めるという意識の下編成をさせていただいたところでございます。

あと、公共施設等の絡みでありますが、長寿命化の計画における事業費で我々今つかんでおります

のが、令和3年から7年度までかかる経費57.3億で、令和8年から令和12年まで14.9億、10年間で 72.2億、これが長寿命化計画、計画的に今計画の中で、計画的にと申しますか、想定され得る事業と して我々つかんだのが72.2億であります。今の状況を申し上げますと、合併特例債申し上げましたが、 令和2年度末の借入可能額は約26億円でございます。この26億も令和6年度末には使い切るというよ うな状況にあります。公共施設等の整備再生基金の残高でありますが、令和2年度末で29.2億、令和 7年度末で16億、13.2億を使うというような状況でございまして、財政調整基金、今補正を上げさせ ていただいておりますが、補正後であれば、補正可決いただければ41億令和2年度末で残るようにな ります。令和7年度末まで何も構わずと申しますか、見込みどおり支出していくと10億円くらいまで 減ってしまいます。要は30億程度使わないとこういった対応できなくなる、そんなことからさらに計 画的な支出も必要でありますし、10年後の令和12年度末までに15億円から標準財政規模の1割か2割 程度は残したいと、70億ですから、そうしますと15から16億確保するといたしますと、年間2億 5,000万、財政調整基金の取崩しを2億5,000万に抑えたいというふうに現在考えているところでござ います。一応その中で予算額を組んでいければ、12年には調整基金まだ15億円程度は残せるのかなと いうふうにシミュレーションしておりますが、まだ歳出ベースでつかんだだけで、さらにちょっと歳 入だとかも含めて見込んでいく必要があるのだろうというふうに思っております。ただ、地方交付税 も年々新たな部分が増やされたり、削減されたりしまして、ちょっと見込めないところもありますが、 そこら辺も捉まえながら今後シミュレーションしていきたいというふうに思っております。その経常 収支比率の部分でありますが、ただ今長期財政計画ございます、今見直ししておりますが、既存の経 常収支比率は令和2年ですと91.7でありましたが、失礼しました、令和元年の分で91.1、今ある長財 の計画上は令和2年が91.7、91.6というふうに、令和4年では92.4というふうになるようになってご ざいますが、今後そこら辺もなるべく今ある長期財政計画におっつかるようにと申しますか、それよ りも超えていく、交付税は減りますので、超えていくものと思われますが、そこら辺も十分加味しな がら財政運営を行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) 根本委員。

○11番(根本謙一君) 丁寧に説明、いろいろ披瀝していただいて、ありがとうございます。ここまでしっかり説明されると思っていなかったので、それは評価したいと思います。いずれにしましても、こういう大変な時期ですので、コロナだけでなくて、いわゆるこの町の今までの積み重ねで、これからの来る時代のことを考えてこの長寿命化もつくられたわけですよね。それを踏まえますと、今の基本的な課長の踏まえ方で私は了解したいと思いますけれども、ただ長期財政計画を見せていただかないことにはなるほどというところにはいけないと私は思っておりますので、ここでとどめてはおきますけれども、臨財債を今回目いっぱい使うのはこれやむを得ないと私も理解しますけれども、では今まで使ってこなかったのは、7割程度で抑えてきたのはどういうことだったのかということも併せて

しっかり認識しておいてもらわないと、臨財債を使いながら基金を積み増していくようなことは、私 は本来の基金の積み方ではないというふうに思っていますので、その点だけご回答をいただいて終わ ります。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 臨財債についてでありますが、委員おっしゃるように、そういった 懸念だとかあるところも十分認識してございます。ただ、ただと申しますのは一応制度としてござい ますので、その制度を十分使っていくというのも、使っていくというか、有効に活用していくという のも我々財政担当の仕事だと思っております。なので、そういった懸念もあります。我々も制度上の 運用もございますので、それを例年チェックしながら適切な活用を図っていくということでご理解い ただきたいと存じます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。 次に、「普通財産管理事業」について、11番、根本謙一委員。
- ○11番(根本謙一君) 続いて、普通財産管理事業について質問いたします。

令和3年度は、公共施設等総合管理計画の見直しをするとしております。どういうことなのか。また、各測量及び分筆、所有権移転登記等も行うというふうな内容になっております。その内容の説明 も求めたいと思います。よろしく。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- 〇総務課長(國分利則君) それではまず、公共施設等総合管理計画の見直しについてでございますが、総務省より個別施設計画等を反映した総合計画の見直しについて要請がございました。これによりまして、町におきましても平成27年度に策定いたしました計画を令和3年度に現在の人口や、さらに財政状況を踏まえて見直しを行うものでございます。

次に、各種測量及び分筆、所有権移転登記等についてでございますが、まず向羽黒山城跡内の財産 交換に係ります町有地におきまして、今年度、令和2年度に実施いたしました境界立会いを踏まえま して、面積測量、地積測量図の作成、分筆登記、所有権移転登記等を予定しているところでございま す。また、売却予定をしております普通財産の土地の分筆登記等も計画しているところでございます。 以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 分かりました。2点目についてはそうだろうなとは思いつつもここに上げてしまっております。この点については、順調にいかなければならないことを踏まえますと、一定程度のご努力も必要なのかなと思いますけれども、そこは推移を見守るしかないところありますけれども、現状のところでのご認識を伺いたい。

前段の見直しの件ですけれども、一般質問の際答弁でもいただいておりますので、一定程度は理解

いたしましたけれども、国から言ってきたこのことは国は何を考えてのことなのか、どういうことな のか、もう少しご説明いただきたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- 〇総務課長(國分利則君) まず、1点でございますが、向羽黒山城跡の件でございますが、現在鋭意事業、業務を進めているところでございますが、3月上旬の状況でございますが、地権者33名に対しまして、現在のところ5名のまだ確認が取れていないという状況でございます。内訳といたしましては、町外の方が4名、町内の方が1名ということで、これにつきましても年度末までに完了するということを目指して業務を進めている状況でございます。

次の公共施設等総合管理計画について、国の要請ということでございましたが、国につきましては総務省からの要請でございますが、まずこの公共施設等総合管理計画は現在全国の公共団体におきましてほぼ100%、99%の策定ということで報告をいただいております。そのうち約八十数%が個別施設計画を策定しているという状況でございます。それを踏まえまして、実はこの基となります公共施設等総合管理計画は、美里町でいうと5年前に策定しております。その後個別計画というのをつくっておりますので、いわゆるこの5年間の中で財政状況、さらには人口等も大きな変動があるということで、実際それを個別計画をつくったときに、今つくっておりますが、それを踏まえてのところも総合管理計画をもう一度見直しなさいという要請でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 分かりました。理解いたしました。確かにそうですよね。このたびの一般質問でもお問いただしをさせてもらっておりますけれども、個別計画になるとなおさらのことやっぱり不具合、不都合が出てきているということもあるのではないかということは言えると思います。先ほど財政のほうでも話できましたけれども、やはりこれをしっかり踏まえようとすると大変厳しいというか、難しいかじ取り、ハンドルさばきが必要になってくるということと思いますので、この見直しはやはりしなければならなかったのかな、ならないのかなというふうに理解いたしました。分かりました。ありがとうございます。
- ○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。 次に、同じく「普通財産管理事業」について、13番、山内須加美委員。
- ○13番(山内須加美君) それでは、普通財産管理事業についてお伺いをいたします。

貸付け及び売却処分の見通しと公共施設総合管理計画の見直し、測量及び分筆、所有権移転登記等 の内容についてお伺いをいたします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それではまず、普通財産の貸付見通しについてでございますが、現在太陽光発電施設に係ります長期の貸付けや普通財産の1年間の短期の貸付け等を引き続き行うこととしております。売却処分につきましては、来年度3件の普通財産売却に向けて取り組んでいく計画でご

ざいます。次の公共施設等総合管理計画の見直しについてでございますが、総務省より計画の見直しが求められておりまして、それを踏まえて今作成しております個別計画を踏まえた計画の見直しという要請がありまして、町におきましても平成27年度策定いたしました計画を令和3年度に人口、さらには財政状況を踏まえて計画の見直しを行おうとするものでございます。

次の各測量及び分筆、所有権移転登記の内容についてでございますが、主なものといたしましては 向羽黒山城跡内の財産交換に係ります町有地におきまして、令和2年度に実施いたしました境界立会 いを踏まえまして、面積測量、地積測量図作成、分筆登記、所有権移転登記等を予定しているところ でございます。また、売却予定しております土地の分筆登記も計画しているというところでございま す。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○13番(山内須加美君) それでは、貸付けのほうからお伺いします。

今説明ありました。貸付け短期ということと、あと処分については3件だけで、3年度は3件なのかもしれませんけれども、全体的に把握している部分があれば教えていただきたい。この件については、何回も言っていますけれども、やっぱりスピードアップしまして、町は貸付業でも何でもないと思います。一部業者のほうに貸してある一等地といいますか、住宅地なんかも賃貸してあるわけです。いろんな関係はあるわけですけれども、住宅だったらば住んでいる人がいるとか、状況は分かりますが、その辺も含めて全体的にやっぱりスピードアップを図って処分をしていくと、処分して収入に上げるというような形でこれは必要かと思います。これが1点です。

あと、土地の交換の分でちょっとお伺いします。もし具体的にですけれども、9月の議会でもありましたけれども、町のほうで101人の方にお渡しする部分での33名かなというふうに理解しておりますが、それはそれとしてなのですが、私その部分としての町のほうとしても頂く部分というか、預かる部分があるわけです。交換の部分の前提となる、町は交換しているわけです。船場の分については今進んでいます。年内一部測量しながら、来年に向けて完成ということの説明は分かりますけれども、これは町が101人の方たちにお渡しする分の町の仕事です。これはこれとしていいのでしょうけれども、前段としては46年度に交換した覚書があるではないですか。覚書の部分。その部分の町が64人、ちょっと正確の数字忘れましたけれども、101人の中で64人はもう既に町のほうに行っていると、あと37人はまだ未登記なのです、町のほうに。この部分もやっぱり触れていかないと、進めていかないとまずいのではないのかなというふうに思いますので、その件。あわせて、今回の2年度分でやっております測量関係立会い、これは町は委託しているので、現場に立ち会うとか、町のほうは、町も一応委託はしているけれども、現地はよく分からないかもしれませんけれども、責任ある立場としては町の職員の方も立ち会っているのかどうか、その辺の確認をちょっとさせてください。

以上です。

○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。

○総務課長(國分利則君) それではまず、普通財産の処分、スピード感ということでございますが、 来年度3件を予定しておりますというご説明を申し上げますが、まず今年の実績でございますが、現 在まで本年度につきましては、面積的には少ないわけでございますが、約366平米、4筆を売却して ございます。売却可能な面積につきましては、筆数でございますが、あくまでもこれは売却が可能で あろうということで今進めている土地は合計で20件ございます。20筆ございます。そのうち今年度4 筆を売却したところでございます。来年度につきましては、この3筆でございますが、主に住宅用地 として販売する予定となっております。先ほどスピード感を持ってやらなければということでござい ます。私もそのように思っております。そのため、来年度そういったことも踏まえまして、今実は売 却をしようとする面積が1か所1,000平米程度、大きい面積でございます。本年度何名かご相談があ りました。ただ、やはり1,000平米までは要らないと、これだけ大きな面積ではなくてもう少し細か くしてくれないか、分割してくれないかという相談がございました。そのため、先ほどちょっと説明 の中でも申し上げましたが、若干それを例えば2つなり3つに分割をして売却をしたいなと考えてお ります。あと、それに売却進めるためにはやはり情報をいかに出すかというのが大事だと思います。 現在はホームページ等で公表しておりますが、さらにそういったホームページでの公表、さらには広 報、さらにはいろんな関係者と連携をいたしまして、売却に向けて進めてまいりたいと考えてござい ます。

あと、2点目の向羽黒山の件でございますが、今進めておりますのは相手側分の測量でございまして、本来町がもらう分の件でございますが、実は担当が教育文化課で担当しております。担当課のほうにおいても鋭意事業を進めていくものと思っておりますので、そこは協力しながら進めてまいりたいと考えてございます。

最後の向羽黒山城跡の町職員の立会いについて、当然必要に応じて町も職員が立ち会って確認等も 行ってございます。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) 山内委員。

○13番(山内須加美君) 細かいことは申しませんけれども、まとめますと売却、処分するほう3件、でも今課長の説明ですと20件、売るほうですので、売却するほうなので、やはりそれこそ同じような話で申し訳ないけれども、やっぱりもう少し、私は民間的発想って失礼ですけれども、どうもその辺は理解できないのです。売れるものから失礼な話、売っていかなくては、やっぱり処分するにはこういうご時世ですので、やはりこれ町の財産ですので、極端に言えばあまりいいことではないかもしれませんが、売れるところから売っていくくらいの形で、本当遅い話です。もうこれは10年、20年前からもうやるべき仕事ですよ、これは。もう何度も言っているように。その辺は、くどいようですけれども、全体的に3件だって言わないで、3件でお客さんが、土地を求める方なんてそんな簡単にスム

ーズにいかないですよ。全体的に広げて町の財産を紹介して、そこからやっぱり進めていくという方 法を取るべきだと私は思います。

あと、後段の部分ですが、教育委員会という、これはやっぱりぜひ頂く部分も、総務課のほうで中心になって、もうちょっと積極的に進めていかないと私は整合性が取れないと思いますので、その件はそれ以上申し上げません。

あと、立会いの件、これは再確認ですけれども、全て申請、立会いの書類、地権者の方にお願い、33名の方にお願いするのも当然町のほうでやっている、そして現地も立ち会った上で残りあと4人か5人、ちょっとまずいのですけれども、それ以外の方については町の職員の方も立ち会ったというふうな形で理解してよろしいのでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- 〇総務課長(國分利則君) まず、1点目の土地の売買につきましては先ほど私20筆と申し上げましたが、確かにその中には面積が例えば100平米未満というちっちゃい面積もございます。そういった場合につきましては、その隣接する土地の方にいかがでしょうかという照会もしております。そのうちの宅地として現在売れそうな3筆について、来年度を積極的に売却を進めたいということでございますが、やはり委員おただしのとおり、こういう土地の売却につきましては早急に取り組んでいきたいと考えてございます。

あと、次の立会いの件でございますが、そのとおり町が職員が立ち会いながらそういった確認をしているというところでございます。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) これで山内須加美委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策名「効率的な行政運営」、「職員研修事業」について、11番、根本謙一委員。

○11番(根本謙一君) 職員研修事業について質問いたします。

令和3年度は、これまでの研修方式のほか、オンライン型の研修を積極的に活用し、より効果的な研修を実施するとしております。人材育成は大変時間がかかることですから、見定めた育成も肝要であり、特に財政部門が大事と私は考えております。所見を伺いたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、職員研修についてでございますが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大のため、可能な限り人と人との接触を減少するための新たな生活様式を踏まえまして、本町におきましても職員研修の計画的な推進と着実な実行に当たりまして、これまでの研修方法のほか、本年度初となりますが、オンライン型の研修を進めているところでございます。なお、次の財政部門の研修につきましては、私もやはりこの財政部門の研修は職員にとって非常に有益な研修の一つ

と考えております。当然健全な財政運営に必要な専門知識の習得と遂行能力の向上をつなげていくためには、財政担当職員を対象とした専門の研修も予定しているところでございます。令和3年度の研修計画につきましては、会津美里町人材育成基本方針に掲げます基本理念を実現するため、必要な研修に加えまして、現在直面している様々な課題等にも対応できる研修についても重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) 根本委員。

○11番(根本謙一君) 基本は、そういうことになろうかと思います。オンライン型の研修、私も先月受けました。やはり対面研修をしてきた者からすると、双方向性がなかなかうまくいかなくて、じくじたる思いをすることもあるのですけれども、時代でこういう形もありなのだなということで、その中でしっかり積み重ねるということもやっていかなければならない。積極的に今までの研修の在り方、やり方、また今年もということではなくて、やっぱりしっかり考えて濃い研修にしていっていただきたいなと。特に財政のこと、やっぱり専門家はそこを言います。国がこういう状態でありますから、地方が頑張れということを必ず言われます。地方自治体が頑張ってしっかり財政運営していってもらわなければならない。そうしますと、いわゆる財政部門だけは勉強していればいい、研修していけばいいという話ではもうない時代に入ってきていると思っております。特にこの潤沢な受容度を備えてる若い人たちに部門を超えて、係を超えて財政の勉強をしていっていただきたいというふうに思います。この共通認識を持っているのと持っていないのでは全く自分の与えられた仕事の向き合い方も違ってくるのではないかなというふうに思われますので、所見を伺いたい。

○委員長(堤 信也君) 総務課長。

○総務課長(國分利則君) それではまず、オンラインの研修ということでございます。本年度初めてオンラインによる研修を行いました。研修を受けた職員のいろいろ意見をお聞きしました。意外とやってみると遜色ないねというような意見が大半でした。ただ、やはり双方向の、こちら側の発言がなかなか取りにくいとか、そういった反省点はございました。もう一点、補正予算で大型の画面のモニターも購入させていただきましたので、そのモニターを活用してオンライン研修ができて非常によかったなと思っております。ただ、来年度に向けてもやはりオンラインの中心となる研修になると想定しておりますので、やはりこれまでやってきた研修の反省も踏まえまして、来年度さらに効果的な研修となるよう努力していきたいと考えてございます。

続きまして財政面の研修でございます。私も同感で、若い職員の研修も必要だと思います。来年度の予算において、実は数年ぶりとなります県の実務研修、県の財政部門のほうに若手の職員を1年間の研修ということで計画をしております。そういった研修もございます。さらに、本年度におきましては管理職においての財政の研修、さらには係長までもご出席いただいて、そこの中での財政の研修も行ってございます。この研修につきましては、やはり引き続き担当課と連携をしながら財政の研修

を続けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 最後に1点だけ確認させてください。

若手の職員さんの研修の話が出ました。これは、複数を派遣というか、充てるということに受け取ってよろしいのですか。1人では効果は半減です。2人、3人で行くことによって、いろんな気づきや刺激し合いが生まれます。ぜひそういうことも踏まえてやっていただきたいなと思いますけれども、最後にその点を伺います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) ただいま私申し上げました県の派遣でございますが、なかなか複数本来 出したいところでございますが、やはり今の現状の仕事もございます。ただ、1年間でございますの で、そういった若手の職員が年次次から次ということでやっていただければ、本来であれば複数とい うことでございますが、県の受入れの状況もございますので、やはりその辺は県と話ししながら進め ていきたいと考えています。当面は、1名程度で続けていければなと考えてございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。 次に、「地域振興事業」について、11番、根本謙一委員。
- ○11番(根本謙一君) 続いて、地域振興事業について質問いたします。

令和3年度は、公共施設の有効活用に向け、未来技術ニーズ調査事業として、多様な生活スタイル に応じた働き方を可能とするテレワークやサテライトオフィス等のニーズを把握するとしておりま す。今時代即応の調査とは思われますが、どこまで求めていく取組なのか伺いたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、在宅等において勤務するテレワークやサテライトオフィスなどの勤務体系が進んでいる中で、地方での生活を求める人々やフリーランスの方々などを取り込むための環境整備が必要と考えております。場所や時間にとらわれない働き方の環境整備においては、まずハード面の調査といたしましてオフィス規模や環境の条件、立地、アクセス、ネットワーク環境など、本町における現状を把握し、課題を整理いたしまして受入れ環境を整備する仕組みについて明らかにしたいと考えてございます。

次に、ソフト面の調査といたしまして、移住希望者が地方生活に求めるものなどの把握や、若者や子育で中の女性など、幅広いニーズを把握したいというふうに考えてございます。これを分析いたしまして、本町が取り組むべき事業を整理いたしまして、昨年の12月8日に閣議決定された地方創生テレワーク交付金というものがございます。この交付金の活用も視野に入れた整備が可能かどうか、そういったことを判断していきたいというふうにも考えているところでございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 分かりました。相当幅広く、これ調査事業ですけれども、幅広く、深くされる、今印象を持ちました。予算書を見ますとたしか40万ぐらいの額でしたけれども、ちょっとびっくりしました。そんなので大丈夫というふうに思ったのですけれども、説明があれば受けたいと思います。

それから、いわゆる一定程度、いわゆる光ファイバー整備されておりますし、あとはハード面含めて、集中的なところを設けて、そこにどうだろうかというプレゼンをしようとしているのか、何かちょっとまだイメージ的にしっかり持てないのです。これから調査した結果、どういう形で町がイメージをつくり、形をつくって絵を描いていくのかというのはこれからなのかもしれませんけれども、今可能な範囲の中で説明いただければというふうに思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) まず、40万の件でございます。一応委託先に想定しておりますのは、 学官連携と申しますか、いわゆる高校や大学等の人的、知的資源の活用ということで想定してござい ます。会津大学さんだとかもいろいろコミュニケーションを取ったりしていろいろやっているところ でございますが、全国の成功事例だとか新しいICT社会による働き方改革などの識見を有した方、 会津大学に限らず、そんなところでちょっといろいろブラッシュアップさせていただいて、お願いで きればなというふうに考えているところでございまして、そんな大々的なお金は要らないと言うと申 し訳ないのですけれども、そういった中で調査していただきたいというふうに考えております。

それから、ハード面も含めてというのはまさしく調査をして、調査をした結果どういうふうにするかというふうに判断をしていくということになろうかと思います。テレワークだとかサテライトオフィスという形で可能性を探っていくわけですが、そのイメージをする、そういった場所がある程度見つかれば、それは箱の改修になりまして、箱の改修については先ほど申し上げた地方創生テレワーク交付金が12月8日閣議決定されたので、国のほうで準備されていますので、それが活用できるのかなと思っておりますが、最終的にはやっぱり人的活用だと思います。場所に集うこと、いろんな人たちが集うことで、そこでいろんな関わりが、ネットワークが広がるのかなというふうに考えてございます。働いている方がいらっしゃったり、先ほど来申し上げています協力隊の者がいたり、地域で事業を起こしたいという者がそこに参画したり、そんな部分でそれが1か所なのか、もしくは分散型なのか、これは町内の施設を見たり、いわゆるニーズを調査していく中で判断をさせていただきたいと思っておりますが、ただそういった者たちが結集してネットワークをつくっていくことが最終的に求めるところなのかなと思っております。それがひいてはインキュベーションにつながっていく、そんなイメージを持っているところでございます。その整備につきましては、これから調査を待って我々判断してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- 〇11番(根本謙一君) 分かりました。大変これからのまちづくりに一つの夢を抱かせる事業なのだなということで踏まえておきたいと思います。お話を伺っていて、四国の上勝町のことが浮かびました。確かにこの会津では、若松がICT活用で相当進んでおります、取組で。大変魅力を今どんどん生み出してきております。ただ、そこに吸収されるようなことではなくて、会津美里町としてこの取組が成就できるようにするにはどうすればいいのかというのは、当然この調査の中でも議論の一つのテーマになってくるかと思います。ただ、幅広い調査で本当に40万の学官連携だけで本当にそこまで調査結果が上がってくるのかな、足りない部分も多分あるのではないかなというふうに私は想像します。そこは、しっかり対応していっていただきたいなと。どうせやるならばというところなので、最後に一言だけ話を伺いたいと思います。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) その事業、今回の調査事業でありますが、どこまで踏み込んでということもございますが、少なくとも今申し上げましたハード的な部分、それからソフト的な部分の調査はやっていただいた上で、いわゆるどこが適しているか、そういったところの議論が逆に重要だと思います。まず、調査をやっていただいて、現地にも足を運んでいただいて、それを我々もしくは関係者集まってどうなのだろうというような議論もできるのかな。それから、具体的な整備なり配置なり、そういったものにつながっていければというふうに考えておりますので、そこは十分生かされるような取組にしていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) これで根本謙一委員の質問は終わりました。 次に、「総合行政システム運用事業」について、6番、石川栄子委員。
- ○6番(石川栄子君) それでは、総合行政システム運用事業について質問いたします。

町民の利便性を向上するため、新たな窓口申請システムの活用を推進するとあります。周辺自治体が導入された頃より、これまで議会では証明書等のコンビニ申請を重ねて進言してまいりました。 住民の期待に沿うべきではと思いますが、計画の見通しについてお伺いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、コンビニ交付につきましては会津美里町行財政改革推進計画、いわゆる集中改革プランの中の検討項目の一つとして検討してまいりました。その導入につきまして、平成28年度より検討してきた結果、慎重に検討を行いまして、会津地域においては既に導入済みの会津若松市、喜多方市以外に導入の計画がないことや、導入した場合のシステム構築費用が約4,000万程度、年間にかかります負担金及び保守料が約470万程度と金額が高額であることなどによりまして、導入する計画につきましては見送ったところでございます。今後におきましては、国や近隣市町村の

動向を見守りながら情報収集するとともに、さらなる窓口の住民サービスの向上を図ってまいりたい と考えてございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) かつてもそういった質問があったときに、こういった金銭的な経費ですとか、そういったものは伺っております。ただ、今政府のほうでも進めておりますデジタル化も含めて、こういった町のほうでもいわゆるDX、次に向けてさらなる改革を目指していく、それがデジタル時代に沿った方法なのかなと思います。それと、コンビニ申請を進めることによって、今常任委員会のほうでは現状16%と伺いましたけれども、マイナカードのさらなる進捗も見込めるわけです。このマイナカードと併せた形でこういったコンビニ申請も進めていただければと、そのようには思います。また、一般の町民の声もそのように聞いております。この金額、経費だけではなくて、さらなるそういった形で進めていただくような可能性というものはいかがでしょうか。
- ○委員長(堤 信也君) 町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) ただいまのご指摘でございますが、先ほど総務課長の答弁にございましたとおり、やはり高額な費用というのが一番ネックになっております。マイナンバーカードの普及率も今約15%弱ですか、最近の数字でいいますと15%弱です。そのマイナンバーカード取得者に限ったコンビニの交付ということになります。ここら辺のところについては、今のマイナンバーカードの普及率から考えても、15%全員がコンビニを使うのかということも考えますと、やはりその高額な費用のため見送らざるを得ないというのが今の考えでございます。

以上です。

○委員長(堤 信也君) これで石川栄子委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策名「町民参加の推進」、「町民参加推進事業」について、6番、石川栄子 委員。

○6番(石川栄子君) では、町民参加推進事業についてお伺いします。

さらなる町民参加を推進するための取組についての検討を行うとありました。この検討の想定案があるかお伺いします。それから、今般の一連の町の混乱を鑑みて、これを契機に住民の自治意識の向上と財政の透明度を確保するため、自治基本条例の策定に取りかかる時期ではないかと提案するものです。いかがでしょうか。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 本年度におきましては、会津大学短期大学部と連携いたしまして、 効果的、効率的な情報発信に向けた協議を行い、町民の方がまちづくりに参加しやすい環境整備とし て広報紙や町ホームページのデザイン等の検討、及び地域の実情に応じた情報発信ツールとしてライ ンのチャットボットの構築等を行っているところであります。今後は、町民参加推進会議においてラ

インチャットボットを活用した情報発信の具体的な運用方法など、さらなる検討を行ってまいりたい というふうに考えてございます。

2点目の自治基本条例でございますが、住民の満足度と地域力を高めるには町民の皆さんが町と協働してまちづくりに積極的に参加していただくことが必要だというふうには考えてございます。また、町民アンケートにおいてまちづくりに対して意見を言う機会があると考える町民の割合は、平成30年度42.3%、令和元年度で42.5%と横ばいであり、伸び悩んでいるような状況にあります。そのため、自治基本条例を策定することを目的とするのではなくて、まずはみんなの声をまちづくりにいかす条例等に基づく町民参加、町民が参加しやすい情報提供を充実させるとともに、地域課題の解決に自主的に取り組む個人や地域、また団体に対する支援を行うことにより、町民の皆さんが本町にふさわしい基本条例を制定するという機運が高まると申しますか、そちらのほうにつながっていければというふうに考えているところでございます。

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) 最初の取組の検討については、内容は分かりました。ありがとうございます。 それから、自治基本条例であります。長期に町政を担うことは多くが弊害を招くということは今回 のうちの町の混乱にも現れております。住民自治の本来あるべき基本理念、基本原則によって町民、執行機関、それから議会が互いに役割と責務を果たすことが理想のまちづくりに導くのではないかと 考えております。先進事例と、それからこの条例の課題がいろいろあるようです。これらを洗い出しながら、町民と共にやはりもう研究の緒に就くべきなのではないかと、それでこの条例の提案をさせていただくものです。おっしゃったように、みんなの声をまちづくりにいかす条例、これにつきましてはあくまでも一方的な内容がほとんどでございます。ほとんどパブリックコメント以下の内容が占められておると思います。実際に意見の相互交換の中での意見のやり取りというのがなかなか大きな課題に限定されておりますので、まちづくりに生かす条例ではやはり町民の声が本当に生かされているのかどうかということも、私もこの条例策定に関わった者としては足りないのではないかなと。その時分からいずれは自治基本条例へと、そういったような意識が多くあったはずです。確かに数値から見ていきますと、数値にはいまいち現れていないかもしれないですけれども、やはり自治基本条例の中には例えば首長の任期ですとか、そういったようなものが含まれるということであれば、やはり研究していく要素はあるのではないかなと思われるのですけれども、再度お伺いします。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) そのとおりと申しますか、自治体で制定されている条例の多くにつきましては、住民自治ないし住民主体のまちづくりの原則を明確にして、住民参加の機会を拡充、保障するということを目的とした住民自治型の条例になっています。ただ、全国的にも今まだいろいろ議論が多分あるかと思います。条例の内容だとか制定する過程において、住民自治の否定や議会や行政の軽視につながるなどの意見もちょっと散見されるところもございます。町民の皆さんが本町にふ

さわしい基本条例を制定するという機運が高まった折には、地方自治の本旨に反することがないよう 進めていく必要があるというふうには考えてございますが、まずはやはり町民参加条例もございます ので、そちらのほうでもう少し住民の方々にいろいろ参画を促していく、我々もそういった啓発、啓 蒙を行っていく。機運が高まったときにその検討が必要なのかなというふうに思っているところでご ざいますので、ご理解いただきたいと存じます。

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) 最後に、1点だけお伺いします。

以前一般質問でも私この質問をさせていただいたときに、やはり住民の機運が高まったときという 回答をいただいております。この住民の機運が高まった時というのは、先ほどのアンケートの調査の 結果ですとか、あとはそのほかにどういったもので感じ取れるものなのでしょうか。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 今の指標を申し上げました、そのKPIがもう少し高くなってくるべきかなというふうにまず思っております。いろいろお話をしていく中で、町民の人たちがそれに乗ってくると申しますか、ちょっと難しいのでその議題には触れたくないなんていう人もいらっしゃるかもしれません。コロナ禍でいろいろ話もできなかった部分があって、そういったニーズを収集することができなかったところでありますが、やっぱりそういう参加率をもう少し高めていく必要があるのかなと、それは何%という話になるのかどうかでありますが、あとは議会の皆さん、それから我々も含めまして、町民の皆さん含めまして、やっぱりそういった機運になっていかないとなかなかこれはできないのかなというふうに考えたところでございます。思っているところでございます。
- ○委員長(堤 信也君) これで石川栄子委員の質問は終わりました。 以上で政策名「町民に信頼される行政の推進」に関する質問は終了いたしました。 質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) 以上で「町民に信頼される行政の推進」に関する質問は終了します。 以上で通告された質問は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて延会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長(堤 信也君) 異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

延 会 (午後 2時02分)

# 予算特別委員会

(第 4 日)

# 令和3年会津美里町議会(予算特別委員会)

第4日

令和3年3	月 1	7 H	(7k)	午前1	0 時 0	0 分盟議
11 711 0 44 0	<i>,</i> , , ,	4 1 1	(/(\	1 HII 1	()     ()	() // /// ///

委	員長	堤		信	也	君		副委員長	村	松		尚	君
○出席委員(14名)													
1	番	野	中	寿	勝	君		9番	横	山	義	博	君
2	番	村	松		尚	君		10番	佐	治	長	_	君
3	番	小	島	裕	子	君		11番	根	本	謙	_	君
4	番	渋	井	清	隆	君		12番	根	本		剛	君
5	番	堤		信	也	君		13番	山	内	須力	卩美	君
6	番	石	Щ	栄	子	君		14番	横	山	知世	せ志	君
7	番	鈴	木	繁	明	君		15番	山	内		長	君

## ○欠席委員(なし)

### ○説明のため出席した者

副	町	長	鈴	木	直	人	君
総	務課	長	或	分	利	則	君
総和	<b>务課課長</b> 複	補佐	渡	部	朋	宏	君
総系	<b>务課課長</b> 補	補佐	児	島	隆	昌	君
総防	務 災情報係	課系長	旅	藤		優	君
政分	策財政談	果長	鈴	木	或	人	君
政課	策 財 政 長 補	課佐	並	山	正	孝	君
政課	策 財 政 長 補	課佐	猪	俣	利	幸	君
町」	民税 務調	果長	横	山		優	君
町課	民 税 務 長 補	課佐	後	藤		淳	君

町 民 税 務 課 生活環境係長	栗	城	嘉	則	] 君
健康ふくし課長	原		克	彦	君
健康ふくし課課 長補佐	安	部	賢	辰	君
健康ふくし課課 長補佐	<u>[]</u>	部	満	枝	君
健康ふくし課 介護保険係長	谷	澤	貞	倫	i 君
健康ふくし課 健康増進係長	大	堀	貴	子	君
健康ふくし課 社会福祉係長	遠	藤		香	君
会計管理者	舩	木	宗	徳	君
産業振興課長	金	子	吉	弘	君
産業振興課 課長補佐	荒	Щ	佳		君
産業振興課課 長補佐	小	林	隆	浩	i 君
産業振興課農 政係長	佐	藤	健	太郎	君
産業振興課 農林土木係長	佐	藤	文	彦	君
産業振興課 商工観光係長	小	林	正	裕	君
建設水道課長	鈴	木	明	利	君
建設水道課課長補佐	加	藤	定	行	君
建 設 水 道 課 課 長 補 佐	酒	井	新		君
建設水道課管理係長	鈴	木	英	哉	君
建 設 水 道 課 建 設 係 長	松	本	健		君
教 育 長	新	田	銀		· 君
教育文化課長	松	本	由	佳 里	君
教育文化課課 長補佐	鵜	JII		晃	君
教育文化課会津 美里町公民館長 兼 図 書 館 長	福	田	富	美代	<b>注</b> 君

教育文化課 学校給食 センター所長 長 峯 啓 之 君 教育文化課総務係長 佐 藤 勝 利 君 教育文化課 こども教育係長 鈴 聖 祟 君 木 農業委員会事務局次長 昇 <u>\( \frac{1}{2} \) \( \frac{1}{2} \)</u> Ш 君 代表監査委員 鈴 昭 木 英 君 ○事務局職員出席者 事 務 局 長 木 朋 子 君 髙 総務係長 歌 仁  $\Pi$ 和 君

○委員長(堤 信也君) これから本日の会議を開きます。

予算特別委員会4日目の質疑を行います。

予算書による質疑は、歳入については一括して質疑をし、歳出については議会費と総務費、次に民生費と衛生費、次に農林水産業費、商工費及び土木費、次に消防費と教育費、最後に災害復旧費、公債費、諸支出金及び予備費の5回に分けて質疑をし、その都度休憩を取り、説明員の入替えをいたします。最後に、歳入歳出全般に関し総括質疑を行います。その質疑が終了後、討論、採決を行います。

なお、本特別委員会はまずページ数と質問事項を全て通告し、その後質問ごとに一問一答方式で行います。質疑時間の制限はいたしません。質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願いいたします。

これより歳入を一括して質疑を受けたいと思います。質疑者は、挙手にてお願いいたします。 石川委員。

○6番(石川栄子君) それでは、質問いたします。

14ページになります。県補助金のところです。4の農林水産業費県補助金で、1の農業費補助金で各項目が載っかっております。この中の中ほどになりますが、農業次世代人材投資事業補助金1,200万、それからそこの4つ下、機構集積協力金、これが500万、この3月の補正でこの事業についてはかなりの金額で落とされております。大体今年度と同じ金額が載っております。補助金、これは活用するのが本当に有効なのかなとは思われるのですが、この3月に大分落とされております。特に機構集積協力金に関しましては450万ですので、もうほとんど使われていないのかなと、そのように見られるのですが、今年度どのような計画で、また実際に所管の指導、それも大変大事かと思われます。その件についてお伺いします。

- ○委員長(堤 信也君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) それでは、ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。 まず、農業次世代人材投資事業補助金でございますが、これにつきましては国の補助金でございま して、新規就農者確保対策のために計上させていただいておるものでございます。年間150万を1人 当たり見込んでおりまして、合計8名の新規就農者を見込んで予算計上させていただいているところ でございます。

2点目の機構集積協力金でございますが、これにつきましては……

〔「一問一答」と言う人あり〕

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) 機構集積の協力金に関しては……

[何事か言う人あり]

○委員長(堤 信也君) 休憩いたします。

休憩 (午前10時06分)

#### 再 開 (午前10時06分)

- ○委員長(堤 信也君) 再開します。石川委員。
- ○6番(石川栄子君) 150万掛ける8名ということでしたけれども、今年度は実績があったという ことで、この1,200万に対して300万ほど落とされておりますけれども、来年度の見通しなどは今のと ころある程度申込みですか、ついている情報はございますか。
- ○委員長(堤 信也君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 再度のおただしでございますが、まず人数につきましては8名中、継続者が7名になります。新たな新規就農者として1名を今のところ見込んでおるところでございます。今のところは相談程度はございますが、はっきりしてこれをお使いいただくということには今のところはなってございません。
- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) 分かりました。

では、次の機構集積協力金ですけれども、この集積に関してはやはり今広がりつつある耕作放棄地、こういったものの解消にもつながっていくのかなと思われますけれども、今年度ほとんど使われていないということで、来年度進めていきたいという、そういったような何か計画、企画がありましたらお伺いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 機構集積協力金につきましては、いわゆる農業をおやめになられる方等が中間管理機構といいまして、農業振興公社のほうになるわけでございますが、こちらのほうを通じまして10年以上担い手の方へ貸し付けた場合に支払われるものになってございます。昔でいう離農給付金的な意味合いのものになってございます。これにつきましては、上限額が1反当たり1万5,000円というふうになります。それで上限額が50万までというふうになってございまして、その上限額掛ける10名の方を見込んで予算計上させていただいております。これは昨年度も同じでございまして、ただ離農される方に関しましてはなかなか私どものほうでその見込みといいますか、そういうのをつかむのが非常に難しくございます。そのために一応限度額いっぱい取らさせていただいて、さらに10名の対象者を見込んでいるというふうなことで500万円計上させていただいておりますが、なかなか実際のところ、ここまでのご利用をされる方は実際いないのかなというふうに思っておりますが、ただ実際出る場合もございますので、目いっぱいの限度額いっぱいをちょっと見込まさせていただいているというふうなことでございます。
- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) これから、今もそうですけれども、空き家関係もどんどん進んでおります。

その空き家に附属した農地がかなりあるということで、空き家に入られる方はよく情報的にはその農地は要らないとそういったような話も聞いております。こういったところにもぜひ広げていただけたらなと、戦略的にはその辺りも含めていただけたらと思うのですけれども、再度お願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 石川委員、今のは空き家についての質問になってしまっていますよね。取り消していいですね。
- ○6番(石川栄子君) もし答弁いただけないのだったらいいです。
- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- 〇11番(根本謙一君) 10ページの衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫 負担金についてですけれども、9,224万1,000円、歳入の説明から大分日にちがたっておりますので、 ちょっと中身を教えてください。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 申し訳ございません。ちょっと聞き取れなかったものですから、 もう一度お願いできたらありがたいのですが。
- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 10ページの衛生費国庫負担金の9,224万1,000円のこと、負担金、このことでちょっと詳しく説明をお願いしたいということです。歳入の説明から大分日にちがたっておりますので、ちょっと忘れた感がありますので、教えてください。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) この国庫負担金の内訳でございますけれども、新型コロナウイルスのワクチン接種委託料ということでございまして、単価掛ける町民の方の人数ということ、あるいはもう一つ、町外で接種される方がいることも想定できますので、その分も含めた負担金ということで計上させていただいております。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 町民の方々ということですけれども、当然これ16歳以上でしたっけ、ワクチン接種可能な年齢。16歳以上から高齢者の方、全町民ということで理解してよろしいのですか。
- ○委員長(堤 信也君) 健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 今後いろいろ国のほうの方針等も変わっておりますので、住民の 方の人口ということで計上させていただいておるところでございます。

〔何事か言う人あり〕

○健康ふくし課長(原 克彦君) 今のところ流動的でございますので、全住民ということで計上させていただいております。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 接種可能な年齢というのは16歳以上ではなかったですか。それを含めての全町民だと思うのですけれども。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 申し訳ございません。休憩をお願いしてよろしいでしょうか。す みません。
- ○委員長(堤 信也君) 休憩します。

休 憩 (午前10時14分)

再 開 (午前10時15分)

- ○委員長(堤 信也君) 再開します。 健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 先ほど申し上げましたとおり、全住民ということで、まだ国のほうの方針等流動的でございますので、全住民で計上させていただいております。

以上であります。

- ○委員長(堤 信也君) 佐治委員。
- ○10番(佐治長一君) 22ページの町債の目5番、土木債で、節が2番、過疎対策事業債、説明で橋 梁長寿命化事業債ということで380万で、もう一回内容の説明をお願いしたいと思っているのですが。
- ○委員長(堤 信也君) 橋梁長寿命化事業費の380万についての内容ということですか。
- ○10番(佐治長一君) そうです。
- ○委員長(堤 信也君) 政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 建設水道課の事業でございまして、過疎対策事業債を起こす予定でございます。橋梁補修の設計委託でありまして、予定している事業については1,000万、特財が616万ほどつきまして、起債として380万を起こす予定でございます。一応公的資金を借りるということで想定してございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) この事業の中身ということでございますけれども、歳出のほうでございます……
- ○委員長(堤 信也君) いいですね、歳出のほうでまたそのときは。 ほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) これをもって歳入の質疑を終了いたします。

休憩 (午前10時17分)

再 開 (午前10時20分)

○委員長(堤 信也君) 再開いたします。

まず、質疑の方法ですけれども、先ほども申し上げましたようにページ数と質問事項を全て通告し、 その後質問ごとに一問一答式でいきますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

歳出の質疑を行います。

1 款議会費、2 款総務費の質疑を行います。質疑者は挙手にてお願いいたします。 根本委員。

- ○11番(根本謙一君) これからしたい質問の中身ですけれども、実は窓口の接遇問題絡むのです。 そうしますと、この予算の項目別に分けるというのはちょっと難しいなと。窓口の委託料ありますけれども、そこだけではなくて接遇ですので、特に支所です。支所の中での接遇の在り方で、町民のある方からちょっと苦情をいただいておりまして、解決はしているのですけれども、その部分で問いただしをしたいのですけれども、これはちょっと難しいですか。総括ともちょっと違うような気がするので、まず委員長の采配で結構です。
- ○委員長(堤 信也君) これは予算書についてですので、予算書に合った質疑でお願いしたいと思います。
- ○11番(根本謙一君) では、なじまないですね。
- ○委員長(堤 信也君) あくまでも予算書に対しての質疑応答でお願いしたいと思います。
- ○11番(根本謙一君) 分かりました。では、取り下げます。
- ○委員長(堤 信也君) 横山委員。
- ○9番(横山義博君) 1つだけお願いします。25ページ、総務費、一般管理費の会計年度任用職員報酬ですけれども、年数的に何か2年になると伸びるとかなんとかという話、うわさだけで聞いているので、任用制度が変わるのか、あるいはどういうふうに町では職員採用の中で持っていくのか、それをお聞かせください。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、会計年度任用職員でございますが、あくまでも会計年度任用職員につきましては最長1年間の雇用契約ということになります。ただいま3年と、多分今ご質問の中であったと思いますが、3年程度は公募をしなくても継続的に雇用できますよというのが3年程度で考えております。ただし、当然人事評価をした上でそういった雇用、採用なりはしていくというものでございます。制度的には、来年度から特に変わった部分はございませんが、さきに時間外勤務手当につきましてはこの議会でご提案させていただいた。一部はそういった内容で変更になる場合、超

過勤務については変更になるというものでございます。

- ○委員長(堤 信也君) 横山委員。
- ○9番(横山義博君) 大体分かりました。再任用ですから、雇う側がどういうポジションに行って もらうかというのが、例えば本人の希望とか何かというのはある程度勘案してやっているのですか、 それともフリーにランダムに人を配置するのか、その辺だけ、再度、すみません、お願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 休憩します。

休 憩 (午前10時24分)

再 開 (午前10時24分)

- ○委員長(堤 信也君) 再開します。鈴木委員。
- ○7番(鈴木繁明君) 41ページの2目の賦課徴収費でございますが、これ前年度対比915万増となっておりますけれども、これについてお伺いいたします。その理由。
- ○委員長(堤 信也君) 町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) ただいまの質問でございますが、事務事業を統合したために予算規模が大きくなっております。昨年度までは、税務の収納部門、それから賦課部門、全部事務事業が分かれていたのですが、今年は全部1本にして賦課徴収事務ということになったので、この予算規模が相当増えています。ただ、中身は去年の事務事業それぞれを合体した形なので、合計が増えているということではないと思います。町県民税賦課、それから固定資産税賦課、それから収納……失礼しました。環付加算金のことでよろしいですか。
- ○委員長(堤 信也君) 休憩します。

休憩 (午前10時26分)

再 開 (午前10時26分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

町民税務課長。

○町民税務課長(横山 優君) 3つの事務事業を合体したために増えたものと、それから特殊要因として還付加算金が相当増えています。これは、ある法人が東京に所有する固定資産を売却したために突発的に確定税額が上がってしまって、その予定納税分が去年納まっています。そうしますと、今年確定で恐らくその予定税額は還付をしなくてはならなくなると、そういった予算もございまして増えているということになります。

以上です。

○委員長(堤 信也君) 鈴木委員。

- ○7番(鈴木繁明君) 内容がちょっと東京とどこか遠いところにあるからというような意味合いな のか、徴収費を上げているという、これに対しての費用対効果というのですか、そういう部分はどう なっているのですか。
- ○委員長(堤 信也君) 町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 今の環付加算金の件だと思うのですけれども、確定税額で納まった 税金の2分の1を予定納税として納めることになります。これは、税法上そうなっております。その 予定納税については、固定資産の売却分に対してかかった税金ですので、収益、業績によってかかっ たものではないのです。今回売却はしていないので、今年の確定申告で恐らく相当低い確定額になっ て出てくると思います。なので、その差額で1,000万ほど返す予定になっているということでござい ます。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○12番(根本 剛君) ページ数は46ページ、目の3、会津美里町長及び美里町議会議員一般選挙の ことが載っておりますが、今回の一連の不祥事で来ているわけですけれども、町長選挙は4月25日投 票ということで動いていて、その予算に関係するのはこの目の3に載っている町長選挙費用を充てる ことができるわけですが、しかし同時にちょっとここでは載っていないのですけれども、町の議会の 議員補欠選挙も同時に実施されるわけですけれども、その辺の予算的な措置の今後の、これ本予算通 ってからの流れだと思うのですけれども、予備費から補欠選挙の費用を充ててくるのか、その辺をち ょっとお聞きしたいのと、1点目は、2点目は同じく県議補選が行われます。同時に通常ですと県議 補選の投票日関係、いろいろには県からの補助金が来ると思うのですけれども、県の補助金は今後の いつ頃、選挙前に、執行目前には入ると思うのですけれども、その辺ちょっと教えていただけますか。 以上、2点です。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) ちょっと休憩をお願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 休憩いたします。

休 憩 (午前10時30分)

再開 (午前10時31分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

根本委員、県のだけでよろしいですね。

では、答弁、総務課長。

○総務課長(國分利則君) 県会議員の選挙についてでございますが、マスコミ等ではいろいろ情報 が流れているというのは承知しております。ただ、やはり正式には県の選管から町に対して通知が来 た後予算化を考えたいと考えております。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○12番(根本 剛君) 時期的なものはちょっと分かりませんか。想定できませんか。
- ○委員長(堤 信也君) 総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 時期的なものでございますが、確かに先ほど答弁したように、やはり県の選挙管理委員会の来たタイミングで町としても予算化に向けた動きということでございますので、 今いつという時期についてはこの場ではちょっとお答えできないと思っています。ご理解願います。
- ○委員長(堤 信也君) 渋井委員。
- ○4番(渋井清隆君) 1問だけお願いいたします。27ページ、款2総務費、項1総務管理費の節12委託料、弁護士委託料、例年どおり計上されております。その弁護士委託料の委託している先が毎年同じ人だと思うのですが、福島の人ということで以前に聞いたことがあります。なぜ福島の人がいいのだということを聞いたことに、行政に詳しいということでございますが、果たしてこの人が毎年行政に詳しいからといって福島まで行かなくても若松市の弁護士はいるのです。なぜここにこだわっているのか、まずお聞きしたい。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) ただいまのご質問でございますが、弁護士委託料、現在福島の事務所を構えております弁護士の事務所のほうと契約してございます。なぜかということでございますが、やはり弁護士の委託を始めたきっかけで、県なりにも照会させていただきまして、そういった行政に詳しい弁護士はいないだろうかということで相談した中で一法人として今お願いをしている弁護士事務所があったということでお願いしているというような状況でございます。数年たちますが、やはりそういった行政に詳しい内容ということでございますので、特に今変更するというような考えはございません。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 渋井委員。
- ○4番(渋井清隆君) 私、弁護士委託料上げて悪いとは言っていないのです。要は毎年こう上がっているものですから、ここに委託料となると当初からもう契約というような形になります。私はなったときでいいのではないかと。ましてや何も福島ばかり弁護士がいるわけでないのですから、若松市の弁護士だって立派な弁護士さんがいます。あえて福島まで行ってやっているよりも、若松辺りの人のほうが近くてよろしいのではないかと、また替えるのも一つの方法だと思います。いかがでしょうか、そこら辺。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、お答えしたいと思います。

まず、この弁護士の委託料の中身について若干ご説明させていただきたいと思います。この委託料の中身でございますが、通常我々が業務を行う中でいろいろ法律的な相談は随時行っているところでございます。あともう一つ、町民の、年数回でございますが、法律相談も定期的に行ってございます。あともう一点、公益通報制度というのがございますので、その担当の弁護士もなってございますので、町としましては通年で委託をしたいということでございます。

次の若松の弁護士についてはどうかというおただしでございますが、確かに若松のほうが距離的に は近いものと思っておりますが、来年度の委託でございますので、その辺も含めて弁護士の委託を中 身をちょっと検討したいなと思ってございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 渋井委員。
- ○4番(渋井清隆君) その弁護士が精通しているというのは、何をもって、その根拠は何ですか。 尺度は何をもってはかっているのでしょうか。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 尺度は何かということでございますが、冒頭説明いたしましたが、やはり県等にも相談させていただいて紹介いただいたというのも一つございます。これまで何年かやってございますので、そこの中で町も随時弁護士のほうにいろいろ相談をし、業務を行ってまいりました。そこの中でほぼスムーズにいっているのかなと思っておりますので、行政には精通しているものと認識しております。
- ○委員長(堤 信也君) ほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

〇委員長(堤 信也君) ないようですので、これをもって 1 款議会費、 2 款総務費の質疑を終了いたします。

説明員入替えのため、10時55分まで休憩いたします。

休 憩 (午前10時41分)

再 開 (午前10時55分)

○委員長(堤 信也君) 再開いたします。

次に、3款民生費、4款衛生費の質疑を行います。質疑者は挙手にてお願いします。

14番、横山委員。

- ○14番(横山知世志君) その前に確認したいのですが、保護司会のことをお聞きしたいのですが、 保護司会の内部の運営については町としては関与しているのか、していないか、そこを確認してから 質問したいと思ったのですが。
- ○委員長(堤 信也君) 何ページですか。

- ○14番(横山知世志君) 50ページの18節。
- ○委員長(堤 信也君) 会津美里地区保護司会負担金ということですね。
- ○14番(横山知世志君) はい。保護司会の運営というか、活動に関して町としては関与する部分が 余地があるのかどうかをまず確認してから。

[何事か言う人あり]

- ○委員長(堤 信也君) ないそうです。
- ○14番(横山知世志君) 分かりました。では、結構です。
- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○13番(山内須加美君) それでは、66ページの塵芥処理費の中の廃棄物収集運搬委託料に入るのか と思いますが、ちょっと確認なのですが、犬猫等の死体の処理の部分についての質問なのですが、よ ろしゅうございますか。ここに該当するのかどうか。委託料の中に。

〔何事か言う人あり〕

- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○13番(山内須加美君) ありがとうございます。それでは、質問させてもらいます。

ページ数が63ページの衛生費の中での予防費、そして項目としては節、役務費の中の72万6,000円の手数料の件なのですが、これは犬猫の死体の処理ということになっておりますが、まずこれは来年度見込み数が上がってきていると思います。その確認と、この処理の町民の方、道路、公道、町の道路の部分と市有地というのですか、宅地の部分の中での猫が亡くなったという場合の処理の仕方、これ町民の方もちょっと困っていますのですが、この辺の明確に、別に道路のほうでなければ町でやらない、宅地のほうは私有地で亡くなっていれば個人でやらなくてはならないというふうな、町民の方はそのような形で確認されているのですが、これはどこに条例として、条例を調べた、10条にはそこはちょっと該当しないような気がするのです。ですから、そこの確認をちょっとお願いしたいと思います。1点です。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) ちょっと休憩をお願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 休憩します。

休 憩 (午前10時57分)

再 開 (午前10時58分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

答弁、町民税務課長。

○町民税務課長(横山 優君) ただいまの質問でございますが、まず予算については1体の処理の費用が8,000円で72匹分を予算化しております。ですから、72万6,000円のうち町民税務課で管轄する

のは57万6,000円分ということになります。

それから、死体については廃棄物の扱いになりますので、私有地においては持ち主の方に処分をしてもらう、道路については慈愛苑という処分する業者があるのですが、そこに委託をするということになります。特別条例で決まっているわけではなくて、あくまでも私有地についてはその持ち主の方、それから道路についてはこちらのほうで処分業者のほうに委託するということで取り扱っています。以上です。

○委員長(堤 信也君) 山内委員。

○13番(山内須加美君) それは、明確に町民の方々に周知されているのかどうか。先ほど言いまし たけれども、条例の10条を見ていただければ、ちょっと言うと、「その土地または建物内の犬猫等の 死体を自ら処理することが困難なときは町長にその処理を申し出ることができる」というふうな形で 書いてありますね。今の課長の話の中では、ちょっといまいち、そこまで私有地と公道の部分という ことはちょっと理解しにくいのではないのかなと思います。今回町民の方が、猫を飼っている方なの ですが、野良猫だったので、かわいそうだということで町のほうに申出をしたと。担当課が来られて、 道路ではないから、結局自分のほうで対応してくださいというような話をされたと。どうしようもな いので、ではどうすればいいのですかと言ったら、多分会社の名前が出ましたけれども、多分そこを 紹介されたのだと思います。そこにお願いして終わりました。でも、結果的に請求が2万円か2万 2,000円来られて、そういう状況なのです。町民の方非常にがっかりというか、何でという、この時 期に、この時期というか、いろいろ今混乱している中であまりという話の中でちょっと一歩下がって お金は払いましたけれどもということで私電話受けたものですから、それってお金は多少かかるにし ても、何をするにしても8.000円ですよね、普通に頼めば。それを業者が入って何か町とのやり取り もしていたという話もしておりますけれども、いずれにしてもその辺の対応というのはしっかりして やらないと、ますますやっぱり町民の方が不満というか、不信感を持つような感じになると思います ので、その辺もそういう事案があったかどうかと、今の話について今後やはりそれは改善する必要が あると思います、周知の方法ですとか。この条例から見ると、私は私有地でなぜ個人がやらなくては ならないのかというのもちょっと私は明確に分からない部分がありましたので、ちょっとお聞きした のですが、それはちょっとはっきりなぜ個人の中でなければ自分で処理してくださいと、その理由だ け、どこに該当するのか。それをちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) すみません。ちょっと休憩をお願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 休憩します。

休憩 (午前11時00分)

#### 再 開 (午前11時01分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

答弁、町民税務課長。

○町民税務課長(横山 優君) 大変失礼しました。まず、費用2万2,000円に関しましてはこちらのほうでも正直承知しておりませんでしたので、今後ちょっと調査をして検討していきたいというふうに思っています。

それから、この予算72万6,000円のうち、私のほうで管轄するのは57万6,000円分だけです。なので、 それ以外はちょっと私のほうでは知り得ないものでございます。

それから、敷地内の処分について町に申し出ることができるというような条文がございました。これについては、今運用しておりませんので、今後どのようにするかということを含めて検討していきたいと思っています。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○13番(山内須加美君) 今課長の話あったように検証して、これは合ったような形で町民の方が納得するような形で、理不尽ですよ、本当に、どんな理由だからといって。それ以上の何か町の理由があるのかということで、ちょっと私はそれを聞きたかったわけなのですが、これ以上結構でございますが、ぜひひとつ対応していただきたいと、改善していただきたいと思います。

終わります。

○委員長(堤 信也君) 答弁はよろしいですか。今後の意気込みとかそこまでは。答弁いただきますね。これについて今後のやり方は、町民税務課長のほうから。

〔何事か言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) 要らないと言っていないのですよね。 休憩します。

休 憩 (午前11時05分)

再 開 (午前11時09分)

- ○委員長(堤 信也君) 再開します。 渋井委員。
- 〇4番(渋井清隆君) 塵芥処理費の委託料ですが、一番下です。廃棄物収集運搬委託料、8,685万円計上されております。まず初めに、これはどこの業者に委託しているのか教えていただきたい。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 町の協業組合でございます。
- ○委員長(堤 信也君) 渋井委員。

- ○4番(渋井清隆君) 町の協業組合、協同組合。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 会津美里町一般廃棄物協業組合でございます。
- ○委員長(堤 信也君) 渋井委員。
- ○4番(渋井清隆君) 協業組合ということですから、構成員がいると思うのです。協業ですから。 これは、1社だけの協業組合のほうに委託させているのですか。構成員、いわゆる一般廃棄物、廃掃 法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、これには町の許可を得た者が集まって、集まってといっても 許可を得なければできないですよね。そこにその人たちが集まって初めて、2名以上とか何かでもっ てつくるのが協業だと思う。協同ではないと思います。したがって、構成員は何名いるのでしょうか。 お願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) この件については、担当係長のほうから答弁をさせたいと思います。 よろしくお願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、栗城係長。
- ○町民税務課生活環境係長(栗城嘉則君) 今ほどの会津美里町一般廃棄物協業組合、これに関しては中小企業団体の組織に関する法律第5条の15に基づき、4人以上の者が発起人となって設立しておりますので、現在4名ということと……全部で5名ですか。5名になっているところです。以上です。
- ○委員長(堤 信也君) 渋井委員。
- ○4番(渋井清隆君) 4名以上、それは中小企業法の法律になっていますよね。そうしますと、組合構成員は町の許可、要するに廃掃法に基づく町の許可を取っておるということで理解してよろしいのか。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、町民税務課長。
- ○町民税務課長(横山 優君) 引き続き、係長のほうから説明させたいと思います。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、栗城係長。
- ○町民税務課生活環境係長(栗城嘉則君) 今ほどのご質問でございますが、会津美里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条に基づきまして、会津美里町一般廃棄物協業組合に対して許可を交付しているということでございますので、構成員5名に対してそれぞれ許可を交付しているわけではございません。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○12番(根本 剛君) ページ数は60ページの節、工事請負費、園舎改築工事並びにその上の維持改修工事について詳しく教えてください。認定こども園。

- ○委員長(堤 信也君) 教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまの60ページ、工事請負費についてでございますが、園舎 改築工事につきましては新鶴こども園の園舎改築工事の分でございます。維持改修工事につきまして は、本郷こども園の幼児トイレの改修及び本郷こども園の門扉の改修工事でございます。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 3番、小島委員。
- ○3番(小島裕子君) 52ページの配食サービス事業委託と、あとは……
- ○委員長(堤 信也君) 52ページの。
- ○3番(小島裕子君) 配食サービスの委託……

〔「款項目を」と言う人あり〕

- ○3番(小島裕子君) 民生費の社会福祉費です。12番の委託料の一番下の配食サービス、あともう 一つが54ページ、民生費、社会福祉費のところですが、13節のAEDについて、使用料及びというと ころのAEDについて。2つ。
- ○委員長(堤 信也君) では、1点目の配食サービス。
- ○3番(小島裕子君) 配食サービスのことについてですけれども、件数と、あと配食しているお弁 当だと思うのですけれども、食材というか、調理の方法については一律のものなのかどうかちょっと お伺いします。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 申し訳ございません。休憩お願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 休憩いたします。

休憩 (午前11時18分)

再 開 (午前11時20分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長(原 克彦君) 件数でございますけれども、8,100食分で計上させていただいております。食材につきましては、こちらは社会福祉協議会のほうの委託事業でございます。さらに、3つの業者ということで、食材、調理法等はそれぞれ違ってございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 小島委員。
- ○3番(小島裕子君) 8,100食というとかなりの数になると思うのですけれども、大体対象者は高齢者が主だというふうには思うのですが、高齢者となるとほとんど健康だというふうに思われる方でも血糖値がかなり高いとか、血圧が高いとか、いろいろそういった健康上の問題を抱えている方がや

っぱり主ではないかなと思うのです。その方に対して、いろいろ調理なりの指導を医療機関から受けてる方もおられるのではないかなというふうに、推測ですけれども考えたときに、そのところに関しては……それに対しての健康面から配慮した食事というものを提供されているのかどうか、ちょっと気になったのでお伺いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 在宅の独居老人を対象にしてございますので、特に高血圧ですと か血糖値といったようなことには現在配慮していないところでございます。なお、安否確認等も配慮 しております。

#### 〔何事か言う人あり〕

- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 大変失礼しました。食材等に配慮してございます。あわせて、安 否確認を目的としておりますので、その辺ご理解いただきたいと存じます。
- ○委員長(堤 信也君) 小島委員。
- ○3番(小島裕子君) 今配慮していると今おっしゃったのですね。ありがとうございます。安心しました。

あと、もう一問ですけれども、AEDのことについて、ここだけでなくAEDってかなりあちこちに設置をされてはいるのですけれども、1台当たりの設置費用というのは幾らくらいになるのか、ちょっと教えてください。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) こちらはリースでございまして、設置する場所は本郷デイサービスセンターと新鶴デイサービスセンターの2か所となっております。

### 「何事か言う人あり」

- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 大変失礼しました。9万円となっております、リース費用のほうは。9万円でございます。
- ○委員長(堤 信也君) 小島委員。
- ○3番(小島裕子君) それで、AEDも機能を使いやすくするという面で、結構短期間のうちに更新されるというか、新しい機種に入れ替わるというふうになっていると思うのですけれども、それに対しての更新期間とか、そういったものは設けているのですか。その辺お伺いします。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 先ほどお答えしましたようにリースでございますので、当然AE Dには使用期限ございますので、その都度リースを更新した際には新しい機種になるということでご ざいます。

以上であります。

○委員長(堤 信也君) 小島委員。

- ○3番(小島裕子君) 新しくなった場合の、施設ですので使用の仕方とかというような研修、職員の方は受けていらっしゃるとは思うのですけれども、あとそれに対して施設以外の方は利用できる状況にあるのでしょうか。緊急のときに、災害のときにそれを借り出して使用できるとか、そういったことなのですけれども。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) もちろん施設の職員の方は、操作方法を講習会等で熟知しております。町でもそういった講習会をしておりますし、今のAED大変使いやすくなっておりまして、開くとどういったふうに使ったらいいかというのも教えるような形になっております。

以上でございます。

#### 〔何事か言う人あり〕

- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 申し訳ございません。誰でもお使いいただけるということでございます。
- ○委員長(堤 信也君) ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) これをもって3款民生費、4款衛生費の質疑を終了いたします。 説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時25分)

再 開 (午前11時29分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

次に、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費の質疑を行います。質疑者は、挙手にてお願いいたします。

14番、横山委員。

○14番(横山知世志君) 70ページ、3目の7節。イノシシ捕獲の報償費でお伺いします。

今年度の狩猟期間は終わってしまったと思うのですが、町内にわなの資格を取られた方が結構たくさんおられると思うのですが、農家の方なのです、自衛策としてわなの免許を取ったということなのですが、町の猟友会の講習を受けないと作業ができないという縛りがあったそうで、今年度コロナ禍の中で講習会が開かれていなくて、どうしようもないのだというふうな苦情が何件か私のほうに参っておりましたので、そういった現状なりをまずお聞かせ願いたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 次年度の予算。
- ○14番(横山知世志君) 3年度予算に絡んでいくのだけれども、そういう現状があったのかどうか、 まず。では、質問変えますか。では、質問変えます。
- ○委員長(堤 信也君) そこにプラスしていただければ。

- ○14番(横山知世志君) 今年度78万の報償費が計上されておりますが、要は令和2年度にそういう 事態で、3年度もまだコロナが収まっていない中で、果たしてまた同じようなことを繰り返すのかど うか、町としてそういった便宜を図る方法も必要なのではないかと思いますので、伺います。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのイノシシ捕獲に関しますわなの資格の際の講習会の開催につきましては、今年度確かにコロナ禍におきまして開催が遅れましたが、先日講習会を開催したというふうに聞き及んでございます。さらに、この報償費につきましてはかなり今最近イノシシの発生状況というのがすごく増大してございます。どうしてもやはり被害を減らすには、その個体数を調整させていただく必要があるというふうなことでございまして、これにつきましては次年度、すみません、次年度の分でございますので、令和3年11月15日から令和4年度の3月15日までの狩猟期間中にイノシシを捕獲しまして適切に処分した方に対しまして、1頭当たり1万3,000円を交付させていただくものでございまして、対象の頭数は60頭を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 横山委員。
- ○14番(横山知世志君) 今ほど3年度の狩猟期間の話が出ましたが、夏場やっぱり相当被害が出て くると思うのです。それを対策していかないと、農家としては11月では収穫もほとんど終わりですか ら、夏場の対策についてお聞きします。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 夏場のイノシシ対策についてでございますが、これにつきましては各地域から被害の報告がありましたら通常の実施隊を使いまして、通常の捕獲作業というのは来年度につきましても継続して行っていきたいというふうに思ってございます。さらには、県のほうから指定管理業務として、これは一年中でございますが、猟友会のほうでそこに登録した狩猟者につきましては1年間継続してその捕獲作業ができるというふうになってございますので、そういったことも併せまして個体数の減少に努力してまいりたいというふうに考えてございます。
- ○委員長(堤 信也君) 1番、野中委員。
- ○1番(野中寿勝君) 74ページ、農林水産業費、農業費、国土調査費の12節委託料の図面修正委託料、これが1点。それから、89ページ、土木費、道路橋梁費、道路新設改良費の目内で質問したいと思います。

初めに、74ページの国土調査費の図面修正委託料、国土調査事業で令和3年度363万9,000円でどの 辺まで、どの地域というのですか、どの程度まで進捗を見込んでいるのかお伺いしたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) ただいまのご質問でございますが、74ページの委託料についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、内訳を申し上げますと、国道調査の成果修正測量業務については39万6,000円、その他のそれ以外の予算につきましては町営住宅に係ります普通財産とするために測量を実施いたします。そのために、国調の成果に基づきまして境界を復元するという業務が出てきます。その場合の測量調査業務ということでございまして、国土調査に直接かかってきます予算は39万6,000円ということでございます。内容につきましては、主に福永第1、福永第2、あとは蕎麦ノ目の分もあります。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 野中委員。
- ○1番(野中寿勝君) 福永第1、第2と何かもう一か所言ったような気がした……

〔「蕎麦ノ目」と言う人あり〕

○1番(野中寿勝君) すみません。それで、これで福永地区については完了ということで、令和3年度にもう完了するということで、蕎麦ノ目についても完了というふうに理解していいのかというところをお答えいただきたいと思います。

それから、図面修正で町営住宅の普通財産の指定区分の国調による起点というのですか、区画を再度きちっとやるということについては理解しましたが、町営住宅で図面の作業をするところどこなのか教えていただきたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) まず、1点目でございます。国土調査、福永第1、第2についてでございますけれども、令和3年度中の認証請求に向け努力してまいりたいというふうに思ってはおりますが、今年度において調査をしましたところ、本閲覧がまだ未実施ということでありまして、なかなかちょっと面倒なところもございますので、来年度中の認証請求は目指してはおりますが、翌年度にずれ込む可能性もあるということでご理解していただきたいと思います。

あと、先ほどの町営住宅でございますが、新町団地と外川原団地を予定しております。

〔何事か言う人あり〕

- ○委員長(堤 信也君) 建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) 蕎麦ノ目については、今年度に完了するということであります。 以上でございます。
- ○委員長(堤 信也君) 野中委員。
- ○1番(野中寿勝君) 蕎麦ノ目については令和3年度に完了する予定、かなり見込んでいると、福 永についてはまだ難しい部分があるので目指すということですが、ぜひ完了に向けてやっていただき たいと思います。それこそ相当年数も、それは10年近く経過しておりますので、進めてください。

あと、町営住宅のほうは2か所分かりました。あと、普通財産になればその後の分はまだ別な所管になると思いますので、この質問は了解しました。

2問目の89ページの道路改良費のほうを質問いたします。昨年、一昨年までは本郷地域の川原町地

区の排水路整備事業ということで調査委託費が上がってきたわけなのですけれども、令和2年度も予算計上なかった。令和3年度も予算計上ないということで、川原町地区の排水の事業というのは取り組んでいるのかどうか予算上見えないということで、令和2年度においても地区の説明会1回、区長さん、役員の方に説明会が1回あっただけなので、令和3年度においてどういうふうに進めていくのか、その後今後きちっとどういう形でこの事業を進めていくのかお知らせいただきたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) 川原町のことについてですが、説明させていただきます。

川原町につきましては、大雨の際に水害ということでありまして、水はけが大変悪いという地区でございます。それにおきまして、平成30年に排水路の状況を調査しました。それで、令和元年度におきましては排水方式の検討を行ったというところでございます。それで、令和2年度には地区の代表の方に説明会ということで、1回きりでしたが、説明会を行ったところでございますが、令和3年度において予算化されていないというところでございますが、今後においては国土強靱化のほうの補助ということで、我々もそちらのほうで認めていただきたく、今後補助申請をしてまいるというところでございますが、令和3年度には早い時期に、4月から5月の間には住民の地区の方の説明会を開催しまして、その後国に対しましてこの事業の概算要望ということで要望してまいりたいというふうに思っております。それで、今年度中においていろいろ国のほうに要望と、あとは排水方式についての決定等を行うというところでございますが、その間災害は待ってくれませんので、それに対しまして、建設水道課としましては大水の際には職員によりまして緊急時には土のうを設置するなど対応して、万全を期してまいりたいというふうに思っております。

- ○委員長(堤 信也君) 野中委員。
- ○1番(野中寿勝君) 令和3年度の目標は分かりました。ぜひ説明会も早めに開催して、住民の方に安心していただけるような手だてをお願いしたいと思います。それ以降の町として考えているスケジュールというのがあれば、お聞かせいただきたいと思います。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) 令和3年度については、ただいま申し上げましたとおりでございますが、令和4年度につきましては事業として採択されればですが、委託設計のほうを実施しまして、 令和5年度において今度は工事というふうな流れで考えております。
- ○委員長(堤 信也君) 渋井委員。
- ○4番(渋井清隆君) 70ページの目3農業振興費、節7の報償費の先ほど同僚委員も言ましたイノシシ捕獲の関係ですが、課長さんの答弁では適正な処分とおっしゃいましたけれども、適正な処分とはどのような処分をするのかお聞かせ願いたい。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 処分の方法についてでございますが、今のところ私どものほうで考

えてるものといたしましては埋設処理をした方でございまして、さらにいわゆる県の指定管理の部分と町単独事業の部分としっかり分ける必要がございますので、個体の尻尾の現物をお見せいただくような、そういう事業内容にして確認をしようというふうにしておるところでございます。

- ○委員長(堤 信也君) 渋井委員。
- ○4番(渋井清隆君) 処分の方法を聞いているのです。尻尾確認でないのです。
- ○委員長(堤 信也君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 埋設でございます。
- ○委員長(堤 信也君) 渋井委員。
- 〇4番(渋井清隆君) 私がそこを聞きたかったのは、埋設というと自分の屋敷とか、そういうところにやるわけですよね。そうでなければ、廃掃法に基づく不法投棄になりますよね。そこら辺で、取ったはいいけれども、殺処分ですよね、今聞いてみると。食用でなく。当然食用にするというのが今の基準値、原発の基準値を超えれば、そこを1回1回測らなくてはならぬから、手っ取り早いのは埋設だと。やるところの場所がなかったらば、町のほうではどこかあっせんとか、どこか特定な場所を見つけてそこに埋設ということになるのでしょうか。それとも、また先ほど犬猫も出ましたが、そちらのほうに、慈愛苑とかそちらにあればまた金がかかる。そうすると、報償費1万3,000円では当然足りなくなる。猫でさえ8,000円ですから、大型のものなら相当しますよ。そこら辺の整合性は考えたことがあるのでしょうか。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのおただしでございますが、確かにその鳥獣の死骸を自分の屋敷なり、またそれ以外の山林ですとか自分の所有地に埋めたとしてもやはり適正な処分ではないというふうには思ってございます。ただ、この部分に関しましては県のほうにも私どものほうから申し上げている部分でもあるのですが、適切に処理をするにはどのように、こういうふうにしてほしいというふうなところでいろいろ申し上げております。それは、1つとしましては適正に処分するには、そういう慈愛苑、処分業者様ですとか、そういったところにやっぱり申し込む必要がある。これは間違いないところでございまして、ただそういった今のところ事業者もないというふうに聞き及んでおりますので、今このちょっと下に鳥獣の処理業務委託料というのも載せさせていただいておりますが、今会津管内におきましてそういった問題を一括して解消したいということで、民間の業者様ではございますが、そういった処分の施設を造って、建設をして、処分、死骸の受入れをしてもいいというふうなところで今動いている事業所さんもいらっしゃるものですから、最終的にはそういったところと契約をさせていただいて、そちらのほうに搬入できるような仕組みをつくっていきたいというふうに考えているところでございます。
- ○委員長(堤 信也君) 渋井委員。
- ○4番(渋井清隆君) 今の話だと逆行するのです。まず、準備行為のほうを先に受入れやっておか

ないと、処分するわけですから、だから受入れ態勢をちゃんとつくっておいてからこの委託料とか、 そういうのは計上するというのが常識論だと思うのですが、最後に伺います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 確かに委員おっしゃるとおり、受入れ施設を確保してこういった予算を計上すべきであろうというふうなところはそのとおりかなというふうに思っております。ただし、個体数の増加に伴いまして県といたしましても基本的にはしてはいけない、法律に違反はするのかもしれないのですが、かなりグレーな部分になってございまして、その辺で非常に申し上げづらい部分はあるのですが、確かに施設の確保とそういった処分方法の部分に関しましては広域的にやっぱり話し合い、県も交えて広域的に話合いしていかなくてはいけないというふうに思っておりますので、機会を捉まえましてなるべく早期にそういった広域での提案をしてまいりたいというふうに考えてございます。
- ○委員長(堤 信也君) 根本謙一委員。
- ○11番(根本謙一君) 3点お願いしたいと思います。

82ページの観光費、12節委託料、ホームページの更新について。それから、ページが83、18節の補助金、観光対策事業補助金3,670万。それから、3点目がページ89、土木費で先ほど同僚委員から質問出ました川原町の水路改修の件で確認の件で質問させてください。

まず、1点目ですけれども、82ページのホームページ更新委託料15万4,000円となっております。ホームページもちょこちょこ見ることありますけれども、更新委託料って更新は職員でできないほど技術を持っていないとできないものなのでしょうか。15万4,000円、大きい額と思いませんけれども、更新ぐらいは職員で対応できるのではないかなというふうに思うところでございます。まず、その点お伺いしたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまのホームページ更新委託料でございますが、これにつきましては町ホームページの中に美の旅ガイドというふうなページがございます。この中で、今日本語表記だけになっておるわけでございますが、これに外国語ページを追加させていただくというふうな更新内容になってございますので、これにつきましては専門家充てなければできないために外注のほうをさせていただきたいというふうなことで計上させていただいているものでございます。
- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 分かりました。ということは、日々というか、日常的な更新は職員がタイム リーに取り組んでいるという理解でよろしいですか。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 通常のホームページの更新につきましては、かなり中がちょっと複雑になっておりまして、ちょっと職員のほうでは通常更新がなかなかできづらいというふうな部分が

ございまして、これについても……その更新につきましても委託のほうで対応させていただいている ところでございます。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) その委託もこの委託料15万4,000円に入っているということなのか。それから、大変難しいからやっぱり委託せざるを得ないという、それ当たり前のことだとは私は思えないのです。そう言いつつ、タイムリーに情報発信という眼目ございますよね。思うに本当にタイムリーな情報発信が肝ですよね。それから、のぞきますと終わった情報がいつまで残っているのです。これどういうことなの。確かに一つの情報としては、去年こんなことやった、あんなことやった、確認もできるかもしれませんけれども、問題は新しい情報をどんどん出していくということだと思うのです。終わったことよりも。そのタイムリーなことに職員が対応できないというのは、私は少し課題になっているのではないかなと思いますけれども、その辺の対応を含めてどのようなご認識ですか。私は、ちょっとまずいのではないかなと思います。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 再度のおただしでございます。先ほど私の説明、すみません、言葉 足らずで申し訳ございませんでしたが、業者に委託している部分に関しましてはページのレイアウト ですとか、そういった根本的なものを変えるというふうなところは職員でできませんので、それはお 任せしているというふうなことでございまして、簡易な情報の更新というのは職員のほうで行ってお りましたので、大変申し訳ございませんでした。そのようなことで対応をさせていただいておるとこ ろでございます。
- ○委員長(堤 信也君) ここで根本謙一委員の質問が終わるまで延刻したいと思いますが、ご異議 ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- ○委員長(堤 信也君) ありがとうございます。
  - では、83ページのほうですね。2問目。
- ○11番(根本謙一君) 83ページですけれども、ここの中にミサトノのホームページ改修費用が入っている。100万というふうな説明、私のメモ書きにありまして、100万というふうになっていました。これも簡単にタイムリーに対処してできるように改修してくのだということで、当然皆さんはこういうホームページであってほしいというのは踏まえた上で委託されると思うのです。全てお任せではないのですねということを確認させてください。やっぱり自分たちで理想を持っていないで、業者委託丸投げでは絶対駄目ですよ。特色が出ませんから。そこを確認させてください。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) お答えさせていただきます。

今のおただしの点でございますが、今の100万円とおっしゃられましたのは観光対策事業補助金、

これは観光協会のほうに補助金として支出する予定のものでございますが、その中の一部としてホームページの更新業務としまして100万円をここに計上させて、中に計上させていただいてるものでございまして、当然これにつきましては町のほうといたしましても、私どものほうでも先進的な観光協会のホームページというのを見てございます。ある程度当然理想を持った形のホームページにするには、こういった形でなければならないというふうなところも持っておりますので、そこら辺につきましてはしっかりと観光協会のほうと打合せをさせていただきまして、観光協会の思う理想の部分と私どもの理想の部分と乖離がないような形で理想のホームページを目指してつくり上げたいというふうに考えてございます。

○委員長(堤 信也君) 根本委員。

〇11番(根本謙一君) そこをしっかり踏まえてやっていただきたい。私も逐一見ていきますので、 頑張っていただきたいと思います。

3点目へ行きます。89ページの土木費の中で川原町水路改修の件で同僚委員から質問出ました。私は大変気になっていることでして、先ほどの課長の説明ですと今年度地区に市がなるべく早く説明に入るということで、どこまで説明できるかということでちょっと不安な受け止め方を私はしました。といいますのは、国の強靭化の補助金で財源を充てたいというふうに考えているようですけれども、これ採択されたら令和4年に設計委託したい、5年度に工事という、これそんなにいきなり要請してすぐ採択されるようなご認識でいるのかな。そんなに簡単な要請では、どうなのだというのが不安です。ですから、令和4年と令和5年にこうこうというところまで、あたかももうできるようなニュアンスでしゃべってしまっていいのかなというのはちょっと心配です。そこをよろしく再答弁お願いします。

○委員長(堤 信也君) 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長(鈴木明利君) ただいまのご質問ですけれども、来年度について早い時期に説明会というところで、4月、5月に早い時期で説明会をしたいということで先ほどお話ししました。内容については今までの繰り返しということになりますが、実際測量をしまして、現況はこのようになっておりますと、今後の処理方法、排水方法についてこちらのほうから提案をさせていただくと。あとは、今後の町としての進め方というところの説明になろうかと思います。それで、一応先ほども言いましたが、国の国土強靭化事業のほうに要望しまして、そのメニューの中で補助をもらいながら、いただきながら実施していきたいというところで思っております。それで、実際に事業採択になるかどうかというところで確かに不安でございますが、強く今後要望してまいりまして、事業採択になるように要望してまいりたいというふうに思っております。それで、先ほどちょっと採択になりましたら、令和4年度に委託設計、令和5年度に工事というような話も説明もしました。その中で、令和5年度にというところで、令和5年度に完成してしまうというようなちょっとニュアンスで取られてしまったかなというふうに今反省しておりますが、実際この工事金額について相当な額が予想されておりま

す。そうしますと、単年度において全て完了できるというところは我々もちょっと思っておりませんで、補助事業を使ってもなかなか難しいのではないかなというふうに思っておりますので、一番順調な、スムーズな流れとしまして令和4年度に委託、実施設計、設計をしまして、令和5年度から工事に着手していきたいというところで、こちらのほうで強く町として事業要望してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) もう一点、確認ですけれども、当然相当な額になる予想をしているということですから、満額採択ということはちょっと考えにくいと私は思ったのです。そのときに、当然優先順位等々あるでしょうけれども、何年ぐらいで完了したいということまで説明できるのか、できないのか、その点だけ最後に確認させてください。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、建設水道課長。
- ○建設水道課長(鈴木明利君) 事業費についてですが、概算で今申し上げることはできませんが、本当に相当額、億以上の事業費がかかるということで予想されております。それで、満額補助というところで地区全体が補助に合致するかというところも今後補助を要望しまして、それで採択になるかどうかというところでございますので、そこの満額についてもちょっとお答えすることができないと思いますが、工事箇所の優先箇所につきましては上流のほうからということでございますので、実際改修をする場合、浸水被害が多い地域とか、そういうところを優先させまして検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解していただきたいと思います。
- ○委員長(堤 信也君) ここで13時10分まで休憩いたします。

休憩 (午後 零時05分)

再 開 (午後 1時07分)

○委員長(堤 信也君) 再開いたします。

12番、根本委員。

- ○12番(根本 剛君) 1点ですけれども、ページは68ページなのですけれども、報償費48万円の中の耕作放棄地調査謝礼なのですけれども、これは何か施策表でもありましたけれども、ドローンを駆使して耕作放棄地の内容を調査することの謝礼なのでしょうか。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) ただいまの耕作放棄地調査に係ります謝礼の件でございますが、これにつきましては農業委員並びに農地利用最適化推進委員が行います農地パトロールに要する費用をここで計上させていただいているものでございます。ドローン等は使用せずに、ご自分の足で調べていただくための費用として計上させていただいているものでございます。
- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。

- ○12番(根本 剛君) 令和3年度より3年間で耕作放棄地地内の対策事業として、基礎となる利用 状況調査に情報通信機器を導入して事務の効率化を図るということで、この中の情報通信機器という のはドローンではないのですか。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 再度おただしでございますが、それにつきましてはドローン等では ございません。
- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○12番(根本 剛君) 令和3年度の農業費でドローンを使った施策はやらないということで理解してよろしいのですか。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 再度のおただしでございますが、令和3年度の耕作放棄地調査につきましてはドローン等のICT機器は使いませんで、農業委員と最適化推進委員が自分で歩いていただいてお調べいただく従来のスタイルで実施してまいりたいというふうに考えてございます。
- ○委員長(堤 信也君) 6番、石川委員。
- ○6番(石川栄子君) それでは、70ページの農業費、農業振興費の12の委託料、こちらのほうで、通告質問のほうでもちょっと触りましたけれども、六次化商品等販売拡大業務委託料、これが330万になっております。たしか今年度200万地域商社にあてがわれたものかなと思われるのですけれども、それが130万円今回増になっております。六次化ときにもちょっと質問させていただきましたけれども、その回答の中で個人の生産者、こういったような方も中の販路拡大のほうには含まれておりますけれども、この辺りの予算の計上の内訳を教えていただきたいと思います。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

六次化商品等販路拡大業務委託料の内訳、内容でございますが、まず1点目といたしましてはオンライン等の販売の強化をしてまいりたいというふうに考えてございます。2点目につきましては、農作物等の販路拡大、PRキャラバンの継続実施を考えてございます。3点目といたしましては、首都圏の販促活動でございますが、これはアンテナショップ等を開設させていただきまして、そこで本町農産物加工品等のPR販売を行いたいというふうに考えてございます。さらには、本町の農作物のよさを町内の人にも知っていただくというような取組で、軽トラ市の定期的な開催なんかも予定してございます。さらには、農家向けの販路拡大の研修なども予定してございまして、これによりまして求められるようなものづくりですとか、品質管理ですとか、そういったものの研修をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) 石川委員。

- ○6番(石川栄子君) 内容ありがとうございます。オンラインですとかインバウンド、そちらのほうの支援ということで重点プロジェクトにも当て込めていらっしゃいますけれども、昨年は地域商社ということで指定されておりましたけれども、ここにどのような関わりで個人の生産者がかかってくるのか、その辺りの方策を教えてください。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 再度のおただしでございますが、これにつきましては今年度も予定といたしましては地域商社のほうを予定してございまして、実際の農家さんとの関わりにつきましては、やはり販路拡大するに当たってはある程度の物量の確保というものが必要でございます。これは、従来どおり農家さんのほうに一応お声かけをさせていただいて、求められるようなものを準備して販促活動を行っていくというふうなところで考えておりまして、いわゆる法人さん、あとは個人農家さん問わず、今まで商社のほうで培ったそういう人脈を生かして、町内のいわゆる農作物ですとか、加工品ですとか、町の誇れるものをどんどん、どんどん売ってまいりたいというふうなことで考えてございます。
- ○委員長(堤 信也君) 石川委員。
- ○6番(石川栄子君) 先般陳情等で上がりましたけれども、女性団体の方たち頑張っておられます。 やはり販路拡大、販路のルートというのに大変困っていらっしゃるということで、こういった地域商 社さんのルートですとか、そういったところに何とかオンラインを通して乗せていただければと思い ますけれども、そういったところで年度末報告があるということですけれども、そのときに何らかの 結果、報告がいただけたらいいなと思いますけれども、最後にそういった個人さんの取扱いについて、 応援の仕方ですか、を伺います。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、産業振興課長。
- ○産業振興課長(金子吉弘君) 再度のおただしでございますが、確かに町内には元気な農家さんがいっぱいいらっしゃいますが、なかなかいわゆる販売する場所がないですとか、そういったお声はいろいろ聞いてございますので、一つの方法といたしましてこのような地域商社を活用した、いわゆる物を売る場所をぜひ町としても提供してまいりたいというふうに考えてございます。
- ○委員長(堤 信也君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(堤 信也君) これをもって5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費の質疑を終了いたします。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1時16分)

再 開 (午後 1時19分)

○委員長(堤 信也君) 再開いたします。

次に、8款消防費、9款教育費の質疑を行います。質疑者は挙手にてお願いします。

14番、横山委員。

○14番(横山知世志君) 3点お伺いします。

95ページ、13節の防災アプリ、それから18節の一番最後、次のページになりますが、優良消防団受賞記念の事業補助金、最後に118ページ、教育費、2目の10節、光熱水費及び修繕料について伺いたいと思います。

まず、防災アプリについてでありますが、おとといですか、施策のほうでいろいろ質疑をされておられましたが、もう少しお聞きしたいなと思います。おおむねイメージはできておるのですが、この88万の予算の積算根拠、町民の家は含まれていないのか、消防団員のみが登録される制度なのか、その辺を確認していきたいのと、その画面というのですか、恐らく広域消防本部の通信指令室から配信されると思うのですが、あそこは喜多方広域、若松広域、それぞれ共有というのですか、やっておりまして、いろんな市町村が反映していますよね。その中で会津美里町枠を設けて、美里町民だけ配信されるのか。その辺ともう一点は、火災のみの配信なのか、その辺まず伺っておきたいと思います。

○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。

○総務課長(國分利則君) それでは、ただいまのご質問でございますが、まず地域防災アプリでございます。この積算と申しますか、88万を計上させていただいているところでございます。この中身でございますが、このアプリの仕様に関しましては何人までで幾らという体系になってございます。今般計上いたしましたのは、約800名までの枠の予算で88万ということで、800人までの登録ができるという内容でございます。

続きまして、広域化の情報でございますが、それは全域かどうかという話でございましたが、これ につきましては管内全域に……

#### 〔「管内というのは町内」と言う人あり〕

○総務課長(國分利則君) 町内も含めてです。広域管内での情報ということになりますが、これは一つの組合、広域市町村の加入をしております……大変失礼いたしました。会津美里のみの情報となります。申し訳ございませんでした。

あと、3点目の今回の火災だけのものなのかということで、今現状考えておりますのはまずはこういった火災の情報について使用したいということでは考えてございます。今後につきましては、水害等も含めた災害に対応したいとは考えておりますが、現在想定いたしましているのは火災をメインに考えてございます。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 横山委員。
- ○14番(横山知世志君) 一般町民はどうなのだということで抜けていましたね。

- ○委員長(堤 信也君) 総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 失礼しました。800名までということで、対象としましては消防団員の みということで考えてございます。
- ○委員長(堤 信也君) 横山委員。
- 〇14番(横山知世志君) 一般質問でも通告しておいたのですが、 $no \cdot pa!$ メールの配信も一般の方々には何ら情報手段になっていないような気がするのです。私は、やっぱりもう少し一般の町民の方々にいろんな情報を知らせるべきだろうと思うので、その辺は改善をお願いしたいと思うのですが、要は火災だけがクローズアップされていますが、私は火災よりも自然災害のほうが被害が大きく広大になるものだというふうに思っているのです。したがって、 $no \cdot pa!$ メールにしても、このアプリにしても自然災害をいち早く情報伝達できるかという部分にかかっているのだと思います。要は会津といっても広いわけですから、大型台風が接近していると、ところが喜多方のほうなんかはそれほどではないと、こっちのほうは台風が接近しているとか、あるいは大雨で洪水が発生しそうだといった部分をいち早く知らせるためにはどうしたらいいかということを考えてほしいのですが、このアプリ、町独自の情報、広域本部からの情報ではなくて、町が情報発信するような、こちらから問いかける部分はできるのかどうか教えてください。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- 〇総務課長(國分利則君) まず、 $no\cdot pa!$ メールでございますが、情報を町民の方にいち早く正確に知らせるということにつきましては大変私もそのように考えてございます。ただ、やはり $no\cdot pa!$ メールにつきましては文字による情報でございますので、現在登録されている方のみの情報ということになってございますので、やはり $no\cdot pa!$ メールの登録件数を増やすことがまず一つの課題かなと思ってございます。

あと、自然災害にももう少し対応してはどうかということでございますが、確かに火災だけではございません。水害、昨年もございましたが、水害等も発生する場合も当然ございますので、その際の情報の際にもこのアプリをぜひ使っていければなと思っております。なお、この辺につきましては、まだ開発されて間もないシステムでございますので、よりこちらからもバージョンアップといいますか、より改良をしていただくように要望してまいりたいと考えてございます。

あと、すみません、もう一つでございますが、情報をこちら側からこのアプリで発信できるのかということでございますが、確かに一部できることがございます。発信できます。

- ○委員長(堤 信也君) 横山委員。
- ○14番(横山知世志君) 今ほどの答弁でおおむね了解するしかないのですが、火災よりも自然災害のほうが重大ですから、そこはしっかりと当局もわきまえて今後も対応していただきたいなというふうに思います。

それでは、次の分に参りますが、優良消防団受賞記念、見慣れない予算だったものですから、ちょ

- っと背景をお願いしたいと思ったのですが。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、優良消防団の受賞記念事業補助金の件でございますが、実は本年度民友旗の受賞の内示がございまして、それに係る事業の補助金ということで200万ほど計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 横山委員。
- ○14番(横山知世志君) 内示いただいたということで大変それはよろしいと思うのですが、多分 5 月の消防大会か何かで表彰されるのだろうと思うのですが、今からこれ公表しておいてよかったのか どうか、その辺ちょっと心配になったもんでお聞きしたいと思ったのですが。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 正式な決定についてはこれからでございますが、今内示の形でいただいておりますので、予算計上させていただいたということでございます。
- ○委員長(堤 信也君) 横山委員。
- ○14番(横山知世志君) 3つ目の質疑に移ります。まず、118ページ、2目10節光熱水費、修繕料、 これは体育施設関係の水道料かなと思うのですが、ちょっと中身を教えてください。
- ○委員長(堤 信也君) 教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまの保健体育費、保健体育施設費、需用費の光熱水費448万4,000円でございますが、この光熱水費につきましては二本柳運動場の駐車場の電気代8万4,000円と、あと本郷体育館、本郷第二体育館、あと本郷運動場、本郷テニスコートの電気代、水道代、あとガス代等が入って、本郷のほうで全部で440万ということになってございます。合わせて448万4,000円でございます。

修繕料につきましては、478万8,000円の内訳ですが、高田体育館の屋根修繕110万円、高田体育館のキュービクル改修321万8,000円、あと本郷運動場の夜間照明11万、本郷の先ほど申しました直営の体育施設いろいろありますので、そこでの修繕ということで18万円、あと新鶴のほうで18万円ということの内訳でございます。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 横山委員。
- ○14番(横山知世志君) ありがとうございました。私この質問をした裏には、要は今各施設で使っている水銀灯、もう水銀灯製造していませんよね。LEDに切り替えが求められているというところで、町内、いわゆる公共施設関係には相当な数の水銀灯があるのだろうと思います。ナイター照明あるいは体育館とか。それらをその都度、その都度修繕今現在しているのだろうと思うのですが、特に体育館の天井の高いところ、当然足場を組んだりということで、1個交換するに相当な金額がかかる

のだろうと思うのです。私は、これ体育施設関係のLED交換を年次的に計画していく必要があるのではないのかなというふうに思うのですが、その考えをお願いしたいと思うのです。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまの水銀灯の件でございますが、こちらのほうでも業者さん等からいろいろお話は伺っておりますので、計画的に進めてまいりたいと考えております。
- ○委員長(堤 信也君) 横山委員。
- ○14番(横山知世志君) 体育館の水銀灯1個を取り替えるのに足場代だけで四、五十万かかるはずですよね。そのたび、そのたびプラス、プラスでいくわけですから、これは無駄な経費だというふうに思っていますので、ぜひ早めの交換なりを計画していただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いしたい。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 今ほどのお話、大変よくこちらのほうでも理解しておりますので、 計画的に施設ごとにまとめて修繕工事ができるように計画してまいりたいと思っております。 以上です。
- ○委員長(堤 信也君) 7番、鈴木委員。
- ○7番(鈴木繁明君) それでは、119ページの4目でありますが、学校給食費、前年度は予算ゼロということで、本年度は上がっておりますけれども、この辺の説明をお願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) すみません。ちょっと聞き取れなかったものですから、給食費の何の件だったでしょうか。
- ○委員長(堤 信也君) 鈴木委員、もう一度お願いします。
- ○7番(鈴木繁明君) 119ページの4目の学校給食費、前年度の予算はゼロですけれども、本年度は10億何がし上がっているみたいですが、その説明をお願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 今回事業統合をいろいろしまして、そのためにこの学校給食費の 前年度分がゼロという表記になってしまっているものでございます。

〔「もう一度」と言う人あり〕

- ○教育文化課長(松本由佳里君) すみません。休憩をお願いします。
- ○委員長(堤 信也君) 休憩します。

休 憩 (午後 1時35分)

再 開 (午後 1時35分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) 大変失礼いたしました。申し訳ありません。学校給食センター費に……昨年度は学校給食センター費だけでございましたが、款項目の目を学校給食センター費と学校給食費の2つに分けたために学校給食費のほうがゼロに記載されております。統合ではなくて、目を分けたためでございます。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 鈴木委員。
- ○7番(鈴木繁明君) 本年度は、センターと給食費を併せたということになるのですか。
- ○委員長(堤 信也君) 教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 今年度、令和2年度につきましては給食センター費だけでございましたが、その部分を給食センター費と学校給食費の2つに分けたものでございます。
- ○委員長(堤 信也君) 鈴木委員。
- ○7番(鈴木繁明君) 給食費というのは残っているわけだと思うのだけれども。ゼロになってよろしいのですか。そういう区分でよろしいの。ゼロというのは。
- ○委員長(堤 信也君) 教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) 3目の給食センター費の前年度2億6,611万2,000円が、これが令和2年度の予算でございます。これを令和3年度は、3目の給食センター費で4,089万円、そして4目の学校給食費で10億6,982万9,000円というふうに分けたものでございます。
- ○委員長(堤 信也君) 13番、山内委員。
- ○13番(山内須加美君) 1点お願いします。

ページ数は100ページです。委託料のスクールバス運行業務委託料についてお伺いをいたします。 来年度8,447万7,000円計上されております。これ令和2年度から3年度に向けて、まず1つ見直しが あったのかどうか、現状のままで進めたのか。さらには各学校からの要望等というのは、年々なり時 々ございますが、その辺を含めまして3年度に向けて計上されているのか、お願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。
- ○教育文化課長(松本由佳里君) これにつきましては、令和3年度については特にコース等の見直しはしておりません。債務負担行為で、12月にお認めいただいた、毎年何コースかずつ債務負担行為で契約している部分でございます。学校からの要望ですとか、その年その年で生徒が1人になってしまう地区ですとかいろいろとございますので、それについては十分対応できるような予算を組んでございます。

以上です。

- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○13番(山内須加美君) 予算的には問題ないということですけれども、個々に対応しているといい

ながらも、やはりまだまだ、今回またPTAのほうから、連合から、新鶴中学校なんかはスクールバスの見直しをしてほしいという距離の問題、要するに1.8キロから2キロないしの中での一つのルール、基準ありますけれども、これ何年も前からそうですけれども、かたくなにその数字を守るのか、臨機応変に対応する場合もあるのでしょうけれども、私言いたいのはこの際ですから1.8とか2キロというものを撤廃して、保護者なり学校関係でスクールバスを利用したい、空いているというのが前提ですけれども、その辺は臨機応変に対応してあげるという方法をこれからは取るべきでないのかなと思いますので、その点についてお伺いします。

○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) スクールバスの基準については、今のところおおむね2キロを基準としておりますが、それにつきましても先日の答弁でもお答えしましたとおり、今後地区によってその年の児童生徒数が変わりましたり、いろいろと問題が出てくる場合もございます。連檐地区であったり、地区がまとまっている地区だったり、ばらばらなぽつんぽつんとある地区であったりとか、いろいろな条件が異なりますので、そういったことを十分に検討しながら今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長(堤 信也君) 山内委員。

○13番(山内須加美君) そういう課題があれば対応できるというふうに理解したいと思います。当然ここ何年か熊の問題ですとか、夏場になると冬期間の問題とかあるわけですから、ぜひひとつ、その辺は今課長がお話ししたようなことを学校の対応を、十分に対応してもらえるかと思いますので、ぜひひとつその件についてもう一度お願いいたします。

○委員長(堤 信也君) 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) 今ほど申し上げましたとおり、いろいろな地区の条件ですとかそれぞれ異なりますので、そういったことを踏まえながら、ただ先ほど一言申し忘れましたが、ある程度やはり平等性も保ちながら、地区の状況を踏まえて、あと子供たちのその年だけでなく、その後のことも、何年か先ということもあると思いますので、そういったことも踏まえながら検討してまいりたいと思います。

○委員長(堤 信也君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) これをもって、8款消防費、9款教育費の質疑を終了いたします。 説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1時44分)

再 開 (午後 1時46分)

○委員長(堤 信也君) 再開いたします。

次に、10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費の質疑を行います。質疑者は手を 挙げて、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) これをもって10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費の 質疑を終了いたします。

続きまして、総括質疑に入ります。質疑者は挙手にてお願いします。

11番、根本委員。

- ○11番(根本謙一君) 委員長の許可を得てて再度質問させていただきますけれども、この委員会始まる前にいわゆる窓口の接遇問題、これを総括で可能かどうかひとつご判断いただいた後に、可能であるならば事例を披瀝多少させていただきながら。予算直接には絡みませんけれども、こういう場でないとなかなかお伝えし切れない。これからのこともありますから。これは全ての日々の窓口サービスに関わることですので。
- ○委員長(堤 信也君) 根本委員、何か1つ予算、どこの予算かでそれを言っていただいて、それでトータル的に判断していくしかないと思うのです。それはどちらかありませんか。
- ○11番(根本謙一君) ご配慮ありがとうございます。ただし、そうしますと総務費に戻らざるを得ない。窓口業務委託料、そこに行くしかないのですけれども。
- ○委員長(堤 信也君) それは何費に。
- ○11番(根本謙一君) 総務費。27ページありますね。27ページの委託料、12節、これに絡んでということで。
- ○委員長(堤 信也君) 休憩します。

休憩 (午後 1時48分)

再 開 (午後 1時53分)

○委員長(堤 信也君) 再開します。

総括質疑に入ります。質疑者は挙手にてお願いします。

11番、根本委員。

○11番(根本謙一君) 私は、まず1点目は27ページの総務費の管理費に入るのですけれども、委託料の窓口業務委託料、このことでまず1つ質問させていただきます。2つ目が財政のことで総括的に当局に問いただしをしたいと思います。この2点でお願いいたします。

まず、1点目ですけれども、窓口業務、2つの支所にそれぞれ業務、それから本所でも多くの方に ご協力いただいて、総合窓口で本当に便利にサービス提供していただいていると実感しております。 そこの中で課題は出てきているのか。それから、もしも何かトラブルがあった場合にしっかり業者を、 課長にスムーズにその情報提供あるいは課題解決に向けた取組等々がしっかり上げられているのか。 情報共有もなされているのかどうか。そこをお伺いしたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) それでは、窓口の業務委託でございますが、現在各本郷、新鶴支所、さらにはこの本庁舎において今業務を行っているところでございます。課題につきましては、やはり今委員おっしゃられたように、まずその業者との打合せというのが4月当初ございました。これを今回解決するべく、去年の本年度5月から定期的に毎月1回以上その業者のほうと毎月定例の打合せ会を行いまして、そこの中で町、さらには業者の情報の共有と申しますか、そこの中で打合せを行いながら、よりよい窓口サービスをつくるために打合せを行っているところでございます。

あと、トラブルの報告につきましては随時ありましたら委託業者のほうから報告が上がってくる仕組みになってございます。翌日には、紙ベースの報告書というのも上がってきます。そういうふうにして情報の共有を図っているところでございます。

それでよろしいでしょうか。

- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 分かりました。一応はそういうシステムがつくられているということです。これからお話しすることは、ちょっと外れることになりますので、答弁は求めていけないと思いますけれども、事案としては起こり得る、窓口業務委託の場合だけではなくて、それぞれの窓口でいろんなことが起こり得ているというふうに実態があると思います。そういう事案をしっかり踏まえて、上層部に伝えられ情報共有しているということになっているというふうに、この業務委託と同様にしっかりシステムになっているというふうに受け止めて、これは実際にあるトラブルがそっちに行っているということで踏まえておいていいですか。いいですかっておかしい。分かりました。いずれにしても、そういうトラブル解決、そういう情報はしっかりみんなで共有しているということで踏まえていいですね。その窓口業務委託から上がってきたペーパーありますよね。いろいろな日々の情報ありますね。特にトラブルが問題だと思うので、トラブル解決どのように図ったかということ。それが情報共有されていますねという確認です。
- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) ただいまのご質問でございますが、当初、先ほど答弁させていただきましたが、今年度の昨年の5月からそういった事例が過去にあったという話がありましたので、定期的に月1回以上その業者のほうと町職員の中でそういった情報の交換なり、そういったトラブルに対応するなり、そういった情報を交換しているところでございます。
- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 別の機会に移します。財政のほうをお願いいたします。

予算書を見ますと、今年度の公債費以上に起債がなされております。私の認識に誤りがあれば正し

ていただいて結構なのですけれども、たしか起債は償還額以内に抑える、いわゆる起債の抑制ルール、 財政規律と言っていいのかもしれませんけれども、そういう方針でずっと来ていたかと思います。こ こに来て、起債が相当多うございます。公債費が12億、起債が16億になります。このことについては、 当局からは特段の説明はなかったかと思います。特異なことでこういうふうになったのかどうなのか、 まず1点。

それから、昨日の施策の質問の中で、経常収支比率が今年度、それから来年度、再来年度と総体も含めて課長から話がありました。91%、92%ということ。当然臨財債を使えば、それが分母に入ってきていますので、それで低く抑えているという現実もございます。そうしますと、この基準財政需要額の中に算入額が入ってきているということを踏まえると、この臨財債を限度額使ってしまっていいのかという話にもなってきます。いずれにしても、長期財政計画がない中で伺うのも甚だ難しいところがあるのですけれども、そこは財政当局としてどのように踏まえているか伺いたいと思います。

以上、お願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- 〇政策財政課長(鈴木國人君) まず、公債費の部分でありますが、適債事業と申しますが、枠としてこれだけというふうに設定をして、今年度はこの以内でということでやったものではございませんで、今後必要となる事業に関しまして、やはり今解決すべき部分に関しましては現状のルールでどれだけ有利な状況で借りれるかということも踏まえまして、事業計画も見据えた上で適債事業と申しますか、起債を起こさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。それから、臨財債につきまして経常収支比率の中でということでありますが、もともと交付税の足りない部分でありますから、収入額のほうに入ってくるわけなのですが、ただそれを見越して経常収支比率を抑えていこうということではなくて、あくまで経常収支比率に関しましては長期財政計画これから、費用分は昨日お話しさせていただきました。今後歳入等々をそこを押さえまして、再度長期財政計画の中でお示しできればと思っております。臨財債については、実際は交付税という同じ扱いでありましたので、収入の中に入ってしまうということでありますが、それを計算に入れて何かはじき出しているということではございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。
- ○委員長(堤 信也君) 根本委員。
- ○11番(根本謙一君) 今出ていました長期財政計画はいつ出されるのでしょうか。
- ○委員長(堤 信也君) 政策財政課長。
- ○政策財政課長(鈴木國人君) 長期財政計画、昨年からいろいろお話しさせていただいておりますが、5月、いわゆる6月の議会の前までには何とかお示しできるかなということで、これから取り組んで、今も取り組んでおりますが、今後とも取り組んでまいります。

以上でございます。

○委員長(堤 信也君) 根本委員。

○11番(根本謙一君) 分かりました。それがない中で質問しているというのは本当につらいのですけれども、一般質問のところで基準財政需要額、これを抑制がされてきていますよという話、それは承知していないという答弁をいただいております。これもしっかり財政当局としては押さえておいてほしい。やっぱり経年で見ないと分からない部分がある。私は、そういうことを教えられてきていたので、それを出して、そこに交付税の算入額がもう入り込んできている。基準財政需要額プラス算入額ではなくて、基準財政需要額の中にどんどん入れ込まれて、補正係数をいじられてきているのだということを私は認識しております。これが間違っているかどうかも含めて、財政当局はどういうふうに考えるか、最後にお願いします。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、政策財政課長。
- 〇政策財政課長(鈴木國人君) 基準財政需要額、収入額とそれぞれある程度は示されないと実際のところは分からないというところが実際かと思いますけれども、計算に当たっては委員おっしゃるようなところもあるかもしれませんし、また交付税算定の際にその年度年度でまた対象事業が変わったりしますので、現状推定をしていくというのは非常に難しいところでありますが、そこはある程度なるべく正確なものを把握していきたいというふうに思っているところでございます。委員おっしゃる部分も、内容的にはちょっと全くそのとおりだというふうには思っておりませんけれども、ただなかなか具体的には見えてこない部分もございますので、今後ともそこら辺の把握については十分精査していきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

- ○委員長(堤 信也君) 13番、山内委員。
- ○13番(山内須加美君) 全体的な入札関係でちょっとお伺いいたしたいと思います。

令和3年度に向けて、かなり各所管工事等々またあるわけなのですが、この令和3年度についての 取組、この時点でということもあるので、分かる範囲の中で入札制度の改正もあるのかどうか、する のだろうと思います。というのは、常任委員会のほうでもちょっと大きい工事がございまして、委員 間での話をしたときに所管課長からは改善を含めて取り組むということ、まだ正式には決まっていな いというような回答をいただいていますけれども、そういうのを含めまして令和3年度についての取 組をお伺いしたいと思います。

- ○委員長(堤 信也君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(國分利則君) 入札制度でございます。今内部で検討してございます。ただ、この改正後いつから施行なり始めるかというのはまだ決まっていないということでございますので、やはりこの制度を根本から見直しまして適正な入札を心がけていきたいと考えてございます。
- ○委員長(堤 信也君) 山内委員。
- ○13番(山内須加美君) 今すぐではないということなのですが、当然透明性も含めましてあとやっぱり工期の問題等々ございますので、それは十分あらゆる立場から検討していただいて、ぜひひとつ、

ただこれはゆっくりできないと思います。もうすぐ4月から新年度は始まるわけですので、早急にやっぱり改善するような形で進めるべきだと思いますが、その件で町長職務代理者の意見もひとつ差し支えなければ、今の現時点で話しできる範囲で結構でございますので、指名選考委員会等々もございましたので、今後に向けてぜひひとつ話のいただける範囲で結構でございますので、よろしくお願いします。

○委員長(堤 信也君) 町長職務代理者、副町長。

○副町長(鈴木直人君) ただいまのご質問でございますが、総務課長もお答えをさせていただきました。私もこの入札に関係しましては、今回のこういった事案もございますので、改善をしていかなければならないという思いはしっかり持っているところでございます。ただ、委員がおっしゃられるように、今、年度が切り替わると、その中でまだ十分に中身が詰まっていない中で見切り発車というのは、ちょっとこれは危険も伴うのではないかなということで、その点についてはご理解いただいて、もう少し慎重にいろんなことを検討して実施に向けていきたいという考え方でございます。

○委員長(堤 信也君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) 以上で議案第25号 令和3年度会津美里町一般会計予算の質疑を終了いた します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第25号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各委員投票]

○委員長(堤 信也君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(堤 信也君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本委員会に付託されました議案の審議が終了しました。

○副委員長(村松 尚君) これで令和3年会津美里町議会定例会3月会議予算特別委員会を閉会い

たします。

閉 会 (午後 2時11分)

定例会3月会議

(第 3 号)

## 令和3年会津美里町議会定例会3月会議

#### 議事日程 第3号

#### 令和3年3月19日(金)午後2時00分開議

- 第 1 常任委員会委員長の報告
- 第 2 予算特別委員会委員長の報告
- 第 3 議案第 5号 会津美里町表彰条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 6号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 7号 会津美里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 8号 会津美里町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 9号 会津美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第10号 会津美里町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第11号 会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第12号 会津美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 第11 議案第13号 会津美里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第17号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第12号)
- 第13 議案第18号 令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第14 議案第19号 令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 第15 議案第20号 令和2年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 第16 議案第21号 令和2年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)
- 第17 議案第22号 令和2年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 第18 議案第23号 令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算(第6号)
- 第19 議案第24号 令和2年度会津美里町下水道事業会計補正予算(第6号)
- 第20 議案第25号 令和3年度会津美里町一般会計予算
- 第21 議案第26号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計予算
- 第22 議案第27号 令和3年度会津美里町介護保険特別会計予算
- 第23 議案第28号 令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議案第29号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計予算
- 第25 議案第30号 令和3年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計予算

- 第26 議案第31号 令和3年度会津美里町水道事業会計予算
- 第27 議案第32号 令和3年度会津美里町下水道事業会計予算
- 第28 議案第33号 令和3年度永井野財産区特別会計予算
- 第29 同意第 1号 会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ いて
- 第30 同意第 2号 会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ いて
- 第31 同意第 3号 会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ いて

#### 本日の会議に付した事件

## 第31まで同じ

追加日程第1 議案第36号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第13号)

追加日程第2 議案第37号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算(第1号)

追加日程第3 発議第 1号 会津美里町議会会議規則の一部を改正する規則

# ○出席議員(15名)

1番	野	中	寿	勝	君	10番	佐	治	長	_	君
2番	村	松		尚	君	11番	根	本	謙		君
3番	小	島	裕	子	君	12番	根	本		剛	君
4番	渋	井	清	隆	君	13番	山	内	須力	1 美	君
5番	堤		信	也	君	14番	横	山	知 世	世志	君
6番	石	JII	栄	子	君	15番	山	内		長	君
7番	鈴	木	繁	明	君	16番	谷	澤	久	孝	君
9番	横	山	義	博	君						

## ○欠席議員(なし)

# ○説明のため出席した者

副 町 長	鈴	木	直	人	君
会計管理者	舩	木	宗	徳	君
総務課長	或	分	利	則	君
政策財政課長	鈴	木	國	人	君
産業振興課長	金	子	吉	弘	君
町民税務課長	横	山		優	君
健康ふくし課長	原		克	彦	君
建設水道課長	鈴	木	明	利	君
教 育 長	新	田	銀	_	君
教育文化課長	松	本	由佳	里	君
選挙管理委員会書記長 (兼)	國	分	利	則	君
農業委員会 事務局長(兼)	金	子	吉	弘	君
代表監査委員	鈴	木	英	昭	君

## ○事務局職員出席者

 事務局長
 髙
 木
 朋
 子
 君

 総務係長
 歌川
 和
 仁
 君

#### 開議 (午後 2時00分)

○開議の宣告

○議長(谷澤久孝君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### ○常任委員会委員長の報告

○議長(谷澤久孝君) 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。 まず初めに、総務厚生常任委員会委員長、横山知世志君、報告願います。

[総務厚生常任委員長(横山知世志君)登壇]

○総務厚生常任委員長(横山知世志君) 令和3年3月会議の総務厚生常任委員会報告を申し上げます。

本委員会は、3月2日に論点抽出を行いましたが、論点はありませんでした。さらに、3月8日の 総括質疑応答後にも論点整理表は提出されませんでした。よって、論点はなしとしました。

令和3年3月9日午前10時より本庁舎議場において、委員全員、所管課及び議会事務局同席の下、 総務厚生常任委員会を開催いたしました。本委員会に付託された案件は議案16件であります。審議、 審査の結果はお手元に配付されているとおりでありますので、件名を省略し、議案番号にて報告いた します。

初めに、議案第5号では若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第6号では、寒冷地手当の根拠を問われ、当局から、国家公務員に支給されており、準じて町も条例を定めている。職員の時間外手当を算出する勤務1時間当たりの算定基礎に寒冷地手当も加えるとしたもので、従来も支給されていると答弁がありました。ほかにも質問がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、本案は原案どおり可決されました。

議案第7号では、特殊勤務手当が4,000円以内としているが、状況により支給手当が異なるのか、金額の基準は何を基にしているかと問われ、当局からは、町民が4,000円であり、作業に応じた額を規則で定めている。国、県の基準に沿った額であるというふうに答弁されました。ほかにも質問があったが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で原案どおり可決されました。

議案第8号は、若干の質問がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で原案どおり可決 されました。

続いて、第11号は、介護保険の据置きは町民にとってはありがたい。しかしながら、第8期事業計画では令和7年度から保険料が上がる推計であり、上昇を抑制する施策の認識を問われた。当局から、今回の据置きで次期保険料が急激に上がることは避けたいというふうに認識している。策を講じて介護予防に努め、極端な上昇はないように努めると答弁されました。討論はなく、採決の結果、賛成全

員で原案どおり可決されました。

議案第12号 今回の運営基準のほかに町独自の項目を加えることに議論はなかったのか。また、今後必要となる業務継続計画の策定はどう指導しているかと問われ、当局は、業務継続計画策定については災害やその他感染症に対応した計画の策定を事業所にお願いしており、4月から運用の予定であると答弁があった。また、1ユニットの定員変更を今改正する背景を問われ、当局から、おおむね10人以下の基準に各県で統一した運用はされていなかったため、15人を超えないこととしたものであり、1ユニットに余裕があれば15室まで増床できるようになったと答弁があった。ほかに質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で原案どおり可決されました。

議案第13号では、委員から、この条例改正のきっかけは何だったのかと問われ、当局からは、第1号会計年度任用職員はパートタイムでの勤務であり、当初時間外は発生しないと想定しておったが、地域おこし協力隊などでは休日や時間外の勤務が発生する可能性があるため改正するもので、この条例は、国、県に準じているものではなく、町としての改正であると答弁がありました。採決の結果、討論はなく、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

議案第18号では、県補助金の保険給付費等の減額の理由を問われ、新型コロナの影響で医療費の額が減ったためであり、歳出でも同じく減額をし、その他システム改修分も減額としたものであります。また、特定健診受診者数を問われ、当局からは、コロナの影響で春から秋に変更したもので、令和元年度は1,510人であったが、2年度は約300人程度減少した。施設検診においては、元年度190人が2年度に257人と増加した。人間ドックは、元年度264人に対し、2年度211人であった。受診率を上げていく必要があるが、人間ドックの希望者が増えないことをどう認識しているか問われ、新型コロナの影響により春先に病院で人間ドックを中止していたため、53人ほど減ってしまった。予算は例年どおり計上し、今後も受診勧奨に努めるというふうに答弁されました。その後討論はなく、採決の結果、賛成全員で原案どおり可決されました。

議案第19号では、介護サービス等諸費で4%と正常であるが、要因を問われ、当局からは、コロナの影響でサービス単価が上がったのが原因で、コロナが終息すれば単価も下がるものと認識していると答弁があり、討論はなく、採決の結果、賛成全員で原案どおり可決されました。

議案第20号は、質疑、討論はなく、採決の結果、賛成全員で原案どおり可決となりました。

議案第22号では若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で原案どおり可決 となりました。

議案第26号では、当初予算で1人当たりの医療費が増加をしている。令和2年度補正予算では減額しているが、その背景はと問われ、当局から、医療技術の向上に伴い医療費が高額傾向にあり、令和2年度にコロナの影響で医者に行かなかったため、病状の悪化や重症化が想定されるため、多めに計上したと答弁があり、また特定健診の見通しを問われ、集団検診、施設検診、人間ドックをそれぞれ想定して計上し、受診率向上の施策をしてまいりたいと答弁があった。その後討論なく、採決の結果、

賛成全員で原案どおり可決されました。

議案第27号では、ボランティア団体の活発化をとあるが、その内容を問われ、当局から、認知症サポーター養成講座を修了し、ステップアップ講座を受講した方々でオレンジの会というボランティア団体を元年度に結成しており、その活発化を目指すと答弁があった。予算は、グループホームやその他各種施設とかの養成講座の運営等にも関わってもらうときの交通費1回1,000円程度を予定していると答弁があった。また、委員からは、介護予防事業で保健事業との一体化とあるが、その内容を問われ、令和3年度は集いの場での口腔予防などを実施していく予定で、歯科衛生士にも協力を願い、いろいろな事業に取り組むという答弁がありました。討論はなく、賛成全員で原案どおり可決しました。

議案第28号、質疑、討論もなく、賛成全員で原案どおり可決しました。

議案第30号では、委員から、団地の環境整備は大事であるが、団地内住民との信頼関係も重要である。町とのコミュニケーションはどうされているのかと問われ、当局からは、令和2年度はコロナの関係でなかなか地区に入れなかった経緯があるが、次年度は森林環境整備事業など、産業振興課と連携しながら、地区内の意見を伺いながら環境整備に取り組むとの答弁があり、その後討論はなく、賛成全員で可決しました。

また、議案第33号は、質疑、討論もなく、賛成全員で原案どおり可決いたしました。 以上で総務厚生常任委員会結果報告を終わります。

○議長(谷澤久孝君) これより委員長に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

続いて、産業教育常任委員会委員長、山内須加美君、報告願います。

[產業教育常任委員長(山内須加美君)登壇]

○産業教育常任委員長(山内須加美君) それでは、産業教育常任委員会の報告を申し上げます。

去る3月9日午前10時より常任委員会室において、委員全員と所管課課長、課長補佐、係長出席の下、開催をいたしました。本委員会に付託された案件は議案8件です。なお、3月2日に論点抽出を行いましたが、論点はありませんでした。さらに、3月8日の総括質疑の質疑終了後にも論点整理表は提出されませんでした。よって、今回の付託案件では論点はないことをご報告申し上げます。

それでは、議案名を省略して議案番号で報告いたします。まず、議案第9号は、委員より、条例の一部改正に伴い、規則、要綱等を改正するものはあるのかとの問いに、所管課より、規則、要綱等で改正するものはないとの答弁があり、その後質疑なく、賛成全員で本案は可決いたしました。

次に、議案第10号は、委員より、耐震基準に合致しないものはまだかなりあるが、入居状況について質問があり、所管課より、除却予定が64棟で137戸あり、うち87戸が入居している。また、委員より、入居者に住み替えのお願いし、納得していただいた上での退去へのスケジュールはどうなるのか

との質問に、所管より、住み替えの補助の周知やアンケート等を実施しており、今後も引き続き早い時期に住み替えをお願いをしていくとの答弁があり、その後質疑なく、賛成全員で本案は可決いたしました。

次に、議案第21号、委員より、工業団地の売却する場合に最低面積の制限はあるのか。また、未売却の面積と場所について質問があり、所管課より、最低面積の制限は設けていない。未売却面積は4,500平方メートルと5,327.96平方メートルの2筆で、場所は会津美里消防署建設地の南側の土地であるとの答弁があり、その後質疑なく、賛成全員で本案は可決いたしました。

次に、議案第23号は、委員より、老朽管更新事業を行っているが、漏水のボリューム的な変化はどうなっているのか。また、配水管布設工事の入札で建設水道関係業者が入っていたと思うが、資格のある業者は何社あるのかとの問いに、所管課より、効果は少しずつ出てきているという感覚はある。漏水量の具体的な変化については、決算となっていないため、答弁は控える。また、入札資格を有する業者は町内15社となっているとの答弁がありました。また、委員より老朽管更新事業の進捗状況について質問があり、所管課より、事業計画期間が20年間で、工事着手から2年目であり、進捗率については五、六%である。また、委員より、工事着手のエリア設定はどのようになっているのかとの問いに、所管課より、漏水多発エリアから工事に着手している。また、委員より、水道管のどこから漏水しているのか。また、新たに布設している管の種類は何かとの質問に、所管課より、石綿管では継ぎ手部分、VP管では管の下部の割れが多い状況になっている。新たに布設しているのは水道排水をポリエチレン管を使用しているとの答弁があり、その後質疑なく、賛成全員で本案は可決いたしました。

次に、議案第24号、委員より、下水道事業予定貸借対照表に記載のある未収金の内訳はとの問いに、所管課より、納期の関係もあり、下水道使用料の2月、3月分が多く占めている。また、委員より、動力費が大きく減額されているが、主な原因は何かとの質問に、所管課より、高田浄化槽センター分で200万円程度減額となっており、要因はオゾン設備を稼働していなかったためと考えられる。その後質疑なく、賛成全員で本案は可決となりました。

次に、議案第29号、委員より、予備費は30万円を計上しているが、根拠はどのようなものなのかとの問いに、所管課より、過去の実績などを参考にしている。また、委員より、不測の事態が起きた場合30万円では不足することもあると思うが、その場合は予算の流用や補正予算で対応するとの考えかとの質問に、所管課より、予算が不足する場合は流用などにより対応したい。困難な場合は予算の補正をお願いすることになるとの答弁がありました。また、委員より、土地売払い収入を4,500万円計上しているが、売却時期についてはどのように予想しているのかとの質問に、所管課より、現在のコロナウイルス感染症の影響により今後の会社の状況についても見極めができない状況である。しかしながら、土地についてはなるべく早く購入したい旨との答弁がありました。また、委員より、案内看板設置の内容と道路改良工事の時期と入札方法について質問があり、所管課より、案内看板について

は老朽化しているため、また現在の設置場所の道路向かいの民地に若松方面から町内に向かうほうが 見やすいため、新設する。道路改良工事については6月に着手し、年内の完成を予定している。また、 入札の方法については、これから入札制度の見直しについて議論を行っていくとの答弁がありました。 その後質疑なく、賛成全員で本案は可決いたしました。

次に、議案第31号、委員より、資産減耗費で新鶴第7水源の解体とあるが、場所はどこか。また、 現在使用いない施設かとの問いに、所管課より、吹上台団地の東側、県道沿いにあり、現在は使用し ていないとの答弁があり、その後質疑なく、賛成全員で本案は可決いたしました。

次に、議案第32号、委員より、高田処理区は平成14年度から使用開始となったと思うが、新規加入者の状況はどうかとの問いに、所管課より、令和2年度の新規加入見込みで高田処理区で34件、本郷処理区で15件である。また、令和3年度では高田処理区で30件、本郷処理区で22件見込んでいるとの答弁がありました。その後質疑なく、賛成全員で本案は可決いたしました。

### 〔何事か言う人あり〕

○産業教育常任委員長(山内須加美君) すみません。訂正させてください。議案第24号の所管課の答弁の中で「高田浄化槽センター」と申し上げたそうです。正式には「高田浄化センター」でございます。訂正いたします。よろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長(谷澤久孝君) これより委員長に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

### ○予算特別委員会委員長の報告

○議長(谷澤久孝君) 日程第2、予算特別委員会委員長の報告を議題といたします。

本件についての委員長報告は、別紙報告書のとおりであります。

お諮りいたします。委員長の報告は、会議規則第41条第3項の規定により省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員長の報告は省略することに決しました。

#### ○議案第5号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第3、議案第5号 会津美里町表彰条例の一部を改正する条例を議題と いたします。 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第6号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第4、議案第6号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

替成全員。

○議案第7号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第5、議案第7号 会津美里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部 を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第8号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第6、議案第8号 会津美里町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ○議案第9号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第7、議案第9号 会津美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ○議案第10号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第8、議案第10号 会津美里町営住宅管理条例の一部を改正する条例を 議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第11号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第9、議案第11号 会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例を議 題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第12号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第10、議案第12号 会津美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第13号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第11、議案第13号 会津美里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手 当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第17号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第12、議案第17号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第12号) を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第17号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第18号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第13、議案第18号 令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予 算(第4号)を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

### [各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ○議案第19号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第14、議案第19号 令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第 5号)を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ○議案第20号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第15、議案第20号 令和2年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第3号)を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第21号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第16、議案第21号 令和2年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補 正予算(第3号)を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第22号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第17、議案第22号 令和2年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補 正予算(第2号)を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第22号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第23号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第18、議案第23号 令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算(第6号)を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第24号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第19、議案第24号 令和2年度会津美里町下水道事業会計補正予算(第6号)を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第25号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第20、議案第25号 令和3年度会津美里町一般会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第25号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押

してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第26号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第21、議案第26号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計予算を 議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第27号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第22、議案第27号 令和3年度会津美里町介護保険特別会計予算を議題 といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第28号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第23、議案第28号 令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計予算 を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第29号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第24、議案第29号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計予 算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第29号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第30号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第25、議案第30号 令和3年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第31号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第26、議案第31号 令和3年度会津美里町水道事業会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第32号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第27、議案第32号 令和3年度会津美里町下水道事業会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第33号の議題、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第28、議案第33号 令和3年度永井野財産区特別会計予算を議題といた します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○同意第1号の議題、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第29、同意第1号 会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、同意第1号に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○同意第2号の議題、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第30、同意第2号 会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、同意第2号に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第2号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押して

ください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○同意第3号の議題、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第31、同意第3号 会津美里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、同意第3号に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押して ください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ただいま町長職務代理者、副町長、鈴木直人君、15番、山内長君より追加議案提出の申出がありました。ここで、議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩します。

再 開 (午後 3時15分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

### ○日程の追加

○議長(谷澤久孝君) ただいま追加送達された事件は、会津美里町長職務代理者より議案第36号及 び議案第37号、15番、山内長君より発議第1号の3議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、 提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第36号、議案第37号及び発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

## ○議案第36号、議案第37号の議題及び提案理由の説明

○議長(谷澤久孝君) まず、議案第36号及び議案第37号について提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者、副町長、鈴木直人君。

[副町長(鈴木直人君)登壇]

○副町長(鈴木直人君) それでは、追加提案いたしました議案2件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第36号は、令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第13号)であります。会津美里町長及び会津美里町議会議員補欠選挙事業に係る債務負担行為を追加するものであります。

次の議案第37号は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算(第1号)であります。会津美里町長及び会津美里町議会議員補欠選挙事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、教育委員会運営事業等を見込み、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,022万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億9,622万1,000円とするものであります。

私からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) これをもって提案理由の説明を終わります。

#### ○議案第36号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 追加日程第1、議案第36号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第13号) についてを議題といたします。 ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長(鈴木國人君)登壇〕

○政策財政課長(鈴木國人君) 議案第36号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第13号)についてご説明いたします。

予算書と併せまして提出案件資料2ページを御覧ください。なお、今回の補正につきましては、令和3年4月25日執行の会津美里町長及び会津美里町議会議員補欠選挙の選挙事務費用について債務負担行為を設定するものでございます。

今般の選挙は、4月20日告示、4月25日執行となりますので、年度開始日である4月1日からは日前がないことから、選挙に係る契約等につきまして今月中に締結し、業務に着手する必要がございます。このため、令和2年度中から着手が想定される経費につきまして、期間を令和2年度から令和3年度までとして債務負担行為を設定するものでございます。

なお、支出についてでありますが、令和2年度の支払いは発生いたしませんので、今回の補正は歳 入歳出予算の額の補正を伴わない債務負担行為のみの補正となります。

それでは、予算書の説明に移ります。表紙を御覧ください。第1条におきまして、債務負担行為の 補正でございます。

裏面を御覧ください。第1表、債務負担行為補正でございます。追加でありまして、事項、会津美 里町長及び会津美里町議会議員補欠選挙事業、期間、令和2年度から令和3年度まで、限度額、659万 1,000円でございます。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第37号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 追加日程第2、議案第37号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長(鈴木國人君)登壇〕

○政策財政課長(鈴木國人君) それでは、議案第37号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算(第 1号)についてご説明いたします。

予算書と併せまして提出案件資料 3 ページから 6 ページを御覧いただきたいと存じます。予算書の表紙を御覧ください。第 1 条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,022万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億9,622万1,000円とするものでございます。

3 枚おめくりいただきまして、3 ページを御覧いただきたいと存じます。歳入歳出の補正予算の内容につきまして事項別明細書によりご説明を申し上げます。なお、補正内容につきましては提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金857万1,000円の増額につきましては、第1節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございまして、ワクチン接種体制確保に係る追加事業につきまして国庫補助の対象となることから、増額をするものでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,165万円の増につきましては、今回の補正予算における一般財源の調整のため、増額をするものでございます。

4ページに参りまして、歳出であります。2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費40万

8,000円の増につきましては、会津美里町長及び会津美里町議会議員補欠選挙執行のため、会計年度 任用職員の人件費についてそれぞれ記載のとおり増額するものでございます。

3目会津美里町長及び会津美里町議会議員一般選挙費317万6,000円の減額につきましては、会津美 里町長及び会津美里町議会議員補欠選挙の執行のため、当初予算で計上した重複する費用につきまし て、1節の報酬から18節の負担金補助及び交付金までそれぞれ記載のとおり減額をするものでござい ます。

4目会津美里町長及び会津美里町議会議員補欠選挙費2,427万4,000円の増額につきましては、会津 美里町長及び会津美里町議会議員補欠選挙の執行に伴うものでございまして、主なものといたしまし ては、1節の投票管理者・立会人報酬103万8,000円、3節の時間外勤務手当700万円、5ページに参 りまして、10節の消耗品費125万6,000円、12節のポスター掲示板作製等業務委託料316万5,000円、18節 の選挙運動費用交付金684万7,000円を新たに計上するものでございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費857万1,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るものでございまして、1節の予防接種健康被害調査委員会委員報酬1万6,000円、6ページに参りまして、12節の健康管理システム改修委託料100万円、18節の両沼地方医療機関支援負担金755万5,000円をそれぞれ計上するものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、1目委員会費14万4,000円の増額につきましては、教育長職務代理者等が教育長の職務を行うため、7節の教育長職務代理者等報償14万4,000円を新たに計上するものでございます。

なお、次ページ以降につきましては給与費明細書でありますので、御覧いただきたいと存じます。 歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。 根本謙一君。

○11番(根本謙一君) 1件だけお伺いします。

いわゆる新型コロナウイルスワクチンの接種事業についてですけれども、一定程度はこの定例会の中で情報はいただいておりますけれども、ちょっと情報、テレビ等の、新聞、情報を見ますと、目まぐるしく変わってきているような印象があります。では、この町の状況は現在どうなのかということを改めてここで、分かる範囲でご説明いただければありがたいです。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長(原 克彦君) ワクチン接種の現在の状況でございますが、マスコミ報道等ではいるいる報道されております。県におきましては、支部のほうにまず割り当てるということで報道されておりました。町に対しましては、ワクチンが確保できたという連絡は現在のところございません。しかしながら、そういった情報が入り次第町民の皆様にはその都度早急にお知らせをしてまいりたい

と考えております。

なお、ワクチンの接種のためのクーポン券、こちらのほうは既に準備しておるところでございますけれども、先ほど申し上げたように、まだ県からのそういった指示はございませんので、今止まっている状態でございます。

以上でございます。

- ○議長(谷澤久孝君) 根本剛君。
- ○12番(根本 剛君) 同じく6ページの衛生費の中で両沼地方医療機関支援負担金ですが、これは 医療外注代とか、あと個人開業医ということでも含まれているのですけれども、この件数的には、件 数は、それは教えてください。医療機関の件数。
- ○議長(谷澤久孝君) 答弁、健康ふくし課長。
- ○健康ふくし課長(原 克彦君) 両沼地方の医療機関ということでございますので、14医療機関になります。
- ○議長(谷澤久孝君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○発議第1号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 追加日程第3、発議第1号 会津美里町議会会議規則の一部を改正する規則 を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

15番、山内長君。

[15番(山内 長君)登壇]

○15番(山内 長君) 発議第1号 会津美里町議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

地方自治法第112条及び会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出をするものです。

内容につきましては、御覧おきいただきたいと思いますが、提出理由だけご説明申し上げます。この規則の一部改正案は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求められている押印の義務づけを見直しまして、署名または記名押印に改めるものであります。

以上です。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) これをもって討論を終了いたします。

これより発議第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

替成全員。

# ○散会の宣告

○議長(谷澤久孝君) 以上をもちまして本定例会3月会議に付議されました案件の審議は全て終了 いたしました。

これで令和3年会津美里町議会定例会3月会議を散会いたします。

散 会 (午後 3時34分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

久 議 長 谷 澤 孝 議 員 内 須 加 美 山 議 員 横 山 知 世 志